

平成 21 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成21年 第2回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 6月10日～6月29日(20日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
6月10日(水)	提案説明	
11日(木)	休会	
12日(金)	〃	
13日(土)	〃	
14日(日)	〃	
15日(月)	会派代表質問	
16日(火)	会派代表質問等	
17日(水)	一般質問	
18日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
19日(金)	〃	〃(総括質疑)
20日(土)	〃	
21日(日)	〃	
22日(月)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
23日(火)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
24日(水)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
25日(木)	〃	市立病院調査特別委員会
26日(金)	〃	
27日(土)	〃	
28日(日)	〃	
29日(月)	討論・採決等	

平成 2 1 年  
小樽市議会 第 2 回定例会会議録目次

6 月 1 0 日 (水曜日) 第 1 日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第 2 議案第 1 号ないし第 1 9 号	3
	市長提案説明 (議 1 ~ 1 8 )	3
	提案説明 (議 1 9 北野議員)	4
1	日程第 3 休会の決定	6
1	散 会	6

6 月 1 5 日 (月曜日) 第 2 日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 1 9 号	9
	会派代表質問 菊地議員	9
	会派代表質問 濱本議員	24
1	散 会	40

6月16日(火曜日) 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし第19号	45
	会派代表質問 千葉議員	45
	会派代表質問 山口議員	62
	会派代表質問 大橋議員	68
	採 決(議18)	79
1	散 会	79

6月17日(水曜日) 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号	83
	一般質問 斉藤(陽)議員	83
	一般質問 吹田議員	92
	一般質問 新谷議員	95
	一般質問 林下議員	104
	一般質問 大竹議員	111
	議事進行について 大竹議員	120
	一般質問 中島議員	121
	予算特別委員会設置・付託	127
	常任委員会付託	127
1	日程第2 陳情	127
	常任委員会付託	127
1	日程第3 休会の決定	127
1	散 会	127

6月29日(月曜日) 第5日目

1	出席議員.....	129
1	欠席議員.....	129
1	出席説明員.....	129
1	議事参与事務局職員.....	130
1	開 議.....	131
1	会議録署名議員の指名.....	131
1	理事者から発言の申出.....	131
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号並びに陳情及び調査.....	131
	予算特別委員長報告.....	131
	討 論  菊地議員.....	135
	採 決.....	136
	総務常任委員長報告.....	136
	討 論  菊地議員.....	138
	討 論  斎藤(博)議員.....	139
	討 論  吹田議員.....	140
	採 決.....	140
	経済常任委員長報告.....	141
	討 論  新谷議員.....	143
	採 決.....	143
	厚生常任委員長報告.....	144
	討 論  中島議員.....	145
	採 決.....	147
	建設常任委員長報告.....	148
	討 論  古沢議員.....	149
	採 決.....	151
	学校適正配置等調査特別委員長報告.....	151
	討 論  北野議員.....	153
	採 決.....	153
	市立病院調査特別委員長報告.....	154
	採 決.....	155
1	日程第2 議案第20号及び第21号.....	155
	市長提案説明(議20、21).....	155
	討 論  北野議員.....	156
	採 決(議20は投票).....	157
1	日程第3 石狩湾新港管理組合議会議員の選挙.....	158

1	日程第 4	小樽市農業委員会委員の推薦.....	158
1	日程第 5	意見書案第 1 号ないし第 1 3 号.....	159
	提案説明	( 意 1 ~ 3 新谷議員 ) .....	159
	討 論	中島議員.....	160
	採 決.....		162
1	閉 会.....		163

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	案	第	1	号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第	5	号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	6	号	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	7	号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	8	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	9	号	訴えの提起について
議案	案	第	10	号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	11	号	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案	第	12	号	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第	13	号	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第	14	号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	15	号	平成21年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第	16	号	平成21年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	17	号	平成21年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第	18	号	工事請負契約について
議案	案	第	19	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	20	号	小樽市監査委員の選任について
議案	案	第	21	号	人権擁護委員候補者の推薦について

### 意見書案

意見書案	見書案	第	1	号	消費税増税計画を撤回し、税制の転換を求める要望意見書（案）
意見書案	見書案	第	2	号	国保料（税）の引下げと国保制度の再建に関する意見書（案）
意見書案	見書案	第	3	号	4月実施の見直し要介護認定制度の撤回を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	4	号	地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	5	号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	6	号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	7	号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保・拡充を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	8	号	地方分権改革に当たり地域経済等に配慮を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	9	号	全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	10	号	経済・雇用危機から雇用を守る対策の強化を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	11	号	学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書（案）
意見書案	見書案	第	12	号	景気悪化の直撃から学生を救う緊急対策を求める意見書（案）
意見書案	見書案	第	13	号	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（案）

### 陳情

陳情	第1150号～第1152号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情	第1153号	生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書提出方について
陳情	第1154号	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について

## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

菊地議員（6月15日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題と市長の政治姿勢について
- 2 まちづくりについて
  - （1）観光
  - （2）マンション建設にかかわって
  - （3）新幹線
- 3 風力発電と環境問題
- 4 病院問題
- 5 就学援助について
- 6 その他

濱本議員（6月15日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 市立病院について
- 3 第6次総合計画・基本計画に関して
  - （1）参加と協働
  - （2）広域連携の推進
  - （3）環境保全
  - （4）生涯学習
  - （5）産業振興
- 4 教育について
- 5 その他

千葉議員（6月16日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 経済対策と小樽市の取組について
- 2 小樽市立病院について
- 3 定住自立圏構想について
- 4 観光について

- 5 高齢者福祉について
- 6 女性特有のがん検診について
- 7 子供の感染症対策について
- 8 その他

山口議員（6月16日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 国の予算編成のあり方について
- 2 国の大型補正予算に関連して
  - （1）望洋地区 - 赤井川間の国道393号の道路改良
  - （2）市内歩道橋の撤去
- 3 市内都市公園の桜の天狗巣病対策について
- 4 観光について
  - （1）旧手宮線の整備と沿線再生
  - （2）小樽物産協会のネット販売事業の立ち上げについて
- 5 その他

大橋議員（6月16日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、監査委員及び関係理事者

- 1 小樽駅前の再々開発について
- 2 感染症への保健所の取組について
- 3 新北限ガルトナーのブナ林について
- 4 森と里山と小樽
- 5 監査について
- 6 木村俊昭氏的存在について
- 7 パソコン購入について
- 8 その他

一般質問

斉藤（陽）議員（6月17日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 自治基本条例について
- 2 小樽観光と地場産品の販路拡大について

- 3 教育問題について
  - (1) 学力低下について
  - (2) 小中学校の規模・配置と耐震化について
- 4 小樽市文化芸術振興基本計画について
- 5 その他

吹田議員（6月17日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 公教育の取組と奨学金制度について
- 2 保育料の無料化と児童手当について
- 3 おたる水族館の今後について
- 4 その他

新谷議員（6月17日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 国民健康保険の問題
- 2 小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）について
- 3 その他

林下議員（6月17日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 国の追加経済対策について
- 2 自殺対策について
- 3 雇用対策について
- 4 直轄事業負担金について
- 5 定住自立圏構想について
- 6 その他

大竹議員（6月17日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 一次産業の振興と人口問題について
  - (1) 農業問題

( 2 ) 漁業問題

- 2 塩谷 2 丁目 4 5 番と 4 6 番に架かる橋について
- 3 その他

中島議員 ( 6 月 1 7 日 6 番目 )

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護保険制度について
- 2 生活保護の母子加算廃止について
- 3 その他

平成21年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成21年6月10日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚								
教	育	長	菊		讓	病	院	局	長	並	木	昭	義						
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	総	務	部	長	山	崎	範	夫			
総	務	部	参	事	鈴	木	勇	三	財	政	部	長	貞	原	正	夫			
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	險	部	長	中	村	浩	
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子			
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	竹	田	文	隆		
病	院	局	長	吉	川	勝	久	消	防	長	会	田	泰	規					
經	営	管	理	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二	
教	育	部	長	中	塚	茂		総	務	部	長	貞	村	英	之				
会	計	管	理	者	中	田	克	浩	企	画	政	策	室	長					
総	務	部	総	務	課	長			財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開会 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、平成21年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田祐樹議員、佐藤禎洋議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月29日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第19号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第18号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号まで及び議案第10号から議案第17号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、豊川会館ほか1か所の町内会館の補修に係る助成金や、障害者自立支援に係る事業について所要の経費を計上するとともに、ふるさと雇用再生特別対策事業として、地域工芸の後継者育成等に要する経費を計上したほか、長橋中学校ほか1校の校舎等耐震診断事業費を計上いたしました。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険事業では今年の10月から出産育児一時金が4万円引き上げられることに伴う所要の補正を、住宅事業では公共賃貸住宅長寿命化計画の策定に要する所要の経費を計上いたしました。

また、国の平成21年度第1次補正予算に関連して、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金関連の事業を計上するとともに、厳しい雇用情勢にかんがみ、市独自の雇用対策に要する経費について所要の補正を計上いたしました。

経済危機対策臨時交付金関連事業につきましては、緊急性が高く、近い将来必ず実施しなければならない事業や、市民の利便性の向上に資する事業、また、国の制度創設目的に沿った地域の活性化に資する事業を選定したところであり、一般会計におきましては、教育用コンピュータの整備や港湾施設の維持補修のほか、公共施設のトイレや公園遊具の改修、さらには省エネ対策の観点から、道路等の照明の改修事業費などを計上いたしました。また、港湾整備及び青果物・水産物両卸売市場事業特別会計、病院事業会計におきましては各施設、設備等の改修に要する経費を、住宅事業特別会計におきましてはオタモイA住宅ほかの解体に要する経費を計上いたしました。

公共投資臨時交付金関連事業につきましては、平成22年度以降に予定していた下水道事業及び住宅事業の補助事業の前倒しに伴い、約2億8,500万円の当該交付金の交付が見込まれることから、この交付金制度の目的に沿って、一部を住宅事業等の市費負担分に充当するとともに、公共工事の発注拡大の観点から、来年度に実施を予定していた幸大通線ほか1線のロードヒーティング更新事業を前倒しで行うこととしたものであります。

さらに、市独自の雇用対策事業といたしましては、街路樹のせん定や小中学校の屋外環境整備などのほか、観光客が多く訪れる主要な観光施設等のごみの回収などに要する経費を計上いたしました。

これらにより、国の補正予算関連事業と市の雇用対策事業を合わせますと、約11億8,600万円の事業規模となり、いわゆる経済対策といたしましても、近年にない大変大きなものとなりますので、予算の議決をいただいた後は、その速やかな実施に向けて、可能な限りの早期発注に努めるとともに、地元企業の受注機会の確保にも十分留意してまいりたいと考えております。

なお、これらの結果、一般会計におきましては、歳出に対応する財源といたしまして、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を計上し、補正額は歳入歳出ともに8億2,369万5,000円の増となり、財政規模は558億4,886万8,000円となりました。

次に、議案第4号から議案第9号までについて説明申し上げます。

議案第4号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、新たな住宅ローン特別控除制度及び土地等の長期譲渡所得に係る特別控除制度を設けるとともに、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る現行税制を延長するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第5号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく適合通知に係る審査手数料を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽病院及び市立脳・循環器・こころの医療センターの病床数を削減するものであります。

議案第7号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として出産育児一時金の額を引き上げるものであります。

議案第8号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、長橋B住宅を用途廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号訴えの提起につきましては、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払の請求について、訴えを提起するものであります。

最後に、議案第18号について説明申し上げます。工事請負契約につきましては、公営住宅建替工事(オタモイ住宅3号棟)の請負契約を契約金額4億5,255万円をもって阿部・福島共同企業体と締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 次に、議案第19号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、議案第19号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明いたします。

核兵器廃絶をめぐる最近の情勢について、今年の第1回定例会後、重要な出来事がありましたので、まず紹介します。

アメリカのオバマ大統領が4月5日、ブラハで行った演説は、全世界に大きな問題を投げかけました。オバマ大統領は演説で、「核兵器を使用したことのある唯一の核保有国として、米国は行動する道義的責任がある」、こう述べた上で、「今日私は、核のない平和で安全な世界を米国が追求していくことを明確に宣言する」という画期的な内容でした。我が党は、日米関係のあり方についてアメリカ政府と立場の大きな違いはありますが、オバマ大統領のこの演説を心から歓迎するものです。

我が党の志位和夫委員長は、この演説の重要性にかんがみ、4月28日、オバマ大統領に核兵器廃絶の1点に絞り、具体的行動を要請する書簡を送りました。5月16日にアメリカ政府から返書が届けられました。その中で、「この問題に対するあなたの情熱をうれしく思うとともに、この目標に向かって具体的な前進をつくり出すために、日本政府との協力を望んでいる」と述べています。

オバマ大統領の演説は、核兵器廃絶を願う諸国民に大きな勇気と激励を与えています。明らかに世界は大きく変わりつつあります。核兵器廃絶平和都市宣言をしている我が小樽市議会でも、この世界の大きな変化を先取りして、非核港湾条例案を可決し、この流れを大きく促進する名誉ある議会として、歴史にその名を記そうではありませんか。

次ですが、5月25日、北朝鮮が国連決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して2回目の核実験を強行したことは、最近の核兵器廃絶の機運の高まりに逆行するもので、許されません。国会において、衆参両院で全会一致で北朝鮮核実験実施に対する抗議決議を採択したことも、当然で重要なことです。全会一致なので皆さんもその内容は御承知のことと思いますので、詳しくは触れませんが、直ちに国会で全会一致で抗議したことは、非核港湾条例案提案の精神と基本的に一致するものです。

次ですが、我が党が繰り返し指摘してきた小樽港に寄港するアメリカ艦船の積載する核兵器は、事前協議の対象でないとするのが、今回もまた関係者の証言によって核密約を証明する新たな事実として裏づけられました。

北海道新聞6月1日付け朝刊1面で、「核持込み日米密約、外務次官ら管理」の見出しで、日本の歴代4人の外務事務次官経験者が証言したとの報道です。その内容が1960年の日米安保条約改定の際、核兵器を積んだ米軍の艦船や航空機の日本への立ち寄りを黙認することで合意した核持込みに関する密約を、歴代の外務次官ら外務省の中枢官僚が引き継いで管理、官僚側の判断で橋本龍太郎、小淵恵三氏ら一部の首相、外相だけに伝えられていたことがわかったとのことです。続いて記事は、「政府は一貫して『密約はない』と主張しており、密約が組織的に管理され、一部の首相、外相も認識していたという当事者の次官経験者が認めたのは初めて。政府の長年の説明を覆す事実で、真相の説明が迫られそうだ」との内容です。その詳しい内容は、我が党が本市議会でも繰り返し指摘してきたとおりであります。

市長が艦船の港湾施設使用に当たっての三原則の一つに、外務省への照会がありますが、その中で外務省が小樽市長あての回答で、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持込みがないことについては政府としては疑いを有しておりませんとの回答をもって、市長はアメリカ艦船に核兵器は積載していないとの判断で米艦船に小樽港の港湾施設使用許可を与えてきましたが、この根拠がまたも崩れたこととなります。

核密約を証明する新たな事実から、米艦船が小樽に入港するとき、その艦船が核兵器を積載しているかどうかは事前協議の対象外であることが改めて明らかにされました。市長の外国艦船入港に当たってのこれまでの言明に照らして、小樽港への入港が事前協議の対象外であれば、核兵器を搭載していれば入港を認めない。厳密には小樽港の港湾施設使用を認めないとしている市長の言明に照らして、新たな事態の発展として市議会も対応しなければなりません。その点で、議案第19号小樽市非核港湾条例案の持つ意味は情勢の進展に照らし、ますます重要性を増しています。

今回35回目の提案とさせていただきます。皆さんの徹底審議と賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月11日から6月14日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時15分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 成田 祐樹

議員 佐藤 禎洋

平成21年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成21年6月15日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	総	務	部	長	山	崎	範	夫					
総	務	部	参	事	鈴	木	勇	三	財	政	部	長	貞	原	正	夫					
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	險	部	長	中	村	浩			
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子					
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	竹	田	文	隆				
病	院	局	長	吉	川	勝	久	消	防	長	会	田	泰	規							
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二					
会	計	管	理	者	中	塚	茂	総	務	部	長	貞	村	英	之						
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題と市長の政治姿勢についてお伺いします。

昨年の第2回定例会で我が党の中島議員の代表質問に、当初予算時点で連結実質赤字比率の見通しは18パーセント、早期健全化基準の16.7パーセントをクリアするためには、全会計で4億1,000万円の赤字圧縮が必要と市長はお答えになっています。平成21年第1回定例会で北野議員の連結実質赤字比率に関する質問に、6パーセント改善されて10パーセントの見込みと答えました。さきの臨時会では、この連結実質赤字比率は4.4パーセント程度と試算しているとの市長提案説明でした。昨年の当初予算時と比べて、結局、全会計で赤字圧縮額は幾らになる見通しでしょうか、お尋ねします。

主な会計ごとの赤字圧縮額についてもお答えください。

一般会計の赤字圧縮額について、さきの第1回臨時会での質疑にも触れて何点かお尋ねします。

臨時会では、当初予算との比較で市税の落ち込みが予想外に少なく、平成19年度決算額と比較して、法人市民税は2億9,000万円の増とお答えになっています。この中身については、郵政民営化にかかわって法人市民税が増収になったとのこと。郵政の民営化にかかわる法人市民税の課税額は、決算期の関係で平成20年度予算の編成時期には歳入額を予測するのは不能とのこと。しかし、20年7月には確定申告がなされ、11月にはおおよその歳入額が見込まれたはず。なぜ一般会計の歳入補正をかけなかったのでしょうか、お尋ねします。

さらに、この事業の法人市民税額の見込みは、今年度の当初予算には反映されているのでしょうか、お伺いします。

以上のことを伺った上で、財政健全化計画と市長の政治姿勢にかかわってお尋ねします。

財政健全化計画では、平成24年度決算で黒字へ転化するとなっています。平成20年度の単年度決算見込みは、黒字で財政健全化計画での平成20年度最終予算累積収支12億2,500万円の赤字額に対し6億8,400万円となる予定です。今年度も昨年度並みに単年度収支を黒字化すれば一気に累積赤字を解消できるとの見通しでしょうか。市長は1年でも早く累積赤字を解消したいとの決意を臨時会での提案説明でも述べていますが、それは財政健全化計画の実質収支黒字化の到達年度の前倒しを見通しているのでしょうか。

市財政の再建は喫緊の課題、そのことに異議を唱えるものではありません。しかし、これだけの単年度黒字を出すと、歳入歳出計画の見通しと執行事業の内容については吟味が必要です。当然、財政計画と事業の見直しについては改めて提示いただけるものと思いますが、いかがでしょうか。

この間、市民サービスの圧縮、市職員の給与・手当の独自削減、事業の縮小、使用料及び手数料の値上げが繰り返されてきました。市長自身、これ以上市民に負担をいただけるものはないとおっしゃっていますが、目に見える負担増だけではなく、事業の休止、先送りなどの行政サービスの低下で市民生活

に不便が生じていないのか。さきの臨時会でも、毎年度の不用額は必要な住民サービスを実施せずに生じているのではないかとたじましたが、改めてこの問題で予算の執行状況を見極めてみたいと思います。

「小樽市の財政が累積赤字を抱え、容易に解消できない状況に追い込まれた要因は、何よりも地方交付税の大幅削減にあり、この点での改善がなければ、もはや自助努力も限界」、昨年の第4回定例会で市長がおっしゃった言葉です。地方交付税を平成15年度以前の水準に戻すこととあわせ、景気回復により企業の業績が改善され、個人所得が増え、法人市民税、個人市民税が伸びていくことによる歳入の改善で財政再建がされることが望ましいことです。しかし、現状は厳しい経済不況が続き、雇用の状況も改善されていません。そうした中で法人市民税の増収です。年度途中で歳入の増額補正をかけ、必要な事業展開もできたのではないかと考えるものです。年度途中で歳入の補正をかけずに決算確定期まで明らかにせず、累積赤字の解消に充てるということではなかったのでしょうか、お伺いします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてお尋ねします。

原課から上がってきた地域活性化・経済危機対策臨時交付金の要望総額は幾らだったのでしょうか。市長はどういった基準で、これらの事業を選択したのでしょうか。事業の実施事例は、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した159の事例、各府省から推奨された191の事例を活用事例集として取りまとめられて提供されたはずですが、財政難を理由に先延ばしされてきた施設改修にそのほとんどが活用されているとの感がぬぐいきれません。リフォーム住宅への支援や火災報知器設置助成といった生活支援事業の予算化がないのは残念です。放課後児童クラブの基盤整備も含め、利用幅を広げるといった交付金活用事例も示されていたと認識していますが、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、放課後児童クラブの通年土曜日の開設場所を増やすなどは、検討されなかったのでしょうか、お伺いします。

第1回定例会では、放課後児童クラブの土曜日の開設予算として4月と5月、2か月間5か所分が盛り込まれました。2か月間の試行が終わり、6月からは通年開設のところへバス2路線を乗り継いで通うことになり、大変不安との声が寄せられています。放課後児童クラブの拡充は、働く親への支援、子育て支援につながり、指導員の増員など確実に雇用の確保にもなり、交付金の目的にも合致したものでなかったのでしょうか。

次に、雇用問題でお伺いします。

平成20年度小樽市労働実態調査を見ますと、20年度に新規学卒者を採用した事業所は29.3パーセントで、19年度より2.7ポイント減少し、また、21年度春の採用予定事業所は全体の17.5パーセント、前年よりさらに2.4ポイント減少するなど、依然雇用状況の厳しさがうかがわれます。

初めに、平成21年度の地方財政対策で、雇用推進のために上積みされ、小樽市へは2億7,800万円配分されると見込まれる交付税の雇用対策についてです。第1回定例会で北野議員も質問していますが、緊急を要する問題と市長はお答えになっています。今後、雇用確保のためにどのように予算化される見通しでしょうか、お尋ねします。

今定例会に示された市独自の雇用対策事業費は1,760万円です。かつてなく厳しい雇用状況の中で市民にとって待ちに待った対策事業です。北海道では冬に向かい、さらに雇用が厳しくなりますから、この先さらなる雇用対策事業が求められます。第3回定例会では、雪対策や護岸工事など、冬に向けた雇用創出事業の予算化は必ずだと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

消費税と市長の政治姿勢についてお伺いします。

内閣府は9日、消費税率を5パーセントから段階的に12パーセントに増税することで財政健全化目標

を達成するとして試算を経済財政諮問会議に提出しました。経済が順調に回復し、消費税が12パーセントに増税された場合、2010年代末にも黒字化を達成できるというものです。一方で試算では、これまで大企業に減税してきた法人税を引き上げたケースは示されていません。与謝野経済財政担当相は、社会保障関係費の自然増分2,200億円、毎年抑制してきた「骨太の方針2006」の方針は当然貫くとも明言しました。これまで政府は、消費税増税分は社会保障費に使うと言っていましたが、今回の提案で借金の穴埋めに使われることがはっきりしました。既に橋本首相の時代、それまで3パーセントだった消費税率が5パーセントに引き上げられ、一気に消費低迷、景気悪化を引き起こしたことは記憶に新しいところです。消費税は、所得の低い世帯ほど重税になる最大の不公平税制です。15兆円に上る補正予算のばらまきで国債の発行額を増額、そのツケを消費税で穴埋めすることは国民生活を疲弊させるばかり、景気回復に逆行するものだと考えます。地方自治体の行政運営にも大きな支障になる消費税の増税はやめるべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

まちづくりについて何点かお尋ねします。

初めに、観光です。

「観光客は衰退」という記事が新聞紙上に見られました。昨年第3回定例会での小樽観光都市宣言の後ですから残念な記事です。観光都市宣言には、これからの小樽観光に求められることとして、ゆっくりと時間をかけて小樽を楽しんでいただくことと盛り込まれていますが、小樽での滞在時間数は伸びているのでしょうか、お伺いします。

また、時間消費型観光のまちを目指す取組の具体策はどうなっていますか。観光客のニーズ調査などはされているのでしょうか、お伺いします。

次に、東雲町の旧板谷邸敷地内に高層マンション建設の話が持ち上がり、周辺商店街、住民の皆さんのき憂となっている問題について伺います。

この地域でのマンション建設は、景観条例や建築基準法などの制限を受けることはないのでしょうか。マンション建設は水天宮の丘から港を望む小樽歴史景観区域の行為の制限に照らして問題はないのでしょうか、お伺いします。

さらには、旧板谷邸を取り壊してマンションを建設するとの話も聞こえてきます。旧板谷邸は、小樽市指定歴史的建造物としては最も新しい指定建築物です。水天宮が鎮座する小高い丘から港を望む景観は、このまちの情緒を感じられる眺望の一つだと思います。高層マンションの乱立で景観が大きく変わってしまうとの住民の危ぐは当然です。歴史的建造物は、小樽市にとってすぐれて貴重な観光資源です。そのことは観光都市宣言にもしっかりとうたわれています。良好な景観と眺望を妨げ、歴史的建造物の存亡がかかったマンション建設計画に対する市長の御見解をお示しください。

今年4月1日から「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」が施行されていますが、この地区のマンション建設の歯止めにはなりません。景観と眺望を守るためにも、行政と市民の総意での行動が必要であり、マンションの高さ制限も必要ではないでしょうか。条例の改正の検討を急ぐべきです。いかがですか。

小樽市の今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えられる新幹線問題でお尋ねします。

昨年の第4回定例会で我が党の古沢議員が質問していますが、建設費の膨張の問題、並行在来線の問題、駅舎建設にかかわっての基盤整備に自治体負担はいかほどか、具体的な答弁はいただけませんでした。その後、国において、北海道新幹線を含めた未着工3区間において、何か進展した部分があれば教えてください。

小樽都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更が都市計画審議会で審議され、パブ

リックコメントも募集されていますが、この計画内容の方向は明らかに天神町の新幹線駅舎建築を意識したものにつくり上げられようとしています。粛々と整備新幹線札幌延伸を土台にした都市計画が進められようしていると思うのですが、これはうがった見方でしょうか。

近年、整備新幹線をめぐっては、地元負担金の増額、並行在来線の経営にかかわって、当該県知事が協力を固辞する事例が相次いでいます。北陸新幹線では、新潟県知事が資材高騰による新たな財源負担、地元負担増200億円には同意せず、平成21年度当初予算に負担分を計上しませんでした。しかし、その後、政府は整備新幹線を相当意識した補正予算を組み立て、地方に揺さぶりをかけました。この6月6日、新潟県知事が一転、この地方負担に応じることを表明しましたが、自治体にとっては新幹線のための財源持ち出しに容易に同意できないとの動きは、今後のスキームに変化をもたらすと期待するのは早計でしょうか。

このような全国の事例は、今後、札幌までの沿線を整備すると言われている北海道新幹線を考えるに当たって大変貴重な教訓を示唆してくれています。北海道新幹線整備に当たっては、並行在来線、とりわけ小樽 - 長万部間のJR直轄経営での鉄道存続が道民の移手段確保の1点で譲れない問題です。小樽駅から先の沿線の首長、余市町長の思いは、三つの駅を抱えている仁木町長の思いはいかなものなのか、市長はそれぞれの首長の思いを率直にお尋ねしたことはあるのでしょうか、お伺いします。

新幹線整備にはばく大な財政負担が伴いますが、最も素朴で基本的な点で1点質問いたします。市民の間では、小樽市の財政が厳しいと言われ続けている中で、新幹線整備のために用立てる財力があるのか、そのための市民負担が増えるのならそんな新幹線は要らない、長万部 - 札幌間の在来線はどうなるのかとの声があります。そうした声にそれでも新幹線は必要だと説明できる資料も情報もなく、答えるすべがありません。この点では市長との間には相当な温度差があると思いますが、市長でしたらこのような率直な質問にどのようにお答えになるのでしょうか、お伺いします。

日本共産党北海道地方議員団は、毎年、北海道開発局、北海道など関係各機関に対し、地域住民の要求を携えて交渉を行っております。今年も5月27日には後志支庁、6月8日には道庁との交渉を行いました。北海道新幹線による在来線、小樽 - 長万部間の経営分離に反対し、在来線の存続が確約されるまで計画を凍結するとともに、在来線の増便、特急列車の運行により通勤、通学、通院の利便性を高め、均衡ある地域の発展に道としても力を尽くすよう要望しました。関係各位の皆さんと力を合わせてこの実現に尽くしたいと考えますが、この要求に対する市長の率直な御感想をお聞かせください。

風力発電と環境問題でお尋ねします。

日本風力開発株式会社が銭函地区に風力発電所を建設するとのことですが。

建設予定場所は、小樽市の行政区域ですが、国有林、北海道が管理する海浜地帯です。建設に当たって小樽市はどういった形で関与することになるのでしょうか。

また、建設計画がどこまで進展しているのかお聞かせください。

石狩湾新港に隣接する開発区域の土地利用については、積年の課題であったことから、企業の進出による固定資産税の納入など、経済活性化に寄せる期待も少なくないと考えます。既にこの会社には他都市での実績もありますから、それらを参考に固定資産税は試算されているのでしょうか。参考までにお聞かせください。

風力発電は、環境に優しいエコエネルギーとして将来有望なエネルギー資源として期待も大きいものですが、環境保全とのかかわりで市民から心配の声が寄せられていますので、何点かお尋ねします。

風力発電建設予定地とされている一帯は、小樽市銭函から石狩市厚田区まで広がる石狩砂丘です。小樽市内の生物相に関する基礎資料の収集を目的とした調査事業を継続して行い、この研究成果を編集し

ている小樽市総合博物館の紀要を読ませていただきました。小樽を中心とした地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などに関する研究成果が掲載されています。博物館開館以来半世紀にわたる資料の収集、特別展示実施の基盤となる研究・調査のほんの一部に触れただけでも、驚くほどのち密で地道な御苦労のたまものということが手にとるようにわかり、感動を禁じ得ませんでした。この紀要には、小樽市銭函3丁目、4丁目、5丁目地域における昆虫の調査実施の項目記述もおさめられています。砂丘の中には細長い弧状の沼として現存しているオタルナイ川跡は、良好な湿原環境が残されており、トンボ類なども湿原性の希少種が確認されているところだということです。

一方、この地域は、さまざまな原因で環境の悪化が著しく、さらに開発や環境の変化によっては、湿原や希少種が簡単に消失してしまう危険性が高いとも指摘されています。ミツバチが激減、作物の育成に影響ありとの報道がされている昨今です。小樽市の行政区域に存在する貴重な湿原とそこに生育する昆虫を極力保護していくことも環境問題の課題だと考えます。環境に優しい風力発電ですが、こうした希少種と共存できる計画なのでしょうか、お伺いします。

日本風力開発は、全国的に風力発電建設を展開していますが、日本風力開発の環境問題に対する事業姿勢及びこれまでの建設の中で環境問題によるトラブルはなかったのか、お尋ねします。

風力発電に対する環境アセスメントの基準、建設予定地の環境アセスメントは、どこがどのように行うのか、お答えください。

石狩湾新港は、風向きが変わったということで、北防波堤の建設計画の変更まで行われています。道内各地に建設されている風力発電の稼働率が20パーセントにとどまっているのは、風に対する調査不足のためとの説もあります。今後何らかの理由で風力発電事業が撤退せざるを得なくなった場合、建設物の処理と環境保全の観点から原状回復についてはどういった取決めになるのでしょうか、お尋ねします。

病院問題についてお尋ねします。

この4月から新しく小樽市病院事業管理者に着任された並木昭義氏には、小樽市民のみならず北後志の中核的医療機関としての役割を持つ公的病院としての機能充実にに向けた御奮闘を心からお願いするものです。

初めに、病院事業の収支の問題でお尋ねします。

公立病院特例債の導入で収支計画に改善が見られ、市財政の連結実質赤字比率も大きく好転しました。改革プランに基づく経営改善は始まったばかりです。特例債を返済しながら経営収支の改善を図っていかねばなりません。収支の改善には利用患者数の動向が大きく絡んできますが、4月、5月の患者動向を前年度比較でお示しください。

新病院の建設についてお伺いします。

初めに、にわかには持ち上がってききました建設地の問題について伺います。

並木氏が新病院の建設地には「量徳小敷地が最適地」と山田市長に提言とのマスコミ報道が市民の大きな関心事になっています。我が党としても、市立病院は現在地だと主張してきましたから、現在地建替えが改めて浮上したことを大いに歓迎するものです。並木氏が「感情的な混乱が起きないように丁寧な説明が必要、これからが正念場」とマスコミに語ったともあります。この点でも見解を同じにするものです。

そもそもなぜ対立が生まれたのか。事の経過を事実に基づいて正確に踏まえた理性的な対応が、この問題では求められています。量徳小学校の保護者と地域住民の反対で、量徳小学校の敷地を含む現在地での新病院建設ができなくなったというのは事実と反します。2002年の第2回定例会で古沢議員が、旧住吉中学校跡に量徳小学校を移転し、量徳小敷地を含む現在地での建替えを提案しましたが、市長は4

日後にこの提案を拒否、龍谷学園への売却を決めたのです。市長みずから量徳小学校跡地利用の芽をつみ取った経過を抜きに量徳小跡か築港かの二者択一を市民に迫ったことで対立は生まれました。このてつを繰り返すことは許されません。量徳小学校の保護者、地域住民に市民合意を得る方法について伺います。

現在、教育委員会は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）をもって地域説明会を全41の小中学校で開催中です。私どもは、すべての会場に足を運び、地域住民、保護者の方の意見に学ばせていただいておりますが、既に新病院建設地の問題が報道された後、開催された菁園中学校の説明会で、この問題に関する質問が出ていました。教育委員会の説明でお答えできることは限られています。教育委員会が進めようとしている統廃合計画の考え方には、病院建設の問題は入っていませんから、量徳小学校にだけ別な理由を提示するのはルール違反ということになり、保護者の間に混乱を起しかねません。

同時に、保護者、地域住民にとっては、学校統廃合に関する意思決定をする必要な材料として、学校の統廃合と病院建設について同時進行で考えることができる情報、資料が提供されなければなりません。病院の建設地問題については、市長の責任で説明を行い、市長が先頭に立って市民合意をつくり上げることが求められています。市長の決意のほどをお聞かせください。

また、新市立病院建設時期については、どの時点で判断するのでしょうか。このことをお尋ねして、次の項目に移ります。

就学援助についてお尋ねします。

景気の悪化に伴う生活苦は、児童の就学に係る費用の保護者負担増に直結します。教育の均等な機会を学童に保障する制度が就学援助制度です。就学援助制度の財政負担は、平成17年度以前は、国、地方自治体がそれぞれ2分の1の負担でした。17年度からは基準財政需要額の算定基準によって一般財源化され、交付税措置となりました。交付税措置とされることによって就学援助予算が削減されるのではないかと、こうした危くに当時の中山文部大臣は「必要な額は交付税で措置されるのだから、そんな心配は無用」と発言しました。果たしてそうでしょうか。交付税措置の実態についてお尋ねします。

平成15年度、17年度、19年度の就学援助決算額、国庫補助と交付税措置額の合計額、合計額の決算額に対する比率についてお示しください。

準要保護世帯の収入基準額は各自治体によって違いますが、小樽市は保護基準の1.3倍となっています。しかし、この間、生活保護費の基準額の引下げ、母子加算の廃止など保護基準の引下げに伴い準要保護世帯対象収入基準も引き下げられてきました。平成15年には、父35歳、母35歳、小学校4年生9歳、幼児4歳の標準4人世帯での総収入が398万8,530円でしたが、平成21年には366万9,254円と、32万9,276円下がっています。標準5人世帯では462万9,352円から418万6,064円と44万3,288円下がっています。雇用不安が広がり所得水準が下がっている中であっては、こうした制度はより一層拡充されるべきものです。文部科学省は、毎年、就学援助制度の適正な活用に関して通達はするものの、財源措置については責任放棄の姿勢です。こうした政府の態度では、自治体が自助努力をしても体力を消耗するのみです。

1996年に国連総会で採択された国際人権規約のA規約(社会権規約)第13条は、高校と大学の学費を段階的に無償化することを定めていますが、条約加盟国160か国中、同条約を留保しているのは、日本とマダガスカルの2国だけという実態があります。2001年、日本政府は、国連の社会権規約委員会から留保を撤回するよう勧告を受けました。回答期限の2006年を過ぎてもまだ回答をしていません。教育費無償化に対する日本政府の姿勢は、こうしたところにも表れていますが、世界第2位の経済国を標ぼう

する国としては恥ずかしい限りです。

就学援助制度の目的に沿った活用のために、財政的な責任、実態に見合った交付税措置を国に求めると同時に、自治体独自でも基準を引き上げ、平成15年前の収入基準に戻すべきと考えますが、教育長の御見解をお示しください。

再質問を留保して、質問とします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して平成20年度の各会計決算見込みにおける赤字の減少額についてでありますけれども、20年度の当初予算時と去る本年第1回臨時会で示しました決算見込み時点との比較で主なものを申し上げますと、一般会計で約8億6,000万円、国民健康保険事業会計で約10億円、病院事業会計で約15億円、それぞれ赤字が減少し、全会計合計で約38億6,000万円、赤字額が減少しております。

次に、法人市民税の予算計上についてであります。まず平成20年度の予算額を年度中に増額補正しなかったことにつきましては、確かに年度途中において税収増となる要素はありましたが、最終的に法人市民税全体としてどの程度の増収となるのかの見極めが難しく、さらには市税収入全体としての収入動向としては、依然として厳しいものがありましたので、予算額の補正は行わなかったものであります。

また、この平成20年度の法人市民税の動向を21年度当初予算へ反映できなかったのかということでもありますけれども、20年度は郵政民営化に伴い、19年度途中に設立された企業からの税収の影響が大きく、21年度当初予算編成時には、まだ年間ベースの申告実績がなかったことから、法人税割については予測が困難であったため、均等割のみ計上したものであります。

次に、一般会計の財政健全化計画の見直しなどについてであります。申すまでもありませんが、市といたしまして、これまでも財政の健全化を最優先課題として取り組んでおりますので、累積収支の解消につきましては一年でも早く達成したい課題であると考えております。確かに平成20年度の決算見込みでは一般会計の累積赤字が大幅に改善する見込みであり、21年度以降の累積収支に影響が出るのは事実であります。そのことをもって今後の財政運営を楽観視できるものではないと考えております。

加えまして、今年度においても、一般会計の収支に大きく影響する普通交付税の算定がこれから行われることを含めて、収支両面で不確定要素が多くありますので、健全化計画の見直しとそのことに伴う新たな事務事業の見直しなどにつきましては、これらの状況を見ながら、今後、判断してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の法人市民税の増収分を累積赤字の解消に充てたのではないかという御指摘ですが、繰り返しになりますが、法人市民税としては予算に対して増額となる要素はありましたが、市税収入全体としての収入動向としては厳しいものがありましたし、20年度全体予算が実質的な赤字予算となっている状況の中で、特定の税目の動向のみで予算の補正をすることはできないと考えておりました。したがって、累積赤字解消に充てるためし意的に法人市民税の増額補正を行わなかったということではありません。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてでありますけれども、地元企業への発注に配慮し、施設の改修など緊急性のある事業を中心に取りまとめを行った結果、約13億6,000万円の要望がありました。交付金を充当する事業につきましては、緊急性が高く、近い将来必ず実施しなければなら

い事業や市民の利便性に資する事業、国の制度創設目的に沿った地域活性化に資する事業を洗い出した上で、優先度等を見極めながら選定したところであります。

次に、雇用問題に関連して、平成21年度の地方財政対策で位置づけられた地域雇用創出推進費についてであります。この経費の創設の趣旨は、特に厳しい雇用情勢にある地域に配慮して、国における経済対策の一つとして盛り込まれたものと承知しており、普通交付税の算定を通じて、今年度と来年度の2年間に限り措置されるとのことであります。したがって、この地域雇用創出推進費関連の事業につきましては、まずこれから行われる21年度の普通交付税の算定状況等を確認し、あわせて今後の市内の雇用情勢等をよく分析した上で、第3回定例会以降の予算計上について検討してまいりたいと考えております。

次に、冬に向けた雇用創出についてでありますけれども、今定例会に提案いたしました市独自の雇用対策事業は、市内の雇用環境が一段と悪化する中で、特に労務・清掃作業の就業状況が悪化していることから予算措置したものであります。今後につきましては、国の交付金による緊急雇用創出事業を活用するとともに、市内の雇用状況を注視しながら、第3回定例会以降に必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、消費税の増税に対する見解ということでありますけれども、社会保障関係費の増大等が今後も見込まれる中、財政の健全化を図り、社会保障制度の持続可能性を確保していくためには、消費税を含む税制の抜本的な見直しは避けられないのではないかと考えております。

次に、まちづくりについて何点が御質問がございましたが、初めに本市を訪れる観光客の滞在時間についてであります。平成15年から16年にかけて実施をいたしました観光客動態調査では、日帰り客の小樽での滞在時間は平均で4.8時間となっております。近年は旭山動物園の影響やツアー旅行の行程の変化により、観光事業者の皆さんからは滞在時間が短縮傾向にあるという声が聞かれるところであります。現在、昨年度実施した観光客動態調査の集計作業を行っているところであります。この結果がまとまり次第示せるものと考えております。

次に、時間消費型観光への取組であります。観光基本計画の中でも、とりわけ時間消費型観光の推進を最重点目標に掲げ実効性が高いと思われるものから順次取り組んでいるところであります。具体的な例といたしましては、本年2月の雪あかりの路期間中に実施しました堺町ナイトマーケットや、おたる案内人マイスターを活用した新しい観光コースの創出のほか、おたる案内人による雪あかりの路バックヤードツアーなどが挙げられます。また、今年度からは時間消費型観光に寄与できるような新しい観光イベントを支援する地域魅力度アップ観光イベント創出事業などを展開し、観光客の滞在時間の延長に取り組んでいるところであります。

なお、観光客のニーズについてであります。現在集計しております観光動態調査の中で小樽を選んだ理由や旅行の目的などについても聞きしておりますので、一定程度のニーズの把握はできるものと考えております。

次に、東雲町の旧板谷邸敷地内の高層マンション建設についての御質問であります。まずこのマンション建設が景観条例や建築基準法などの制限を受けるかということですが、景観条例では建築物の形態・意匠についての制限、また建築基準法では建ぺい率や容積率、さらには高さなどの制限を受けることとなります。また景観条例に基づく届出や建築基準法に基づく申請が出されておられませんので、これらの制限に適合するかどうかは、これからの判断となります。

また、景観計画による小樽歴史景観区域の行為の制限についてであります。現在、設計者とは計画が景観計画に基づく行為の制限に適合するかどうかの事前協議を行っているところであり、この事前協

議では、建物の高さや配置については基準を満足している計画となっておりますが、仕上げの材料や色彩については、制限に適合するよう協議を行っているところであります。

次に、マンション建設に対する見解でありますけれども、今回のマンション建設地は景観計画で指定している小樽歴史景観区域のうち、堺町本通地区に位置しており、また隣接して指定歴史的建造物もあることから、マンション建設によりこの地区から海への眺望だけでなく観光客の多い堺町周辺や港周辺から当該地区を見る景観にも大きく影響するものであり、好ましいものとは考えておりません。しかしながら、関係法令に照らして違法な計画ではないものの、小樽歴史景観区域内の行為であることから、市としても早い段階から近隣の住民の方に計画の周知を図る必要があると考え、建築主や設計者に対しお知らせ看板の掲出や説明会の開催についてお願いをし、これまで3回の説明会が開催されたところであります。今後とも市民の要望を踏まえ、建築主や設計者には引き続き建物の高さなどについて景観に配慮した計画となるよう要請してまいりたいと考えております。

次に、良好な景観と眺望を守るための高さの制限でありますけれども、建築物の高さや敷地境界線からの建物の後退などの制限については、都市計画で景観地区に定めることが必要であります。私権の制限を伴うため、権利者の同意を得ることが必要となり、この同意を得ることが現状の中では大変困難であることから、景観地区の指定については難しいものと考えております。

次に、新幹線についての御質問でありますけれども、初めに国における北海道新幹線を含めた未着工3区間の進展についてであります。昨年12月に整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループは、できる限り早急に完成させることを前提に、平成21年末までに認可するための所要の検討を進め、結論を得ることになりました。また、北海道新幹線については、整備方式は要検討としながらも、札幌-長万部間を次の新規着工区間として合意したところであります。なお、本年度の予算につきましても、未着工3区間に着工調整費として9億円が計上されております。

次に、並行在来線についてでありますけれども、後志管内の全市町村、議会、経済団体等の代表で組織されている期成会といたしましては、今はまず札幌までの延伸について精力的に要望活動を展開しております。現在、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の中で、まだ並行在来線についての議論は始められておりませんが、このような中で沿線自治体の首長としては、札幌延伸を強く願う気持ちと地元として鉄路を残したいとの気持ちはあるものと考えております。

次に、新幹線整備についての市民周知であります。平成18年12月に「北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺整備構想」を策定し、認可・着工が決定した際にスムーズにまちづくりを進めることができるよう、事前に市としてのまちづくりの方針を示したところであります。この内容につきましては、広報おたるでお知らせするとともに、市のホームページに掲載しております。また、期成会では、札幌延伸の必要性と可能性について講演会を開催し、多くの市民の皆さんにも参加していただきました。また、札幌延伸に伴う並行在来線については、JRからの経営分離区間や建設費などにつきましては、当該区間の工事实施計画の認可の前に国土交通省から示されるものと伺っておりますので、資料や情報が入り次第できる限り示してまいりたいと考えております。

次に、北海道に対する要望についての感想ということですが、要望書の内容につきましては承知してはおりますが、並行在来線に関しましては、あくまでも札幌までの認可・着工後になりますが、住民の足を確保することを前提に、北海道が中心となって沿線自治体が参加して、地域の公共交通機関を検討する協議会を設置すると伺っておりまして、その中で話し合いがなされていくものと考えております。

次に、風力発電と環境問題について何点が御質問がございましたが、まず風力発電所の建設に当たって

の市のかかりであります。事業計画自体や建設用地の確保に当たって市が直接に関与することはありませんが、計画の具体化に向けて北海道などの関係部署への取次ぎや各種資料提供などの協力のほか、工事実施に伴う建築確認や市道の占用許可などでかかわることになります。

また、計画の進捗状況についてですが、現在、風車の具体的な建設位置を検討するため、調査測量を行っている段階であると聞いております。

次に、風力発電に係る固定資産税でありますけれども、企業誘致では固定資産税をはじめとする税収増による自主財源の確保も大きな目的であり、このたびも一定程度の税収を期待しておりますが、現時点では施設の規模や構造などが明らかになっておりませんので、試算は困難であります。

次に、旧オタルナイ川周辺での昆虫類との共存についてであります。今後、日本風力開発株式会社が現地調査を行った上で環境アセスメントを行うこととなりますが、その中で建設予定地における希少な昆虫類についても十分配慮し、計画を詰める考えであると聞いております。

次に、事業者の環境問題に対する姿勢でありますけれども、日本風力開発では環境への影響に十分配慮することは風力発電事業者としての責務としており、社内に専門スタッフも配置しております。また、環境問題によるトラブルについてであります。同社が国内運転又は開発中の発電所において現在までトラブルとなった事例はないと伺っております。

次に、環境アセスメントの基準でありますけれども、風力発電所については環境影響評価法や北海道の環境影響評価条例の対象事業となっておりますが、一般的には独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成した環境影響評価マニュアルに沿って事業者が自主的に実施しております。

次に、原状回復についてでありますけれども、日本風力開発では平成17年から現地の風況調査を開始し、今後も継続することとしておりますけれども、このたびの計画に当たっては、これまでの長期にわたる観測結果を慎重に精査した上で事業の評価を行ったと伺っております。なお、何らかの理由により原状回復が必要になった場合には、その時点での最良の方法をもって処理されるものと考えております。

次に、市立病院問題についての御質問でありますけれども、私が答弁したもの以外は病院局長からお答えをいたします。

初めに、新病院の建設地でありますけれども、並木局長からは、医療者の立場から医療連携の観点、患者の利便性など病院としての立地条件を考慮すると、現在の小樽病院の敷地と量徳小学校敷地をあわせた土地が最適であり、また市内の医療関係者の方々もおおむね同様の意向であるので、建設地について再考できないかとの意見をいただいたところであります。私といたしましても、当初、当該土地が新病院にふさわしいと考えまして第1候補としておりましたので、その優位性は十分認識しているところであります。しかしながら、当該土地への新病院建設は小学校の適正配置計画により量徳小学校が廃校になった場合のみ建設が可能であったことから、当時の状況としましては断念せざるを得なかったところであります。その後、議会をはじめ関係者の方々の御理解や御協力をいただきながら築港地区での計画を進めてきた経緯もありますので、今後、議会はもちろんのこと関係者の方々の御意見も広くお伺いしながら、慎重に検討していかねばならない問題であると考えております。

次に、新市立病院建設の判断時期でありますけれども、私としても地域医療を守るためには市立病院は不可欠であると考えておりますし、持続的に経営可能な病院とするためにも、早期に両病院を統合新築する必要があるとの考えは変わっておりません。新病院建設のためには、まず起債導入のための財政的な見通しを立てることが必要でありますので、新しい事業管理者の下、職員一丸となって経営改善に取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますし、私もできる限りの支援に努めてまいります。また、再編・

ネットワーク化協議会の議論結果を踏まえ、新病院のあるべき姿を明確にする必要もあります。いずれにいたしましても、できるだけ早い時期に新病院建設のめどをつけられるよう、課題解決に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 病院局長。

**病院局長(並木昭義)** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

本年4月、5月の市立病院の患者動向についてであります。前年度同時期と比較しますと、小樽病院で医師が減少したことなどにより、全体として減少となっております。2か月の延べ患者数の合計で申し上げますと、小樽病院におきましては、入院は9,373人で27.3パーセントの減少、外来は1万7,129人で24.0パーセントの減少となっております。医療センター(旧第二病院)におきましては、入院は1万1,431人で1.0パーセントの増加、外来は9,931人で11.8パーセントの減少となっております。両病院の合計では入院は2万804人で14.1パーセントの減少、外来は2万7,060人で19.9パーセントの減少となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臨時交付金を利用して土曜日に通年開設する放課後児童クラブの増設を検討しなかったのかとの御質問でございますけれども、現在、土曜日については5校の小学校に集約して放課後児童クラブを開設しております。増設については子供の利用状況の推移などを総合的に勘案して判断したいと考えており、今回の臨時交付金を利用しての要望は検討しておりません。

次に、就学援助についてであります。決算額、国庫補助及び交付税措置額の合算額と決算額との比率については、平成15年度が決算額1億7,975万6,000円、合算額5,504万1,000円、比率30.6パーセント、17年度が決算額1億7,673万1,000円、合算額3,094万9,000円、比率17.5パーセント、19年度が決算額1億7,649万1,000円、合算額3,020万1,000円、比率17.1パーセントとなっております。

次に、就学援助の財政措置についてであります。就学援助は法律の定めにより自治体が行っているものであり、その充実を図るため、制度の改正や財政措置の拡大について、北海道都市教育委員会連絡協議会を通してさまざまな機会に要望しているところであります。

最後に、就学援助の収入基準についてであります。その対象となる世帯の収入基準は各自治体で異なりますが、いずれも生活保護基準を指標として算定しております。小樽市は、生活保護基準の1.3倍を収入基準としており、道内10市の中でも平均的水準にありますので、収入基準を以前の水準に戻すことは考えてはおりません。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** 何点が再質問させていただきます。

初めに、財政問題です。

大変大きな黒字幅になりました。市長は、意図的に黒字決算にしたわけではないとおっしゃっていました。同時に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で予算化された事業についてですが、13億円要望が上がった、その中の4億円少しですね、3分の1です。それで、緊急性の高いもの、近い将来必ずやらなければならないものを選択したとおっしゃいましたけれども、今回のこの地域活性化・経済危機対策臨時交付金が来なければ、また来年度以降に先送りされたということになりますね。

結局、今回見ていると、保育所のフェンスの要望とか床の修理とかあるわけなのですけれども、そういうものは子供たちにとってはまた不便なまま先送りされる可能性があったわけですから、要するに黒字化の財政健全化計画を最初に立てたとおりの推移の中で、さらに年度途中で歳入補正が見込まれたならば、その緊急性の高い事業も必要に応じては上げながらやっていくべきではなかったのか、結果として大きく黒字を残して1年でも早く借金を返していくということだけにきゅうきゅうとすべきではなかったのではないかということをお願いしたいわけなのですが、その辺についての市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと放課後児童クラブです。今回の事業としては検討されなかったということですが、この2か月やってみた実施状況、そういうものが出ているわけですから、6月以降についてもどうするのかということについては十分検討できたのではないかというふうに思います。教育委員会から資料として見せていただきましたけれども、結構な人数が通ってきている、そういう放課後児童クラブも実際あったわけですから、1年先送りするのではなく、この時点で保護者や子供の利便性を考えながら、一つの制度充実ということで検討できなかったのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、平成21年度の当初予算に郵政民営化の事業の法人市民税の反映はしていないというふうにおっしゃいました。確かに1年間経過していない中では、確固としたどれだけのお金が入ってくるかという見極めは、難しいものがあるかとは思いますが、それでは今年度については決算期といいますか、年度の最終にまた黒字になるのを待つのではなく、必要な時期に歳入の補正を組むつもりはあるのかということについても、お尋ねしておきたいと思います。

次に、旧板谷邸のことについてお尋ねしたいのですが、先ほどの市長の御答弁ですと、これまで説明会を3回されてきたと、それから建物の高さとか、そういうことについて話し合っているというようなことをおっしゃっていましたけれども、ここにマンションが建つことについては、いたし方ないことだというふうに市長は受け止めていらっしゃるのでしょうか。

それと、そういうマンションが建った場合、この歴史的建造物としての旧板谷邸そのものが残っていく見通し、それと、そのマンションと旧板谷邸そのものの建物としての調和、観光都市宣言とか、それから景観の中に出てくる調和の問題としては果たしていかがなものなのかということもありますので、その辺についてのお考えをお示しく下さい。

あと、新幹線なのですが、ワーキンググループで確認された、その今年末までに認可するための所要の検討を進め、結論を得るということですが、それにどういうものが入っているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

就学援助のことについてなのですけれども、教育長は小樽市の就学援助の対象となる収入基準をもとに戻す、平成15年以前に戻すことは考えていないとおっしゃいました。ただ、先ほど私が話したように、生活保護基準そのものが下がっていますから、1.3倍というこの基準では、どんどんその対象世帯が狭まっているのではないかということなのです。平成16年度では、1万110人の児童・生徒数の中で準要保護の認定数が2,170人と21.5パーセントあったのです。それが20年度には20.4パーセントまで下がっているのです。要保護のほうは占める割合としては7.3パーセントというふうにどんどん上がってきています。確実に対象世帯というものが下がってきているということを見ますと、1.3倍ということで10万人以上の都市の中では非常に頑張っているというふうには思うのですけれども、1.5倍という自治体も歴然としてあるわけですから、昨今の経済状況の中で実は修学旅行に行かされるかどうかというような大変厳しいという生活状態のことで相談を受けたこともありまして、この就学援助、何とか枠を広げていく方向で検討はできないものなのかというふうに考えています。

先ほどお示しいただきました交付税措置は、お聞きになって議員の皆さんも驚かれたのではないかと思うのですが、平成15年度の国の財政措置が30.6パーセントから19年度には17.1パーセントに下がっています。結局、当時の中山文部大臣が話していたことは何だったのかというふう思うわけですが、こういう国に対する要望についても行っているというふうには言っていましたけれども、もっとしっかりと交付税措置の中身についても調べながら適切な財政措置を要望していかなければいけないのではないかとこのふうにも強く思います。そういうことについて教育長のお考えを再度求めていきたいと思えます。

あと、風力発電についてですが、この事業所が環境アセスメントを行って、施設の存在とか、それから稼働の影響で、ここに存在する希少種とか、それから昆虫ですね、そういうものの存在が危うくなるのではないかと。それを残すべきではないかというような判断というのは、だれがどんな基準に基づいてなされるものなのか、そのことについて1点お伺いしておきたいと思えます。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 風力発電の関係以外は私が答弁します。

初めに、財政問題ですけれども、今回の臨時交付金の関係で、いろいろな今までやってこれなかった事業をできました。今回やった事業は本来、経常経費的なものが多いのです。ですから、財政が厳しい中でそういったものを切り詰めてきたので、今回そういった特別な金が来たのでそういった事業ができたということです。

それと、歳入が増えた分を補正して充てたらどうかというお話ですけれども、今、全体が赤字予算ですから一日も早く黒字化することが先決だと思います。今お話があるような市立病院の問題とか、それから学校の耐震化の問題、それから皆さん方から要求があるプールの問題とか、こういった問題を解決するためには、まず財政を黒字にしなかつたらできないのです。ですから、各課から来るいろいろな事業も遠慮してもらって先送りして、健全化を中心に財政運営を進めてきたという経過でありますので、そのことも十分ひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、郵政関係の法人市民税がまた平成21年度で補正するかというお話ですけれども、いわゆる税収動向、こういったものをやはり十分見極めた上で補正が必要であればしなければならぬし、それでなければしないで済むということにもなると思えますので、その点もひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、マンションの建設計画ですけれども、私としてはあの地域にマンションはやはり要らないだろうと思うのですが、建てるのが違法でないという以上は認めざるを得ないといいますが、建築主に説得はしますけれども、なかなかやろうとしている方は全然耳を傾けないというか、事業化をしたいというすごく強い意欲のある方だというふう聞いていますので、そう簡単に折れるとは思いませんけれども、粘り強く話をしていきたいと思えますが、法的にどうしようもない問題ですから、なかなか厳しいというものはあります。景観への調和とかいろいろありましたけれども、そういったものについては十分、話はしていきたいというふうにおもいます。

それから、新幹線の問題ですけれども、これも先ほど与党のプロジェクトチーム、認可に向けて所要の検討をするというのは、これはもう財源問題なのです。どこから財源を持ってくるかという、この財源1点だと思います。そのことが解決されれば前へ進むというふうには私どもは認識をしておりますので、年末に向けてこの財源をどう調達できるかと、この部分がいわゆるこの所要の検討というふうにおもって

おります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部参事。

**総務部参事(鈴木勇三)** 風力発電の環境アセスメントについて答弁申し上げます。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、風力発電事業に関しましては、法であるとか条例であるとかの特に規定の対象事業にはなっていないということがあります。ただ、あくまでも自主的ではありませんけれども、環境アセスメントを事業者が行う。この際に、事業者は自分だけですべてを判断するのではなくて、専門家の意見を聞いたり、例えば環境アセスメントの方法にしる、評価の案にしる、事前に公表、縦覧した上でいろいろな方々から意見を伺いながら最終的に取りまとめるというふうになってございまして、事業者の行う環境アセスメントの評価の結果が、今いろいろな建設に伴う許認可等に即結びつくものではないのですけれども、あくまでも事業者がその評価に基づいてできるだけ影響がないように、環境への影響を低減するような措置をとっていくという意味で、この環境影響評価を行うということでございますので、こういうことまでなら許すとか、ここまではやったらだめだとか、そういう明確な物差しのような基準というものは実はありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 再質問にお答えいたします。私のほうからは、就学援助について、収入の基準について若干説明させていただきまして、その後、部長のほうから答弁させていただきます。

議員も御承知のように、平成17年度から国庫補助額が10分の1以上、けたが違うだけがたんと下げられて、その分だけ交付税措置ということでございますが、その分だけそっくり増額になったというものではございません。それを物語るのが議員がおっしゃったように比率が非常にダウンしたという現状がございまして、実は私ども35市で構成されています北海道都市教育委員会連絡協議会がございまして、そこでもよくこの話題が出ます。ただ、収入基準につきましては、やはり北海道の10市を見ますと、どの市もやはり1.3倍よりも低い状況でございますが、いずれにしましても私どもこの都市教委連といたしましても、やはり皆さんもどの市でも同じ思いをしてございますので、国等に働きかけていく、そういう営みはこれからも続けていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(大野博幸)** 就学援助の関係で市の収入基準を、平成15年度の水準にまで戻せないのかということで再質問がございました。全体的には、今、教育長が申し上げたとおりなのですが、確かに収入基準は、15年度当時と比べますと30万円以上落ちているのは事実です。先ほど議員のほうからも、その認定率の部分でのお話もございましたけれども、要保護、準要保護を含めての認定率で申し上げますと、平成15年度が26.0パーセント、20年度はまだ最終的な決算が出ておりませんので、19年度で申し上げますと28.7パーセントという、微増ですけれども、若干認定率は伸びているという状況にはなっています。その部分、それぞれの生活実態が苦しくなっているということの数字だとは思いますが、そういう認定率の状況、また収入基準につきましても、全道平均、10市平均と比べても平均的な数字にありますので、国のその交付税なり補助金なりの部分を含めると、なかなか15年度の水準に戻すということは難しいものというふうに考えております。

それから、前段でございました放課後児童クラブの関係ですけれども、御承知のとおり教育委員会で従前から5校を拠点校にして土曜開設を行ってまいりました。それで、今年の4月から新たに5校を試

行という形で4月、5月の2か月間やったところであります。それぞれ学校ごとの詳しい分析というようなことも今後していかなければならないわけなのですが、従前に行っていた5校につきましては、単純に言いますと1校に1日平均で8.2人の児童が来ているのですけれども、今回、4月、5月、新たに試行でやった5校については2.4人という、ちょっと私どもが予想していたよりも少ない数字になっています。5校のばらつきもございます。ですから、私どもとしては、その試行の結果を踏まえて新年度からどこにどういうふうな形でやるのがよいのか、そういったことも検討しなければならないと思っていますので、同じ形で6月以降引き続きやっていくというスタンスには立っていないということでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** ほかの問題については、予算特別委員会の中で質問していきたいと思うのですが、新幹線について一つです。

実は、北後志の町村で、この政府・与党ワーキンググループの中で話されたことについてのもっと詳しいことが報告されているのです。実は、9月ごろには整備新幹線の着工区間及び並行在来線の経営分離区間を政府・与党ワーキンググループで決定して、11月ごろまでには沿線自治体の合意を取りつける方針であるというふうなことが報告されているので、もう少しその後の詳しいことの具体的な中身ではそういうことも御答弁いただけるのかと思いつながら、そうなってくるといよいよ倶知安町、小樽市から余市町、仁木町についてどうなっていくのかという首長の覚悟というか、そういう決意も聞かれるのかというふうに思っているのです。余市町あるいは仁木町とか、それから蘭越町かもしれませんけれども、その辺の自治体のどれか一つでもJRから経営分離の問題で在来線を残してほしいと、その経営分離については合意できないというふうになれば、新幹線の着工はできないというふうになると思うのですが、そうなった場合、今、定住自立圏構想を推進しようという動きもありますし、そのことで一緒にやっっていこうとしている北後志との関係では、どういう歩調をこの小樽市はとっていくのか、そういうことが求められると思うのですが、市長はその辺についてどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 今、菊地議員が言われたこの話の内容ですが、今初めて聞きました、私。どなたが説明したのか知りませんが、私どもとしてはそんな話は一切聞いておりません。私、期成会の会長ですから。会長が知らないでほかの人が知っているという話にはならないと思いますので、そういう話は聞いておりません。

それから、在来線の問題については、先ほど申し上げましたとおり、基本原則が決まっておりますので、JRからの経営分離区間の問題については、当該区間の工事実施計画の認可があって初めて国土交通省が示すというふうに言っているわけですから、それ以上のことについては我々は承知していません。したがって、先ほどの問題についても全然聞いていませんので、お答えのしようがないといえますが、ただ、まだこの問題について期成会としていいますか、沿線自治体の首長とは在来線の問題について全然話していませんので、札幌までの延伸ですと来ていますから、どうするかという問題についてはしていませんので、機会があればどうしていくかということは相談しながら進めていきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 菊地議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時50分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 14番、濱本進議員。

（14番 濱本 進議員登壇）（拍手）

14番（濱本 進議員） 平成21年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者に質問いたします。

昨年秋のアメリカにおけるサブプライムローンの破たんを端緒とした金融危機は、世界各国に波及し、我が国の経済、雇用にも深刻な影響を与えています。

6月11日に内閣府が発表した平成20年度第4四半期のGDP改定値では、実質成長率が前期比マイナス3.8パーセント、年率換算では14.2パーセントで、戦後最大の減少率を記録したと報じています。

小樽においても、商工会議所が行った平成20年度第4四半期の経済動向調査の結果では、業況、売上げ、採算について前年同期に比べて約60パーセントの企業が悪化したと回答し、21年度の見通しについても約50パーセントの企業が業況、売上げ、採算について悪化すると回答しています。この回答からは、市内経済の現状も、先行きも、残念ながら決して明るいとは断言できません。

このような現況の中、その対策として自民党、公明党を与党とする政府は、平成20年度補正予算、21年度予算、そしてこの5月29日に21年度補正予算を成立させ、この経済危機の克服を目指しています。

平成21年度地方財政政策について、全国知事会、全国市長会をはじめとする地方六団体においては、昨年12月に麻生総理や前鳩山総務大臣をはじめとする政府与党関係者に敬意を表する共同声明を発表し、さらに本年4月8日には地域活性化・生活対策臨時交付金の大幅な拡充、地域活性化・公共投資臨時交付金を新規に求めるなど、10項目から成る経済危機対策に関する緊急申入れを行い、これを受けて「経済危機対策」に関する政府・与党会議並びに経済対策閣僚会議から成る合同会議は、本年4月10日に具体的施策として4項目から成る「経済危機対策」を策定、発表し、平成21年度補正予算を編成、成立したところであります。

こうした政府の重層的な経済対策により、内閣府が9日に発表した4月の景気動向の基調判断は、「下げどまりの動きも見られる」と9か月ぶりに上方修正いたしました。今後とも日本経済の回復のため、そして地方が自立可能となる施策や対策が切れ目なく必要であると考えています。

そこで、お尋ねします。

我が国全体の経済、景気の現状について、どのように認識されていますか。

あわせて、小樽市経済の状況についても、お聞かせください。

次に、これまでの国の雇用対策、低炭素革命、地域活性化、地方公共団体への配慮などの経済危機対策に関する御見解をお聞かせください。

この経済危機対策を前提として3月27日に成立した国の21年度当初予算並びに5月29日に成立した21年度補正予算に対して、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

今回の第2回定例会に提出された補正予算についてお伺いします。

今回の補正予算のうち景気対策分は総額で約11億9,000万円ですが、これを編成するに当たってどのような視点から行ったのか、お聞かせください。

次に、1,760万円の市独自の雇用対策事業が計上されていますが、計上に当たっての基本的なお考え

と今後の見込みについてお聞かせください。

この補正予算が小樽市経済の回復の一助となることを強く望んでいますが、市長は地元企業の受注機会の拡大のために入札のあり方などを含め、どのように執行するお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、財政状況の把握という観点からお聞きします。

さきの第1回臨時会では、平成20年度決算について約6億8,400万円の収支不足が見込まれるとして、繰上充用による措置を行うための予算が計上され、可決されました。平成19年度決算の確定により平成20年度は約12億9,700万円の累積赤字を引き継いでのスタートでしたから、平成20年度の単年度収支では、約6億1,300万円の黒字見込みであります。この6億1,300万円の黒字についての分析、評価については、さまざまな意見があるのは承知しておりますが、この黒字は財政再建を目指し、これを実現するために真しに努力された市長をはじめ職員の皆さんの熱意の結果であり、結晶であると認識しております。

さて、本年3月に見直された一般会計における財政健全化計画の収支計画では、平成20年度決算見込みを、単年度収支においては7,200万円の黒字、累積収支では12億2,500万円の赤字となっています。平成20年度の累積収支見込み約6億8,400万円は、平成22年度見込額7億3,500万円の赤字をさらに下回っております。

そこで、お聞きします。

不確定要素は多々あるとは思いますが、現状を踏まえて財政健全化の早期実現に対する不退転の決意を表現する上からも、財政健全化計画の収支計画を見直すお考えはありますか。

見直すとすれば、その時期はいつごろでしょうか、お聞かせください。

平成20年度出納整理期間が終了し、決算の取りまとめも着々と進んでいることと思いますが、現時点での財政健全化4指標はどのように把握されていますか。19年度決算と比較してどのように変化しているのか、変化の理由もあわせてお聞かせください。

次に、平成18年6月に成立した行政改革推進法を契機に、地方の資産・債務改革の一環として新地方公会計制度の整備が位置づけられました。地方公共団体は、総務省の地方公会計制度研究会が示した基準モデル又は総務省改定モデルに沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体の連結ベースでの財務4表を今年度末までに作成し、その情報を開示することが求められています。

そこで、お聞きします。

この財務4表を作成することで何が明確になるか、また、作成することのメリットは何か、お聞かせください。

あわせて、本市における取組の経過及び今後のスケジュールについて具体的にお聞かせください。

次に、市立病院についてお尋ねいたします。

平成19年12月に総務省から示された公立病院改革プランに基づいて、本年1月に小樽市立病院改革プランが策定されました。改革プランは、第1に経営の効率化、第2に再編・ネットワーク化、第3に経営形態の見直しの3点から改革を進めるためのロードマップだとも言えるものと理解しております。

そこで、この改革プランを踏まえながらお尋ねします。

初めに、経営形態をこの4月から地方公営企業法の一部適用から全部適用に変更して並木病院局長が就任し、2か月余りが過ぎましたが、並木病院局長の地域医療に対する考え、市立病院の経営に対する姿勢、改革プランの実行に対する熱意を市長はどのように受け止められているのか、お聞かせください。

また、この2か月間、事業管理者として優先的にどのようなことに取り組まれてきたと市長は理解さ

れているのか、具体的にお聞かせください。

次に、6月9日の新聞報道では、市民が早期の建設を望んでいる新病院の建設地について、並木事業管理者から隣接する量徳小学校の敷地が最適であるとの提言を市長が受けたとありましたが、事実でしょうか。

事実であるとすれば、市長はこの提言をどのように受け止めているのでしょうか、お聞かせください。

学校は命をはぐくむ大事な場所であり、同じように病院は命を守る大事な場所です。市民にとってはどちらも大事な場所ではありますが、現実の限られた条件の中で、為政者として、市政の執行者としての決断のときが目前に迫っていると考えます。決断のときを急がなくては市民の命を守る病院そのものの存在・存続が危うくなると考えますが、市長はどのような認識をお持ちですか、お聞かせください。

次に、経営の効率化についてお聞きします。

改革プランでは、経営の効率化を図る指標の一つとして、病床利用率を挙げています。市立病院においては、以前から許可病床数と実稼働病床数のかい離について議論されてきました。今回の第2回定例会には、議案第6号として現行の許可病床数870床から445床への削減が提案されています。国からは病床数に応じて交付税措置がありますが、この削減によって病院経営の収支に影響はないのでしょうか。

また、先般、平成20年度下半期分の病院事業業務状況説明書が作成、発表されましたが、現行の病床数を分母とした場合と今回提案されている445床を分母とした場合、20年度の病床利用率は何パーセントでしょうか、お知らせください。

改革プランでは、本年4月1日から医療職給料表(二)(三)の導入を目標としていましたが、いまだ導入されていないのが現実です。短期的には経営に対して大きな影響があるとは思いませんが、中・長期的には間違いなく影響があると考えます。どのような理由で導入が遅れているのか、また、今後の導入の見通しについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、平成20年度決算見込みについてお聞きします。

地方公営企業法第30条(決算)によれば、「管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない」とあります。当然、監査はまだ受けていないとは思いますが、平成20年度決算の概況、特徴について、改革プランの収支計画との比較も踏まえた上でお知らせください。

この項の最後に、改めてお伺いします。

現在、医師不足などにより医業収入が減少している市立病院ですが、この現状を一日も早く打開するためには新築統合が実現するまでのより具体的な、そして明確なタイムスケジュールの作成、公表が不可欠であると考えます。市民の命を守る市立病院は絶対に必要であり、その新築統合は市民の悲願であるとも言えます。市長の新築統合に対する見通し、決意をお聞かせください。

次に、本年2月に本市の第6次総合計画基本計画が策定され、計画期間であるこれからの10年間に基本構想に掲げた将来都市像の実現のために取り組む主な事業及び成果指標が示されています。今年が計画期間の初年度ではありますが、財政健全化計画の期間中でもあり、残念ながらいまだ実施計画策定には至っておりません。今後策定されるであろう実施計画を想定してお聞きします。

初めに、参加・協働によるまちづくりの前提とも言える自治基本条例についてお尋ねします。

市長は、2年前の選挙において「自治基本条例策定に取り組む」とマニフェストにありました。このたびの基本計画にも自治基本条例制定の記述がありますので、市長にお伺いします。

市長は、自治基本条例をどう定義、理解されているのでしょうか、お聞かせください。

次に、この2年間、条例制定に向けた具体的な取組は行われていたのでしょうか、お尋ねします。

函館市においては、本年6月に市議会に条例を提案する予定となっておりますが、函館市自治基本条例懇話会が設置されたのが平成18年5月であり、条例提案までに3年の歳月を要しています。市長の任期の残りであるこの2年間で条例制定が実現できるのでしょうか。今後のスケジュールを含めお聞かせください。

参加・協働を実現するための前提条件は、積極的な情報開示であると考えます。千歳市においては、毎定例会ごとに本会議の冒頭で市長が市政執行報告を行っています。言うなれば、四半期ごとの業務報告です。積極的な情報開示、説明責任を果たす一つの手法であると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、平成19年10月よりスタートした町会支援員制度についてお尋ねします。

この制度は、市の職員がボランティアで町会支援員となり、町会の自主性や自立性を尊重しながら、市と市民で協働のまちづくりを進めるために町会活動の支援や相談窓口を担うものと理解しています。制度がスタートして約1年8か月が過ぎました。協働のまちづくりを実現、そして定着するためには、この制度が果たす役割は大きなものがあると認識しています。

そこで、お聞きします。

現在、この制度の根幹をなす町会支援員は何人配置されているのでしょうか。

また、これまでどのような具体的な活動や町会からの要望があったのでしょうか、お知らせください。

今後、この制度が今まで以上に定着、浸透するためには何が必要でしょうか、お聞かせください。

次に、広域連携の推進に関してお聞きします。

地方分権というよりは地方主権の確立、そして自立する地方・地域の実現のためには、行政区域を越えた広域的な連携が必要不可欠であると考えます。小樽においても、石狩湾新港管理組合、北しりべし廃棄物処理広域連合など、一部実現しているものがあります。このように現行は業務ごとの連携が主流ですが、総務省が設置した定住自立圏構想研究会が平成20年5月に新しい広域連携の形を提言した報告書を発表し、国の平成21年度当初予算及び補正予算で財政措置がされました。

初めに、この制度の概要についてお知らせください。

あわせて、国の当初予算、補正予算の内容についてもお知らせください。

本年4月に一部報道で、この定住自立圏構想の実施団体入りを目指して、小樽市と余市町をはじめとする北後志5町村が基本合意をしたと伝えていました。また、市立病院改革プランによって、平成20年5月に設置された再編・ネットワーク化協議会の第6回会合においても、定住自立圏構想の活用が議論されたとの報道もありました。残念ながら再編・ネットワーク化協議会は非公開であり、さらにまだ小樽市のホームページにも協議内容はアップされておりませんので、真偽のほどは定かではありません。確認の意味を含め、お尋ねいたします。

小樽市は、この定住自立圏構想の実施団体入りを目指すのでしょうか。

目指すとすれば、今後のスケジュールはどのようになるのでしょうか。

また、実施団体となった場合のメリットについても、あわせてお聞かせください。

次に、広域連携の推進を図る上で重要な要素の一つである交通アクセスについてお尋ねします。

小樽 - 余市間の北海道横断自動車道は、平成30年度の完成を目指し、来年度から用地取得を始める見通しと聞いています。現在の計画では、札幌自動車道朝里インターチェンジ付近に接続する（仮称）小樽ジャンクション、塩谷の（仮称）小樽西インターチェンジ、そして（仮称）余市インターチェンジが

設置される予定となっています。現在の計画では、小樽市内中心部からのアクセスが十分に円滑とは残念ながら言えないと考えています。将来的にこれを解決するためには、国道393号との接続が必要と考えますがいかがでしょうか、御認識をお聞かせください。

環境保全に関して、特に温暖化対策の推進についてお聞きいたします。

温暖化対策の大きな柱の一つに自然エネルギーの活用があります。国の経済対策にも成長戦略の一つとして低炭素革命が掲げられており、そのメニューに太陽光発電が挙げられています。具体的施策としてスクール・ニューディール構想や公共建物、住宅への太陽光発電の導入促進があります。小樽市においては、スクール・ニューディール構想を踏まえて、平成21年度に太陽光発電を長橋小学校での設置に向けて本年度実施設計が行われますが、その来年度の設置の時期、発電規模などについてお聞かせください。

あわせて、長橋小学校に設置する太陽光発電を利用して各種のデータを収集するお考えはありますか。

また、今後、他の学校にも設置するお考えがあるのか、お聞かせください。

国においては、住宅用の太陽光発電の普及促進に関して、太陽光発電普及拡大センターを通じての補助金制度があり、さらにこの制度とは別に補助金、利子補給などの独自の取組をしている地方自治体もあります。北海道内において独自の助成制度を持つ自治体はありますか、お知らせください。

あわせて、現在、小樽市においては助成制度がありませんが、将来的には助成制度を創設するお考えはありますか、御見解をお聞かせください。

次に、自然エネルギーの活用の一つである風力発電に関してお聞きします。

市長は、5月15日の記者会見において、銭函地区での風力発電所の立地計画について発表されました。地球温暖化防止に寄与する風力発電所が、それも新しいタイプの発電所が小樽にできるということは、市民にとっても明るい話題であります。詳細はまだ不明な点があるかと思いますが、既に運転中の同型発電所である青森県六ヶ所村の二又風力発電所を参考にして、総事業費、着工から完成までの期間及び市税収入への効果などお聞かせください。

次に、生涯学習に関してお聞きします。

生涯学習社会を支える社会教育機関の一つであり、小樽の文化芸術の発信地でもある小樽市美術館では、現在、開館30周年記念特別展「画家たちのパリ」が開催されています。5月23日に行われたこの特別展の開会式において、市長がごあいさつをされましたが、その中で美術館、文学館の再整備について言及されていました。確かに総合計画基本計画で予定されている事業に文学館・美術館施設整備事業がありますが、現下の小樽市財政を考えると、この事業の実施は当分先であると予想していました。歴史と文化が息づくまち小樽の一市民として、今回の市長の発言を大変喜ばしく思っております。また、文学館、美術館の成り立ちを考えると、設立に御尽力された多くの市民の皆様も同様の感を抱いていると確信しています。この整備によって文化のまち小樽のシンボルと言える文学館、美術館が2回目の誕生を迎えると理解しております。

そこで、お聞きします。

事業費を含め、どのような内容やスケジュールで再整備は行われるのでしょうか、お聞かせください。

次に、産業振興に関してお尋ねします。

初めに、商業振興についてです。

国の生活支援策の一つである定額給付金と子育て応援特別手当の申請書が4月15日に発送され、第1回目の振り込みが4月28日に行われました。定額給付金と子育て応援特別手当によって小樽市民に約22億円が届けられる予定となっています。この22億円が小樽市内の経済を底上げしてくれることを強

く望んでいます。

そこで、お聞きいたします。

直近の給付済件数と金額についてお知らせください。

また、あて先人不明などで返却された申請書の件数をお知らせください。

あわせて、この22億円すべてが市民に届くことを切に望んでいますので、この不明分への対応策についてもお聞かせください。

関連して、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業についてお尋ねします。

小樽市では、定額給付金の市内消費を促す目的で、市内の商店街団体を対象に当初予算2,000万円で事業を始め、当初の想定より参加団体が多く見込まれることから、今定例会でさらに200万円追加の補正予算案を提出されています。現在までに指定申請した団体数と、その助成予定額及び今後申請が見込まれる団体数とその助成予定額、さらに、それらの合計団体数と助成予定額についてお知らせください。

現在進行形の事業ではありますが、現時点で何か効果を確認、認識されていますか、お聞かせください。

また、この事業が終了した際には、検証の作業が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、次年度以降の商店街活性化施策にこの検証を生かしていくべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

第1回定例会において当会派の横田議員が丸井今井跡、隣接するアネックス館跡、小樽グランドホテル跡の活用について質問いたしました。

その際、市長は、小樽開発株式会社が大手ディベロッパーと精力的に交渉中であり、中心市街地の活性化のためにも丸井今井跡、アネックス館跡が早期に再活用されること、ホテルについても早期の再開を期待するとの御答弁でした。さらに、施設の再開の課題についても、金融債務、共有名義者の合意、駐車場の3点を挙げていました。4か月前の今日は、くしくも小樽グランドホテルが閉館した日であります。この4か月の間に間違いなく小樽グランドホテルを中心とした商店街などは、マイナスの大きな影響を受けています。この負の状況から脱却するためには、両施設の早期の再開が必要不可欠であり、再開を一日千秋の思いで待っています。

そこで、お聞きいたします。

第1回定例会以降、この3か月余りの間に何か進展はあったのでしょうか。

そして、市長の御答弁にあった3点の課題は解決に向かっているのでしょうか。

また、小樽市として早期再開に向けて引き続き支援を行っていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、観光振興についてお聞きします。

本市は、平成18年4月に観光基本計画が策定され、昨年の第3回定例会で小樽観光都市宣言を決議し、市内基幹産業の一つが観光であることを再確認したと言えます。言いかえれば、観光振興なくして小樽の将来はあり得ないと言えます。

先日、平成20年度の小樽市観光入込客数が産業港湾部観光振興室から発表されました。残念ながら入り込み数は平成13年度の約890万人から平成20年度は約715万人と175万人、約20パーセントの減少ではありますが、外国人の宿泊客数は平成13年度に比較して約3.7倍の4万4,000人に増加しています。

そこで、お聞きいたします。

平成20年度の入り込み数についての詳細な分析は困難であると理解しておりますので、感想などをお聞かせください。

次に、通過型観光と言われて久しい小樽観光ですが、これからは時間消費型・宿泊滞在型の実現に向けて今まで以上に努力すべきことは、官民の共通認識であります。通過型観光からの移行期間をできるだけ短縮しなければ、小樽観光の将来は存在しないと考えています。時間消費型・宿泊滞在型観光の実現に向けた取組をお知らせください。

この6月11日にWHO、世界保健機関が新型インフルエンザの警戒水準を現行の5から最高位の6に引き上げ、道内においても11日に初めて感染が確認されました。新聞報道などでは、新型インフルエンザの発生によって、修学旅行など国内外の旅行に少なからず影響が現れていると伝えています。これからの小樽観光への影響を懸念していますが、現在まで小樽観光においては影響がなかったのでしょうか、お知らせください。

平成20年度実績では外国人観光客の宿泊述べ人数は約4万8,000人と報告されています。これに日帰り観光の外国人を加えると相当な人数になると想定されます。現実メルヘン交差点付近や市内ホテルにおいて聞きなれない外国語を耳にした経験がたびたびありますが、このような経験を持つ市民が数多くいることは容易に想像できます。今後の小樽観光を考える上で、外国人観光客という要素は将来的にも無視できないと考えています。当然、その対応は十分に行うべきであります。例えば市内の各種案内標識の外国語対応については、おおむねできているのではないかと認識しています。しかしながら、観光案内所の国際化など、まだまだ取り組むべき事項があると考えています。総合計画基本計画の事業の中に、外国人観光客の誘致による国際観光の推進とありますが、その実現のためには、ハードの分野、ソフトの分野、そしてハートの分野の環境整備が必要と考えます。現在の小樽にとって、さらに国際観光を推進する上での課題をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

あわせて、課題解決のために取り組んでいることがあればお知らせください。

最後に、教育についてお尋ねします。

初めに、本年4月21日に3回目の実施となった全国学力・学習状況調査についてです。

平成19年4月に1回目が行われ、小樽市においては、同年12月に小樽市教育研究所が調査結果概要を発表しています。平成20年の2回目についての調査結果概要は、同年10月に発表しています。小樽市の平均正答率は公表されていませんが、北海道全体の平均正答率に対して、小樽が含まれる後志は、やや低いとの新聞報道がありました。47都道府県の中で北海道は2回とも下位に位置し、残念と言わなければならない結果でした。市内の学校では、この調査結果概要や北海道学校改善支援プランなどを基に、各学校の実情に合わせて改善プランを策定し実行していると理解しています。平成19年度の調査結果を踏まえた改善プランの実行による効果は、本年行われた調査の結果に反映されると認識しています。言いかえるならば、平成20年度の調査結果には、最初に策定された改善プランの効果は反映していないと考えています。

そこで、お聞きします。

平成19年度の調査結果を踏まえて、20年度に実施した改善プランにはどのようなものがあるのか、お知らせください。

昨年11月に教育委員会は、平成19年度、20年度と2年連続で小学生の平均正答率が全国1位だった秋田県の秋田市を視察しています。この視察の成果と20年度の調査結果は、21年度において確かな学力の育成のための方策にどのように活用されているのか、具体例を挙げてお聞かせください。

また、本年の調査結果はいつごろ公表されるのでしょうか。北海道と小樽についてお知らせください。次に、学校評価についてお尋ねします。

平成20年第1回定例会において、学校評価について質問をいたしました。平成18年3月に義務教育

諸学校における学校評価ガイドラインが文部科学省から発表され、平成20年1月に改訂されました。平成20年度が適用初年度であり、学校評価の結果は既に設置者に報告されていると認識しています。

初めに、20年1月の主な改訂点についてお知らせください。

次に、学校関係者評価を確かなものとするために、平成20年度にどのような対応をされたのか、お知らせください。

また、各学校からの報告をどのように集約し、分析するのでしょうか。

あわせて、各学校からの報告をどのように公表するのか、お知らせください。

次に、生徒指導についてお聞きします。

かつて主に小樽市内の中学校が、いわゆる荒れていた時代がありました。当時、保護者はもとより、地域の人も足しげく学校を訪れ、問題行動を起こす生徒に向き合い、まさに学校、家庭、地域が一体となって対応していました。市内に非行防止を目的とする少年を守る会が生まれたのも、このころだったと記憶しています。幸いなことに、その後は当時のような状況は生まれていないと認識しています。しかしながら、事の大小は別にして、生徒の問題行動が皆無というのはあり得ないことだとも理解しています。必要なことは、常に問題行動が発生しないためのふだんからの指導であり、万が一発生した場合の対応策の準備であると考えます。発生した場合の具体的な対応策についてお聞かせください。

あわせて、現在の市内の学校の状況についてもお知らせください。

以上、再質問を留保して、私の質問を終了いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 濱本議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問でありますけれども、まず我が国の経済と景気の現状についてであります。アメリカに端を発した金融危機により昨年後半から世界的に経済成長が減速し、外需に依存してきた我が国では、輸出型産業を中心に生産が落ち込むなど、景気が大きく後退いたしました。4月の景気動向指数では鉱工業生産指数などが増加したことから、景気が下げどまる動きととらえる見方もありますが、設備投資や消費など内需が低迷していることや雇用環境が依然として厳しいことなどから、本格的な景気回復にはまだ時間がかかるのではないかと考えております。

次に、本市の経済状況についてでありますけれども、小樽商工会議所のほか日本銀行札幌支店の経済調査でも、設備、在庫、雇用がともに過剰で、業況が悪いとする企業が増えております。また、景気が低迷する中で、北海道信用保証協会による代位弁済金額が高い水準で推移するとともに、4月の小樽管内の有効求人倍率が0.31倍と低い水準にあることなどから、市内企業や雇用を取り巻く環境はきわめて厳しいものと認識しております。

次に、国の経済危機対策に関する見解でありますけれども、御質問にもありましたとおり、全国市長会を含む地方六団体は、現下の厳しい経済情勢を戦後最大の危機であるとし、去る4月8日に麻生総理大臣に対し、経済危機対策に関する緊急申入れを行っております。その内容は、我が国の景気の底割れを回避し、日本経済を安定的な成長軌道に乗せるため、新たな緊急経済対策の実施を強く要請するとともに、地域活性化・生活対策臨時交付金の大幅な拡充や、公共事業やその他の地方負担に対する財政措置、新エネルギーの開発・普及、技術革新による新市場の創造や雇用の維持・確保に対する支援策の充実・強化などについても強く求めたところであり、4月10日に示された政府与党の経済危機対策は、そ

のような地方団体側の要請も一定程度反映された中で取りまとめられたものと考えております。

いずれにいたしましても、このたびの対策には、現在の経済不況の克服に向けて数多くの施策が盛り込まれておりますので、これらの取組が切れ間なく着実に実施されていくことを強く願っているところであります。

次に、平成21年度の国の当初予算とこのたびの第1次補正予算に対する見解であります。昨年来の深刻化する経済状況の悪化を踏まえ、政府においては、数度にわたる経済対策を実施しながら、20年度の補正予算や21年度の当初予算においても、景気回復に主眼を置いた予算編成に努めており、特にこのたびの21年度第1次補正予算については、安心と成長のための対策総動員として過去最大規模の予算を編成したところであります。

過日開催されました全国市長会におきましても、こうした動きに一定の理解を示すも、こうした取組を実効あるものにし、深刻化する経済状況を打破するためには、国と地方がより一層連携し、引き続き間髪を入れず、さらなる経済・雇用対策を実施することが喫緊の課題となっているとして、21年度補正予算で措置されている経済危機対策を可及的速やかに実施するよう強く要望するとの決議をしたところであります。

しかしながら、現時点においても、このたびの経済危機対策に盛り込まれた制度の具体的な内容が示されていない事業もありますので、国や道がより積極的に国の予算で計上された事業の内容等について、的確な情報提供を行うとともに、速やかに事業の実施が可能となるよう、迅速な対応を行っていただきたいと考えております。

また、妊婦健診の公費助成など後年度も継続的に行うべき施策については、経済対策として一過性のものとなることなく、恒久的な財政措置をすべきとの決議もしたところであります。

次に、このたびの補正予算の編成方針についてであります。本市の経済・雇用情勢が依然として厳しい状況にあることや、市の財政状況が数年来大変厳しく、工事等の発注も厳選せざるを得なかったことなどを踏まえ、このたびの補正予算につきましては、国の第1次補正予算関連を中心に、現時点で把握し得る情報を基に可能な限りの積極的な予算計上に努めることとしたところであります。

具体的には、地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業につきましては、緊急性が高く近い将来必ず実施しなければならない事業や市民の利便性の向上に資する事業、国の制度創設目的に沿った地域の活性化に資する事業を洗い出した上で、優先度等を見極めながら選定したところであります。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金関連事業につきましては、22年度以降に予定していた補助事業の前倒しに伴って交付が見込まれる交付金について、公共工事の発注拡大の観点から、来年度に実施予定していたロードヒーティング更新事業を前倒しで行うこととしたものであります。

さらに、厳しい雇用情勢にかんがみ、市独自の雇用対策事業といたしましては、街路樹のせん定や小中学校の屋外環境整備などのほか、主要な観光施設等のごみの回収などに要する経費についても計上したところであり、予算の議決をいただいた後は、その速やかな実施に向けて可能な限りの早期発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、市独自の雇用対策事業についてでありますけれども、本年3月11日に小樽建設工業協同組合、小樽勤労者企業組合、小樽地方建設厚生企業組合の3団体から、緊急雇用創出事業に関する要請書が提出され、特に建設・土木関係の雇用対策を要望されたところであります。

また、4月の小樽管内の有効求人倍率が0.31倍に下がるなど、市内の雇用環境が一段と厳しさを増す中で、特に労務・清掃作業の就業状況が悪化していることから、街路樹のせん定や市内小中学校の屋外清掃などを主体とした事業7件、1,760万円計上したものであります。これらの事業を実施することに

より、34名、延べ日数で1,223日の雇用が確保される見込みとなっております。

今後の雇用対策につきましては、国の交付金事業を活用した緊急雇用創出事業の募集通知が今月中に北海道から送付される予定と聞いておりまして、引き続きこの事業を活用して雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、このたびの補正予算に関連して、地元企業の受注機会の拡大と入札のあり方などについてであります。本市におきましては、これまでも地元業者育成の観点から、地元業者が対応できるものにつきましては優先的に発注するよう努めておりますし、また、工事等の発注に際しては状況に応じて分割して入札を行うなど、地元業者の受注機会の確保に努めているところであります。このたびの補正予算は、近年にない大きな規模であることから、工事等の発注件数も相当数に上るものと思われませんが、その発注に当たりましては、これらの点も十分に踏まえ、地域経済の浮揚に少しでも資するよう留意してまいりたいと考えております。

次に、一般会計の財政健全化計画上の収支計画の見直しであります。平成20年度の決算見込みにおいて累積赤字が6億8,400万円となり、収支計画上の累積赤字よりも大幅に改善することとなりますので、そのことにより21年度以降の累積収支に影響が出るのは事実であります。今年度においても一般会計の収支に大きく影響する普通交付税の算定がこれから行われることも含めて、収支両面で不確定要素が大変多いと思っておりますので、そうした状況も十分留意しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる財政健全化法に基づく各指標の比率の状況でありますけれども、平成20年度決算見込みで試算いたしますと、実質赤字比率は2.2パーセント程度、連結実質赤字比率は4.4パーセント程度となり、平成19年度決算数値を大きく下回っております。これは一般会計の赤字が約6億1,000万円、国民健康保険事業会計の赤字が約5億8,000万円、病院事業会計の赤字が約23億3,000万円、それぞれ減少する見込みとなったことが、その主な要因であります。

なお、実質公債費比率と将来負担比率については、現在、比率算定上の各決算数値の分析中であり、現時点ではまだ試算しておりませんが、平成19年度の数値から推計する限り、いずれも早期健全化基準を下回るものと考えております。

次に、いわゆる地方公会計制度に基づく財務4表の作成等についてであります。財政健全化法の本格的な試行を踏まえ、国が地方に対して、平成20年度決算に基づいて今年度中にいわゆる公会計を整備し、あわせて公表することを求めています。具体的には、貸借対照表、資金収支計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書のいわゆる公会計財務4表を整備し、住民へ公表することですが、このことにより現行の会計制度では把握困難な資産や債務のストック情報のほか、行政事務の執行に係るコストなどについても明示することとなり、現役世代と将来世代の負担のバランスや第三セクター等との連結を踏まえた財政全体の状況のほか、行政サービスの受益と負担の関係などについて、市民の皆さんにより丁寧な情報の開示ができるものと考えており、市財政に対する理解を一層深めていただけるものと言われております。

また、当市におけるこれまでの取組と今後のスケジュールであります。これまでも北海道市長会主催の研修会へ担当者を出席させるとともに、外部講師を招いた職員向けの講習会なども開催してきており、今後も国から示された財務4表のモデル様式をベースに基礎データの分析等を行い、今年中の作成と公表を目指して作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院問題について何点が御質問ありましたが、この項で私が答弁したもの以外は病院局長からお答えをいたします。

初めに、この4月に病院事業管理者に就任した並木局長の熱意と取組ということではありますが、並木局長は、この2か月の間に地域の医療がどうあるべきかという一貫した視点で、市内・市外の医師会や公的病院や関連病院など、さらには育大である北海道大学や札幌医科大学を精力的に訪問し、直接生の声を聞き、地域医療に関する正確な情報収集や意見交換を行ってきていると聞いておりまして、その行動力を高く評価しているところであります。

また、市民が安心して生活できる医療体制構築のためには、老朽化した両病院の統合が不可欠であり、そのためにはまず両病院が心をつなげて同じ方向に向くことの必要性を職員に訴え、具体的な取組を始めているとも聞いております。

市立病院の経営につきましても、4月から両病院の院長を含む病院局の幹部職員による経営戦略会議を立ち上げ、医師や看護師がやめない環境づくりや経営改善の取組について精力的に議論をし、両病院長とともにリーダーシップを発揮して実行に移しているとのことでもありますので、その熱意は必ずや職員の意識改革や病院の経営改善につながっていくものと確信をしております。

次に、新病院の建設地についてではありますが、並木局長からは医療者の立場から、医療連携の観点、患者の利便性など病院としての立地条件を考慮すると、現在の小樽病院の敷地と量徳小学校敷地をあわせた土地が最適であり、また、市内の医療関係者の方々もおおむね同様の意見であるので、建設地について再考できないかとの意見をいただいたところであります。これまで医療に深くかわり、地域医療にも造りの深い並木局長が地域の医療関係者の方々の意向も聞いた上で判断したということで、重く受け止めております。私といたしましても、当初、当該土地が新病院にふさわしいと考え第1候補としておりましたので、その優位性は十分認識しているところであります。しかしながら、当該土地への新病院建設は、小学校の適正配置計画により量徳小学校が廃校になった場合にのみ建設が可能であったことから、当時の状況としましては断念せざるを得なかったところであります。その後、議会をはじめ関係者の方々の御理解や御協力もいただきながら、築港地区での計画を進めてきた経緯もありますので、今後、議会はもちろんのこと、関係者の方々の御意見も広くお伺いしながら、慎重に検討していかねばならない問題であると考えております。

次に、新築統合に向けた決意ではありますが、私といたしましても地域医療を守るためには市立病院は不可欠と考えておりますし、持続的に経営可能な病院とするためにも、両病院を統合新築する必要があるとの考えは変わっておりません。また、医師や看護師を確保し、地域医療を守るためには、早期に新病院に向けたビジョンを示す必要があるとも考えております。そのためには、まず起債導入のための財政的な見通しを立てることが必要でありますので、新しい事業管理者の下、職員一丸となって現病院の経営改善に取り組んでいただきたいと思いますし、私もできる限りの支援に努めてまいりたいと思っております。

また、再編・ネットワーク化協議会の議論結果を踏まえ、新病院のあるべき姿を明確にする必要もあります。いずれにいたしましても、できるだけ早い時期に具体的なスケジュールもお示しできるよう、課題解決に全力を尽くしていきたいと考えております。

次に、第6次総合計画基本計画に関する御質問ではありますが、初めに自治基本条例の定義についてではありますが、自治基本条例は、地域が有する課題への対応やまちづくりを進めるに当たって、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決定していくのかを文章化した、いわばまちづくりの基本理念や市政運営の基本的なルールを定めたものと理解しております。

次に、条例制定に向けたこれまでの取組でありますけれども、第6次総合計画の策定に向けて平成19年度に市民の皆さんとの懇談会を開催した際に、初めて自治基本条例についての説明をいたしました。

まだ市民の皆様の間で議論ができる状況でないという印象を持ったところでもあります。このため、まずは庁内で条例制定に向けて取り組んでいる道内他都市の調査や先進的な自治体の意見聴取などを行ってまいりました。また、この1月に庁内各部の職員で構成された自治基本条例研究会を立ち上げ、条例の必要性、あり方について基本的な考え方を整理するなど、条例制定に向けての環境整備に取り組んできたところでもあります。

次に、今後のスケジュールであります。ただいま申し上げました庁内の自治基本条例研究会で整理された基本的な考え方を踏まえて有識者と市民から成る懇話会を年内に立ち上げ、市民の皆さんとの議論をスタートしたいと考えております。自治基本条例は行政のみで策定するものではなく、市民の皆さんとじっくり議論をし、十分な理解の下で策定しなければならないと考えております。このため、条例制定までには、道内他都市の事例を見ましても本格的な議論をスタートしてから3年ほどかかっていることから、本市においても同程度になるものと考えております。

次に、積極的な情報開示についてであります。市民との情報の共有は地方自治の基本であり、市民の声を大切にされた開かれた市政運営に心がけ、市民との協働のまちづくりを目指しているところであります。千歳市の取組も情報共有の一手法であると思っておりますが、私もいたしましても、これまで市の広報誌やホームページ、定例記者会見、FMおたるで月1回、その時々のお話など、情報提供に努める一方で、町会長との定例連絡会議や市長と語る会など、さまざまな機会を通して市民の皆さんとの懇談の場を設け、情報の共有に努めてきたところであります。

次に、町会活動支援員についてであります。町会活動の支援や町会の課題等の相談窓口となることを目的として、153町会のうち現在47町会に市職員を町会活動支援員として配置しております。

次に、支援員の活動状況などありますが、昨年度においては町会の総会、役員会への出席や廃品回収、地域清掃などへの参加が35件ありました。また、町会からの要望としては、道路補修、カーブミラーの設置、不法投棄ごみの回収など18件受けております。この町会活動支援員制度につきましては、これまで総連合町会や町会長と市との定例連絡会議など機会あるごとにお知らせをしておりますが、現状においては3分の1ほどの町会にしか配置されていない状況にありますので、さらに周知を図り、なお一層、定着、浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想の概要と国の当初予算、補正予算についてであります。定住自立圏構想は、ある一定の人口規模を有し、行政・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能を集積している市を中心市とし、その中心市と生活、経済面で密接な結びつきがある周辺市町村がみずから協定を結び、それぞれの役割分担と相互の連携、協力、さらに民間活力を最大限に活用しながら、自立した生活圏域を形成していくものと認識しております。

この構想に係る国の予算についてであります。各省庁において既定予算の優先採択や国土交通省の定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業費など、構想の推進に当たっての予算が計上されております。また、今回、国の補正予算における経済危機対策関係経費の中においても、民間投資を促進し、圏域全体の暮らしに必要な都市機能などを確保するための予算が計上されたところであります。

次に、本市の定住自立圏構想の形成に当たっての取組でありますけれども、本市は総務省が中心市の要件を備えるとして選定された全国243市の一つでもあり、将来来るべき分権型社会や地域の自立などを考えると、広域行政の取組はますます必要になるという観点から、まずは検討に取りかかったところでもあります。現在、北後志5町村と北しりべし廃棄物処理広域連合を組織し、広域行政に取り組んでいることや、教育、医療などの生活面においても結びつきが強いことから、圏域形成の可能性などについて協議を進めているところであります。

次に、実施団体としてのメリットとしては、特別交付税の措置や地域活性化事業債の充当率のアップなどのほか、各省庁においては構想の推進に当たっての予算が計上されております。

また、生活・経済面で密接な関係がある周辺町村と圏域を形成し、圏域全体で役割分担しながら生活機能を維持していくことは、民間投資を促進し、圏域全体の活性化にもつながるものと考えております。

次に、小樽 - 余市間の高速道路の整備についてであります。現在の計画では国道393号と接続する計画はありません。高速道路のルートの中で国道393号と最も接近する箇所もありますが、この箇所はトンネルとトンネルに挟まれた明かり部分が100メートル区間しかないことから、国道への接続のための構造的な要件を整えることはかなり難しい状況にあります。市といたしましては、今後とも高速道路と市内中心部へのアクセス強化などの可能性について、小樽開設建設部や北海道東日本高速道路株式会社等と話し合いの場を設けてまいりたいと考えております。

次に、道内自治体における太陽光発電への助成制度であります。現在、道内自治体では札幌市や帯広市をはじめ17の市や町で補助や融資制度などを設けております。本市においては、日本海側の多雪地域で日照時間が短いことから、冬期間の発電量が少ないなど、太陽光発電に必ずしも恵まれた環境にはないため、それほど普及していないのが現状でありまして、一般家庭への普及のためには一層の発電コスト低減と発電効率の改善などが必要と考えられます。市といたしましては、これらの課題や財政面を考えますと、当面、補助や融資等の支援策を導入する考えはありませんが、今後の太陽光発電の費用対効果や市民の導入意欲などを見極めてまいりたいというふうに考えております。

次に、銭函地区における風力発電所についてであります。総事業費につきましては、今後、現地の測量結果に基づき、風車の構造設計を行うとともに、施工方法や資機材の搬入方法についても詰めることになるため、現時点での試算は困難であると聞いておりますが、青森県六ヶ所村の事例では、発電の出力5万1,000キロワットで約220億円との報道もありますので、出力4万キロワットの銭函につきましても、相応な投資額になるものと思われれます。

次に、工事につきましては、用地確保や電力系統との接続協議などが調い次第できるだけ早期に着工したいとしておりますが、一般的には着工後2年から3年以内の工期で完成すると聞いております。

また、税金などに関しましては、現在のところ施設の規模や構造が明らかになっておりませんが、具体的には申し上げられませんが、固定資産税、都市計画税、法人市民税について一定程度の税金が見込まれるものと考えております。

次に、商業振興に関しての何点か御質問ありましたが、まず定額給付金と子育て応援特別手当の給付済みの件数と金額であります。6月10日現在、定額給付金につきましては、給付件数6万1,353件、給付額19億7,112万8,000円、給付率92.9パーセントとなっており、子育て応援特別手当につきましては、給付件数1,212件、給付額4,608万円、給付率94.9パーセントとなっております。

次に、返却された申請書の件数と対応策であります。あて先不明などの理由により、返却された申請書の件数は6月10日現在で定額給付金は460通となっており、子育て応援特別手当については返却された申請書はありません。この不明分の対応につきましては、これまでも住民登録を基に調査を行い、あて先が判明次第、再度申請書を郵送しておりますが、今後さらに広報誌やテレビ、ラジオなどを利用し、申請漏れがないよう呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業であります。これまでに指定申請した団体数は33団体で、その助成予定額は1,670万円、今後、申請が見込まれる団体数は11団体で、その助成予定額は530万円です。これらを合計しますと、団体数が44団体で助成予定額が2,200万円となる見込みであります。

次に、この事業の効果であります。各商店街団体がそれぞれの特徴に合わせてさまざまな取組を進めており、これまでに実施した商店街団体からは来街者が増えるなど、販売促進につながっていると聞いております。また、周辺地区におきましては、店舗数の減少により何年もの間売出しセールを行うことができなかった商店会等の中では、久しぶりに売出しセールを実施するところが出てきております。さらに、実施に際し、会員以外のお店にも声をかけて参加を募っている商店会もあり、市内の商店街等の活性化にも寄与しているものと認識しております。

次に、事業の検証についてであります。事業終了後の助成金交付申請の際に、事業成果と今後に向けての考え方について報告をもらうことにしております。あわせて商店街団体の事業報告会に職員を参加させ、できる限り直接御意見をお聞きするなど、次年度以降の商店街活性化施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、丸井今井跡の施設の再開についてであります。施設を管理する小樽開発が中心となって各テナントやホテルなどの誘致等について、大手ディベロッパーと引き続き精力的に交渉を行っている聞いております。施設の再開に当たっての課題についてであります。小樽開発が抱える金融債務については、その圧縮について協議が進められており、施設の共有名義者全員の合意については引き続き交渉中であるほか、駐車場についてはその形態について検討中であると聞いております。市といたしましては、中心市街地活性化のためにも、当該施設の早期再生に向けて引き続きできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興について何点が御質問ありましたが、初めに平成20年度の観光入込客数についての感想であります。原油価格の高騰や世界的な景気悪化の影響による旅行市場全体の冷え込みが入り込み客数減少の大きな要因ととらえており、特に下半期においては、期待を寄せていた冬のイベント小樽雪あかりの路の来場者の減少が大きく作用したことから、残念ではあります。入り込み客数が昨年度を下回ったものと考えております。

また、先日、日本政府観光局が発表した訪日外国人旅行者数の4月の推計値を見ても、本市の外国人観光客の大宗を占める東アジア圏の国々、とりわけ香港、台湾、韓国からの旅行者数の減少が著しいことから、今年度においても本市への外国人観光客の入り込みの減少が懸念されるところであります。

次に、時間消費型・宿泊滞在型観光の実現に向けた取組であります。現在、観光基本計画の四つの都市像の一つの「ゆっくりと時間が流れるまち・おたる」の基本方針である時間消費型観光の推進を最重点目標に掲げる中で、実効性が高いと思われるものから順次取り組んでいるところであります。具体的な例といたしましては、今年2月の雪あかりの路期間中に実施した堺町ナイトマーケットや、おたる案内人マイスターを活用した新しい観光コースの創出のほか、おたる案内人による雪あかりの路バックヤードツアーなどがあります。今年度からは、これらに加えて時間消費型観光にさらに寄与できるような新しい観光イベントを支援する地域魅力度アップ観光イベント創出事業などを展開し、観光客の滞在時間の延長、ひいては宿泊滞在型への移行に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽観光における新型インフルエンザの影響であります。市内の宿泊施設に対しては5月から6月にかけて聞き取り調査を行ったところでは、関西方面からの修学旅行や団体旅行については、若干の中止や延期の申入れがあったとのことあります。一方で、海外や関西方面への修学旅行先を北海道に振り替えるといった動きもあることから、これまでのところ観光入込客数については大きな変動はないものと考えております。6月11日に道内で初めて感染が確認されたことから、今後、北海道観光全体に与える影響が懸念されるところであります。

次に、国際観光推進の上での課題であります。総合計画の基本計画においては、外国人観光客の誘

致による国際観光の推進を主な事業と定め、外国人を含め観光客が安全で安心して親しめるよう、観光案内所の機能や観光案内板などの拡充など、受入れ体制の整備、充実に努めることとしております。

本市では、近年、東アジア圏を中心に外国人観光客の入り込みが増加していることから、観光案内所における外国語対応の充実や観光マップの多言語表記など、本市を訪れる外国人に対するホスピタリティの向上が今後の課題であると考えております。課題解決に向けた取組ではありますが、外国人に対する情報提供の向上を図るため、今年度から翻訳ソフトの導入による市ホームページの多言語化を図ったほか、現在、観光協会では2か国語併記による観光パンフレットの作成が検討されているなど、今後とも外国人観光客の受入れ態勢の整備に積極的に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 病院局長。

**病院局長(並木昭義)** 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院の許可病床数の削減に伴う影響についてであります。交付税は一般会計に入りますものであり、病院経営に直接影響するものではありませんが、許可病床数に応じて措置されるため、許可病床数を削減すれば交付税額もその分減額されることとなります。しかしながら、病床数を削減した場合であっても、既存の交付税措置は5年間継続されることになっておりますし、また交付税は前々年度末の病床数を基に算定されることから、今議会で提案しております病床数削減の影響が出るのは7年後の平成28年度からとなります。

次に、今議会で提案しております445床を分母とした場合の平成20年度の病床利用率についてであります。小樽病院では許可病床数223床に対し85.7パーセント、第二病院、いわゆる医療センターにつきましては許可病床数222床に対して82.9パーセント、両病院の合計で84.3パーセントとなります。

次に、医療職給料表(二)及び(三)の導入についてであります。これまで職員団体と協議を重ねてまいりましたが、平成21年度から地方公営企業法の全部適用導入が優先課題であったこともあり、最終的に新給料表導入については、妥結に至ることはできなかったものであります。この給料表は、基本的には国家公務員の給与水準を超える制度の是正を図ることを目的として導入を予定しているものです。しかし、結果として将来的に給与の抑制が想定されますので、給与の独自削減を実施している中では、さらなる給与抑制策の導入は短期間で職員の理解を得ることが難しかったわけであり、また、看護師のさらなる離職を招くおそれもあり、7対1入院基本料の算定、いわゆる7対1看護体制の維持のためにも、慎重な対応が必要だったことなどから妥結が困難であったものです。この給料表は、道内の市立病院設置市では7割以上が導入済みでありますので、引き続き職員に対し理解を求め、遅くとも平成22年度から導入できるよう鋭意協議を進めていきたいと考えております。

次に、平成20年度決算見込みについてであります。概数で申し上げますと、医業収益では改革プランの収支計画81億2,700万円に対し、決算見込みでは80億7,500万円となり、5,200万円の減収となるなど、収益の合計では3,700万円、計画を下回りました。一方、費用の合計では、材料費の減少や経費の節減により計画に比べ1億900万円の抑制をすることができましたので、収支差引きでは計画より7,200万円、改善を図ることができました。医業収支比率につきましては、計画の93.6パーセントに対し、決算見込みでは94.6パーセント、経常収支比率につきましては計画の96.3パーセントに対し、決算見込みで97.5パーセントと、いずれも計画を上回っており、このことから全体で考えますと、平成20年度につきましては計画を達成できたものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校の太陽光発電についてであります。長橋小学校に太陽光パネルを設置することとし、実施計画を耐震補強とあわせて開始しました。この作業に約半年程度を要し、着工はその後となるため、完成は来年度を予定しております。規模につきましては、発電容量が10キロワット程度と考えているところですが、データ収集に関しましては環境教育への活用も考えておりますので、実施設計の中で整理してまいります。

また、他校の設置につきましては、地球温暖化対策や環境教育の重要性は十分に認識しておりますが、国の助成制度のあり方なども含めて検討してまいりたいと思います。

次に、文学館や美術館の整備についてであります。分庁舎を文学館や美術館の専用施設とし、1階部分を文化芸術活動など、市民のさまざまな活動の場とする方向を想定しておりますが、現在その具体的な内容については文学館や美術館の利用者や関係団体などの御意見をいただきながら検討しているところであり、現段階では御質問の整備にかかわる事業費や内容についてはお示しすることができません。

また、整備のスケジュールですが、来年度から着工できるように今年度中に事業規模や事業内容を詰めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校改善プランについてであります。市教委では結果を踏まえた指導上の改善点として、学習意欲の向上、定着のための指導、生活との関連、学校と家庭との連携、読書活動など、指導改善への五つのポイントを示し、各学校ではこれらに基づき独自に調査結果を踏まえた改善への取組を作成しております。特に反復学習や個別学習の充実、保護者との連携による家庭学習の定着などが主なものですが、具体性に欠けている項目もあったように思います。

次に、秋田市への視察による成果と調査結果を踏まえた確かな学力の育成についてであります。秋田市への視察では、チーム・ティーチングのあり方や児童・生徒の自己評価カードの利用など、基礎・基本の定着を図るための指導方法の工夫や放課後の補充指導、家庭と連携した読書指導や家庭学習の取組などについて多くの収穫があったことから、校長会議や研修会を通して説明してまいりました。こうした秋田での成果に加え、市教委では平成20年度の結果を踏まえた指導の改善のための取組例を示し、各学校のプランづくりに活用いただいております。その結果、学校独自のチーム・ティーチングや放課後や長期休業中における補習指導を行う学校も見られるようになってまいりました。

次に、北海道と小樽市の公表の時期についてであります。平成20年度分については8月29日に道教委から北海道における調査結果のポイントが、文部科学省からは本市の結果についての送付がありました。市教委では、これらの内容を吟味し、改善の方策を加えるなどして10月30日付けで調査結果の概要を公表しております。今年度分については、文部科学省からの通知によると道教委や市教委へ9月ごろに結果を送付する予定になっております。市教委といたしましては、その結果を受け取り次第、速やかに分析するなどして活用に向けた資料を作成し配布するとともに、指導してまいります。

次に、学校評価についてであります。まず平成20年のガイドラインの改訂点については、学校評価の取組の目安となる事項を示すという従来からのものを変更するのではなく、「自己評価について網羅的で細かいチェックをするのではなく、重点化された具体的な目標を設定して実施すべきもの」とされたことでもあります。

また、新たに1点目には、外部評価を学校関係者評価とし保護者を加えること、2点目には、学校評価の結果を教育委員会に報告することにより、教育委員会が学校に対して適切に人事、予算上の支援改善策を講じることの重要性を強調したことなどが挙げられます。

次に、学校関係者評価を確かなものとするための取組についてであります。年度当初に校長会議を開催し、ガイドラインに基づき自己評価や学校関係者評価をすることの意義、評価の様式例や年間スケジュールの例など制度の内容について説明を行ったほか、学校関係者の評価員には学校評議員も多く含まれることから、ブロックなどの学校評議員の研修会等においても制度の説明を行ったところであります。

次に、学校評価についての報告や集約と分析についてであります。評価結果については3月末日までに各学校から教育委員会に報告していただき、その結果を分析して傾向を把握しながら今後の指導に役立てております。とりわけ学習指導にかかわる内容につきましては、5月の学校経営訪問において改善方策を具体的に指導・助言しております。今後も校長会議や教頭会議などの場において、こうした学校評価を生かした学校改善のあり方について指導してまいります。

次に、学校評価の公表についてであります。まず該当校の保護者や地域住民への公表が必要であることから、現在は保護者会での学校長からの説明や学校だよりでの回覧、自校ホームページへの掲載などによって、その結果などをお知らせしているところであります。学校評価につきましては平成20年度から義務化されたもので、現在のところ共通の様式によって評価するのではなく、それぞれの学校の特色を生かした様式で公表しております。

また、教育委員会が一括して公表する方法といたしましては、ホームページへの掲載などが考えられますので、そのことにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

最後に、問題行動が発生した場合の対応策と本市の学校の様子についてであります。御承知のように問題行動とは主に器物破損や暴力行為などを指しますが、日ごろから各学校では未然防止に向けて全教職員が一丸となって規範意識の醸成や相談体制の充実に向けた指導に当たってきました。また、万一の場合を想定して、危機管理マニュアルなどを各学校で作成し、事故発生時の対応や関係機関との連携について話しを深めております。さらに、問題行動が発生した際には、市教委、学校、PTA、スクールカウンセラー及び関係機関等によるサポートチームを設け、相互に連携して解決に当たってまいりました。何よりも問題行動は、いつでも起こり得るものという危機感を学校も教育委員会もPTAも持ちながら、未然防止のための指導はもとより、早期発見、早期対応に向けた指導が必要になります。

なお、本市の状況につきましては、全国的な傾向と同様、増加傾向にございます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 14番、濱本進議員。

**14番(濱本 進議員)** 細部につきましては予算特別委員会等で行いますので、この場では再質問はいたしません。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時13分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 高橋 克幸

議員 林下 孤芳

平成21年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成21年6月16日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
病院局長	並木昭義	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	総務部参事	鈴木勇三
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
医療保険部長	中村浩	福祉部長	長川修三
保健所長	秋野恵美子	生活環境部長	小原正徳
建設部長	竹田文隆	病院局長	吉川勝久
消防長	会田泰規	経営管理部長	大野博幸
監査委員	宮腰裕二	教育部長	中塚茂
事務局長	貞村英之	会計管理者	中田克浩
総務部長		総務部総務課長	
企画政策室長			
財政部財政課長	木下正樹		

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

2番（千葉美幸議員） 第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、経済危機対策と小樽市の取組についてお伺いいたします。

100年に1度とも、戦後最悪とも言われる経済危機に対して、政府は昨年度から切れ目ない経済対策に取り組んでまいりました。しかし、景気後退の波は想像を超えており、さらなる対策を講じなければならぬ状況であります。

内閣府が発表した5月の月例経済報告では、「厳しい状況にあるものの、悪化のテンポは緩やかになっている」と、2006年2月以来、3年3か月ぶりに上方修正しました。

しかしながら、米国を中心とする世界景気の下ぶれ、新型インフルエンザによるリスク要因など、経済が息を吹き返すには全治3年とも言われ、もう少し時間がかかる様相です。

2008年度第2次補正予算で、生活対策や地域を活性化するための大きな柱となった定額給付金は、街頭に立つたびに、地元での消費を重ね重ね市民の皆様にも訴え、商店街の皆様にも知恵を絞っていただきたく、期待をしていたところであります。中でも、地域活性化・生活対策臨時交付金を使った「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業は、本定例会で追加事業費が計上されており、各商店街等の取組が積極的に行われていると感じております。

現在、この事業を申請されている団体数と具体的な取組内容について、お示しください。

また、この事業の効果について、市長の御所見をお聞かせ願います。

平成20年度から出された補正予算が小樽市ではどのように展開され、小樽市民の皆さんに生活の安心を感じ取っていただくのか、また今年度成立した新経済対策も迅速に取り組んでいくことがきわめて重要であると感じております。定額給付金や国民の生活、経済を守るための緊急対策を単なるばらまきと御批判もあったようですが、決してそうではなく、今、この経済危機を乗り越えるため、何を選択し、どこに集中して取り組んでいくのが大切なのではないでしょうか。

まず、小樽市内の状況を踏まえて、何点かお伺いいたします。

初めに、中小零細企業を支える緊急保証制度についてです。

昨年10月に新設され、新経済対策の中でさらに保証枠が30兆円に拡大されております。道内の利用状況は報道によりますと、4月末までの半年間で1万6,841件、2,877億円に上っており、年末や年度末には、私のところにも相談が数件あり、その動向が気になるところです。

これまでの小樽市の業種別認定件数及び保証金額について、利用状況の傾向も含めてお知らせください。

また、市内企業の業況について、保証制度利用状況も含めた市長の御所見をお聞かせください。

景気の悪化は、人々の雇用まで奪う状況が生まれ、不安が広がっており、総務省が発表した4月の完全失業率は5パーセント、厚生労働省が発表した4月の有効求人倍率は0.46パーセントで、17か月連

続で1倍を割っております。生活の安心があって初めて消費が拡大できるとの考えの下、地域に応じた雇用対策も早急に実施されなければなりません。小樽管内の有効求人倍率の状況と高校新卒者の就職内定率の状況は、例年と比べどのようになっているのか、お示してください。

また、地域の実情に基づき、創意工夫で求職者を雇い入れる取組への支援策として創設されましたふるさと雇用再生特別対策事業や緊急雇用創出事業は、小樽市でも事業が始まっております。事業の進捗よく状況並びに雇用の創出は予定どおり進んでいるのか、お示してください。

今年度、雇用創出への地方交付税が地域雇用創出推進費として創設されるようです。小樽市の試算金額は幾らで、どのような事業に充て雇用の創出を図っていくお考えか、お示してください。

企業の中でも、国の助成金などを活用し、雇用を守る動きも活発に行われているとお聞きます。新経済対策では、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率が5分の4から10分の9に引き上げられ、教育訓練を実施する場合は、1人1日6,000円が上乘せされることになりました。この制度は、中小企業事業主が従業員を解雇しないで一時的に休業する場合に支援する内容で、国の雇用対策の中でも、失業者を出さない、直接雇用を守る施策として大変有効であります。市としてもハローワークと連携し、この制度の周知を図っていく必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

新経済対策に盛り込まれた地域活性化等の対策では、公共投資の自治体負担を9割まで支援する地域活性化・公共投資臨時交付金1兆4,000億円、地域の実情に応じたその他の事業に幅広く使える地域活性化・経済危機対策臨時交付金が1兆円設けられました。特に、本定例会に出された地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業は46事業、事業費約4億8,000万円となっております。時間が限られていた中、事業の吸い上げに当たり、各部局にはどのような指示が出され、実際にどのくらいの事業が市長部局へ上がってきたのか、お示してください。

また、提案されております各事業を選択するに当たり、優先された理由や背景などについて、市長の御見解を求めます。

事業発注において、できるだけ多くの市内企業への受注が可能となるよう配慮も必要と考えます。あわせて市長のお考えをお聞きいたします。

小樽市の財政状況は、平成20年度の単年度黒字が見込まれることとなり、その額は6億1,300万円になりました。累積赤字も12億9,700万円から6億8,400万円となり、心配されておりました連結実質赤字比率は、4.4パーセントと試算しております。新聞報道を見た市民からは、「少しずつよくなっているんだね」との声が聞かれる一方で、厳しい御意見が聞かれるのも確かであります。しかしながら、まずは財政再建をしていくとの市長の強い決意の下、計画より早い段階での赤字額の改善が見込まれるのではないかと期待するものです。

ただ、先月開かれた第1回臨時会で、累積赤字額の減少について御説明がございましたが、他会計及び基金からの借入れも行いながらの財政運営は厳しい状況に変わりはありません。赤字額が減少しても、実質公債費比率や将来負担比率が今後増加するような傾向であれば心配であります。平成19年度決算に比べ、20年度はどのような比率となるのか、また今後、財政健全化計画どおり進んだ場合、両比率はどのようにしていくのか、動向についてお示してください。

また、平成19年度地方財政白書がまとまり、財政の弾力性を表す経常収支比率が全国自治体平均93.4パーセントとなり過去最悪を記録、小樽市の経常収支比率は、平成19年度、前年度を2.3ポイント上回り、103.9パーセントになりました。歳出の見直しにより健全化を図っているものの、依然全く余裕のない状況であります。6年度に90パーセントを超えてから改善の傾向は見られることはなく、悪化しております。20年度は改善が見られるのでしょうか。また、小樽市の比率が全国の他の類似自治体に比

べても高い要因はどこにあるとお考えか、お答えください。

これ以上の赤字を膨らませないためにも、経費削減、無駄ゼロの取組はもちろんのこと、歳入の増加対策は細かい取組や対応が必要と考えます。財政健全化計画の歳入増には何点か対策がありますが、歳入確保の新たな対策はどのように検討されているのか、お伺いいたします。

昨年、特別会計の収入確保で、市営住宅駐車場の目的外使用について提案をさせていただいております。市営住宅の駐車場利用状況が6割程度の住宅や、中には利用がない住宅もあり、対策が必要です。小樽市の高齢化から駐車場の利用状況が上向くとは考えにくく、地域の実情に応じた目的外使用は、収入の増加が見込め、市民サービスの向上にもつながり、プラス要素が多いと考えます。ぜひ実施に向け検討をお願いいたします。現在の市営住宅駐車場の利用状況もお示しいただき、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、小樽市立病院についてお伺いいたします。

本年4月、病院事業管理者に並木昭義氏が就任し、新しい経営形態でスタートいたしました。また、6月1日から市立小樽第二病院が「小樽市立脳・循環器・こころの医療センター」とネーミングを新たにし、出発いたしました。

小樽市民にとりましても、このニュースは明るいニュースとして伝わり、生まれ変わる病院としても期待されているようであります。今後の市立病院の経営、運営に対して、市長はどのような期待をされ、並木病院局長とともにどのように地域医療を守っていくお考えか、お示しください。

新市立病院の統合新築問題は、長い議論の中、う余曲折を経て、現在、計画が中断されております。これには、小樽市の財政問題、そして国が示した公立病院改革ガイドラインによる市立病院の経営の立て直しなどが大きな壁となっております。その壁も2008年度決算は、財政健全化計画で掲げた目標より累積赤字が改善し、病院事業会計は公立病院特例債が18億8,000万円認められたことにより不良債務が圧縮されました。市立病院の統合新築に向けた再開ラインが見え始めたように思います。

特に、建設地に関しましては、我が党としても議論を重ねてまいりましたが、並木病院局長から建設地に関して、現病院に隣接する量徳小学校敷地が適地であるような提言を市長にされたと伺っております。山田市長は、新市立病院の設置者として、この提言に対して率直にどのようなお考えをお持ちなのか、過去の議論も含めてお伺いいたします。

二つの市立病院の老朽化は、どこから見ても明らかであり、小樽市民の安心・安全、後志二次医療圏での役割を果たす病院として、その役割は日を追うごとに大きくなっております。建設地を含めた統合新築に向けた考えは、山田市長と並木病院局長の方向性を一致させ、市民への丁寧な説明が必要になってまいります。どのように意思疎通を図り、市民への説明を果たすお考えなのか、お示し願います。

小樽市立病院改革プランでは、二つの市立病院の役割について、それぞれ明確化しております。内容については省略させていただきますが、小樽病院の役割は、現在あります11診療科の機能を生かして、幅広い医療を提供することを役割とする。また、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターは、脳、精神、循環器疾患の専門病院として質の高い診療を提供するとあります。専門性の高い診療科目の特色を生かした病院づくりにつきましては、地域医療を守っていく観点や選ばれる病院として必要と認識しております。これから進むであろう両病院統合に向け、改革プランに掲げられている診療科目について、その見直しや縮小などが視野に入っているのか、現在のお考えをお示しください。

病院経営の改善にかかわる医業収益は、医師の増減により大きく左右されることから、その確保は重要課題であります。今まで大学病院への協力依頼や若手研修医による情報発信など努力を重ねてきましたが、結果として医師の減少が続きました。新病院局長の下、医師の確保に対してどのような取組をさ

れていくのか、お考えをお示してください。

厚生労働省の委託事業であります医師再就業支援事業は、平成21年度女性医師支援センター事業として、さらなる女性医師の就業継続の支援をすることになりました。また、2次医療圏単位で、医療機能の強化や医師の確保、勤務医などの勤務環境改善を促す取組を支援する地域医療再生基金は、災害拠点病院等の耐震化整備についての事業なども対象となっており、これを含め、国や道の支援策について、積極的な働きかけが必要と考えます。お考えをお伺いいたします。

議案第6号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案では、公立病院改革ガイドラインに示された病床利用率を確保するため、許可病床数を削減する改正が提案されております。この病床数の変更により、今後の病院機能に影響が出ないのか、お答えください。

また、許可病床数に応じて措置されております交付税は、いつからどのような影響が出てくるのか、同様に一般会計による繰出金はどのようになるのか、お示してください。

新経営体系でのスタートにより、病院に関連しての動きが活発になっているようです。先日も、市立小樽病院でのメタボ、骨密度測定、動脈硬化の新しい検診が始まり、市民の関心は高く、その効果が期待されるところです。今後、病院ではどのように新たな取組を進めていくのか、お示し願います。

この項の最後に、小樽市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会では、地域医療の現状や課題、そして小樽市や周辺市町村の安心・安全な医療体制をどのように守っていくのか、協議が続いております。病院局長が新任され、今後の再編・ネットワーク化協議会のスケジュール、素案の方向性及び協議の考え方について、お示してください。

次に、定住自立圏構想についてお伺いいたします。

日本は、少子化が進み、今後30年間で、総人口が1,700万人以上も減少することが見込まれております。加えて、大都市圏への人口の流出は顕著で、ますます地方都市の状況は厳しさを増す傾向となっております。小樽市の人口推移も国勢調査による、昭和35年の19万8,511人をピークに年々減少し、本年5月末人口は13万5,722人となりました。高齢化による自然減以外に、雇用の場を求めて、若年労働者層が市外へ転出していることも要因と思えます。この人口減少は、将来、地域産業を衰退させ、都市機能をも脅かすことになりかねません。そのような状況の中、安心して暮らすことができる地域を形成するために、昨年総務省で「定住自立圏構想推進要綱」がまとめられ、周辺市町村とのネットワーク化を図り、さまざまな分野で連携に取り組む施策が作成されました。

小樽市は、定住自立圏構想の中心市の要件を備える市に選定され、周辺町村の余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村と協定を結ぶことを検討しております。そのためか、市民の皆さんから定住自立圏について御質問を受けることが増えております。

そこで、何点かお伺いいたします。

この定住自立圏構想の具体的なねらいや中心市の役割についてお答えください。

また、なぜ小樽市が構想の取組を始められたのか、市長の御見解をお伺いいたします。

そして、今後、具体的にどのようなスケジュールで構想が進められるのか、お示してください。

想定される北後志5町村との連携は、既に北しりべし廃棄物処理広域連合を設置し、ごみの広域共同処理について順調に管理・運営されております。本構想では、ほかのどのような分野で協力・連携していくお考えか、連携項目やその理由についてもお示し願います。

また、定住自立圏構想の実現への取組は、市町村という垣根を越え、広域圏としての機能の集約化やネットワーク化が進むこととなります。その際、財政的な負担も当然ながら出てくると想定されますが、現在、国から示されている財政措置の概要について、わかる範囲でお示してください。

この項の最後に、この定住自立圏構想計画の連携項目によっては、第6次小樽市総合計画に影響は出てこないのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、小樽市の観光についてお伺いいたします。

政府が目指している観光立国の実現は、経済活性化の大きなかぎと言えます。特に、北海道は社会資本の整備が遅れ、地方の人口減少に拍車をかけていると言われており、公共事業に頼ってきたとも言える北海道経済は、それにかわる産業による活性化を図らなければなりません。その意味で、観光はまさに基幹産業に乏しい地方の再生にとって大きな光であります。

私たちが住む小樽は、年間700万人以上の観光客が訪れるまちとしてよく紹介をされております。しかし、昨今の状況は頭打ちの状態、昨年来の景気の悪化は、海外の観光客を大幅に減少させました。日本政府観光局(JNTO)発表の平成21年訪日外客数では、前年同月比の伸び率はいずれもマイナスで、特に本年2月は、昨年の約半分にまで落ち込んでいます。小樽市では、雪あかりの路が開催されていた期間でもあり、影響が出ていたのか気になるところです。ゴールデンウィークも終わり、本年に入ってから観光入込客数は、昨年と比べ、どのような傾向であるのか、特徴も含めお聞かせください。

2004年以降、訪日外国人が急激に増えた理由に、アジアからの旅行者の増加が挙げられております。小樽でも、香港、韓国、台湾からの観光客が大半を占め、アジアからの観光客をターゲットにしたさらなる取組は、国内観光客を増加させる対策とともに重要で、小樽観光の将来を担う欠かせない戦略とも言えます。今年度のアジア圏に向けた新たな取組について、スケジュールも含めお示しください。

アジアの中でも、今後注目すべきは、世界の大国中国ではないでしょうか、昨年の訪日客数は初めて100万人を突破したと言われ、これは中国の海外旅行者4,584万人のうち、わずか2パーセントという数字です。7月には、中国人への個人観光ビザが解禁される見込みで、中国の報道を見ますと、上海の旅行者では、日本への観光ツアーが30パーセント以上増えるとの見方もございます。期待が大きく膨らみますが、小樽への中国人観光客数の動向は近年どのような傾向になっているのか、お示しください。

また、来道した中国人観光客に、次に北海道観光で訪れたい場所を尋ねますと、道東や道南を希望する声が多いとお聞きします。今後、中国旅行者への積極的な取組が必要と考えます。戦略も含め、市長の御所見をお伺いいたします。

外国人観光客の増加に伴い、昨年総務省が行った「訪日外国人旅行者受入れに関する意識調査結果」を見ますと、小樽市内の宿泊施設の意識が非常に気になるところです。

そこで、お伺いいたします。

小樽市内の宿泊業者のうち、2008年に外国人旅行者の宿泊があったとされる施設の割合をお示しください。

また、受入れに関しての課題などを把握されていればお聞かせ願います。

小樽観光の将来を見据えたとき、外国人宿泊客の増加、リピーターの拡大、外国旅行会社から選ばれる宿泊観光地として成長していかなければいけないと考えます。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、観光PR戦略についてお伺いいたします。

小樽市が進めておりますおたる案内人を活用した新コースの提供やリピーターが多い道央圏などに向けた継続的なPR戦略は大切であると思っておりますが、北海道内で行われる大きなイベントやたくさんの方が集まる高速道路のパーキングエリア内などで、来樽のきっかけになるような取組のお考えはないのか、お聞かせ願います。

本年9月には、北海道で延べ50万人が参加するねんりんピックが開催されます。経済効果は87億円とも言われ、協賛イベント参加など小樽市の存在をPRするチャンスとも思えます。取組のお考えはな

いのか、お答えください。

以前から、観光都市小樽としての市民意識の向上や新たなファンづくり、そしてホームページ上の活用などで、キャラクターの存在について提案をさせていただいております。

観光プロジェクト推進会議の御意見は、小樽観光の確立したイメージを損なうことにならないよう、慎重に取り組むべきとお話であったようです。確かにノスタルジックなイメージは、小樽の売りであります。しかし、キャラクターの存在そのものがイメージを変えるほどの影響を及ぼすとは考えられません。その活用方法や手法で、新たなファン層の拡大、市民意識の向上を図ることができると考えます。改めて、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、小樽市の高齢者福祉に関連してお伺いいたします。

日本の平均寿命は昨年、厚生労働省が発表した簡易生命表によると、2007年時点における日本人の平均寿命は、男性が79.19歳、女性が85.99歳と過去最高になりました。日本女性は世界で最も長寿で、男性は世界第3位だったそうです。また、日本人が65歳まで生きる確率は、男性で86.4パーセント、女性で93.3パーセント、これを90歳まで生きる確率を見ても、男性は21.0パーセント、女性は44.5パーセントと、まさしく長寿社会となっております。そのような社会にあって、仕事や子育てを終えた方々が必ず訪れる高齢期、住みなれた地域の中で健康で自分らしく過ごしたい、そのようにだれもが望んでいるところであります。

まず、地域で安心して暮らせるための支援についてお伺いいたします。

昨年、第2回定例会の中で、地域福祉ネットワークの質問を通して、市民の気づきで高齢者の方々を見守る仕組みを小樽市で行うことは可能ではないかと質問させていただいております。お答えとしては、行政が携わることが難しいということであったと記憶してございますが、先般、市長の定例記者会見で高齢者見守りネットワークについて御説明があったようです。

まず、このネットワークを進めることになった背景について御説明願います。

また、事業の目的、具体的な内容についてお示しください。

本活動は、65歳以上の方の割合が30パーセントを超え、高齢者のみの世帯が増え続けている小樽市にとって、非常に重要な活動であります。市民に対しての周知や啓発はどのようにされるのか、お聞かせ願います。

次に、地域支援事業についてお伺いいたします。

地域支援事業は、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も、地域において自立した生活が継続できるよう支援を行う目的で実施する事業とあります。予防に重きを置いた介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三つの柱から成っている地域支援事業の推進は、大変重要視をされております。市町村主体で、2006年から始まったこの支援事業の小樽市の過去3年間の事業推進状況はどのようなものであったのでしょうか。その効果や問題点、今後の取組など総括的にお聞かせ願います。

小樽市の要支援・要介護認定者数は、平成18年度8,075人、19年度8,436人、20年度8,559人となり、高齢者に占める認定率の割合も20パーセントを超え推移しております。この認定率の割合について、国や北海道の割合をお示しいただき、小樽市の傾向や特色についてお示しください。

高齢化が進む小樽市では、要支援・要介護認定者は増加傾向になると予想され、将来の介護保険料についても増額が懸念される所です。市長の御見解をお伺いいたします。

認定率に及ぼす影響が大きい要因の一つに、ひとり暮らしの高齢者数の増加が、軽度の認定率を大きく引き上げることが挙げられております。小樽市の高齢者単身世帯数の推移は、高齢化からも増加して

いることは明らかであります。核家族化が進む中、ひとり暮らしの高齢者数を減少させることはできません。孤独という不安感を解消させ、近隣や地域内で支え合う、支え合いを深めるためにも、住みなれた地域の中で、参加型の介護予防事業の利用促進を今まで以上に取り組んでいく必要があります。今後の新たな取組も含め、市長の御見解をお聞かせ願います。

軽度の要介護認定率を抑制するためには、65歳以上の高齢者の有業率を上昇させることが大きく影響することと言われております。現経済が低迷している中、行政が高齢者の働ける環境を整えることは、大変難しい状況であります。たとえ短い時間であれ、働くことで社会に参加をしている、人の役に立っているなどの生きがいを持てる環境づくりは、積極的に働きかけることは必要であります。市長の御見解をお聞かせ願います。

高齢者の社会参加を通し、高齢者介護ボランティア制度について、以前質問をさせていただいております。皆様の周りにも元気な高齢者の方々がたくさんいらっしゃると思います。その方々が、社会へ参加するきっかけにもなり、人のために役に立つことができる、またボランティアで得たポイントを介護保険料に充当することができたり、自治体によっては、地元商店街で使用できる商品券との交換などを行う独自の取組も出ております。今後ますます少子化が進み、地域のコミュニティとして大きな役割を果たしてきた小中学校は、その役割や存在が近い将来少しずつ変わると予想され、市内各地域にございます介護保険関連施設と地域の交流は、将来ますます重要になってくると思われれます。行政サービスでは届きにくい福祉の谷間に、ボランティアの育成は喫緊の課題であり、その存在は我々が地域で生活する上でなくてはならない活動になりつつあります。この高齢者介護ボランティア制度は、各自治体が特色を持たせた事業にすることで、介護予防だけにとどまらない効果も期待できるのではないのでしょうか。この取組に関して、ぜひ検討を要望するものであります。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、女性特有のがん検診についてお伺いいたします。

がん対策につきましては、2006年1月、公明党の神崎元代表が痛みをコントロールする緩和ケアやがん治療専門医育成などを含めたがん対策法の制定を早急に検討すべきと提唱し、がん対策推進基本計画は公明党として力強く推進をしてきました。今年度は、がん検診事業を支援する地方交付税が倍増され、その使い道は小樽市のがん検診向上への取組にかかっております。今年度、がん検診の効果や必要性などの情報提供にどのように取り組んでおられるのか、具体的な受診率目標も含めてお示しください。

特に、毎年9月は、がん制圧月間となっております。今までとは違った、市民挙げてのがん制圧月刊にすべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

国の平成21年度補正予算には、女性が安心して健康で生き生きと活動できる社会になるよう対策がとられました。女性特有のがん検診推進事業の取組であります。基準日を6月30日とし、子宮けいがんは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳の間、それぞれ5歳刻みで対象者の検診の無料化などが打ち出されています。小樽市の取組について、スケジュールも含めてお伺いいたします。

交付税措置が倍増し、事業に取り組むことで受診率が大幅にアップする期待が大きいところであります。しかしながら、懸念をしておりますのは、市内にあります各種がん検診を受けられる指定医療機関の受入れ態勢であります。特に、乳がん、子宮がん検診につきましては、病院が限られており、社会問題になっている産婦人科医師の不足や大きな病院などへの集中的な受診者の増加で、通常の診療に支障が出始めた地域では、女性のがん診療がピンチになっていることも伝えられております。

小樽市内では、出産ができる病院も限られており、検診以外の患者も病院には数多く訪れているものと推測されます。小樽市で検診受診率ががん対策推進基本計画の50パーセント以上にアップした場合、懸念される問題について、小樽市では受診者の利便性の確保や取組、医師会との連携をどのように図っ

ていくのか、お示してください。

市民の検診受診に対する意識は高まる傾向にあり、受診者増加は少なからず病院に影響を与えると考えます。ぜひ万全の体制をとり、速やかに事業が行われるよう要望いたします。

最後に、幼い子供の感染症対策についてお伺いいたします。

小児医療の現場で、病気が重症化し、死亡若しくは重い後遺症が残る病気に、細菌性髄膜炎があります。その感染症の多くが、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型、略してHib（ヒブ）と肺炎球菌によるものです。特に、ヒブによって毎年600名ほどの乳幼児が日本では発症し、約5パーセントのとうとい命が奪われているそうです。発症するほとんどが5歳未満で、そのうち半数がゼロ歳から1歳の乳児に発症頻度が高いことや、せきやくしゃみなどの飛まつで感染すること、髄膜炎は初期診断が大変難しく、治療が遅れ、重症化することなどが懸念されています。り患前の予防対策が重要であり、ヒブワクチンの接種により発症を防ぐ有効性が認められているため、世界90か国以上で、定期予防接種に位置づけられ、発症率が大幅に減少しているようです。我が公明党では、厚生労働大臣へ細菌性髄膜炎から子供たちを守るワクチンの定期接種化を求める要望書を提出しております。昨年12月からヒブワクチン接種が日本でも可能になりましたが、小樽市内のヒブワクチン接種状況とヒブによる小児細菌性髄膜炎の現状についてお伺いいたします。

また、任意接種のため、4回ほどの接種費用約3万円は、すべて自己負担であります。経済的負担を軽減するため、公費助成に踏み切る自治体もあり、道内の幌加内町は少子化対策の観点から全額助成を決めました。予防接種公費助成について、小樽市の考えをお聞きいたします。

この項の最後に、ヒブワクチンの任意接種開始や取扱医療機関の情報をホームページなどで発信するなど検討すべきと考えますが、御見解をお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、経済危機対策と小樽市の取組について何点か御質問がございました。

まず、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業についてであります。これまでに申請された団体数は33団体で、その具体的な取組内容は、各商店街団体がそれぞれの特徴に合わせて創意工夫をし、特売セールをはじめ抽選会やスタンプラリー、プレミアム付商品券の発行などを実施しているところがあります。抽選会などでは、その商店街の商品券を景品として提供し、次の買物につなげる工夫をしているところや大型液晶テレビ、電動機付自転車などのほか、市場ではウニやカニ、アワビを景品にするなど、それぞれの店舗の業種を生かした多種多様な内容となっております。

次に、この事業の効果ではありますが、これまでに実施した商店街団体からは、来街者が増えるなど販売促進につながっていると聞いております。また、周辺地区におきましては、店舗数の減少により、何年もの間、売出しセールを行うことができなかった商店会等の中で久しぶりに売出しセールを実施するところが出てきております。さらに、実施に際し、会員以外の店にも声かけをしまして、参加を募っている商店会もあり、市内の商店街の活性化に寄与しているものと認識しております。

次に、緊急保証制度についてであります。この制度は、国の安心実現のための緊急総合対策に基づき、昨年10月31日から実施され、本年5月末までに市が特定中小企業者として564件の認定を行って

おります。業種別では、卸・小売業が209件、建設業が122件、製造業が107件、飲食・宿泊業が44件などとなっており、同じ期間に北海道信用保証協会が行った保証承諾の総額は90億3,520万円で、これらは主に企業の運転資金として利用されております。

また、市内の企業の業況につきましては、市が特定中小企業者として認定を行った企業では、売上高の平均減少率が前年同期と比較して、およそ20パーセントの減少となっていること、さらには保証協会による代位弁済金額がここ2年間、高い水準で推移していることなどから、売上げの低迷や厳しい資金繰りの状況が伺われ、市内企業はきわめて厳しい経営環境に置かれているものと考えております。

次に、小樽管内の有効求人倍率であります。ハローワークによりますと、4月は0.31倍と前年同月に比べ0.11ポイント悪化しております。また、この3月の高校新卒者の就職内定率であります。4月末時点で87.0パーセント、前年同月が86.8パーセントでありますので、昨年と同様の状況にあります。

次に、ふるさと雇用再生特別対策事業の進捗状況であります。4事業のうち1事業が既に事業を開始しており、2事業はハローワークを通じて雇用者を募集中であり、残りの1事業はまもなく募集を開始する見込みとなっております。また、緊急雇用創出事業は、4事業のうち1事業は事業を開始し、2事業は業者と委託契約を締結済みであり、残りの1事業は業者を選定中であります。今後、事業が順次開始されることにより、予定どおりにふるさと雇用再生特別対策事業では10人、緊急雇用創出事業では37人の新たな雇用が創出される見込みとなっております。

次に、平成21年度の地方財政対策で位置づけられた地域雇用創出推進費についてであります。この経費の創設の趣旨は、特に厳しい雇用情勢にある地域に配慮して国における経済対策の一つとして盛り込まれたものと承知しており、普通交付税の算定を通じて、今年度と来年度の2年間に限り措置されることとであり、本市に対しましては、今年度分として2億7,800万円が措置されると試算されております。したがって、この地域雇用創出推進費関連の事業につきましては、まずこれから行われる21年度の普通交付税の算定状況等を確認し、あわせて今後の市内の雇用情勢等をよく分析した上で、第3回定例会以降の予算計上について検討してまいりたいと考えております。

次に、中小企業緊急雇用安定助成金の周知であります。今年2月の広報おたるや市ホームページに掲載するとともに、中小企業者等を対象に5月18日と21日に開催をした小樽市商工業振興施策説明会におきましても周知を図ったところであります。今後もハローワークと連携しながら、国や関係機関の諸施策の活用を促進するために、さまざまな機会を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてであります。本交付金に係る事業の要望の取りまとめに当たっては、施設の改修など緊急性のある事業や市民の利便性に資する事業などについて提出を求めたところ、約13億6,000万円の要望がありました。交付金を充当する事業につきましては、緊急性が高く、近い将来必ず実施しなければならない事業や国の制度創設目的に沿った地域活性化に資する事業を洗い出した上で、優先度等を見極めながら選定したところであります。

次に、この交付金事業の市内企業への発注につきましては、交付金の活用にあたって、国から地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請されております。市といたしましても、できる限り地元企業への発注に留意した事業選択を行っておりますが、発注時においても状況に応じ、分離、分割など受注機会を広げてまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率と将来負担比率についてであります。平成20年度の比率につきましては、現在、比率算定上の各決算数値の分析中であり、現時点ではまだ試算はしておりませんが、19年度の数値から推計する限り、この二つの比率はともに、いわゆる財政健全化法に基づく早期健全化基準は下回るものと考えております。

次に、経常収支比率であります。平成20年度の経常収支比率につきましても、現在、比率算定上の各決算数値の分析中であり、現時点ではまだ試算をしておりません。19年度の決算数値で見ますと、本市の経常収支比率は103.9パーセントと全国の類似自治体の中で最も高い水準となっており、その主な要因は、他の団体に比べ生活保護費などの扶助費が多いことや、病院・下水道事業などの企業会計への繰出金が多いことなどによるものであります。

次に、財政健全化の面からの歳入確保の新たな対策でありますけれども、自主財源の確保は歳出の削減とともに、財政健全化にとって非常に重要な要素であり、これまでも使用料及び手数料の定期的な見直しのほか、職員駐車場の有料化や遊休資産の売却などに努めてきております。

現時点で新たな歳入確保策について具体案があるわけではありませんが、今後とも市税及び税外収入など、各歳入項目の収入率の向上に最大限努めるとともに、歳入増に結びつくさまざまな取組について、さらに検討していきたいと考えております。

次に、市営住宅駐車場でありますけれども、まず現在の利用状況であります。3月31日現在で合計1,320区画に対しまして承認台数が1,048台で約80パーセントの利用率となっております。そのうち区画すべてが利用されているのは、55住宅のうち11住宅で、利用がないのは高齢者単身者専用の入船住宅であります。

また、空き区画を市営住宅入居者以外に開放するいわゆる目的外使用についてであります。全国的な事例を調べましたところでは、兵庫県の県営住宅や西宮市の市営住宅などで違法駐車解消などの特別な理由で実施しているものであり、北海道にも確認いたしましたところ、基本的には公営住宅の補助事業等で整備しているため、法令等の規定により、駐車場の目的外使用は難しいと聞いております。しかし、空き区画の有効利用は課題としてとらえておりますので、今後は駐車場の目的外使用について北海道地域住宅協議会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、市立病院の問題についての御質問でありますけれども、この項で私が答弁したものの以外は病院局長からお答えいたします。

初めに、病院事業管理者に就任した並木局長に対し、市立病院の経営・運営についてどのような期待をし、また、どのように地域医療を守っていくのかということですが、まず市立病院の経営・運営につきましては、並木局長にはその豊富な経験と人脈などを生かし、両病院長とともに大いにリーダーシップを発揮して病院の改革に取り組むことを期待していますし、実際に4月から両病院の院長を含む病院局の幹部職員による経営戦略会議を立ち上げ、経営改善に向けて精力的に取り組んでいると聞いております。

次に、地域医療についてであります。並木局長もこの2か月の間、地域の医療がどうあるべきかという一貫した視点で、市内、市外の医師会や公的病院、関連病院、さらには医育大学である北海道大学や札幌医科大学を精力的に回り、直接生の声を聞いて、地域医療に関する正確な情報収集や意見交換を行ってきており、それらを基に再編・ネットワーク化協議会にも臨んでいると聞いております。今後は、当協議会における議論結果も踏まえ、市民が安心できる医療体制構築に向けて保健所と病院局が連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新病院の建設地に係る並木局長からの提言でありますけれども、並木局長からは、医療者の立場から医療連携の観点、患者の利便性など病院としての立地条件を考慮すると、現在の小樽病院の敷地と量徳小学校敷地をあわせた土地が最適であり、また市内の医療関係者の方々もおおむね同様の意見であるので、建設地について再考できないかとの意見があったものであります。これまで医療に深く携わり、地域医療にも造けいの深い並木局長が地域の医療関係者の方々の意向も聞いた上で判断したという

ことで大変重く受け止めております。私といたしましても、当初、当該土地が新病院にふさわしいと考え、第1候補としておりましたので、その優位性は十分認識しているところであります。しかしながら、当該土地への新病院建設は、当時の小学校適正配置計画により、量徳小学校が廃校になった場合のみ建設が可能であったことから、当時の状況としましては断念せざるを得なかったものであります。その後、議会をはじめ関係者の方々の御理解や御協力もいただきながら築港地区での計画を進めてきた経緯もありますので、今後、議会はもちろんのこと、関係者の方々の御意見も広くお伺いしながら、慎重に検討していかなければならない問題であると考えております。

次に、統合新築についてでありますけれども、両病院は老朽化が進んでおり、また二つに分かれている非効率性などから、地域医療を守るためにも早期の統合新築が必要であるとの考えは、私も並木局長も全く方向性は一致しております。その実現のためには、建設地問題はもとより財政的なめどをつける必要もありますし、再編・ネットワーク化協議会からの報告も踏まえて、新病院の役割の明確化や規模・機能などについて決定していく必要がありますので、並木局長はもちろんのこと、庁内で十分協議の上、方向性を出していきたいと考えております。

また、市民への説明についてであります。6月から広報おたるで「地域医療を考える」というシリーズを始めたところでありますので、統合新築に関しましても、広報おたるも利用しながら丁寧な説明に努め、理解を得てまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想についての御質問でありますけれども、初めに、定住自立圏構想の具体的なねらいや中心市の役割についてであります。この構想は、ある一定の人口規模を有し、行政・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能を集積している市を中心市とし、その中心市と生活、経済面で密接な結びつきがある周辺市町村がみずから協定を結び、それぞれの役割分担とお互いの連携、協力により、圏域全体の活性化を図ることを目的としております。中心市の役割としましては、一定の集積がある商業機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービスの提供機能などを、本市だけではなく周辺地域の住民の方々にも活用していただくために、機能の充実を図り、圏域全体の活性化を図るマネジメントを担っているとされております。

次に、本市の定住自立圏構想の形成に当たっての取組であります。本市は総務省が中心市の要件を備えるとして選定をされた全国243市の一つでもあり、将来来るべき分権型社会や地域の自立などを考えると、広域行政の取組はますます必要になるという観点から、まずは検討に取りかかったところであります。現在、北後志5町村と北しりべし廃棄物処理広域連合を組織し、広域行政に取り組んでいることや教育、医療などの生活面においても結びつきが強いことから、圏域形成の可能性などについて協議を進めているところであります。

次に、圏域形成に当たっての取組項目とその理由であります。定住自立圏構想推進要綱において、集中とネットワークの考え方を基本とし、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの視点から生活機能を確保していく必要があるとされておまして、少なくとも視点ごとに一つ以上の連携の取組を行うことになっております。具体的な取組については、現在、どのような分野で連携が可能なのかを事務レベルで協議を進めているところであります。

次に、国から示されている財政措置の概要であります。特別交付税の措置や地域活性化事業債の充当率のアップなどのほか、各省庁においては、既定予算事業の優先採択や国土交通省の定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業費など構想の推進に当たっての予算が計上されております。

次に、第6次小樽市総合計画への影響であります。定住自立圏構想は、中心市と生活、経済面などで密接に関係のある周辺市町村とが自立した生活圏域を形成する広域行政の一つであると認識しており

ます。第6次小樽市総合計画では、市政運営の基本姿勢の一つである「広域連携の推進」の項目の中で、行政区域を越えて協力体制を構築し、広域的、長期的な課題解決に取り組むものとしていることから、この構想はまさに計画と合致している取組であると認識しております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、初めに、本年の観光入込客数の傾向についてであります。景気の低迷による観光旅行に対する需要の減少が伝えられている中で、ゴールデンウィーク期間中などの状況を見ますと、ETC割引の効果などによる高速道路の利用が増加しておりますので、今後、ドライブ観光による入り込み客数の増加に期待を寄せているところであります。

一方、外国人観光客については、経済不況に加え円高傾向が続く中、訪日旅行に対する需要が低迷しており、先日、日本政府観光局が発表した訪日外国人旅行者数の4月の推計値を見ますと、本市の外国人観光客の大宗を占める東南アジア圏の国々、とりわけ香港、台湾、韓国からの旅行者数の減少が著しく、本市でも外国人観光客を主力としている観光施設などでは、入り込みの減少が伝えられております。

いずれにいたしましても、今年度の観光入込客数の傾向につきましては、本格的な観光シーズンである夏場の動向を見極めた上でなければお示しすることは難しいものと考えております。

次に、アジア圏に向けた取組でありますけれども、本年は、日本香港観光交流年に指定され、国においても香港を重点市場として位置づけていることから、小樽観光協会が主体となり、6月11日から13日までの日程で、香港の国際旅行博に小樽ブースを設け、現地の旅行会社などに対し、小樽市の観光PRを戦略的に行ったところであります。また、昨年12月には、初めて台湾の高校の修学旅行生を受け入れ、小樽工業高校との学校交流を行いました。これは平成19年12月の国際観光プロモーション活動による台湾の旅行会社への働きかけが成果として現れたものとも言えます。このように、将来のリピーターとなり得る海外からの修学旅行生の受け入れは、今後、本市外国人観光客の入り込みに大きな効果のある取組でありますので、市内の学校とも連携を強化し、官民協働で受け入れの拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市への中国人観光客の動向であります。香港を除く中国本土からの宿泊人数につきましては、平成13年度から16年度までは200人台で推移しており、その後、18年度は1,035人、19年度は1,023人と1,000人台となり、20年度は2,606人と急増しております。日帰りの中国人観光客数につきましては、入り込みを把握する方法がないため集計できませんが、近年の宿泊人数の状況を勘案いたしますと、日帰りの入り込みにつきましても、相当数の中国人観光客が本市を訪れているものと推測しております。

次に、中国人旅行者の誘致についてであります。世界的な経済不況により訪日外国人旅行者が減少する中で、中国本土からの訪日客数は依然として好調に推移しております。

また、本年7月からは個人ビザの発給が解禁されるなど、今後、我が国を訪れる中国人旅行者は相当増加するものと予想されます。したがって、中国人富裕層に向けた積極的な誘致活動が必要であると認識しており、本市といたしましても、現在、北京の結婚式企画会社に対し、本市での挙式と観光を組み合わせたツアーの商品化を提案しているところであります。

また、本年8月には中国と小樽港を結ぶ定期コンテナ航路を運航している神原汽船が上海中心部に物販施設を開設することから、本市の観光PRにつきましても、効果的な取組となるよう、同社と話し合っております。

次に、外国人旅行者の宿泊実績のある施設の割合であります。平成20年度の小樽市観光入込客数の調査によりますと、主要ホテルのうち外国人旅行者の宿泊があったと回答したホテルは13施設中12施設であり、その割合は92.3パーセントであります。

外国人旅行者を受け入れるに当たっての課題ではありますが、ソフト面ではフロントなどでの外国語対応をはじめ食事や生活習慣など文化の違いを十分に理解することが重要であり、何よりも外国人に対しておもてなしの心を持って接することが大切であると考えております。また、ハード面では旅行会社が外国人旅行者に適した設備を有する宿泊施設と認めなければ、外国人観光客の受入れにはつながらないものとお聞きをしております。

次に、外国人に選ばれる宿泊観光地についての見解ではありますが、第6次総合計画の基本計画においては、外国人観光客の誘致による国際観光の推進を主な事業に掲げ、外国人を含む観光客が安全で安心して楽しめるよう、受入れ態勢の整備・充実に努めることとしております。

また、観光基本計画においても、国際化、グローバル化への対応強化が課題として挙げられており、これらに対応する主要施策である外国人対応の向上において、受入れ態勢の整備に努めるとともに、外国人に優しい観光地づくりを進めることとしております。

いずれにいたしましても、外国人宿泊客の増加に向けては、本市の観光まちづくりを進める上で、宿泊施設をはじめとしてハード・ソフト両面にわたる充実が必要であると認識しております。

次に、大きなイベントなどでのPR活動の取組でありますけれども、これまでも札幌大通公園のピアガーデン会場への潮まつりキャラバン隊の派遣や輪厚パーキングエリアでの雪あかりの路PR活動のほか、今年度からは道央圏を中心とした道の駅での観光パンフレットや観光情報誌などの配布をお願いしているところであります。

また、ねんりんピックにつきましては、全国から元気な高齢者の方々が集まるイベントであり、ぜひとも本市を訪れて、小樽観光を満喫していただきたいと考えておりますので、参加する各県の選手団に対して、観光パンフレットの事前送付を行うなど情報発信に努めてまいりたいと思います。今後とも、小樽への観光客誘致に向けて、効果的であると判断されるものについては、官民一体となって積極的に取組を進めてまいりたいと思います。

次に、本市のキャラクターの取組でありますけれども、市といたしましては慎重に取り組むべきではないかとの考え方には変わりはありませんが、先般、観光協会プロモーション委員会の中で、小樽のオリジナル商品の企画開発、販売促進などを考えた場合には、戦略的にイメージキャラクターを考案していくことも選択肢の一つだろうとの意見が出ておりました。今後、民間による観光プロモーションや観光イベントにおいて、キャラクターによる取組が実現された際には、市といたしましても、積極的に宣伝を行うとともに、さまざまな活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の見守りネットワークについての御質問であります。まず事業を進める背景と目的であります。御承知のとおり、本市の高齢化率は30パーセントを超え、非常に高い率となっております。また、独居や高齢者のみの世帯も増加しておりますので、こういった世帯に対して、自宅での異変や急な体調の変化などの場合に、長期間放置されることのないよう、高齢者の見守りネットワークを積極的に推進し、住みなれた地域で安心して暮らせるようにするものであります。

この事業の内容につきましては、地域の住民をはじめとして、新聞、郵便配達の方々などに対して、孤立しがちな高齢者の存在を意識することや声かけなどの見守り意識を醸成することと、市としましても、見守り事業を兼ねて、高齢者給食サービスの拡大を図るものであり、あわせて異変があった場合の一定の対応方法などを市民や事業者にも周知することです。

また、周知や広報につきましては、4月の定例記者会見でお話をさせていただき、5月には町会長と市との定例連絡会議で、6月には老人クラブ連合会理事会で、それぞれ説明したところであり、8月の広報誌にはこの事業の特集記事を掲載する予定としております。それと並行して、現在、事業者などに

説明をし、幾重ものネットワークづくりに向けた協力の依頼をしているところであります。

さらに、高齢者への給食サービスについては、これまでのボランティアによる配食に加え、高齢者同士のグループ化による相互協力や見守りと業者による配食サービスにより事業を拡大することとし、各町会などに試食を兼ねて説明会の開催を呼びかけているところであります。

次に、地域支援事業の過去3年間の事業推進状況、問題点等についてであります。介護予防事業の特定高齢者施策については、平成20年度から生活機能評価の実施が義務づけになり、この生活機能評価によって、特定高齢者の把握が可能となったことから、把握人数は伸びておりますが、運動、栄養、口くうの各種事業の参加には結びついていない状況にあります。

また、一般高齢者施策では、まず介護予防事業を知っていただくことが重要であることから、介護予防フェアの開催など、普及啓発に努めております。

次に、包括支援事業につきましては、地域で暮らす高齢者を総合的に支援する機関としての地域包括支援センターと保険者である市が平成20年度から定期的に月1回地域包括ケア会議を開催し、情報交換や事例検討などを行い、サービスの質の向上につなげております。

また、市町村の創意工夫において実施する任意事業であります。平成20年度には、認知症高齢者やその家族を支える認知症サポーター養成講座を数多く開催し、認知症サポーターを約1,000人養成しているところであります。

今後は、過去3年間の事業推進状況を見ても、特に介護予防事業の参加者が少なく、まず市民に事業を知っていただくことが大切なことから、今年度から地域に向く「介護予防・地域支え合い事業」を取り入れてまいります。さらに、医師や民生委員等を含めた関係機関との密接な連携により、少しずつ参加者を拡大していくことが重要であると考えております。

なお、21年度では、既に任意事業である介護用品助成事業を要介護3の方に拡大し、300人を超える方の登録をいただいておりますし、また独居高齢者給食サービス事業では、国のふるさと雇用再生特別対策推進事業費により事業者が直接お弁当を届け、見守りを行うサービスの拡大に努めております。

次に、要介護認定率にかかわる小樽市の特色等についてであります。平成20年3月末の国の認定率は、15.9パーセント、北海道が16.5パーセント、小樽市が20.2パーセントとなっております。小樽市が認定率の高い理由としましては、坂道など地形的な問題や冬期間に外出ができないことで、生活援助が必要となり、さらに外来の受診率が高いことにより、担当医から認定申請が勧められるなど、あらかじめ万一のときに備えておこうという心理が働いているものと推測いたしております。

また、小樽市の平均要介護度は2.02で、国が2.23、北海道が2.16と、要介護度の軽い方が多い傾向にあります。

次に、将来の介護保険料増額の懸念であります。3年後の第5次介護保険事業計画の策定に当たっては、2025年を見据えることとされておまして、この年は65歳以上人口が全国で3,600万人を超え、団塊の世代が75歳以上の高齢者に到達する年であります。社会保障国民会議の試算によれば、現在の給付水準で7兆円程度の介護費用は、2025年には19兆円から24兆円程度になるとされ、すべてのサービスを介護保険制度が給付するためには、現在50パーセントの公費負担割合を大幅に増やさないと、介護保険料は支払不能の金額に増額されることは明らかであり、その是正のため、国民的論議による制度改革が必要であると考えております。

次に、介護予防事業の利用促進についての見解でありますけれども、平成21年3月の民間調査機関の意識調査では、介護予防事業を聞いたことがないという回答が6割近くに上ることが明らかとなったという記事を目にしましたが、小樽市も全く同様の傾向であると考えます。参加型の介護予防事業につい

では、おたる健康総合大学でさまざまなプログラムを用意し講座に参加していただいておりますし、また地域活動を支援する観点から介護予防に資する活動を行っている地域のグループに10万円を上限に助成するなどの事業を行っているところであります。

今後は、各事業の参加者がまだ少ないため、まず事業を知ってもらうことが大切であることから、より身近な地域での介護予防事業が受けられるような仕組みづくりが必要となるため、日常生活圏域ごとに対策を講じていく考えであります。

次に、高齢者が働きやすい環境や社会参加であります。特に高齢化率の高い本市にとって、高齢者は社会を構成する大きな力であり、財産であります。高齢者が持つ長い経験に培われた知識や技能、能力を十分に発揮できる仕組みづくりや社会参加を促進することが重要なテーマであると考えております。

近年の新たな取組として、福祉コミュニティ都市推進事業がありますが、平成18年度から20年度までは産業会館を活動拠点としている「杜のつどい」を支援し、今年度は本定例会で補正予算として計上しておりますが、銭函を拠点としている「優游の会」に対して支援するなど、高齢者の活動や社会参加の促進を積極的に進めているところであります。

また、高齢者が短時間で働くことによる社会参加については、これまではシルバー人材センターへの支援が主な事業であり、今後もセンターの事業拡充を進めることが基本になるものと考えておりますが、高齢者がより活躍できるような新たなボランティア活動やコミュニティビジネスへの支援についても研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者介護ボランティア制度の取組であります。議員の御提案のとおり、全国では東京都稲城市が高齢者のボランティア活動をポイントとして評価し、介護保険料に充てておりますが、そのほかでは、本年10月には町田市がポイントを市内の商店で利用できる商品券に還元する制度を創設する予定となっております。これらの活動は高齢者の介護予防にもつながり、制度が確立されると一石二鳥の効果を生むことが考えられます。

今後、高齢者介護ボランティア制度に対する住民の意識やシステムを構築する上での問題、さらに介護予防事業の課題などを総合的に考慮し、先進都市の事業内容等を参考にしながら、小樽市としてどのような方策がとれるのか、その必要性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、女性のがん検診についての御質問でありますけれども、最初のがん検診に関する市民への情報提供であります。今年度新たになん検診の必要性などを記載したポスターを作成し、多くの市民の方の目に触れる場所に掲示を行っております。また、乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診に関するチラシを作成し、各種検診の際に配布するほか、まち育てふれあいトークをはじめとする健康教育やパネル展などの機会を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診受診率の目標値であります。がん対策基本法に基づき策定された国のがん対策推進基本計画におきましては、平成24年度までに50パーセント以上とすることを目標としております。本市におきましても、これを目標とし、関係機関との連携を図りながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん制圧月間についての取組であります。がんの予防は早期発見、早期治療が最大のテーマであり、検診を勧奨し受診率を着実に向上させていくこと、また生活習慣を改善することによるがん予防の有効性などを広く周知していくことが重要であると考えております。

9月のがん制圧月間におきましては、単に検診の勧奨だけにとどまらず、市が実施している検診の内容や、さらには最新のがんの治療方法の説明など、市民ががんを身近な問題としてとらえることができ

るような啓発活動を行ってまいりたいと考えております。このため、市民、市内で検診を行っている事業所、がん予防に取り組んでいる方々が一体となり、がん予防に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、女性特有のがん検診推進事業の取組であります。スケジュールといたしましては、6月中に国から事業の実施要綱が各市町村に示される予定となっております。市ではその要綱に従い、検診対象者をリストアップするとともに、検診医療機関の選定などの準備を進めます。その後、必要な予算措置を講じた上で、速やかに対象者に乳がん、子宮がんの検診の無料クーポン券とがん検診手帳を郵送し、受診していただく予定としております。

次に、受診率がアップした場合の想定される問題であります。女性特有のがん検診推進事業に当たり、受診者数の増加が予想されることから、十分な対応ができるよう受入れ態勢について医師会と協議を行っております。また、乳がんと子宮がん検診などを同時に受けられるセット検診の実施回数を増やすことや民間検診機関の活用も検討し、受診者の利便性を図ってまいりたいと考えております。

次に、子供の感染症対策についての御質問でありますけれども、まず市内のH i b（ヒブ）ワクチン接種状況であります。昨年12月のヒブワクチンの国内販売開始以降、市内3か所の医療機関で接種希望者に対して任意の接種を行っています。また、小児細菌性髄膜炎の現状であります。医療機関から発生報告を求めている感染症発生動向調査では、市内における過去5年間の発生報告はありません。

次に、予防接種の公費助成についてであります。予防接種は予防接種法に基づく定期接種と個人の希望に基づく任意接種があります。法に基づく定期接種ワクチンは国が疾病の重篤性、感染力、患者発生数、ワクチンの有効性、安全性などについて検討を行い決定されており、ヒブワクチン等についても定期接種化の検討を開始しているところであります。公費助成実施の要件としては、有効性や安全性などが十分立証されていることが必要であると考えておりますので、市といたしましては、国の決定した定期接種ワクチンの範囲の中で予防接種を進めていく考えであります。

最後に、ヒブワクチンの任意接種開始や取扱医療機関の情報提供であります。ヒブワクチンの一般的な情報を感染症予防啓発の一つとしてホームページ等で提供することは可能であると考えています。検討してまいりたいと思います。

なお、取扱医療機関の情報提供につきましては、その方法を含め、医師会と協議をしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 病院局長。

**病院局長（並木昭義）** 小樽市立病院について、千葉議員の御質問にお答えいたします。

まず、両病院統合後の診療科目についてであります。新病院の診療特性の柱としましては、一つ、脳・神経疾患診療、一つ、心・血管疾患診療、一つ、がん診療、一つ、他の病院にない診療科など、四つを考えており、これをたたき台として、再編・ネットワーク化協議会での御意見も聞いて、診療科目を検討していきたいと考えております。その結果、若干の診療科目の増減はあると思われませんが、基本的には市立病院改革プランの考え方を踏襲したものになると考えております。

また、それぞれの診療科におきましても、専門性の違いなどを踏まえ、他の医療機関との役割分担をさらに進め、市内全体で効率的な医療を提供していく体制を目指す必要があると考えております。

次に、医師確保の取組についてであります。着任後、大学の医局を回って強く感じましたことは、現在、新しい臨床研修制度の影響などで、医局へ入局する医師が減っていることに加えまして、若い医師の考え方も変化しており、魅力があり医師に選ばれる病院でなければ医師の確保は難しいということ

であります。そのため、大学医局や私の人脈を通じ、医師派遣の要請は引き続き、両病院長とともに粘り強く進めてまいります。早期に新病院のビジョンを示すことがぜひ必要と考えております。

次に、国の支援制度の活用についてであります。4月には政府の経済危機対策が発表され、5月には21年度補正予算も成立したところであり、地域医療も成長戦略に掲げられております。また、定住自立圏構想に伴う財政措置でも地域医療支援のメニューが盛り込まれるなど、地域医療を支援する施策がいろいろと充実してきております。いずれにいたしましても、これらの施策について、さまざまなチャンネルを通じて情報収集に努め、北海道など関係機関へも働きかけを行い、活用できるものは積極的に活用するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、今回の許可病床数の変更による病院機能への影響についてであります。今回の許可病床数の削減は、実際に稼働している病床の数、いわゆる稼働病床数に変更するものでありますので、現在の病院機能上は影響はないと考えております。

交付税につきましては、一般会計に入るものですので、病院経営に直接影響するものではありませんが、許可病床数に応じて措置されるため、許可病床数を削減すれば、交付税もその分減額されることとなります。しかしながら、病床数を削減した場合であっても、現在の交付税措置は5年間継続されることになっておりますし、また交付税は前々年度末の病床数を基に算定されることから、今議会で提案しております病床数削減の影響が出るのは7年後の平成28年度からとなります。

また、一般会計からの繰入金につきましては、引き続き改革プランに定めた繰出しのルールに基づいて繰り入れされることとなります。

次に、診療面での新たな取組についてであります。小樽病院では市内で唯一の放射線治療を行っておりますが、4月からはがんの治療をしている患者様の登録を開始いたしました。将来的には、後志医療圏にないがん診療連携拠点病院の指定を受け、地域のがん患者治療のさらなる充実を図っていきたいと考えております。さらに、7月からは医療センターとの連携により、小樽病院においても脳ドックを実施するほか、安価で気楽に自分の健康チェックができる検診などについても検討を進め、取り組んでまいりたいと考えております。

また、医療センターにつきましては、その特性を生かし、引き続き24時間365日救急を推進してまいります。既に実施している取組についても、積極的な広報活動により広く市民にアピールしていく必要も感じておりますが、市立病院の持つ人材や医療機器を有効に活用し、より一層市民の期待にこたえられる病院を目指して引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会についてであります。私は就任前の2月に同協議会にオブザーバーとして参加し、昨年の協議経過や地域医療の状況につきましてお話を伺いました。4月に就任してから、各委員と個別に面談し、地域医療や市立病院に対する考えをお聞きしたところであり、それらを踏まえ、去る6月2日に開催された協議会におきまして、新病院のあるべき姿とそれを前提とした地域医療連携について私の考えをまとめて示し、それを基に協議を行ったところであり、今後はその内容について、さらに協議を進め、9月ごろには報告書のまとめに入りたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 2番、千葉美幸議員。

**2番(千葉美幸議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

病院の統合新築に向けた御答弁の中で、市長のほうから財政的なめどについてのお話がありました。今回、地域医療再生基金ということで質問もさせていただいたのですけれども、その中には災害拠点病院の耐震化に対しての基金の補助などもかなり拡充をされているというお話も伺っております。その中

におきまして、その財政的なめどというのが、実際に市長の中では、赤字がきちんと改善されたときなのか、それよりさらに基金など、一般に貯蓄ができる時期になったときと判断するのか、その辺に対していま一度御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 一番はやはり財政的に見通しが立ったときだと思いますけれども、その時点がいつかというのは、一つ考えられるのは、一般会計が一定程度のめどがつくといいですか、赤字の解消のめどがつくというのがあります。そのことによって、起債の借入れといいますか、このめどがつけられるという、そういった問題もありますので、とにかく一般会計としては赤字の解消、そしてそれに伴う起債の許可が得られる条件といいますか、そこだと思います。

それから、もう一つは、やはり現在の病院経営、これが健全経営でなければならないと。要するに、操出基準はありますけれども、操出基準を超えてさらに病院に出していくようでは、なかなか一般会計としても大変ですから、病院の健全経営がまず次の条件としてあるだろうというふうに思っていますので、そういったその時期を、これからこういった時点がそういう判断の時期になるかというのは、十分財政状況を見極めながら判断してまいりたい。

ですから、今ここでいつというわけにいきませんので、たぶん今年度決算がどういう状況になるかというのが一つの大きな山場になるかというふうには感じますけれども、これさえクリアできれば、来年度の一定時期にはいい方向に行けるかという感じはしていますけれども、まずはやはり21年度の決算状況、これがまずどの程度、20年度並みに黒字が確保できればいいのですけれども、まだこれはこれから先がありますから、そういった状況を十分見ながら判断をしたいというふうに思います。

**議長（見楚谷登志）** 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時25分**

**再開 午後 2時45分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

**18番（山口 保議員）** 民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

今回は、4項目7点について市長の考え方をお知らせ願いたいと思います。

私は、昨年第4回定例会一般質問で、国の制度設計の根本的な見直しなしに地方財政の再建や市民生活の窮状からの脱却、再生は困難と申し上げました。近年の著しい経済構造の変化は、地域の卸小売業や小規模製造業、住宅関連産業や土木建設業など、地域に密着した多くの産業を衰退させ、地域経済は縮小し、その結果として市民所得が10年間で26パーセントも減少していることが、本市の財政運営を困難にしていると申し上げました。私たちは、この苦境を脱するために官民を挙げて、この間、さまざまな努力を惜しまなかったことを自負しているのではないかと考えております。

しかし、残念ながらその効果は小さく、極めて限定的なものにとどまっております。地域循環経済をもう一度新しく組み立て直すためには、自治体の努力だけでは困難であります。私がかねがね、長年慣例になっている国の省庁別シェアを固定化したまま行われている積み上げ方式による予算編成は、予算

獲得自体が自己目的化し、予算消化のためだけの不要不急の場当たりの事業を生む結果となっており、また、このことは国の財政運営の硬直化を生じせしめ、かつ国民生活の向上という本来の目的にはほとんど寄与してこなかったのではないかと考えてまいりました。こうした長年の予算編成の硬直化は、近年の社会構造の変化に対応しきれず、少子高齢化や雇用の不安定化など、特に社会保障分野への財政ニーズに対応できず、生活不安や社会不安を増大させ、その結果、内需を喚起しきれず、いつまでも消費の低迷が続き、社会の閉そく感を生み出し続ける結果となっております。

私たちが地域の将来の展望を必死で模索するように、国にはこの国の将来の確固たる展望を示す責任があるはずであります。生活や雇用の不安を取り除き、国民が安心をして暮らせる社会を取り戻すこと、また環境関連技術や新エネルギー分野のさらなる開発、育成や地域循環型経済の確立による地域の再生、自給率向上のための農業の再生や森林の有効活用など、求められている政策は無数にあり、それらの実行は必ず地域の復興の実現につながると信じております。

私は、さきの第4回定例会で、国の補助金制度の弊害について申し述べさせていただき、地方交付税や一括交付金として地方に財源を移譲することが国の財政運営にとっても効率化につながり、地方の自主的な判断で事業の取捨選択が行われれば無駄な事業の排除につながるとして、補助金改革を国に強く要望されるよう訴えさせていただきました。私は加えて、これまで述べさせていただきました国の予算編成の硬直化したあり方の抜本的な見直しを国に求めるよう要望いたしますが、市長の御見解をお聞かせください。

さて、予算総額 15 兆 4,000 億円と言われる、このたびの国の前例のない大型補正予算についてであります。申し上げるまでもなく、世界的な金融危機に端を発した現今の経済危機に対する需要拡大策であり、その規模の大きさについて私は問題視をするつもりはありません。しかし、問題は、その場しのぎの政策に終始し、実効性のあるものになるのか、大変疑問であります。特に公共事業分野では、従来から見直しの対象になっていた事業の組み込みを図るなど、大型事業ばかりが目立ち、結局、地元中小零細企業への波及はごくわずかにとどまりそうであります。

本市で、今議会に提案されております補正予算では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金 3 億 9,639 万 5,000 円、地域活性化・公共投資臨時交付金 2 億 8,567 万 7,000 円、その他の国の財源手当に 3 億 8,973 万 2,000 円、計 10 億 7,180 万 4,000 円となっております。本市の財源手当も含め、本市補正予算総額で 15 億 3,515 万 3,000 円であります。国の補正総額から見れば、本市への交付はまだまだわずかな額であります。今後、国で詳細な設計のできていない 1 兆 4,000 億円と言われるハード事業向け予算が残されていると伺っており、本市としても将来につながる事業を精査、研究をされ、実施に移し、少しでも市内中小零細事業者の苦境からの再起につながるよう努力をしていただきたいと思っております。

また、北海道や国による事業は当然予算枠も大きく、さまざまな事業を検討されていると思っておりますが、本市としても国や道に対して、小樽市域での事業に対してさまざまな要望を検討されていることと推察をいたしておりますが、具体的に検討をされているものがあれば、お知らせをいただきたいと思っております。

私はかつて平成 17 年の議会でも要望いたしましたけれども、本市が国に要望しております昨年秋に全面開通した国道 393 号の赤井川村明治 - 倶知安間と本市望洋台間のいわゆる毛無峠の道路改良について、ぜひ再度この機会に要望していただきたいと思っております。

今春、私も倶知安から赤井川村明治まで車で走ってまいりましたが、急な峠越えもなく、ほぼ 20 分の所要時間でありました。それに比べ、小樽までの毛無峠越えは、国道 5 号の稲穂峠よりも長く険しいと実感をした次第であります。本市域の国道 5 号や臨港線、市内中心部の交通量の緩和は、潤いのあるまちづくりにとって不可欠と私は考えてまいりました。特に、毛無峠の一部トンネル化などの改良がなさ

れば、国道393号は小樽 - 倶知安間の産業幹線となり、市内への通過車両の流入は確実に減少すると期待をするものであります。

これまで本会議や予算特別委員会、建設常任委員会などで何度か申し上げましたが、特に臨港線の交通量が現在の1日約3万台から1万8,000台程度に減少すれば、6車線から4車線へと車線の減少も可能と伺っております。もし、それが実現された場合、両側1車線分のエリアの車道側に緑地帯を設け、桜などを植樹し、並木道とされ、歩道側はパーキングエリアとし、真ん中部分に人力車や馬車や自転車の専用道路として整備をされれば、沿線の石造倉庫群の再利用も促進され、運河沿いのにぎわいを創出できると考えるからであります。また、海側の1車線分が今述べさせていただきましたように整備がされれば、北運河への直線でのつながりも可能となり、北運河周辺の再生も視野に入ってくるものと考えております。

以上のような将来のまちづくりの観点から、この際、国に対して、国道393号の望洋台から毛無峠の道路改良について再度要望を求めますが、御所見をお聞かせください。

次に、歩道橋撤去の要望であります。

これも、今回の国の大型補正の事業メニューに加えていただきますよう道や国に要望していただきたいと思っております。このことにつきましては、平成15年、本会議での駅前歩道橋撤去を要望いたしまして以来、国道5号の浅草横断歩道橋や緑山手線の富岡歩道橋、緑歩道橋の撤去について検討をされ、道や国に要望していただくよう訴えさせていただいております。

駅前歩道橋につきましては、昨年秋に、駅前再々開発事業に伴い、本市まちづくり推進室などの粘り強い努力により撤去が実現をされ、多くの市民や観光客の皆さんから評価をされており、その努力に対して敬意を表するものであります。

他の歩道橋につきましては、本市と小樽開発建設部、小樽土木現業所などで調査をされ、協議もされていると伺っておりますが、いまだ方向性が定まるところまでには至っていないと伺っております。

浅草横断歩道橋については、小樽警察署前からJR函館本線にかかるこ線橋を渡り、浅草交差点を左折する際に、左折を指示する信号が設置されており、仮に歩道橋が撤去され、横断歩道が設置された場合には、左折してくる車に対して歩行者の安全が確保されないとの小樽警察署の見解を昨年3月の建設常任委員会でお伺いをいたしております。私は、この見解を大変奇異に感じております。横断歩道橋があるから、一般には設置されることのない左折信号が設置されているのであり、横断歩道が設置されれば、左折信号を廃止できるのではないかと考えるのは私ばかりではないと考えます。2車線の道路から4車線の道路に出る交差点で左折信号が設置されているところなど、まれであります。たとえば坂道であっても、ロードヒーティングが施されており、左折信号の廃止はさほど問題ではないと考えます。

また、富岡歩道橋につきましては、地先であります富岡北部町会では、撤去の要望を総会で決められておりますし、緑歩道橋は横断歩道も併設されており、無用の長物と化しております。

近年、全国でバリアフリーの考え方や景観に対する配慮、また老朽化や維持管理コストの問題などの理由から、利用頻度の低い歩道橋の撤去の事例が数多く報告をされております。

北海道の歩道橋は、本州に比べて冬場のロードヒーティングの必要など、経費も余分に発生し、維持管理コストもそれだけで年間七、八十万円と伺っております。私はこの際、道や国に対して、このたびの追加経済対策の中に、事業として市内歩道橋の撤去を要望されるよう求めますが、御所見をお伺いいたします。

次に、本市都市公園内の樹木のせん定についてお尋ねをいたします。

私は、市民ボランティアの皆さんと運河公園や手宮公園などに桜の植樹をさせていただいており、毎

年、その手入れの機会に園内の桜などの観察をさせていただいておりますが、今年はソメイヨシノの花芽が異様に少なく、不審に思っておりました。結局、原因は、春先に寒暖の差が大きく、花芽がつく時期の寒さが起因しているとの結論になったと伺っております。

桜には、てんぐ巣病という、花がつかず、しまいには木を枯らしてしまう恐ろしい病気があり、全国的にまん延をしているようであります。釧路では、てんぐ巣病のまん延で桜の花が咲かなくなっていると、NHKで取り上げられておりました。

本市の手宮公園、小樽公園、平磯公園には多数の桜があり、先月、心配で見に行つてまいりましたが、特にソメイヨシノの半数以上にてんぐ巣病が見られました。平磯公園などは、てんぐ巣病ばかりでなく、幹の根元に多数のひこばえが出ており、長く管理がされない状況が見てとれました。公園の樹木の管理は、ボランティアでできる作業もありますけれども、てんぐ巣病の除去作業は、高枝ばさみでも届かない高さに発生しているものも多数見受けられることから、専門業者に発注してお願いするしかないと思われまふ。財政難が続き、十分な予算もつけられない中、管理が行き届かなかったと推察をいたしております。

このたびの補正予算の中の雇用対策事業に、街路樹及び公園内枯損木のせん定や除去などに640万円計上されておりますが、てんぐ巣病の除去などは含まれておりますか、お聞かせください。

てんぐ巣病は孢子から伝染をされると言われており、孢子の活動がとまる秋以降に除去作業を行わなければならないと伺っております。早急に行わなければならない雇用対策事業になじまないのであれば、新たな予算確保も必要になってくると思われまふが、ぜひとも特段の御配慮をいただきますようお願いし、あわせて御所見をお伺いいたします。

次は、観光についてであります。

小樽観光の現状につきましては、これまで機会あるごとに第1期の小樽観光は終わりを迎えつつある、新たな拠点の開発や魅力ある商品の開発による観光の産業化を実現しなければ、衰退に向かうのではないかと申し上げてまいりました。

昨年、平成15年以来5年ぶりに行われまふ観光客動態調査が本年に入り、まとめられようとしておりますが、観光客の入り込み数の減少はさることながら、平成16年には平均4.8時間とされておりました観光客の平均滞在時間がどの程度まで少なくなっているか心配されるところであります。滞在時間が90分のツアーもあると聞いておりますし、運河や堺町のにぎわいの減少は、滞在時間の大幅な減少を予感させまふ。平均消費額も滞在時間の減少に比例して減少することから、心配をされるところであります。

しかし、時間消費型観光や滞在型観光への転換を高らかに宣言した観光都市宣言の実現は、必ず実行されなければならない本市の最大の課題の一つであります。平成18年、観光基本計画がまとめられ、昨年からは観光プロジェクト会議が発足され、祝津にしん祭りや茨木家番屋修復に対する国の交付金の申請をされ、祝津地区のまちづくりの拠点としての利用を計画するなど、成果を上げられていることに対して敬意を表するものであります。

堺町ナイトマーケットの開催や旧国鉄手宮線でのガラス市の開催など、新規のソフト事業が次々と生み出されようとしております。このような機運の盛り上がりの中で新たな観光拠点の創出は、議論から実行に移されるべきときに来たのではないかと感じております。

旧国鉄手宮線の整備につきましては、旧国鉄手宮線活用懇話会の議論を終えられ、今回の補正予算でも旧手宮線活用計画策定経費として180万円が計上されております。また、来年度には、文学館、美術館の拡充整備にあわせて、手宮線との一体化も含め、検討をされていると伺っております。

先日、文学館で行われました「『旧小樽地方貯金局』と小坂秀雄」というシンポジウムに参加をさせていただきました。現在の文学館・美術館のある建物は、昭和27年、旧逓信省の技師であった小坂秀雄の設計により小樽地方貯金局として建設をされ、モダニズム建築の流れをくんだ通信スタイルと呼ばれる建築様式の典型だとのお話でありました。北九州市門司港レトロ地区でも同様のものが現存をしており、保存・再生され、まちづくりに生かされているとのことでありました。日銀通りには、旧日本銀行小樽支店をはじめ、旧北海道銀行小樽支店などの多くの明治を代表する建築のみならず、大正、昭和初期の建築物、そして戦後間もない時期に建てられたこの旧小樽地方貯金局に至る、明治から昭和にかけての代表的な建築様式を知ることができる日本近代建築史の宝庫であるとお話をされておりました。文学館、美術館の整備拡充とあわせて、小樽を代表する近代化遺産である旧国鉄手宮線との一体化が実現できれば、次に市内中心部の旧手宮線沿線の活用につながっていくものと期待するものであります。

しかし、この沿線には、この旧小樽地方貯金局である文学館、美術館の建物以外に歴史的建造物は皆無であり、この地区を新たな交流観光の拠点として再生するためには、新たな景観の創出が不可欠であります。さきの旧手宮線活用計画策定に関する歴史的資源活用方策検討事業の中には、今る述べていただいた考え方が盛り込まれると信じておりますが、お尋ねしておきます。

また、旧国鉄手宮線沿線の創景事業については、さきにまとめられました中心市街地活性化計画の中にもその重要性が述べられた上で課題とされております。創景事業への助成は駅前通りの整備事業でも実施をされたと伺っておりますが、財源不足から現在は休止をされているとのことであります。いずれにいたしましても、何か有効な誘導策が不可欠であります。あわせて御所見をお伺いいたしておきます。

次に、厚生労働省のふるさと雇用再生特別対策事業についてお尋ねをいたします。

本市が厚生労働省の本事業に応募をされ、このたび採択をされることが決まり、995万5,000円の補助金を受けられ、小樽物産協会において小樽産品のインターネット販売事業を始められるとお聞きをいたしました。これまで本議会や観光協会などの場で何度も議論をされ、その重要性についての認識は共有されておりましたが、実現には至らなかったものと承知をいたしております。私はこの場で、小樽物産協会のこの熱意と決断に敬意を表したいと思っております。

小樽物産協会は、5年ほど前に新たな常務理事を迎えられ、百貨店を中心に新たな取引先を次々と開拓をされ、着実に売上げを伸ばしてきております。昨年の報告では、取扱高が12億781万円と、5年間でほぼ倍増しております。そうした中、新たに立ち上げられるネット販売事業は、これまでの主要な取引先である百貨店の売上げが近年減少に苦しみ、経営上の判断から整理・縮小、再編が始まっており、取引先確保にも不安要素が出始めてきていることなど、新たに安定的な流通販路の開拓が必要との判断から事業の立ち上げを決断されたと同いました。今6月から2名の新たな人員を採用され、協会内部にも専門委員会を設置され、取扱商品の基準づくりや通販サイトの運営について精力的に検討をされていると伺っております。大変なリスクを負った決断をされたということで、失敗は許されないとの決意も伺っております。厚生労働省の本事業への補助金は、最長で3年間と伺っておりますので、この間に軌道に乗せられるよう願うばかりであります。取扱商品も現協会加盟会員の商品ばかりでなく、手数料だけで参加できる方向で検討をされているやに聞いております。これまで大手通販サイトの高額な出店料がネックとなって参加を見合わせておられた本市の零細事業者の商品も広く紹介をされ、販売につながることを期待するものであります。

本市産業港湾部もこれまでさまざまな場面で連携、協力をされてきたことは承知をいたしておりますが、今後に向けての抱負、御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。なお、再質問は留保いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国の予算編成の抜本的な見直しをという御指摘でありますけれども、現在の国の予算編成の流れとしましては、基本的には、毎年度6月ごろに経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を閣議決定し、その後開催される経済財政諮問会議において、その基本方針を示した施策の目標や意図を予算に反映させるための指針を与え、それらを踏まえて、通常であれば7月下旬から8月にかけて翌年度予算の概算要求基準を固めていくと承知しております。

ただいま申し上げました経済財政諮問会議は、内閣総理大臣を議長として関係大臣のほか日本銀行総裁や民間有識者等で構成され、そこで出される各意見を十分に政策形成に反映させることを目的とした合議制の機関であり、その会議を所管する内閣府は、各省よりも一段高い立場から企画立案及び総合調整を行う役割を担っているとされております。

このように、現在は、総理大臣のリーダーシップの下に内閣府が調整役となって予算編成前の作業をリードする形となっていると理解しておりますので、今後とも省庁別の予算配分の実績などにとらわれずに、経済財政政策や社会保障政策、さらには国民の安全確保に関する政策などについて、大胆かつ柔軟に対応した予算編成となるよう、さらに努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、国の補正予算に関する国や道への要望でありますけれども、過日、国の経済危機対策として、過去最大規模の補正予算が成立いたしました。この対策に盛り込まれた制度の具体的内容が地方公共団体にまだ示されていないものがあります。市といたしましては、国や道からの情報を踏まえ、事業実施の要望などを行ってまいりたいと考えております。

次に、国道393号の小樽 - 赤井川間の道路改良についてであります。後志内陸部と札幌市域とを短絡する重要な路線であることから、後志管内の各市町村で組織する期成会で要望を続けてまいりました。そのような中、昨年9月には、念願でありました赤井川 - 倶知安間約9.7キロメートルの通行不能区間が開通し、期成会の大きな目的を達成することができました。

また、小樽市域についても、これまで急カーブの線形改良や安全施設の設置など、鋭意進められておりますが、先般の期成会の道内や中央要望では、この国道393号望洋道路の整備について、さらに要請したところであります。

次に、市内歩道橋の撤去についてでありますけれども、横断歩道橋は歩行者の道路横断時の安全確保を目的に設置されてまいりました。しかしながら、高齢者や障害者にとってはバリアフリー化になっていないことや、歩道の幅員を狭めている歩道橋もあることは承知いたしております。

これまでも浅草横断歩道橋などの撤去につきましては、道路管理者や小樽警察署と協議を行ってまいりましたが、特に高齢者や児童の安全確保が必要でありますので、代替施設の設置や住民同意など、それぞれの歩道橋で状況は異なるものの、これらの課題について引き続き関係機関と協議が必要と考えております。このことから、このたびの追加経済対策の事業として、国や北海道に対する歩道橋撤去の要望は難しいものと考えております。

次に、都市公園の樹木のせん定でありますけれども、このたびの補正予算640万円で、街路樹や公園内の樹木を580本ほどせん定する予定になっております。

御指摘の桜のてんぐ巣病ですが、多くの公園内の桜に発病している状況は確認をしておりますし、こ

の対応としましては、薬による処置が必要でありますので、今後のせん定時に合わせて対応してまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、まず旧手宮線の整備に関する歴史的資源活用方策検討事業についてであります。当該事業は、旧国鉄手宮線活用懇話会で取りまとめられました報告書を基に、市民の皆さんの御意見や市内の関係部局で組織します検討会での議論を踏まえ、今年度内に市としての活用計画を策定するため、本定例会に補正予算として提案したものであります。この事業の中で、旧手宮線を新たな観光拠点として再生するため、中心市街地の魅力の創出や観光客の回遊性の向上などにつながる方策について検討したいと考えております。

また、旧手宮線沿線の創景のための有効な誘導策についてであります。本年4月1日から施行した景観計画及び改正景観条例では、この沿線を小樽歴史景観区域に取り入れ、建築物などの形態・意匠については一定の制限を設けました。これにより、良好な景観形成の誘導を図ることができるものと考えておりますが、今後の旧手宮線の市内検討会議の中でさらに議論してまいりたいと考えております。

最後に、地場産品インターネットショップ展開事業についてであります。国のふるさと雇用再生特別対策事業を活用して行うもので、地域ニーズに対応し、地域の発展に資する安定的な雇用機会を創出する事業を対象とするものであります。

市といたしましては、水産加工品、菓子類、ガラス製品など、本市の特色ある地域資源について、インターネットを活用して販路拡大を目指すものであり、商品の安全性や公平性を保つ必要から、公益法人である社団法人小樽物産協会に業務委託したものであります。今後とも小樽物産協会と十分に連携をし、小樽の高い知名度を生かした物産展等の取組を一層促進するとともに、今回のインターネットを活用した地場産品の販路拡大を通じて地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 18番、山口保議員。

**18番(山口 保議員)** 大変にあっさりとした答弁でありましたけれども、予算特別委員会で議論を深めさせていただきますので、今日はこれで終わります。

**議長(見楚谷登志)** 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時20分**

**再開 午後 3時40分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 平成会を代表して質問をいたします。

まず、小樽駅前再々開発についてですが、小樽駅前の再開発ビル「サンビルスクエア」がオープンを行いました。ホテル「ドーマーインPREMIUM小樽」も札幌のドーマーインから予想していたよりレベルが高く、ビジネス客から観光客まで幅広い客層への対応が十分期待されるものでした。当初の東横インホテルの変更から始まり、アーバンコーポレイションの倒産と、不測のことが続き、ずいぶん心配しましたが、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合と市が連携し、粘り強い努力で完成に至ったことに心より敬意を表します。

中心市街地の活性化を目的に、昭和51年の第3ビルの完成、平成16年の中央通地区土地区画整理事

業の完成と進んできましたが、いまだ中心市街地への観光客の誘導という目的が完成されていない感があります。それは、小樽駅前広場の中途半端な状態です。バス乗り場、タクシー乗り場、駐車場と、狭い敷地の中にあり、隣接する三角市場横の駐車場は出入口が船見坂のため、立地が生かされていません。この駐車場については、駅前広場との一体化について議会でも議論がなされましたが、今の姿になってしまいました。時間を経過して考えますと、長期的視野に欠けた失敗した計画だったと言うほかありません。再々開発を開始したわけですから、駅前広場について構想を持つべきと考えますが、いかがでしょうか。

昭和48年の第1ビル、昭和50年の第2ビル、ともに外見も老朽化が目立ってきましたが、耐震化が要求される建物です。第2ビルは、長崎屋が入居する民間の建物ですから、所有者に任せておけばよいのですが、第1ビルは上階が市営住宅となっています。市営住宅は耐震化が要求されます。

まず、市内の市営住宅では、昭和56年以前の建物で耐震化が必要とされるものはどの住宅でしょうか。該当する市営住宅の耐震化については、どう考えていますでしょうか。

野口病院も含む第1ビルの再々開発は難しい課題と思いますが、耐震化をキーワードとして、避けられないこととしてどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。新小樽駅前第3ビル完成直後で、具体的な検討はしていないと思いますが、方向性、基本姿勢だけでもお伺いしたいと思います。

感染症への保健所の取組についてお尋ねします。

新型インフルエンザについてWHOは、世界的大流行宣言をすると報道されました。弱毒性であり、私はそんなに大騒ぎする必要はないと考えております。

当初、4月27日には、航空機機内検疫の実施が決められました。それから、1日1万人を超える入国者への対応の様子はテレビで連日大報道され、国民の不安をあまり、マスクは品切れし、私にも東京の親類からマスクが売り切れているのでマスクを送ってくれと電話が来るパニックぶりでした。そのさなか5月7日に、11時ごろ都通りに行きますと、通りは外国人の老夫婦であふれていました。日本人より外国人がはるかに多いのです。外国人の人の流れのままに港に行きましたら、人力車は外国人ばかり、すごいにぎわいでした。6万トンの豪華客船フォーレンダムの乗客とわかりましたが、時期が時期ですから、頭に浮かんだのは、「インフルエンザは大丈夫なのだろうか」ということでした。1,000人以上が上陸したと思いますが、機内検疫の物々しさが報道されているときですから、どうやって検疫したのかと思いました。朝6時に寄港して、夕5時には出港しましたから、たまたままちにいた市民しかその風景はわかりませんでした。日本・アラスカ周遊の神戸出港バンクーバー行きで、乗客がカナダ、アメリカから直接来たものではありませんでしたが、外国人客が日本在住者であるわけもなく、アメリカ等からの入国者だと思います。小樽港に配置される検疫官は数人と聞いておりますが、フォーレンダムに対してはどのような検疫が行われたのでしょうか。警戒度6に引き上げられると、外航船への規制も変わるかもしれませんが、今後、寄港する外航客船に対してはどう対応していくのでしょうか。

関連して、感染症と予防接種についてですが、市の公費負担予防接種の種類とそれぞれの接種率と変化はどうでしょうか。

また、それは他都市と比較して、何か異なる傾向の見られるのでしょうか。

感染症の流行は、私の育った時代と比べると、ずいぶん減少していると感じます。今は、衛生状態も良好です。それなのに、何か一つ起きると全国ニュースになります。芸能界で結核が一人出ただけで大騒動です。大学生がはしかになると、大学は休校です。大学や専門学校入学のとき、抗体を持っていることの証明が求められることもあると聞きました。日本ははしかを撲滅していない要注意国として、アメリカ旅行の日本人は敬遠されるという話もあります。韓国では、小学校入学時に2回接種で絶滅した

とも聞きました。これらの話は、私の人づての伝聞にすぎませんが、アメリカや韓国のはしかの状況及び予防接種等対応はどうなっているのでしょうか。

ポリオ接種の案内が広報に出ていると思いますが、ポリオは世界的規模のワクチン接種運動の努力で99パーセントを絶滅し、残るのはアフリカの内戦状態で医療の及ばない地域のみと聞いております。それでもなお予防接種を必要とするのか、予防接種の効果を確実にするには、社会全体で100パーセント近くの接種率を必要とすると思いますが、親の中には後遺症を恐れて受けさせず、強制接種反対の人もおります。専門家の中にも元国立感染症研究所室長のように、「国が接種を勧めるなら、被害への対応とセットで対策と言えるのだ」と主張する方もおります。事故不安があるなら、接種によってどのような事故が起きているのでしょうか。中途半端な接種率では、免疫のない中での流行に対応できませんし、保健所としての考え方と、どのような方向の取組をしていくのかをお尋ねいたします。

次に、新・北限ガルトナーのブナ林についてお尋ねします。

黒松内のブナ林は、北限のブナ林として有名であります。今、小樽が北限のブナ林となる可能性があります。里山という言葉の名づけ親として有名な四手井京都大学名誉教授の「私の森林生態学」の中で、平成14年に小樽林業事務所の女性職員山岡雅代氏から、長橋なえぼ公園のブナ林について来信のあったことを述べています。内容は、「明治初期にドイツの宣教師が植えたガルトナーのブナ林が、今までは種が落ちてでも発芽することはありませんでしたが、ここ数年、天然更新をするようになりました。かなりの発芽率です。小樽は、自然条件も道南地方に比べれば厳しいところです。四手井先生の言われるとおり、ブナ林は北に移動しています」と書いてあります。ブナの結実は、六、七年に一度の豊作年でないと難しいので、少なくとも10年くらいは観察を続けなければいけないと、四手井名誉教授は書いていますが、天然更新が始まって10年経過した現在のブナ林の状態はどのようになっているのでしょうか。

また、ブナ林を維持するためには、豊作年を待って、できるだけ多くの種子による天然更新を期待するが、落下種子が定着、発芽するための林床を十分につくってやる必要があり、落ち葉層を除去し、鋤物質土壌を出してやるなどの処置をしてやること、さらにササなどで種子の発芽しづらいところには、ほかで養苗したブナの苗木を巣植えしてやるが必要だそうです。手宮公園の北限のクリ林に続き、北限のブナ林を50年後の小樽なえぼ公園に実現するために研究、努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「森と里山と小樽」と題してお尋ねをいたします。

自然を生かして観光客を呼び込むエコツーリズムは、地域活性化策として昨年4月、エコツーリズム推進法を施行しました。全国に先駆けてエコツーリズム観光に取り組んでいる佐世保市の視察を行いました。海岸の美しさを中心に企画を立てようとしておりましたが、今までの観光との差をどう出すのか苦慮しておりました。

北海道にできることとして、自然を楽しむテーマパークが提言されています。北国の森の力を生かすことができますが、黒松内町が国の天然記念物「歌オブナ林」ブナ北限の里づくりを目指して20年たった今、年間15万人が訪問し、キャンプやフットパスなどの観光を楽しんでいます。

小樽観光は、まち並みの魅力と海を中心に組み立ててきましたが、団体旅行から個人旅行への変化にうまく対応できていないように思います。新しい小樽の魅力づくりの選択の中で、森の風景を楽しみながら散策のできるフットパスを観光に生かそうと、小樽・朝里のまちづくりの会がフットパス構想部会を立ち上げたと聞いております。平地の構想を想定するフットパスに対し、小樽は以前から遊歩道の設置を進めてきました。赤岩、オタモイ海岸の道、旭展望台を中心にした道、天狗山、自然の村を中心と

する周辺林間の道、そして塩谷丸山、遠藤山、天狗山、松倉山、穴滝、水源地に至るハイキングコース等、先人の方々の雄大な構想を実現された先見の明には大いに敬意を表したいと思います。すべての道がハイキングコースの本に紹介されておりましたが、丸山、遠藤山等、山の中を通る道はササが生い茂り、道がわからなくなっていきました。営林署が道の整備をやめたこと、市が整備した区間が、国の管轄すべき場所を市費で整備するのは不相当と検査院に指摘されたことがあったと聞いておりますが、七、八年前、札幌からハイキングに来た人が道に迷うということが続きました。平成15年から、市民有志、市職員有志のボランティアによるササ刈り作業と、登山標識20枚が新設され、安全に通行できるようになっています。

本年5月、自然の村のいこいの森に通じる遊歩道に行きましたが、ササに覆われ、途中で引き返してきました。自然の村関係者にその話をしましたところ、本年は自然の村として、周辺をフットパスとして生かす構想を持っており、市長も率先して丸山登山の先頭に立つということですが、どのような事業内容、構想を持っているのか、小樽観光の中で自然と共生するまちづくり、自然の中で観光客と市民が触れ合っていけるまちづくりをどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

以前、塩谷丸山について、札幌ほか道内から多くの方が訪れており、立派な観光拠点であると議会で述べたことがありました。そのときは御理解をいただけませんでした。小樽山岳連盟では、登山ポストを平成15年から丸山登山口に設置しておりましたが、入山者概数は夏山シーズン、15年5,200名、20年6,200名であり、シーズン外1,000名を加えると7,200名が登山しており、うち市外の方が5,000名以上と推定されます。ちなみに、札幌からのツアーバス料金は3,900円です。人気の都市近郊の山でありながら、トイレの場所がないことが欠点です。7,000人が利用する公園であるならば、トイレがあるのが普通であると思います。山だから、その辺のやぶに入るといっては、あまりに多くの方が一緒に登っていて、不可能です。これから観光拠点として売り出すために、簡易トイレの設置を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長には、登山をしながら考えていただきたいと思いません。

丸山には、最上町、塩谷川林道からの登山口もありますが、その途中の伍助沢に旧小樽市廃棄物最終処理場、民間の土砂処分場、産業廃棄物処理場と、3施設が並んでいます。土砂処分場は、開業時、泥水が塩谷川に流れ出し、市に指導をお願いしたことがありますが、その後整備され、元市職員が責任者でしたが、桜を多数植樹し、景観に気配りしています。新設の産業廃棄物処理場は、シイタケ栽培場を併設し、バイオ事業を实践し、好感が持てます。それに引きかえ、市の旧廃棄物処理場は、埋立地は放置され、ごみの一部が見えるところもあり、建物は年々荒廃して廃きょ化への道を歩んでおります。排水の水質は改善されており、そのために現行の微生物を利用した浄化方法は限界に近づき、薬剤処理も考慮中とは聞いております。水質浄化に要する費用は、年間幾らかかっているのか、最終年度の想定は何年度なのでしょう。

建設時の地元住民との話合いの経過からしますと、地元は閉鎖後の土地利用、地元振興策も期待していたと思いますが、現状では夢のまた夢です。からまつ公園も処分場でしたが、それとは地形もスケールも違います。地盤の安定も腐らないものを埋めているわけですから、何十年もかかるものと思いますが、公園化やパークゴルフ場設置は次の世代にゆだねるとしましても、現状の改善に向け少しぐらいの努力はすべきではないでしょうか。私は、まず緑化をすべきと思います。地表を草で覆うことにより、地表は安定し、雪解けや大雨で地面が川となり、えぐられることも防げますし、草原となれば、荒廃した風景も和らぎます。

予算のないことはわかります。しかし、市は、千年の森プロジェクトによる植樹の打診も即座に断り

ましたし、私の市民ボランティアによる道路沿いの植樹の提案も、市民を敷地内に入れることは危険だからできないと返答されました。別に構内を自由通行させると言っている話ではありません。一定の制限、一定の時期設定の下に、ボランティアが植樹あるいは草花の種をまくことをかたくなに拒む姿勢は、理解に苦しむところです。何をもちて危険と判断するのか、お尋ねします。

ガスが発生しているとの話もありましたが、人に危害のあるようなガスがどこで発生しているのか、どの程度危険なのか、お答えください。

また、現状の改善に向けてどのように考えておられるか、お尋ねします。

地元住民を含む市民ボランティアと、緑化について検討される考えがあるかどうかもお尋ねします。

小樽は、海岸沿いに細長く市域が展開している地形で、それを取り囲む低い山々、森林は十分に利用されておりません。それらを里山として市民の親しめる、自然と共生できる、生活のできるまちとして発展できることを願っております。

次に、監査報告書の内容に関連して質問をいたします。

監査のあり方について、第29次地方制度調査会の中で検討され、監査機能の充実・強化についての答申がされました。その中の監査委員の選任方法と構成についての検討内容を抜粋してみますが、現行制度においては、選任方法は長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされておりますが、この点について、次の4点の指摘がなされました。1、監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないか。2、議員のうちから選任されるいわゆる議選委員については、短期で交代する例が多いことや当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかとの指摘があります。3、監査委員の選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当であるとの意見があります。4、長とともに、議会も監査委員の監査の対象となっており、監査委員は長からだけでなく、議会からも独立した存在とする必要があることから、議選委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという、本来の機能を果たしていくべきという意見があったと報告されております。

戦後60年間に及ぶ制度の改革ですから、容易に結論が出るとは思いませんが、一つの方向性が示されているように思います。監査委員が選任される機会ですので、前置きが長くなりましたが、監査報告書の内容で問題のとらえ方に私なりの感想もありますので、質問をいたします。

監査報告書7ページ、その他において、3番に、駅前サービスセンターの分掌事務として、埋火葬許可についてのことが規定されていますが、事務専決規程には、駅前サービスセンターにおける埋火葬許可の専決者について定めがないにもかかわらず、死体火葬許可について所長が決裁をしておりましたが、市民により便利なサービスの提供を図るというサービスセンター設置の趣旨から考えれば、所長が決裁できるように専決者を定めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、13ページないし14ページに文学館、美術館において、行政財産の目的外使用許可により、任意団体の図録、記念品等を館内に置き、これらの販売を職員が行っていますが、金銭を扱うことや職員の職務専念義務ということもあるので、見直しが必要と考えますとありますが、他都市の博物館、美術館でも日常的に行われている行為で、図録、記念品の販売をわざわざ他の方法でするようにとの指摘は、職員の仕事の範囲を狭め、余計なコストをかけることになるから、そのような物品の取扱いを中止せざるを得なくなり、文学館、美術館の努力に水を差す規則一辺倒の指摘と思いますが、いかがでしょうか。

また、長等は、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、その措置状況を

監査委員へ通知し、これを監査委員が公表することになっていますが、そのような事例はありますでしょうか。事例はあったとしても、議会に報告がなく、何が改善されたかわかりません。議会もわかるように方法を考えていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、木村俊昭氏的存在についてお尋ねします。

先日、NHKにおいて、木村俊昭氏の特集番組が45分間ありました。また、今朝、財界さっぽろの広告が新聞に掲載していましたが、高橋はるみ知事の写真と木村氏の写真が並んでおりました。何かにわかに彼の存在がクローズアップされてきており、小樽市民の多くは市職員から内閣府に出向した職員がいたことすら知らなかったと思いますし、彼を知る人も東京でどんな仕事をしているのか、初めてその内容がわかったとのことでありました。市に在籍中、市民、特に経済界の中では、木村氏を高く評価する人々がおりました。市民の活動に対し相談に乗り、アイデアを出してくれる、あるいは企業活動において各種の補助金、国の政策についてのアドバイスによって事業や企画を前進させることがあったと聞いております。一方、彼の内閣府への移籍後、市庁舎内では、彼は出すぎだった、職員、上司との調和に欠けていたと評価する人もいました。

何点かお尋ねします。

内閣府へ移籍した経過と現在の市職員としての身分はどうなっているか、2年期限で行ったが、今回市に戻らなかったのはどのような事情と状況があるかについてです。

NHKでは、彼をまちづくりアドバイザー、評論家的評価をしていました。市へ戻る以外の道もあるのかとも思いますが、市民の中には、彼が小樽市役所で活動することへ期待感もあります。市長としては、彼を小樽へ戻す道筋をつくる考えはおありなのかどうか、いかがでしょうか。

パソコンの購入についてお尋ねします。

今回、市内41校の教育用パソコンを全台数一気に更新する費用1億1,700万円が予算計上されました。前議会において、リース契約の金額について議論したばかりですので、改めて現在のパソコンの配備数を調べてみました。財産内訳書を見ましたが、記載方法がばらばらで、全体の台数等が把握できませんでした。一例として、向陽中学一式21台886万2,000円に対し、西陵中学一式1台418万9,010円という状態で、記載方法が統一されていません。どうしてこのようになっているのか。

現在、何台保有しているのか。

また、一番古いものとして、昭和63年配備の手宮小、花園小、桂岡小、平成元年の潮見台小は20年を経過していますが、実際に使用されているのでしょうか。

今回の購入台数、1台当たりの単価、そして第1回定例会におけるリース契約による単価との比較はどうなりますでしょうか。

また、生徒何人に1台の割合になりますか。

授業時、クラス全員が1台ずつ使用できることが必要であると思いますが、達成されていますか。

一括更新となりますが、現在使用中のものはどうされますか。

また、異例と言える予算額を投入してのパソコン教育ですから、知っておかなければならないと思いますが、パソコン授業の内容、時間数、どのレベルまで教えているのか、お尋ねいたします。

パソコン教育が始められたころは、教員の中にパソコンが使えない人がいるとも言われましたが、教員の習熟度の把握はどのように行われていますか。

また、今後のパソコン教育の課題と考えられることはありますでしょうか。

再質問を留保して、質問を終えます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽駅前再々開発について何点か御質問がございました。

まず、駅前広場の構想の策定についてであります。駅前広場には、バスターミナルや駐車場などの多様な施設がある一方で、面積が小さいことから、施設利用者の歩行者動線とバスやタクシーなどの車両動線が交錯ふくそうし、歩行者の安全が十分には確保されていないなどの課題があると認識しております。

しかしながら、現在の駅前広場の狭い区域だけでは交通結節点としての機能の確保は困難なことから、三角市場横の駅横駐車場などを含めて、駅周辺全体としての基本的な考え方を取りまとめる必要があると考えており、まず庁内関係部局で構成する組織を設置して、そのあり方の検討を行ってまいりたいと思います。

次に、駅前第1ビルに関連して、市営住宅の耐震化であります。まず市内の市営住宅で耐震化を必要とするのは、花園共同住宅、1階に南樽市場がある真栄改良住宅、駅前第1ビルの稲穂改良住宅の3住宅であります。

今後の耐震化の考え方ですが、「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画」の中では、花園共同住宅は用途廃止、真栄改良住宅は建て替えに位置づけしており、また稲穂改良住宅は設備機器や建具改修などの個別改修を計画しております。耐震化については特に位置づけをしていない状況であります。

次に、駅前第1ビルの再々開発と耐震化の取組でありますけれども、駅前第1ビルは御質問にありますように、病院をはじめ市営住宅、店舗や事務所などの複合施設であり、区分所有者が多く、権利関係も複雑なことから、再々開発や耐震化をすぐに進めていくのは難しいと考えておりますが、先ほど申し上げました駅周辺のあり方について、庁内関係部局で構成する組織の中でも議論をしてみたいと考えております。

次に、感染症への保健所の取組についてのお尋ねですけれども、まず外航客船の検疫についてであります。フォーレンダムは4月18日に香港を出港し、中国、韓国をクルーズした後、4月30日に鹿児島港に寄港し、その後、神戸港、東京港、函館港を経て、5月7日に小樽港に入港しました。日本で最初の寄港地であります鹿児島港で乗客や船員の検疫を実施済みであることから、小樽港では検疫を行っておりません。

また、今後寄港する外航客船への対応についてであります。現時点で小樽港において検疫を実施する場合は、小樽検疫所が接岸前に、書類上で確認する無線検疫により発症者の有無を確認し、疑いがある場合は、検疫官が乗船して確認する臨船検疫を実施いたします。これにより発症者や濃厚接触者が発見された場合は、発症者の隔離措置や濃厚接触者の慎重な健康監視を行うなど、必要な措置を講ずると伺っております。

次に、予防接種についての御質問でありますけれども、まず公費負担の予防接種の種類と接種率についてであります。予防接種の種類としては、ポリオ、3種混合、BCG、麻しん・風しん、インフルエンザの5種類のワクチンがあります。

接種率の推移であります。ポリオ、三種混合、BCGの過去3年間の接種率は、小学校6年生を対象とした3種混合の第2期を除き、おおむね90パーセントを超えています。麻しん・風しんの過去3年間の接種率は、幼児期を対象とした第1期、第2期が90パーセントを超えていますが、昨年度から定期

接種化された中学校1年生、高校3年生の年齢層を対象とした第3期、第4期は、ともに約75パーセントの接種率となっています。インフルエンザの過去3年間の接種率は、平成18年度の46.8パーセントから昨年度は51.4パーセントと、約5パーセントの増加となっています。

また、接種率の他都市との比較につきましては、人口道内10万以上都市とほぼ同様の傾向にあります。

次に、アメリカや韓国での麻しんの発生状況であります。WHOのデータによりますと、平成18年、日本での麻しんの発生数は520人だったのに対し、アメリカで45人、韓国では25人の発生となっております。

予防接種の対応につきましては、アメリカ、韓国ともに小学校入学前の2回接種が義務づけられており、接種時期としましては、両国とも1回目が生後12から15か月の間に、2回目は4から6歳の間となっております。小学校入学時には、接種証明書が求められ、証明書がない児童については、その時点で接種を行い、接種率はほぼ100パーセントとなっております。

次に、ポリオに係る予防接種の必要性であります。確かに国内でのポリオは昭和55年以降、患者は発生しておりません。しかし、アフリカや東南アジアの一部ではいまだポリオが発生しているため、海外旅行で感染する危険性やポリオ発生国からの入国者によるポリオウイルスの持込みも考えられまして、世界でポリオが根絶されるまでは予防接種が必要であると言われております。

次に、予防接種を行うことにより予想される事故でありますけれども、平成6年から予防接種後の健康被害を国に対して報告する制度が創設されておまして、平成19年度の報告によりますと、431件の報告がありました。この報告の中で、健康被害の内容として最も多いものは、接種部位やリンパ節のはれが179件と最も多く、このほかには高熱や重篤なアレルギー反応などが報告されております。また、後遺症を残すような健康被害としては、麻しん・風しんワクチンで、脳症などが3件報告されております。

次に、予防接種についての本市の考え方と今後の取組でありますけれども、予防接種は感染症対策の大きな柱の一つでありまして、日本で感染症が大きく減少した背景には、安全で予防効果の大きなワクチン接種を推進してきた成果であると考えております。

本市といたしましては、これまでも接種率向上のため、乳幼児健診における勧奨や接種対象者への個別通知、報道依頼、ホームページ、パネル展の実施などにより啓発に努めてまいりましたが、今後も感染症に関する正確な知識、予防接種の意義や効果などについて情報提供に努め、さらなる接種率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、長橋なえぼ公園のブナ林の状態でありますけれども、森の自然館のわきに、幹周り3メートル、高さ20メートルを超える木を含め5本の大木と、その樹木の横には小さな木が3本あります。また、公園散策路奥の北側にも、幹周り2メートル、高さ20メートルくらいの樹木が3本と、その周りに大小混在して100本ほど育っております。

次に、ブナ林の維持についてでありますけれども、なえぼ公園のブナは樹齢100年を超える大木もあり、当公園にとって大変貴重な樹種と考えております。現在、長橋なえぼ公園では自然の植生を生かした管理を行っておりますが、ブナの幼木を育てるためには、根元が踏まれない対応が必要であり、直接人が立ち入らないような措置を行ってまいりたいと考えております。また、ブナに関して、他の地域の情報も収集しながら研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、森と里山と小樽についてというお尋ねでありますけれども、初めにおたるの自然の村公社で実施する予定のフットパスについてであります。フットパスは近年、ウォーキング愛好者に徐々に親しまれてきており、道内では約30の地域で取組が進められ、フットパスとなる素材は、自然歩道や遊歩道、

探勝路、登山道のほか、河川敷や海岸など、さまざまであります。この事業は、公社の事業として今年度から実施しているもので、天狗山周辺の遊歩道など、市民の皆さんに散策を楽しむ道を紹介しながら自然に触れていただくものとして企画されたものであります。公社では、将来的におたる自然の村を拠点として、全市的にフットパスコースを設定し、広く市民に周知していききたいとのことであります。

次に、自然の中で観光客と市民が触れ合うまちづくりでありますけれども、本市の海と山に囲まれた美しい自然と四季が織りなす多彩な風景は、市民はもとより、訪れる観光客の皆さんからも高い評価をいただいているところであります。とりわけハイキングや夜景を楽しめる天狗山をはじめ、桜の名所としても名高い手宮公園や長橋なえぼ公園、海岸線が国定公園に指定されている祝津海岸、そして紅葉が水面に映える朝里ダム・オタルナイ湖とその周辺の湖畔園地、さらには昨年から水管橋を開放している奥沢水源地の「水すだれ」などについては、多くの方が憩う観光スポットであり、市民と観光客との交流の場にもなっているところであります。このように、時間消費型観光の推進を目指す本市にとりましては、重要な観光拠点である小樽運河や堺町周辺地区のほかにも、長年小樽観光を支えてきた根強い人気の観光資源がありますので、今後も観光関連団体との連携を図りながら、これらのポテンシャルを十分に発揮できるよう、積極的にPR活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、丸山登山道への簡易トイレの設置でありますけれども、この登山道は国の保安林内の管理道路で、石狩森林管理署が所管しております。最近、中高年層を中心とした登山ブームにより、丸山にも多くの方が入山されていると聞いておりまして、市といたしましても石狩森林管理署にトイレの設置について要請をいたしました。今のところ整備する予定はないとのことであります。

近々、私も小樽観光の新たな魅力発見という観点から、市民の方々と一緒に丸山登山を計画しておりますので、トイレ設置の必要性についても気にとめながら登山道を歩いてみたいと思っております。

次に、塩谷・伍助沢の旧廃棄物処理場についての御質問でありますけれども、まず水質浄化に係る経費につきましては、主なものとして水処理のための薬剤費や光熱水費、維持補修費などであり、平成20年度は約840万円となっております。

次に、処理場の廃止の見込みについてありますが、国が定めている廃止基準は、ガスの発生がほとんど認められないこと、十分な覆土を行っていること、浸出水や地下水が良好であること、処理場の地表面に沈下、き裂などの変形がないことなどがあり、廃止するためにはこれらの条件をすべて満たさなければなりません。現状においては、地表面の沈下やガスの発生もまだ見受けられるため、廃止の時期については想定できない状況であります。

次に、処理場への立入りが危険だと判断している理由でありますけれども、ただいまお答えしたとおり、ガスの発生や地表面の沈下などが見られることから、危険な状態と判断しているものであります。発生しているガスの成分は、アンモニア、硫化水素など、いわゆる腐敗臭で、かつ可燃性であり、火災の発生も危ぐされるため、安全面に配慮して市民の立入りを禁止しているところであります。

次に、現状の改善に向けての対応でありますけれども、現在はまだごみの分解が進行中であり、人が立ち入るための改善策をとれる段階ではありませんので、当分の間は水処理など、適正な処理場の管理を続け、さらに近々、計器によるガス濃度調査を実施し、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、緑化につきましても、現在はまだ検討する段階に至っておりませんが、処理場廃止に向けた検討の際には、緑化を含めてその跡地利用について、地元町内会や市民からの意見、提案を受けまして、利用計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、監査についてでありますけれども、初めに、昨年度、監査で指摘されましたサービスセンター

における埋火葬許可の専決者についてであります。本年4月1日から、各サービスセンターを戸籍住民課の所管としたことに伴いまして、事務専決規程も改正し、所長制を廃止いたしました。これによりまして、埋火葬許可の専決者は戸籍住民課長にしたところであります。

次に、国の機関へ出向しております木村俊昭氏についての御質問でありますけれども、木村氏につきましては、本市の旧経済部や企画政策室に在籍していた当時、業務で国の関係機関とのかかわりが深かったことから、その手腕を見込まれまして、内閣府から就任の要請があり、それにこたえる形で出向させたものであります。身分につきましては、いったん本市を退職し、在職期間を通算する形で内閣府事務官として国に採用されております。当初は、平成18年4月から2年間の約束で出向したところであります。国からの要請もあり、昨年度、期間を延長したところであります。

なお、本年4月からは、本人の希望により、2年をめどに再度延長し、現在、農林水産省大臣官房政策課に配属となり、新たな政策策定や大学との連携についての業務のほか、内閣府の地域活性化の業務を兼務しております。

今後につきましては、あくまでも出向という位置づけでありますので、2年後には再び市職員として戻ってくるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

パソコンの購入について、何点かお尋ねがありました。

初めに、財産内訳書の記載方法についてであります。御指摘のように、表記の仕方に統一性がなく、実際の台数を把握することが困難であるため、精査の上、改めてまいります。

次に、小中学校が教育用と校務で使用しているパソコンの台数は、本年3月1日の時点で、小学校が417台、中学校が538台であります。

また、手宮小学校など4校の20年以上経過したパソコンにつきましては、いずれも廃棄処分しておりますが、台帳の処理を行っていなかったものであり、早急に是正いたします。

次に、今回の補正予算で購入予定の教員用、児童・生徒用を合わせた教育用パソコンの台数についてであります。小学校が297台、中学校が476台、合計773台であります。予算上の本体価格は、当初よりも購入台数が増加したことに伴う割引も考慮いたしまして、小学校がノート型で税込み9万3,000円、中学校がデスクトップ型で9万1,000円としております。

なお、当初の予算上のパソコン本体単価は、リース料を除きまして、税込みで11万5,500円としておりました。

次に、今回、購入予定のパソコンの全児童・生徒に対する割合ですが、小学校が児童21.4人に1台、中学校が生徒6.6人に1台となります。

学校ごとのパソコンの配置は、中学校では、基本的に生徒数が最も多い学級の人数に合わせることに、クラス全員が1台ずつ使用できるようにいたします。小学校では、1校平均10台を予定しておりますが、各学校の児童・生徒数により台数を調整し、グループで使用してもらうこととしております。また、各学校では、これに加えて旧型でも使用可能なものを引き続き授業で使用することを考えております。

次に、コンピュータを活用した授業についてであります。小中学校ともに、総合的な学習の時間や社会科などの学習において多く利用されております。総合的な学習の時間においては、修学旅行先の都市の調査やまとめの文書の作成、プレゼンテーションなどに活用され、社会科では、小樽の先人の功績

や企業のホームページを利用して産業について調べたりしております。また、中学校の技術・家庭科では、コンピュータの構成と情報処理の仕組み、画像や音響など、デジタル作品の制作・設計などについて学習しております。

なお、平成20年度のインターネットなどによるコンピュータの1校当たりの平均利用時間は、小学校84時間、中学校67時間となっております。

次に、教員のコンピュータの習熟度の把握についてであります。市教委では毎年、教員のコンピュータの操作能力や指導力を調査しております。平成21年5月1日現在では、ファイル管理や文書処理等のコンピュータを操作できる教員数は、小中学校合わせて92.7パーセントとなっており、教育用ソフトウェア、インターネット等を使用して、コンピュータを活用した授業のできる教員は60.2パーセントとなっております。市教委においては、これまでコンピュータスキルアップ講座を実施し、学習支援ソフトの基本操作の習得やコンピュータを活用した指導技術の向上に努めているところでございます。

最後に、コンピュータを活用した授業の指導上の課題についてであります。コンピュータを活用して指導できる教員が約6割であることから、まず教員の指導力の向上を図ることや、コンピュータが総合的な学習の時間にとどまらず、教科においても活用が図られるよう、効果的な指導方法を研修することが必要であると考えます。

また、児童・生徒のインターネットによるトラブルが全国的に大きな社会問題となっていることから、情報モラル学習の充実が極めて重要であります。今後も、これらの課題の解決に向け、研修会等を通じて、効果的な活用ができるよう支援してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 監査委員。

**監査委員(木野下智哉)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

最初に、文学館、美術館の職員が関連団体の図録・記念品などの販売を行っていることについてですが、文学館、美術館での記念品等の販売は営利を目的とするものではなく、むしろ利用者に対するサービスの向上であり、文学館や美術館にとって有益であると考えますが、文学館や美術館での何らの手続もせずに関連団体の物品や金銭を職員が扱っていたものであります。仮に事故などがあったときは、市としての責任が生ずることになるので、教育委員会の職務命令に基づいて行うなど、職員が関連団体の業務をすることの規定の根拠を明確にさせていただきたいということで、指摘事項ではなく、付記として改善を求めたものであります。

次に、措置状況と議会の報告についてですが、措置状況につきましては、毎年、各執行機関から措置を講じた旨の通知があり、その都度自治法の規定に基づいて公表しております。

平成20年度の定期監査と随時監査に係る措置状況につきましては、例えば「時間外勤務手当が未支給となっていました。」という指摘に対し、「時間外勤務手当を支給いたしました。」というものや、「物品、例えば郵便切手等の出納簿において、毎月末に行う物品管理者の確認の押印がありませんでした。」という指摘に対し、「管理者である所長の確認を受けるようにしました。」というものなど、45の措置状況が通知され、公表されています。

議会に対する措置状況の報告につきましては、地方自治法上では義務づけられておりませんが、議会にも通知することとし、その方法につきましては、今後の課題として各執行機関と協議したいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

5番(大橋一弘議員) おおむね御回答いただいたのですが、論点としては、いわゆる市の最終処分場の問題については、私はその表面のき裂とか、沈下とか、そういう問題があるからこそ緑化をしながら改善していかなければならないという主張をしております。そこにおいて、答弁と考え方との相違というのがはっきりしているわけですが、これについては、これから1年に1回、代表質問のたびにまた議論をさせていただきたいと思っております。納得はしておりませんので、それは申したいと思っております。

あとは、予算特別委員会の中でさせていただきます。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第18号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時37分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 菊地 葉子

議員 井川 浩子

平成21年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成21年6月17日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し	
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚	
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義	
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫	
総務部参事	鈴木勇三	財政部長	貞原正夫	
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	中村浩	
福祉部長	長川修三	保健所長	秋野恵美子	
生活環境部長	小原正徳	建設部長	竹田文隆	
病院局長	吉川勝久	消防長	会田泰規	
経営管理部	大野博幸	監査委員	宮腰裕二	
教育部長	中塚茂	事務局	貞村英之	
会計管理者	中田克浩	総務部	企画政策室長	
総務部総務課長		財政部	財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長 佃 信 雄  
庶務係長 北 出 晃 也  
調査係長 関 朋 至  
書 記 小 林 由美子  
書 記 高 野 香 織

事務局次長 佐 藤 正 樹  
議事係長 中 村 弘 二  
書 記 相 澤 幸  
書 記 島 谷 和 大

**開議 午後 5時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**10番（斉藤陽一良議員）** 一般質問を行います。

まず、自治基本条例について伺いたいします。

本年は、平成11年7月の地方自治法大改正及び翌年4月の地方分権一括法の施行から10年という節目の年に当たります。本市議会においては、他党派からも熱心な議論がありますが、我が党の佐藤利幸前議員は、平成19年第1回定例会代表質問で、三鷹市の具体的な例を挙げながら、市長の御見解をただしておいております。21世紀の我が郷土小樽のまちの姿を決める大事な問題と考えますので、基本的な点を二、三伺いたいします。

この10年は地方分権一括法の施行と並んで、三位一体改革、平成の大合併など、地方自治の内実が問われる10年であったと思います。平成11年の地方自治法改正は、自治制度に関して国と地方の対等、平等の関係の確立、真に住民主体の自治の実現など、いわゆる地方自治の本旨として団体自治の原理、住民自治の原理の両面にわたる前進を目指した大改正でありました。前者については国と地方の対等、平等の観点から、機関委任事務が廃止され、自治事務及び法定受託事務が設けられ、国の関与に制限が加えられるなど、多くの前進が見られました。しかし後者については、第1条の2に地域における自主的かつ総合的な自治体行政が強調されたのみで、生活者・住民の参加による真に住民主体の自治の推進は具体化されておられません。その後、地方分権改革推進法による各種権限の自治体への移譲などがわずかに進んできたというのが現状であります。

そこで、今回、本市において自治基本条例の制定を議論するに当たって、平成11年の地方自治法改正では、ある意味で先送りされてきた自治の主体としての生活者・住民による住民投票権など、直接行政参加権を規定し保障するという観点が、自治基本条例制定に当たっての基本精神として重要であると考えます。生活者・住民の参加による住民自治の推進は、地方自治は民主主義の最良の学校といわれるように、直接民主制的な直接請求権の保障としての住民投票制度や議会を前提とする間接民主制における審議会等の行政の意思決定過程への市民参加の制度化、行政情報の公開や共有、意見表明や行政処分への不服申立ての機会などを保障する制度としてのパブリックコメント手続や行政手続の一般原則の明文規定の制度化などを内容とするものと考えます。

市長は、前回、市長選の公約の一つとして、自治基本条例の制定を挙げておられます。私も多くの市民とともにその議論を深めることに賛意を表するものでありますが、市長は本市における自治基本条例の制定の必要性について、どのような認識をお持ちでしょうか。

また、その内容として、どのようなものが盛り込まれるべきであると考えておられるか、お示ください。

個々の自治体の例を見ますと、住民投票制度やパブリックコメント手続、行政手続一般について、それぞれ個別の条例を定めているところもあります。本市においては、現在、住民投票についての定めは

なく、パブリックコメント手続については昨年4月から実施された行政内規である要綱で対応し、行政手続一般や情報公開については個別の条例を定めています。自治基本条例の制定に向けて、この際、生活者・住民の参加による真に住民主体の自治の推進という観点から、これらの課題を整理し、市民みずからの手で本市にとって最適なバランスで、一つの条例の中に位置づけるという作業が必要になってくると考えます。市民との協働によって、そのような機会をつくる役割自体が自治基本条例の制定ということには期待されており、制定の過程において多くの市民がその議論に加わることによってこそ、自治体の憲法といわれる本来の自治基本条例の姿が実現されるのではないのでしょうか。市長の御所見をお示しください。

この項の最後に、第6次小樽市総合計画基本計画は、「 市政運営 3つの基本姿勢」において、「1 参加・協働によるまちづくりの推進」という項を設け、その「現状と課題」では、都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化によって子育て環境や災害に対する不安が広がり、町会や地域コミュニティの維持が課題となっているとの認識を示しています。それを受けて、「自治基本条例」の制定が求められるとし、「基本的な考え方」で、同条例により市政運営のあり方や進め方を明らかにし、市民、議会、行政が連携したまちづくりを進めるとしています。

現在の地方財政の危機に対しては、むしろ国が地方税財政改革により自治体の財政自治権の確立を図るべきであり、財政難を理由に行政サービスを削減することは許されません。しかし、現状認識において、都市化、核家族化、人間関係の希薄化、さらに少子高齢化などを視野に入れた場合、自治基本条例の制定に向けた議論の中で、自治体が担うべき行政サービスの範囲について、いわゆる自助、共助、公助など、個人や地域コミュニティが担うことが可能な、又は担うことがより有効であるような分野等について市民に注意を喚起し、建設的な意見を募るなどの取組が必要と考えますが、御見解をお示しください。

また、第6次小樽市総合計画基本計画の具体化を図る実施計画の策定における自治基本条例の取扱いについての考え方と制定に向けて、庁内検討や市民との論議など、今後どのようなスケジュールで進められるのか、お示しください。

次に、小樽観光と地場産品の販路拡大についてお伺いいたします。

「新・いいふりこき宣言」こと小樽市観光基本計画が平成18年4月にスタートして3年余りとなります。来訪する観光客の満足度アップ、立ち寄り型から時間消費型、ひいては滞在型への移行、さらに本市基幹産業として経済波及効果の一層の拡大を質的目標として設定し、4分野28項目の施策を掲げております。

まず、これらの現在までの進ちょく状況をお示しください。

また、本年策定された第6次小樽市総合計画基本計画においても、「 元気づくりプログラム」の戦略1、戦略2及び戦略3において、地場産品や産業技術、旧国鉄手宮線などの産業遺産などの総合的な情報発信の強化に努めることや、観光による経済波及効果拡大のため、夜のにぎわいづくりなど、さまざまなニーズに対応した時間消費型観光の促進や地場産品の高付加価値化や地産地消の推進などが取り上げられております。

まず、旧国鉄手宮線の整備と利活用については、昨年2月に発足した旧国鉄手宮線活用懇話会が鋭意検討を重ねておられるとお聞きいたしますが、平成20年2月からの協議の経過と内容、また今年度の進め方や予定などをお示しください。

また、観光による経済波及効果の拡大では、夜のにぎわいづくりなどの具体的なニーズに対応した着地型旅行商品の開発など、時間消費型観光への取組として、「新しい観光の魅力発掘事業」が平成20年

度で行われ、21年度には小樽市地域魅力度アップ観光イベント創出事業や第1回小樽ショートフィルムセッション2009が企画されております。20年度における事業の成果と21年度における事業のねらいや応募の状況、助成対象イベントの内容などについてお知らせください。

観光による経済波及効果という場合、移動による交通機関の利用や宿泊、飲食などによる時間消費型観光としての多方面への波及効果と並んで、土産物としても付加価値の高い地場産品の開発などに取り組む小樽ブランド普及事業は、観光による製造業への波及効果の例と言えます。事業内容と現在までの小樽ブランド該当商品数、品目別内訳、企業数をお示しください。

さらに、地場産品の販路拡大については、平成20年度中国やロシアへの販路拡大をねらった東アジア等・マーケット開拓事業に取り組んでおりますが、この結果と21年度の計画についてお示しください。

国内向けでは、これまでも小樽物産協会による全国各地の百貨店などにおける北海道物産展への出店、参加があります。最近の百貨店業界の全般的な不振の影響が心配されますが、ここ数年の売上高や出店企業数などの業績の推移についてお示しください。

また、側聞するところによりますと、このような悪環境の中でも、小樽物産協会は全体的な実績を大きく伸ばしておられるとのことですが、その理由についてもお聞かせください。

昨年度、近隣自治体への販路拡大のため、札幌市手稲区の商業施設などで「小樽の観光と物産フェア」などを開催されたとのことですが、出店企業数や品目、売上高などの実績と今年度の予定をお知らせください。

この項の最後に、去る6月4日、平成20年度の小樽市観光入込客数が発表されました。年度合計で714万4,500人と昨年を26万1,300人下回り、対前年度比96.5パーセントと厳しい結果でした。上期はわずかに400万人を割り込み、下期は世界的な経済危機の影響を大きく受けた形ですが、市長の受止め方及び今年度への見通しと対策をお示しください。

また、今年の観光入り込みへの新型インフルエンザによる影響と観光分野における今後の感染防止対策また過剰反応による観光入り込み減少の抑制への考えをお示しください。

次に、教育問題について何点かお伺いいたします。

まず、本市の子供の学力低下について伺います。

去る4月21日、本市でも、平成21年度の全国学力・学習状況調査が行われました。しかし、この調査の目的やその性格、結果の意味するものをどのように理解すべきかという点について教育関係者はともかく、私も含め多くの市民にとっては、いまだ正確に伝わっていないように感じられます。特に、相対評価か絶対評価かという長い論争の果てにやっとたどり着いた到達度評価という評価の方法の特性については、一般的にわかりづらく、丁寧な説明が必要と考えます。要点をお示しください。

一般的な到達度テストの意味合いを踏まえて、今までも関係者の間では一定の共通理解があったとは思いますが、その意味合いをより強調する形で、本市の児童・生徒の学力は低下しているのか、向上しつつあるのか、どこができてどこができていないのか、またそうした状況はどのような原因で起こったと考えられるか、その改善の方策のキーワードは何か、本市における平成19年度、20年度の全国学力・学習状況調査の結果を基に、概括的に御説明ください。

その場合、本市においては、平成18年度に独自の小樽市学習到達度調査を中学校第1学年において行っていることも大変意味があると考えますので、それとも関連づけて説明をお願いいたします。

次に、本市の小中学校の規模・配置と耐震化の問題についてお伺いいたします。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の素案が、本年2月市教委から発表になりました。市立学校の適正配置については、平成11年2月に小樽市小中学校適正配置計画基本方針、8月に同

実施方針が定められ、13年4月、中学校3校を対象とする適正配置が実施されました。小学校については15年度から進められた検討協議の過程で、関係者の理解が得られず計画が撤回されるなどのことがあり、18年3月に市内中心部の小学校1校が閉校したのみにとどまっています。今回の素案は11年の基本方針及び実施方針を廃止し、新たに「市立小中学校の学校規模及び学校配置の在り方に関する基本方針」を定め、学校の再編成に当たり、その進め方を示す小樽市小中学校再編計画を策定しようとするものであります。

学校配置については、基本方針の中で、本市の教育環境は児童・生徒の減少による小規模化に加えて、老朽校舎の改修・改築・耐震化の問題を抱えるとして、そのためには多額の経費を要することから、適正な学校配置の見直しを持って対応しなければならず、小中学校全体の配置に関しては、望ましい学校規模を確保し、あわせて学校施設の改築や耐震化を進めるため、学校統合による再編成を基本とすることが必要としております。再編計画の期間は、前期、後期合わせて15年とされております。

一方で、学校配置の再編成のためには、保護者、教育関係者、地域の十分な理解が必要であり、強引、拙速な実施は避けなければなりません。しかし、学校施設の老朽化は激しく、耐震補強工事の必要性は待たなしの状態であります。さらに、国は学校の耐震化を早急に進めるため、期限つきで緊急に国庫補助を手厚くしており、可能な限りそのメリットは生かすべきであります。

現在、耐震補強工事あるいは耐震診断が予定されている学校以外についても、前倒しで作業を進めるべきであり、また進められるところがあると考えます。ぜひ英断をもって積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、御見解を求めます。

また、耐震補強以外の工事についても、応急的に又は施設使用上欠くことができない必要性のある工事については、学校配置の問題とは切り離して的確な対処を求めたいと考えますが、御所見をお示しください。

また、現在行われている素案の説明会では、耐震化に関する質問や意見は出されているのかもお知らせください。

最後に、小樽市文化芸術振興基本計画の進ちょく状況について伺います。

本計画は、平成18年3月に制定され、同年7月1日に施行された小樽市文化芸術振興条例第7条に基づいて、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図り、その実効性を確保するため、文化芸術審議会の議を経て、計画期間を平成20年4月から30年3月までとして、昨年3月策定されました。

まず、計画期間について上位計画に当たる小樽市社会教育推進計画、第6次小樽市総合計画基本計画が、ともに平成21年から30年であるのに対して、本計画は1年先にスタートした形ですが、これについては今後の進行管理上で問題はないのかどうか、お示しください。

また、総合計画のまちづくり五つのテーマのうち、生涯学習の3、文化・芸術において、アーティスト・バンク登録者数が成果指標とされ、平成30年の目標値が140件とされていますが、この積算の根拠をお示しください。

本計画では、文化芸術振興の基本理念として、「豊かな郷土文化を礎にした『文化の香り高い街おたる』を創造する」を掲げ、文化芸術振興の基本方向としては、1、文化芸術と産業が共存する魅力のあるまち、2、文化芸術による地域づくり、人づくりのまち、3、文化芸術を通じた次世代育成のまちを定めています。

続いて、基本計画として、「1、市民だれもが多様な文化芸術に触れる機会の拡充と文化芸術活動を行う者の育成・支援に関すること」など7項目に対して、それぞれ視点と施策の方向が意識の高揚、参加機会の拡大、人材の育成、連携の促進などのような課題ごとに具体的に述べられております。

この触れる機会の充実と育成・支援について、今年度の具体的な取組をお示してください。

関連して、アーティスト・バンクの現在までの最新の登録者数と更新数の累計、また不登録や抹消などの事例はあったかどうか、アーティスト・バンク登録者がアーティスト・バンクに登録をしたことを契機として、出演や展示を行った例などがあればお知らせください。

この項の最後に、基本計画の5で「文化芸術に係る施設の整備及び充実に関すること」が掲げられており、視点、施策の方向で市の施設の充実、他の施設の充実に分けて述べられておりますが、今年度あるいは来年度に計画されている文学館、美術館の整備について現在想定されている事業規模、事業内容等についてお示してください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治基本条例の必要性についてであります。これからの自治体運営は、みずから決定し、行ったことについて責任を持つという地方分権の考え方が求められます。このため、市民と行政の協働により行政を運営していくことが一層重要となることから、市政の現状や課題について情報を積極的に公開し、市民とともに考え、行動するための基本的なルールは必要なものと考えております。

次に、自治基本条例に規定する内容でありますけれども、まちづくりを進めるための基本となる考え方や市民、議会、行政のそれぞれの役割、市民参加の仕組みなどについて定めるものと理解しております。既に制定された自治体の条例を見ますと、その目的、規定項目、構成などさまざまありますが、自治基本条例は行政のみでつくるものではなく、広く市民や団体との話し合いの中で制定するものと考えておりますので、盛り込まれるべき項目についても、市民や学識経験者などによる策定委員会の中で協議を進めていきたいと考えております。

次に、自治基本条例の策定方法であります。現在、庁内において自治基本条例研究会を立ち上げ、有識者2人のアドバイスを得ながら、他都市の先進的な取組の調査・研究をし、条例の必要性、あり方について基本的な考え方を整理しているところであります。まちづくりにかかわる条例は、行政だけでつくるものではなく、市民と協働してつくらなければならないものと認識しておりますので、制定に当たりましては、市民や市民団体との意見交換など積極的に多くの皆さんの声を聞いていきたいと考えております。

また、自治体や個人、地域が担う役割についての意見を募る取組でありますけれども、今後、条例を制定するに当たり、まずは市民の皆さんに条例の趣旨を御理解いただき、市民の皆さんと条例を策定していく過程の中で本市の将来のあるべき姿、行政と市民の役割などについて多くの市民の皆さんから御意見をいただくことが必要であると考えております。

次に、第6次小樽市総合計画実施計画への掲載内容と今後のスケジュールであります。実施計画には条例制定に係る期間を掲載することになっており、その期間は道内他都市の事例を見ても、市民の皆さんとの本格的な議論をスタートしてから3年ほどの時間がかかっていることから、本市においても同程度になるものと考えております。また、先ほども申し上げましたが、現在、庁内の自治基本条例研究会で基本的な考え方を整理しているところであり、その報告を受け、有識者と市民から成る懇話会を年内に立ち上げ、市民の皆さんとの議論をスタートしたいと考えております。

次に、小樽観光と地場産品の販路拡大についての御質問でありますけれども、初めに小樽市観光基本計画の進ちょく状況についてであります。この計画は総合計画のように実施計画を策定しておりませんので、進ちょく状況を数字的に示すことは困難であります。主要施策に掲げられている28項目につきましては、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、そして行政がそれぞれの役割の下、官民協働により進める中で、ほぼ全般にわたり着手しているところであります。一定の推進が図られているものと考えております。

具体的な例といたしましては、夜の魅力づくりの実施に向けた堺町地区における夜のにぎわいづくり事業や交流観光を担うリーダーの養成を目指した小樽観光大学の開校によるおたる案内人検定試験の実施、国内外への観光プロモーション活動や小樽ふれあい観光大使の制度の創設などが挙げられます。また、平成19年8月には、観光基本計画の推進体制であります小樽観光プロジェクト推進会議を設置するとともに、昨年10月には、市民が観光振興にまちを挙げて取り組むことの意味表示として議会で議決をいただきました小樽観光都市宣言もその一つであります。

次に、旧国鉄手宮線活用懇話会における平成20年からの協議経過と内容であります。この懇話会は市が策定する旧国鉄手宮線の活用計画策定の参考とするために設置したもので、まちづくり団体や地域住民の方々など15名の委員で構成されており、昨年2月から本年2月までに5回の懇話会を開催いたしました。懇話会からは、旧国鉄手宮線は本市の重要なシンボルであり、貴重な観光資源と位置づけられること、また、その活用につきましては、旧日本郵船小樽支店の裏など主要な箇所に、駅をモチーフとした拠点の整備や鉄道遺構の活用などの提案がされております。

次に、今年度の進め方や予定であります。懇話会で取りまとめられました報告書を市のホームページで公開をし、市民の皆さんから御意見をお伺いするとともに、庁内関係部局で構成する検討会で活用計画の素案を取りまとめることとしております。その後、再度素案を懇話会に提示し、御意見をいただいて、新たな魅力の創出と集客力や回遊性の向上につながるよう、今年度内に市としての活用計画を策定したいと考えておまして、今議会に策定経費を計上したところであります。

次に、観光による経済波及効果を拡大するための取組でありますけれども、平成20年度の新しい観光の魅力発掘事業は、三つの事業から構成されております。

まず、周遊型観光コース創出事業では、おたる案内人マイスターの発案による北運河コースでございます。これをはじめとした新しい観光コースが完成しまして、現在、マイスターみずからガイド役となってめぐるツアーが検討されております。

二つ目は、冬の小樽であったまる実行委員会が11月から2月までのロングランで取り組んだクーポン事業であります。市内の飲食店、物販店でのクーポン利用者のうち20パーセントが市外の方々に占められるなど、市内における観光客の回遊性の向上をはじめ、いわゆる冬の閑散期におけるにぎわいづくりの創出に寄与したものと考えております。

三つ目として、札幌圏情報発信調査事業では、札幌市手稲区民の皆さんに対し、小樽ロングクリスマスのパンフレット配布や小樽観光に関するアンケート調査などを実施いたしました。これによりまして、本市の冬期イベントや観光施設等に対する手稲区民への周知が少なからず図られたものと考えております。

次に、平成21年度に取り組む事業であります。まず小樽市地域魅力度アップ観光イベント創出事業につきましては、地域の魅力を高めるとともに、時間消費型観光の推進に向けた新規のイベントを行う団体に対し、支援を行おうとするものであります。今年度は半期ごとに公募を行う中で、上半期につきましては、「おたる祝津にしん祭り」実行委員会からの申請があり、審査の結果、効果的な取組として

補助金の交付を決定したところであります。

イベントの内容としましては、5月23日、24日の両日実施をしました番屋めぐりツアーやニシン1,000匹の無料提供、祝津海産市場の開設、地元の魚介類を用いたカレーライスなどの御当地メニューの提供などニシン漁で栄えた祝津地区の歴史や文化を生かしたものであります。

次に、小樽ショートフィルムセッション2009につきましては、今までにない魅力あふれる小樽の短編映像を募集するものであり、コンテスト方式を採用する中で、すぐれた映像作品については、今後の口ケ誘致の活動や観光キャンペーンに活用することとしております。なお、応募期間は6月15日から12月4日までとなっております。

次に、小樽ブランド普及事業でありますけれども、この事業は市内の企業が製造しました商品のうち、全国、全道規模の品評会や展示会などで受賞したものを、「お墨付き」の小樽ブランドとして昨年9月から市のホームページに掲載を開始し、広く紹介を行っているものであります。また、本年5月には実施要綱を改定し、国や北海道などが選定し、又は表彰した優秀な技術を有する企業なども新たに紹介することといたしました。現在、市内の12社が製造する20品目を掲載しており、その内訳は、菓子類が4点、水産加工品その他の食品が4点、ワインなど酒類が9点、ゴム長靴など工業品その他が3点となっております。

次に、東アジア等・マーケット開拓事業であります。この事業はロシアの沿海地方と小樽港との間を往来している在来貨物船や中国と小樽港を結ぶ定期コンテナ航路を利用して、地場産品の販路拡大と小樽港の利用促進を図ることを目的に実施をしております。昨年度は、ロシア沿海地方と上海において量販店や貿易会社を訪問し、新たな市場としての可能性を探るとともに、島根県の浜田港を視察し、民間企業と行政が進めるロシア貿易について調査を行いました。本年度は、ロシア沿海地方での市場調査を継続するとともに、定期コンテナ船を運航している神原汽船が、本年8月上海の中心部に物販施設を開設することから、同所において小樽フェアを開催し、地場産品の展示・販売や観光PRを行い、小樽港における新たな輸出貨物の創出や小樽を訪れる観光客の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、小樽物産協会の物産展等における売上額と出店企業数の推移であります。売上額は平成16年度6億4,700万円でしたが、18年度は9億6,600万円、19年度は10億8,500万円、20年度は12億700万円と好調に推移しており、出店企業数は18年度は69社、19年度は66社、20年度は73社となっております。また、売上げが好調な理由としましては、北海道の産品が全国的に好評の中、小樽産品のすぐれた品質が評価されたこと、また小樽の高い知名度を生かした小樽単独の物産展の開催など、戦略的な取組が大きな要因であると考えております。

次に、昨年、札幌市手稲区の商業施設で行った小樽の物産と観光フェアであります。出店企業数は6社で、取扱品目は96品目、売上額は約180万円でありました。今年につきましては、既に4月25日から27日の3日間、昨年と同様に手稲区の商業施設で開催しており、出店企業数は6社で、取扱品目は114品目、売上額は約270万円でありました。なお、昨年は1会場での開催でしたが、今年は3会場で開催することとし、本日から22日までの6日間、札幌市東区の商業施設で、さらに秋には9月18日から23日の6日間、札幌市西区の商業施設で開催する予定であります。

次に、平成20年度の観光入込客数であります。原油価格の高騰や世界的な経済不況の影響によりまして、国内外の観光需要の減少に歯止めがかからなかったほか、下半期の入り込みに貢献してきた小樽雪あかりの路への来場者が大きく減少したことにより、昨年度を下回る結果になったと認識しております。今年度の見通しでありますけれども、世界的な景気後退が続く中、円高傾向や国際線の減便などが

ら、訪日外国人観光客の大幅な減少が伝えられておりまして、近年堅調に推移してきた外国人観光客の入り込みへの影響は大きいものと予測されます。

また、今後の対策でありますけれども、国内におきましては、高速道路のETC割引制度を利用したドライブ観光が好調であることから、旭川方面からの観光客の誘致に向けたプロモーション活動を展開するとともに、今後とも観光入り込み客の半数を占める道央圏の方々に向けた効果的な情報発信を逐次行ってまいりたいと考えております。

次に、観光入り込みに対する新型インフルエンザの影響でありますけれども、市内の宿泊施設に対しましては、5月から6月にかけて聞き取り調査を行ったところでは、関西方面からの修学旅行や団体旅行については、若干の中止や延期の申入れがあったとのこととあります。一方で、海外や関西方面への修学旅行先を北海道に振り替えるといった動きもあることから、これまでのところ、観光入込客数については大きな変動はないものと考えております。しかし、6月11日に道内で初めて感染が確認されたことから、今後、北海道観光全体に与える影響が懸念されることとあります。

また、観光分野における今後の感染防止対策であります。国内外から来樽する観光客の新型インフルエンザに対する不安が、地域経済に与える影響も大きいことが予想されることとあり、このため観光事業者、ホテル関係者を対象とした説明会を開催する中で、感染の可能性が懸念される観光事業者の方々に対して、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底といった感染予防対策をお願いしております。

また、過剰反応による観光客の減少抑止についてであります。観光客の皆さんに対しましては、市のホームページや報道機関を通じて正確な情報を発信していくことが極めて重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、到達度評価についてであります。評価については1970年代の中ころから通知表のあり方について、相対評価や絶対評価が問題視され、保護者の注目が注がれてきたものです。これとは別に、到達度評価については、児童・生徒が目標に対してどれだけ達成しているかを確認し、次の学習への動機づけをしたり、学習指導の改善に役立てることを目的とするいわゆる指導と評価を一体化するための評価とも言えます。例えば国語科において新しい漢字、読替え漢字を読んだり書いたりすることができるように、児童・生徒が何を習得しなければならないか目標を示して、この漢字を90パーセントですとか80パーセント読んだり書いたりできるという達成基準を定めて、これに対する児童・生徒の達成の状況を把握し、指導に当たる評価であります。

次に、本市の児童・生徒における学力の状況等についてであります。全国学力・学習状況調査は、国語科や算数、数学科の学習指導要領の目標や内容をどれだけ身につけているのかを把握し、今後の指導の改善を図ることを主な目的として実施しております。平成19年度から2回の調査の結果から、年度ごとに問題の難易度も違い、単純にこれらを比較することはできませんが、本市の児童・生徒は、国語科においては漢字の読みについてはよくできているものの書くことが苦手であり、また算数、数学科においては図形の性質の理解はできているものの分数や小数が苦手な結果となっており、これは平成18年度に実施した市独自の学習到達度調査結果と同様の傾向にあります。

子供たちの学力は一朝一夕に身につくものではなく、小学校1年生からの積み重ねによって定着していくものであり、全校で取り組む必要があります。こうしたことから、市教委では、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、指導改善への5ポイントを示し、これに基づきそれぞれの学校では学校改善プ

ランを作成して、保護者に公表するとともに、学力の向上に向けた取組を進めているところであります。今後も学年ごとの基礎・基本の確実な習得と日常生活と関連を図った活用、さらには学習を深める探求の活動を意識した授業が展開されるよう、指導方法の工夫改善に取り組んでまいります。

次に、小中学校における耐震化促進についての見解であります。昨年5月の中国四川省の大地震で大きな被害が発生したこともあって、公立小中学校施設の耐震化が加速されることとなりました。本市におきましても、昨年7月に実施した学校規模・配置にかかわる地域懇談会で、耐震化について出席者の皆様から多くの御意見をいただきました。また、昨年の市議会第3回定例会では、学校施設の耐震化に向けた国や道の措置を求める意見書を、全会一致で議決していただいたところであります。これらを受けまして、10月に長橋小学校など5校の校舎耐震診断事業費を専決処分により予算措置し、その診断結果を本年5月8日の総務常任委員会で報告いたしました。結果的に5校とも耐震補強工事が必要となったことから、さきの市議会第1回臨時会で5校の実施設計予算を議決していただきました。実施設計には約半年程度を要し、設計終了後、耐震補強工事を行ってまいります。さらに、今議会におきましても、新たに長橋中学校と桜町中学校の耐震診断予算を計上させていただいております。

学校の耐震化につきましては、小中学校再編計画との関連もありますが、国の予算措置の動向も見極めながら、随時進めていかなければならないものと考えております。

次に、耐震化以外の学校施設にかかわる工事についてであります。耐震補強を実施する棟につきましては、その工事とあわせて、屋根の改修や外壁補修などを行いたいと考えております。このほか、各学校施設につきましては、日常的な維持補修はもちろんのこと、体育館の屋根の改修と塗装、雨漏り防止、外壁の補修、暖房などの施設や電気関係の改修などについても緊急性を考慮しながら、計画的に実施しているところであります。今後も同様に各学校の教育環境に配慮し、施設の状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

次に、学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）の説明会における耐震化に関する質問や意見についてであります。 「後期に再編を行う学校の耐震化はどのように進めるのか」「優先度調査でランクとなった学校の耐震化は行わないのか」「国の経済危機対策の交付金を活用して耐震化をもっと進めてほしい」といったことなどがこれまでに含まれております。

次に、小樽市文化芸術振興基本計画についてであります。この基本計画は第6次総合計画や社会教育推進計画より1年早く、平成20年4月にスタートしております。この基本計画と総合計画や社会教育推進計画の方向性にはそごはなく、それぞれの計画に基づく事業は、単年度ごとに作成する社会教育事業計画に位置づけて進めているため、進行管理に問題はないものと考えております。

次に、総合計画の文化芸術に関する施策の成果指標としたアーティスト・バンク登録者数の目標値の根拠についてであります。平成20年度の登録が88件であり、今後年平均5件程度の登録者増を目指し、30年度には140件を目標値としたものであります。

次に、文化芸術振興基本計画に掲げている具体的な取組についてであります。まず文化芸術に触れる機会の拡充では、今年度の社会教育事業計画に記載しております小樽市文化祭や現在好評をいただいている小樽美術館開館30周年記念の特別展「画家たちのパリ」などがあります。また、文化芸術活動を行う者の育成・支援では、小樽市文化団体協議会への支援や生涯学習プラザや学校施設の文化開放、アーティスト・バンク登録者の施設使用料減額などの支援を通じて、活動を行う方の育成を図ってまいります。

次に、アーティスト・バンクの登録者数についてであります。これまで90件の登録がありました。そのうち1件が登録をやめたため、最新の登録者は89件となっております。また、これまで文化芸術振

興条例第11条に定めております反社会的な活動を助長するおそれがあるなどの理由で、アーティスト・バンクに不登録や登録抹消となった事例はございません。

次に、アーティスト・バンクへの登録を契機とした出演や展示の例ですが、登録者への依頼は市を通さずに直接本人に行うこととなっておりますので、すべては把握しておりませんが、一昨年から都通り商店街が9月に開催している「アートストリートin都通り」というイベントにおいて、昨年はアーティスト・バンク登録者6人が作品展や作品づくりの実演をした例がございます。

最後に、文学館や美術館の整備についてであります。分庁舎を文学館や美術館の専用施設として1階部分を文化芸術活動など市民のさまざまな活動の場とする方向を想定しております。現在、その具体的な内容については、文学館や美術館の利用者や関係団体などの御意見をお聞きしながら検討しているところであり、現段階では御質問の事業規模、事業内容についてはお答えすることができません。来年度から整備に着手できるように、今年度中に事業規模、事業内容を詰めてまいりたいと考えております。

**議長（見楚谷登志）** 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 一般質問をさせていただきます。

世界を巻き込んだ金融の混乱は、日本の経済に大きな暗雲となって押し寄せており、この問題に直面してからの政府の政策はタイムリーと思われるものに乏しく、国民に安心感を与えることができるものとなっていないと考えております。この問題が発生する前は景況感はプラスでありましたが、一般国民は基本的な収入が増えないまま、さまざまな負担が増え、可処分所得の減少が続いてきました。このたびの世界恐慌のような荒波の中、日本の2次産業を中心に大幅な減産体制等により、正社員、臨時社員、季節雇用者を含め、大量の失業者を生むこととなり、低所得者の増加により、国民の間に看過できない所得格差を生んでおります。

統計的数値を見ますと、先進諸国の中で、就学前及び大学段階での公費負担と私費負担割合では最下位のグループにあり、前者で私費が50パーセント、後者で58.8パーセントとなっており、我が国の学校教育費は特に乳幼児、高等教育の負担割合が高いところにあります。

我が国の社会保障給付費は、2006年度で89.1兆円で、その内容は高齢者関係が社会保障全体の69.8パーセント、子供（家庭、家族）関係が3.4パーセントと政策の軽重がはっきりと表れております。本来、安定した国民生活、経済活動の中で適切な所得配分が行われている中でも、その範囲から外れた方を文化的な最低限の生活を可能とするために大切な税金を活用するものでありますが、現在は最低限度の生活を下回る方が月ごとに増加し、直近統計で生活保護対象者が一月で2万人ほどとなっているとのこと。このような経済情勢の中で、家庭の所得格差が子供の受けられる教育の質や量の違いにつながるよう、国が必要な投資を行うべきと、ある懇談会の報告では出されております。

これから、人間社会の最重要課題の少子化問題について取り上げます。

まず、少子化対策の一つとして、家庭の幼児教育から高等教育までの教育費の負担の抜本的な削減を行い、安心して産み育てることができる施策が必要であります。ある報告には、塾に通わなくても確かな学力を身につけられるよう、保護者から信頼される公教育の確立が必要と言われており、本市の小・中・高という初等中等教育における公教育の学力の強化策について、どのような取組をされ、そしてどのような好結果を出しておられるか、お尋ねいたします。

政府の教育再生懇談会の第4次報告の分析では、平成20年度全国学力・学習状況調査結果における就

学援助との関係（小学校6年生）では、就学援助を受けている割合が高い学校のほうが、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られる。また、就学援助を受けている児童の割合が高い学校は、各学校の平均正答率のばらつきが大きく、その中には、平均正答率が高い学校も存在するとの結果も出ております。初等中等教育の就学援助制度及び高等教育での貸与型奨学金制度の充実、そして給付型奨学金制度への積極的な取組を、地方自治体として一段目線を上げた施策が必要と思いますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いします。

また、奨学金の返済をされる新卒者の方で、本市に在住して就業された場合に、本市の単独補助制度で返還金の2分の1なりの助成制度を行うことにより、若年者の転出による人口減を防ぐ手だてとして、また他都市からの転入による若年人口の増加に寄与する施策の検討も必要と思われると思いますが、御見解をお伺いします。

次に、第2の少子化対策は、このような国民生活の中、結婚適齢期の若年労働者の生活は、多くの方々家庭をつくり、子育てをすることができる経済的状态となっていないことが、少子化の最大の原因と認識しており、国レベルを含め、行政はこの点についての対策は非常に寂しい限りであると考えます。これまでは、企業も家庭の子育てにかかわって扶養手当によるバックアップもありましたが、大きな流れは女性の社会進出の影響もあり、個々人の働きに対しての報酬のみとし、扶養家族への配慮をなくす傾向となっております。現在の中小企業の多くは人件費の縮減を進めており、夫婦2人で働いて旧来の1人分程度の給料を考えているところであり、現在のような労働環境は自己実現のためとはいえ、あまりにも問題を抱えているものと思われる。最近の数値では、合計特殊出生率は1.37と1年間で0.03ポイントの上昇となっているようで、国は少し改善傾向が見られると言っておりますが、少子高齢化の速度はこれからトップスピードに入っていくこととなります。これまでも申し上げておりますように、少子化は子供を産み育てたい方にしっかりとした経済的サポートをすることが必要であり、保育費用の国庫負担を旧来の10分の8に戻し、市町村は保育料の保護者負担無料化の方向にシフトすることと、そして3人目、4人目の社会的な子育てをする方への児童手当の大幅な増額により、社会保障給付費に占める子供、家庭関係の割合を15パーセントぐらいにすることにより、少子化の流れを食い止めることができると考えますが、市長はどのような御見解を持っておられますか。

また、地方自治を行う本市として実施できることをお尋ねいたします。

次に、観光都市小樽についてお尋ねします。

小樽観光の一翼を担っておりますおたる水族館は、本市が発行済株式総数47万株のうち24万株51.06パーセントの過半数を取得し、筆頭株主としての責任を持っております。自然の地形を活用し、さまざまな海洋動物の観覧施設としての企画等に現場の役職員が取り組んでおりますが、老朽化した施設を今後どのようにするかは、今後の小樽観光の大きなポイントと考えております。

先般、旭川市の旭山動物園の前園長の小菅さんにお時間をいただき、旭山の40年の取組についてお聞きする機会を得ました。旭山を育てたのは、小菅さんをはじめとした施設職員に、行政のトップである市長、そして議会の三者のさまざまな努力により現在に至っていることがわかりました。現在では、新規の施設整備費用は動物園の収入で返済を賄える状態で、公立施設の手本ようになっております。お伺いしますと、今後の取組のアイデアがたくさんあるようで、とても楽しみにしていることが伺えました。おたる水族館は、今後の事業展開について筆頭株主の本市の考えが大きく影響するものと考えており、小樽港は貨物を中心とした港から、海洋観光を中心とした港へとシフトすることが必要と考えており、その中でおたる水族館の位置づけが重要と考えております。旭山動物園は第2の旭山も検討の中にあり、今後リニューアルではなく、全く新しい水族館を考えられてはと思いますが、このことについて

市長はどのような御見解をお持ちか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、若年人口の増加に寄与する施策として、御提案のありました奨学金等の返還に対する市の単独補助制度についてであります。奨学金の制度は平成20年度で約122万人が利用している独立行政法人日本学生支援機構をはじめ、各都道府県や市町村、各学校法人、民間企業など、全国各地で多種多様に運営・実施されておまして、未返還者に対する取り扱い方法、返還する年数や金額なども異なることから、一概に助成といっても制度設計上の課題も多く、実施は難しいものと考えております。市といたしましては、若年人口の定着を図るためには、何よりもまず若年者の雇用の場を確保することが重要であると考えておまして、引き続き地場産業の振興や企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策に関連して保育料の無料化と児童手当の拡充についての御質問であります。これらはいずれも経済的負担の軽減につながるものではありませんが、仕事と家庭を両立できる雇用環境や多様化するニーズに対応した子育て支援など、総合的な対策が必要であると考えております。本市では、これまでさまざまな子育て支援事業への取組や保育料の独自軽減を行っているほか、全国市長会を通じて保育料の徴収基準額の見直しや児童手当の充実などを国に要望しているところでありますが、実効性のある少子化対策につきましては、今後とも国が中心となって推進していく必要があると考えております。

次に、おたる水族館の今後についてでありますけれども、おたる水族館は既に築30年以上経過し、施設の老朽化が著しいことから、平成17年に水族館職員によります新館基本構想委員会が設置され、主に新館建設に向けての展示内容について検討が行われました。その中で、本館については現在地での新築を前提とし、現在も検討が継続されていると聞いております。市といたしましては、今後その検討結果を踏まえつつ、将来の整備方法や資金調達などについておたる水族館と一緒に検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市における学力の強化策についてであります。保護者や市民から義務教育の学校において質の高い教育活動を願う声が多くあったことから、平成18年度にあおばとプランを作成し、その重点目標の1点目に確かな学力の育成を掲げ、3年間取り組んでまいりました。また、市教委では全国学力・学習状況調査等の実施により、その実態を把握し、学力向上に向けた改善への五つのポイントを示すとともに、学習意欲を高める指導方法などについての研修会の開催や家庭学習についての家庭向け啓発資料の発行、教員向け研究資料の作成などを行ってまいりました。一方、各学校においては、独自の学校改善プランを作成するなどしながら、保護者にこの取組を公表し、朝のドリル学習や放課後の補習学習などを通して、基礎・基本の定着を図る取組を行っております。

子供たちの学力は、小学校1年生から組織的、計画的に、そして継続的に指導することによって、身

についていくものであります。今後も、第2次の小樽市学校教育推進計画に基づき、授業の改善はもとより、家庭との連携の下、家庭学習の定着などに取り組んでまいります。

最後に、就学援助制度及び奨学金制度についてであります。まず小中学生を対象とする就学援助については、その対象となる世帯の収入基準は各自治体で異なりますが、小樽市は生活保護基準の1.3倍を収入基準としており、道内10市の中でも平均的水準にあります。

また、高校生を対象とする奨学金については、各自治体や日本学生支援機構、社会福祉協議会など幾つかの団体がさまざまな形で実施していますが、その多くは学資金を貸し付ける形態をとっております。この形態をとることによって、経済的な理由で就学が困難な生徒に学資金を貸し付けし、就職後償還することにより、次の就学困難な多くの生徒の学資金貸付けにつながるものと思っております。

小樽市では篤志者からの寄附により奨学資金基金を設置し、これを原資として運営しております。年間の対象者を70人として、月額4,000円の給付と3,000円の貸与の計7,000円を支出しておりますが、長引く低金利の経済状況の中で基金原資が減少傾向にあり、事業の拡大は困難と考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 4番、吹田友三郎議員。

**4番(吹田友三郎議員)** 今、御答弁をいただきました内容を含めまして、予算特別委員会、また常任委員会で確認させていただこうと思っておりますので、これで終わりたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 吹田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 初めに、国民健康保険について伺います。

本年1月、日本共産党小池晃参議院議員の国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する政府答弁書の通知が各市町村に届き、被保険者資格証明書の交付等に当たっては、適切な取扱いをするように求めています。保険収納課では、資格証明書発行は加入世帯との接触の機会を増やして、納付相談や納付指導を充実させることを最大の目的としているといいますが、昨年の第3回定例会の予算特別委員会中島麗子委員の質問に対し、平成19年度に資格証明書を交付した501世帯のうち、居所不明で予告書が返却されているのが2割、あとの8割に対しては、直接何件と接触できているか不明とのことでした。これでは最大の目的を実行するどころか、なぜ保険料を滞納しているのか、理由も把握しないまま機械的に資格証明書を交付してきたとしか思えません。どのような方法で接触できるのか研究したいとの御答弁でしたが、その後、被保険者の生活実態をどう把握したのか、訪問はしたのか、お知らせください。

先日、私たちのところに資格証明書を交付されている人が、心臓のぐあいが悪く病院にかかりたいが保険証を発行してもらえないという相談に来ました。見るからに体調が悪そうでした。建設関係の仕事をしていますが、このところの不況で5月は6万円の仕事しかありませんでした。窓口に行き、保険料を少し払うと言ったら、滞納分をプラスしないとだめですと言われ、押し問答の末、物別れになり、短期保険証を出してもらうには至りませんでした。その後、短期保険証は交付されましたが、ほかに相談に行ったら、経済的理由で支払が困難なのに、少しの保険料なら要らないなど厳しい窓口対応であるとの苦情がたびたび寄せられています。このような対応は政府答弁を職員に周知させていないことから起きた問題ではありませんか。お答えください。

江別市では、収納の窓口が一本化されていて、滞納分を税、国民健康保険料、介護保険料などに分け

て、国保料はわずかであっても払ってもらい、短期保険証を交付しているということです。その際、人権侵害になるような言動は避け、窓口に来やすいように配慮しているということです。千葉市では、生活が困窮し、国保料を払えない人は、資格証明書から短期保険証に変更できるようにし、短期保険証は分納誓約なしに出す。さらに、資格証明書交付世帯にアンケートを送り経済状況を把握する、市の保険料減免制度を見直し、一定所得以下の人への対応を検討するということです。小樽市においても、資格証明書交付世帯に対して経済的困難はないか、支払えない特別の理由はないか、早急に調査を進め、資格証明書の交付をやめ短期保険証に切り替えること、支払能力を超える保険料の強要はしないことを求めます。お答えください。

次に、小樽市での一部負担金の減額、免除についてです。

減額、免除の申請適用はほとんどないと聞いておりますが、窓口などで教えているのでしょうか。

利用がないのは基準を設けていないためではありませんか。

小樽市国民健康保険条例施行規則で、一部負担金の減免及び徴収猶予が明記されていますから、一定の基準を設け、医療費の一部負担金減免を適用させることを求めます。お答えください。

次に、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画についてお聞きします。

教育委員会は、保護者や地域住民の意見とパブリックコメントを参考に、今年じゅうに適正化基本計画を決定するとしています。我が党はすべての説明会に参加していますが、会場によっては住民の参加率が大変悪い上、これからかかわり合いを持つ幼稚園、保育所などの保護者が参加していません。基本計画策定の前に幼稚園、保育所でも説明会を開いて、意見を反映させるべきではありませんか。

保護者など地域住民の意見には鋭い指摘や参考にすべきものがあり、素案には矛盾が多々あります。

第1に、忍路中学校の保護者が指摘していたように、望ましい学校規模を判断できる研究結果や資料がないため、何が望ましいのかわからないことです。それは、学校規模・配置在り方検討委員会に学級規模が子供の授業、学力に与える影響、いじめ、非行はどのような学校規模で起きているかなどの資料を提出せずに審議させたからではありませんか。

今回の忍路中学校での説明会で、地域住民から「PTAの役員を長くやってきた。地域の教育力を高めるため努力してきた。お年寄り、地域から学ぶものが多くあり、学校がなくなると子供と大人の接点なくなり、大きな意味での社会性もなくなってしまうのではないか」。学校評議員から「忍路中学校は登校拒否の子供を受け入れて高校に入学できた。小規模校としてのよさを発揮してきた」、「自分はずっと複式で育った、そういう学校があってもよいのではないか」など、小規模校のよさ、地域との連携の中で社会性が育っていることが報告されていました。

昨年の地域懇談会でも、豊倉小学校、張碓小学校などから同様の発言、そして今回の緑小学校では国語の学力が高いのに、数合わせでそういう伝統をなくしてよいのかという意見が上がりました。望ましい学校規模は基準であって、やり方によっては小規模校でも学力や人格形成ができるということを実証しています。このことを基本計画にどう盛り込むのですか。

第2に、通学距離、各学校の特別支援学級数を示していない問題です。学校間の距離が長い主なところはどこで、何キロメートルあるのか、また、平成26年度に特別支援学級を配置している学校数をお知らせください。

通学距離が遠くなると、とりわけ低学年の子供に負担がかかる上、帰宅後の遊びや交流がしにくくなること、放課後児童クラブは帰りが心配なこと、さらに迎える保護者に負担がかかること、特別支援学級が遠くなると子供も保護者も負担は重くなることなど、さまざまな弊害が出ます。山坂が多い小樽のまちは冬は特に大変です。これらの諸問題をどう解決するのですか。

第3に、1学級の人数と学級規模の問題です。教育委員会は在り方検討委員会の答申に基づき、1学級30人程度としています。しかし、平成26年度の児童・生徒数は1学級ごとの人数を載せていないため抽象的でよくわかりません。例えば、高島・手宮地区のブロックの場合、小学校5校を2校に、A校、B校300人から350人、12学級規模としています。30人学級は保護者の強い要求ですが、財政負担から市独自の教員は採用できないとしているのに、北海道の少人数学級実践研究事業以外の学年で1学級36人ないし40人の場合、2学級にできるのですか。

市費で教員を採用してすべての学年で1学級30人程度にするのか、伺います。

この地区の平成26年度の小学校の児童総数は562人、1校を300人から350人にした場合、もう一校は262人から212人で、7又は6学級にしかならないのではありませんか。御説明ください。

第4に、耐震補強についてです。学校の統合にあわせて耐震補強を行うとしていますが、耐震補強が急がれる学校を、今後8年間も危険なまま放置しておくわけにはいきません。また、避難場所、地域への施設提供などの場合も、耐震補強が必要となります。今後の計画をお知らせください。

第5に、まちづくりとの関係についてです。「忍路、蘭島は、学校がなくなると過疎に拍車を掛ける」「学校がなくなってゴーストタウンになっているところがある、こういうことを深く考えてほしい」「桃内に帰りたいと思ったが、学校がないのでできなかった」「地域に若い人が来なくなる」と、地域の衰退を大変心配しています。学校は地域にとっても大切な役割を果たしているのに、複式など小規模校をつぶしていいのですか、それとも忍路中学校説明会で「皆さんが絶対だめだという意見になれば、我々も判断しなければならない」と大野教育部長が答えていたように、存続は可能と判断しますが、よろしいですか。また、忍路や塩谷地区で要望が出された小中併置校は考えられるのか、伺います。

最後に、素案は抽象的、不十分な資料の下で進められており、今後どれくらいのパブリックコメントが寄せられるかも心配です。意見は聞いたとして、今年じゅうに基本計画を策定するのは拙速で、もっと意見を集めてから慎重に策定すべきだと思いますが、いかがですか。

また、基本計画策定に当たっては、説明会の意見要望をどこまで取り入れるのか、お聞きします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険問題について御質問がございました。

まず、資格証明書発行世帯との接触についてでありますけれども、その後、世帯からの電話連絡や来庁による納付相談、社会保険等の加入による手続など、生活実態を把握できた世帯があったほか、納付実績があって、現在は短期保険証などを交付している世帯もあります。滞納世帯に対する臨戸訪問は大変重要なことと認識しておりまして、職員や特別徴収員が積極的に訪問を行い、留守の場合は連絡メモを投かんしてきておりますが、資格証明書発行世帯については特に不在が多く、連絡ももらえないなど、大半が接触できない現状にあります。今後とも可能な限り、接触努力を続け実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、被保険者資格証明書に係る政府答弁書の職員への周知でありますけれども、本年1月に国の通知がありまして、担当課において職員に十分内容を周知させたところであります。政府答弁書の内容としては、子供以外の被保険者から市町村の窓口において医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払

いが困難である旨の申出があった場合には、特別な事情に準ずる状況にあるとして、市町村の判断で短期保険証を交付することができるものとしたものであります。なお、運用に当たりましては、内容の趣旨を踏まえ、医療費の一時払いがなぜ困難なのか、個々の事情を十分お聞きした上で対応しなければならないものと考えております。

次に、資格証明書を交付した世帯に対する短期保険証への切替えなどについてでありますけれども、資格証明書交付対象世帯には予告文書を送付しており、その際に経済的な困難や支払えない特別な理由などがある場合に提出をしていただく特別な事情に関する届出書をあわせて送付していることから、改めて資格証明書発行世帯に対してアンケートなどによる調査は、現在のところ考えておりません。しかしながら、今後とも資格証明書発行世帯との接触努力を進めていく中で、特別な事情を十分に把握するとともに、政府答弁書の趣旨に該当する場合は、この内容と同じ対応をしてみたいと考えております。

また、滞納世帯との納付相談に当たりましては、これまでも事情を詳しくお聞きし、世帯の収入状況等を十分勘案し、納付計画を提出していただいているところであり、収入実態を無視した納付の強要ということにはなっていないと考えております。

次に、一部負担金の減免等についての周知でありますけれども、毎年納付書を発送する際に同封しておりますリーフレット「わたしたちの国保」の中に、申請により医療費の自己負担分が減免などになる場合がある旨を記載し、制度の周知をしているところであります。また、窓口へ相談に来られた被保険者の皆さんには、他の福祉制度等も絡めながら、親切に相談に応じているところでございます。

次に、一部負担金の減免等の基準設定であります。本市では、現在、基準は設けておりませんが、昭和34年3月の厚生省保険局長通知で示された災害被災者や失業等による収入減など特別な理由のある世帯主を対象に、これまでも申請があればその都度申請者から直近の実収入額の状況をお聞きし、他都市でも基準に多く採用している生活保護基準等を参考にしながら減免等の可否を決定しておりますので、引き続きこれまで同様の対応をしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)にかかわって幾つかの御質問がありました。

初めに、幼稚園、保育所での説明会についてであります。今回の素案の地域説明会は、5月12日から7月22日までの日程で、42の会場で行っております。今回の説明会の開催に当たっては、事前に市内の幼稚園、保育所等に通うすべての家庭に素案の概要のリーフレットとあわせて、説明会の日程をお知らせしております。数は少ないのですが、就学前の子供を持つ保護者の方も参加し、御意見をいただいております。今後もこのような説明会の開催に際しましては、多くの方が参加できるよう、工夫をしていきたいと考えております。

次に、在り方検討委員会に提出した資料構成と、小規模な学校での取組をどう基本計画に盛り込むかについてであります。在り方検討委員会は少子化と学校施設の老朽化に対応し、市内の小中学校の学校規模及び学校配置のあり方について検討いただいたものであり、その答申の中にも記述されておりますが、小樽市の学校教育の目指す姿は、小樽市立学校教育推進計画で示されていることから、言及しないとしたものであります。また、議員が御指摘の小規模な学校で取り組んでいる地域住民との触合いの中で、社会性をはぐくむことや国語力の向上という点については、規模の大小にかかわらず、伸ばして

いかなければならない課題であると認識しております。

次に、通学距離が長くなることによる問題についてですが、まず地区ブロック内で学校間の距離が長いところは、小学校では忍路中央小学校と塩谷小学校の間が5.5キロメートル、中学校では塩谷中学校と長橋中学校の間が5.3キロメートルとなっております。特別支援学級を設置している学校数については、平成21年度は小学校では27校中23校、中学校では14校中9校となっておりますが、平成26年度においては、小学校では現状の配置校がそのまま維持されるものと仮定すれば、27学校中23校、中学校では小学校の卒業生がそのまま支援学級に在籍するとすれば、14校中13校に設置されることとなります。統合による通学距離については長くなりますので、スクールバスやバス通学助成などの現行制度を活用して対応していくことを考えております。

次に、1学級の人数と学級規模についてですが、計画素案では1学級30人程度の学級を想定し、ブロック内の学校数を算出しております。市独自の教員の採用は困難であります、ブロック内における統合の組合せや通学区域の調整などは平成22年度から地域との協議を進めることとしており、その中で30人程度の学級が実現できるよう、工夫していく必要があると考えております。

次に、高島・手宮地区の児童数の推移から見た学級規模についてですが、この地区の児童数は平成20年度で733人、平成26年度で562人、さらに平成27年度では541人となります。そのことから、この地区の望ましい小学校数は2校で変わりませんが、計画素案で示している300人から350人の規模は検討を要するものと考えております。

次に、小中学校における耐震補強についてであります、既に学校の耐震化は進めており、このため、さきの第1回臨時会で、5校の実施計画に係る予算を議決していただきました。実施計画には約半年程度を要し、設計終了後、耐震補強工事を行ってまいります。さらに、今定例会におきましても、新たに長橋中学校と桜町中学校の耐震診断に係る予算を計上しているところです。今後の学校耐震化につきましては、小中学校再編計画との関連もありますが、国の予算措置の動向も見極めながら、随時進めていかなければならないものと考えております。

次に、地域における学校の位置づけと今後の考え方についてであります、複式校は郊外に多いということから、地域の皆さんの力をかりながら、学校を守り立てていただき、また学校もその場を提供する形で地域と関係を持っている側面があると考えております。今回の適正化計画は、そのような視点も踏まえて、学校と地域との関係を断絶させることのないよう、引き続き地域の支援について22年度からのブロックごとの懇談の中でも、改めて共通の理解と協力をお願いしてまいりたいと考えております。

今回の基本計画では、全体の学校配置のあり方に関する考え方と、再編の進め方をまとめたものであり、個別の学校に関する統廃合について具体的には示しておりません。また、今までの素案の地域説明会の中では、学校の存続や小中併置校に関する意見もありましたが、来年度以降、ブロック内での統合の組合せや統合校の位置などについて実施計画をつくる際、地域の皆さんと協議していく中で、一定の判断を求められる場合も考えられます。現在は、年内に基本計画の策定に努めているというスタンスでございます。

最後に、基本計画策定の時期と説明会での意見の反映についてであります、7月までに素案の地域説明会を行い、この秋にはパブリックコメントを予定しています。これまでの説明会の中でも、来年度から予定しています実施計画づくりのための具体的な話合いに関する御質問や御意見も多くいただいておりますことから、教育委員会としては年内に計画を策定してまいりたいと考えております。また、現時点で説明会はまだ継続中であり、すべての説明会が終了した時点で、いただいた御意見について十分検討し、反映させるべきものは素案に盛り込み、パブリックコメントの案としてまいりたいと考えており

ます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問いたします。

初めに、国民健康保険証のことですが、資格証明書を発行していた501件のうち、どれだけ接触できて短期保険証がどれだけ発行されたのでしょうか、それをお伺いします。

それから、医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予についてですが、道内では157自治体が基準を定めています。基準がないのは16市町村でこの中に小樽市が入っているわけです。基準がないから保険料の減免などで窓口相談に来たとき、病院にかかる必要があっても医療費の減額、減免の対応ができないのではないのでしょうか。

それから、昨年12月に、北海道から被保険者が災害や失業などの特別な理由があって生活が困窮し、一部負担金が払えないことが理由で医療機関の治療を受けられない事態を防ぐためにも、保険者が被保険者へ制度の内容や趣旨を十分周知することが大切である。保険料や一部負担金の減免について適切な対応をするようにという事務連絡が来ております。被保険者には「わたしたちの国保」で周知していると言いますが、窓口でもそういうような制度があるということで、きちんと説明していただきたいと思います。他市の一部負担金の減免、免除の実績は、まだ少ないですけれども、19年度は道内10市の半分で行っておりまして、理由は事業の廃止、また、失業により収入が減少したことが挙げられております。小樽市では今まで申請はあったけれども実績がないということで、やはりこれは制度の周知をもっと図ること、ただ「わたしたちの国保」に書くだけではなく、窓口でもこういう制度がありますということを親切に教え、さらに基準を設けて活用することを求めます。再度お答えください。

次に、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)に関してです。

在り方検討委員会に資料を出さない理由を述べていただきましたけれども、忍路中学校の保護者が望ましい学校規模のもとを示してほしいと繰り返し要求しておりました。これはやはり子供の授業、学力に学級規模がどういうふうに影響するのか、また、いじめ、非行はどのような学校規模で起きているか、保護者が大変心配していることです。西陵中学校の説明会でも、統合することにより人数が増えることの心配、これはいじめなどだと思いますけれども、心のケアをするカウンセラーが足りないのではないかという疑問が出されております。指導室主幹は統合された学校に集中的に派遣したいと言っておりましたけれども、今5人しかいないスクールカウンセラーをそのようにできるのでしょうか。

それから、通学距離についてですけれども、これも保護者が大変心配していることです。学校教育法施行規則第1条の2で、「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とされております。平成16年度の適正配置の実施計画では、通学距離を小学生はおおむね2キロメートルとして、子供への負担から隣接校との距離が遠い塩谷小学校と桂岡小学校は対象から外して、地域と一体で頑張っている複式学級を有する学校も対象外にするなど、子供に配慮しておりました。先ほど通学距離が遠い主なところを示していただきましたけれども、たった二つしか示しておりませんが、忍路中央小学校から塩谷小学校までは5.5キロ、さらに塩谷小学校から長橋小学校までは4.9キロありますし、張碓小学校から銭函小学校、桂岡小学校まではそれぞれ4.1キロ、これは前の計画で私たちが資料としていただいたものですが、このように大変離れております。仮に、このブロックごとの統廃合ということでいいますと、場合によっては10キロも離れたところまで学校に通わさなければならない。そして、通学バスやバス助成で対応すると言いましたが、路線バスで1時間に1本しかない、そういうところもありますし、それから路線バスが通っていない、こういうところもあるわけです。その

上で、4キロ、5キロ、さらに10キロも離れた学校に通わせるのでしょうか。

そして、特別支援学級は本当に大変ですが、この子供たちも通わせるのでしょうか。

それから、学級規模についてですけれども、1学級30人程度というのはいいことですが、すべての学年でできるわけではありません。例に出した高島・手宮地区の学校規模を説明していただきましたけれども、望ましい小学校数が2校であるこの地区の小学校2年生の総数は70人、それから4年生が78人です。1校で2学級にできますか。できません。1学年1学級で39人という場合だってあるのです。先ほどは抽象的なお答えだったと思うのですけれども、小規模校ができるという、そういう判断に立っているのかどうかもう一回お聞きしたいと思います。

それから、明確な御答弁がありませんでしたけれども、説明会で大野教育部長がお答えになったところなのですが、「皆さんが絶対にだめだという意見になれば、我々も判断しなければならない」と。これは小規模校あるいは複式など、そういう学校の存続が可能なのか。これから話し合っていくと思いますけれども、ある程度は教育委員会がその基準を示していかなければなりません。そして、前回の懇談会でもそうだったので、残してほしいとか、大変いい教育をしているのだという、そういう意見が出て、今回の素案にはそれがどこにも反映されていないのです。意見を聞きましたといって、そういった皆さんの要望などは入れないで、一方的に数合わせだけで進めていくというのは、これは本当に間違いだと思います。明確に大野教育部長が答えていたことについてお聞きしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 医療保険部長。

**医療保険部長（中村 浩）** 最初に、国民健康保険の資格証明書発行世帯との接触状況でございます。

平成19年9月更新時の発行数が501世帯、平成20年9月の更新で485世帯になりますけれども、このうちで接触できたものが130世帯、そして納付をいただいた96世帯のうち、本証を25世帯、それから短期保険証を71世帯に発行してございます。そのほか、来庁相談16世帯、電話連絡14世帯、臨戸面談4世帯、そして社保取得等で資格喪失をされた世帯が86世帯ございました。

それから次に、一部負担金の減免の関係でございます。基準を設けていないので、数が少ないのではないかというお話でございますけれども、確かに窓口等での説明の中で、高額療養制度の説明だけで終わっているケースがあるかと思っておりますので、昨年12月の道からの通知もございまして、このことについて窓口での対応について再度徹底をしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

在り方検討委員会での資料ですとか、少人数ですとか、いろいろなお話ございましたが、まず学校編成に当たったの進め方でありまして、考え方にかかわるところでございまして、このことにつきましては素案にも触れておりますが、平成22年度からのブロックごとの話し合い等によりまして、中身を詰めてまいりたいと思っております。また、カウンセラーは現在、市費、道費で人数的には他の町村よりは多いのですが、子供の対応に向けましては、単にこの統廃合につきましては、カウンセラーのみならず、学級担任でありますとか、その統廃合で一緒になったときに全然関係のない担任がその学校に行くだとかそういうことではなくて、心のケアを図るという観点から、担任の何人かは一緒に学校に行き、そういう立場から心のケアをし、さらに統括する意味で、カウンセラー等が指導的な役割を

果たしていくですとか、そういう考え方を持っているところです。

ほかの質問につきましては、部長の方から答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(大野博幸)** 最初に、これまでの学校適配については、通学距離を小学校2キロメートル、中学校3キロメートルということの一つの上限としてきた経過がございます。ただ、その中で、例えば小学校の適正配置計画の説明会等の中でも、一つの基準を持って小樽市内の学校の標準規模、望ましい学校規模ということを議論するのであれば、その特定の地区だけではなくて、やはり全市的に議論すべきではないのかという、そういった御意見も相当いただきました。それともう一つは、御承知のとおり、平成16年から小樽市の出生数というのが一気に700人台に落ち、その子供が学校に入学してくるのは、平成23年からだというふうに思っております。その意味では、小樽市の学校の規模の縮小化といいますが、そういった部分にこれからさらに拍車がかかる、進むという状況の中で私どもは小樽市の41校全体についての配置のあり方を議論しなければならないという、そういう考え方の中で検討委員会にも諮問し、答申をいただき、今回、小樽市全体41校の学校のあり方をどうするかということで素案を策定し、説明会を開いているということでございます。

それから、それぞれ素案で示している中で、2クラスあるいは30人学級がつかれるのかという、そういった部分について再度の御質問だったと思います。この素案で示している内容というのは、小樽市の子供の数を30で割って出すわけにはいかないわけですから、六つの地区に分けて、その地区の中で子供の数について26年度までの推計を出して、その中で小中学校それぞれ12クラス、9クラスという、そういった基準で30人程度の学級にした場合、何校が必要なのかということでの校数を出させていただいております。例えば5校ある小学校を2校にした場合に、2校にしたときの通学区域をどうするかによって、その二つの学校の人数というのは変わるわけです。私どもはそれぞれ学年で小学校で言えば2クラス、中学校で言えば3クラス、30人程度の学級ということで、一つのシミュレーションをしていかなければならないと思っていますけれども、その中には当然学校の通学距離の問題あるいは地形の問題、さまざまな要件があります。ですから、そういった部分も含めて、22年度以降のそれぞれの地区の中で具体的な協議をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、私の発言なので私から申し上げますが、御指摘のとおり、「皆さんが反対であれば教育委員会としても一定の判断をしなければならない」という発言を私はしております。場所は忍路中学校の説明会だったと思います。御承知のとおり、忍路中学校は、現在、全生徒数15人、2クラスという学校です。その保護者の方々皆さんが反対だと言われれば、やはりそれは私どもとしても一定の判断はしなければならないと思っています。ただ、私はこの説明会の中でも申し上げましたけれども、この忍路中学校の将来推計を言えば、今15人ですし、平成26年度まで見ても大体16人とか18人とか20人以下で推移をしていくわけです。そういった中で、果たして将来にわたってそういう規模でよいのかどうか、教育委員会としてはやはりこれは教育環境としては好ましくないというふうに考えておりますので、それも含めて議論をしていきたいということでお答えしたわけですから、その部分はそういった意味で御理解をいただきたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再々質問いたします。

まず、通学距離についてですけれども、ちゃんと正確に答えていただいております。全般的な考え

方というのはそれはそうですけれども、先ほど言ったところは、例えば忍路中央小学校から長橋小学校まで10キロ以上あるのですよ。仮にそういうことになったら、そういうふうな遠いところに通わせていいのか。それから、塩谷小学校には平成26年度に特別支援学級が1学級あるはずですが、推計なのですけれども。そういう子供をこんな遠くまで通わせていいのかということなのです。それについてはお答えしていただいております。

それから、私は高島・手宮地区ブロックに限って質問したのです。先ほども言ったとおり、26年度の推計では小学校2年生は70人、4年生は78人です。それで、教育長は先ほど300人から350人程度というのは考え直さなければならないという御答弁でしたけれども、どう考えたって、ここで12学級規模はできないのです。だけれども、素案にはちゃんと書いてあるのです。だから、そこが矛盾だということです。この素案は、そのように大変矛盾したことを書いているのです。そういう点で、あたかもA校、B校300人から350人程度で12学級規模、そして30人程度で、それが望ましい学校規模にならないのに、望ましい学校規模になると、そういう幻想を与えるような資料なのです。正確にこの資料を示してやるべきだと思うのです。もう一度聞きますけれども、この地域に限っての質問なのですけれども、小規模校はできるといふことですね。

それと、大野教育部長の発言なのですけれども、先ほどの御答弁も何かはっきりしませんけれども、我々も判断しなければならないというのは、強権発動、こういうことではないですね。ブロックごとに話し合っていく、皆さんで話し合っほしい、そこが大事なところでしょう、今度は。そうしますと、その地域でここは残すべきだ、残してほしいとなったら、小さくても残る可能性があるのですねということを私は聞いているのです。絶対に強権発動というのはよくないと思うのですけれども、再度お答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育部長。

**教育部長（大野博幸）** まず、学校距離の関係なのですけれども、現状、忍路中央小学校と塩谷小学校で5.5キロ、塩谷小学校と長橋小学校の距離が4.9キロ、ですから単純に忍路中央小学校から長橋小学校までは10.4キロほどあります。き弁でも何でもないので、私どもはまだどこの学校を残す、どこの学校をなくするということを決めておりませんので、この距離が最大の通学距離になるという、そういった議論はいたしません。ただ、間違いなく学校が少なくなれば通学距離というのは長くなることは、はっきりしている事実です。これは説明会でも申し上げています。ですから、それに対応する手段として、スクールバスを出すということで対応ができるのか、あるいはバス助成という形での対応ができるのか、そういうことも議論していこうということで先ほどから申し上げているわけですから、そのことは御理解をいただきたいと思っています。

それから、高島・手宮地区の学校の部分なのですけれども、ここの地区は現在712人の子供がいます。それで、想定では300人から350人程度の学校二つというふうには書いています。それが26年度では562人にまで落ち込みます。簡単に言って、300人を2倍すれば600人ですから、562人より大きくなってしましますが現状では712人というのもあるというのも事実です。確かに大きく言えば、何百何十何人から何百何十何人というところまでやって書いておりません。ただ、前段、教育長がここの部分は検討しなければならないというのは、将来推計の562人ということで見れば、その小さい学校というのは300人では数が合わないわけですから、割り算上。その部分ではここの数字は検討しなければならないということでお答えしているということで御理解をいただきたいと思っております。

それと、最後の私の発言なのですけれども、これは繰り返しになりますけれども、保護者の皆さんが絶対だめだと言ったときに、私どもがしゃにむにやるとはやはり言えないわけです。ただ、反対だと言ったら、残る可能性はあるのかと言われるれば、私どもはこの素案を持って今説明会をやっていて、地区ごとではどういう学校のあり方にしていくのだということでの議論をしていきたいと言っているわけですから、最初から、いや皆さん反対でしたらしませんなんていう議論には、ならないわけです。ただ、皆さんが反対だと、その忍路中学校で出たように。そうなれば私どもとしてもお答えとしては、いや皆さん反対でも私どもはやりますというわけにはいかないわけですから、その意味で教育委員会としての一定の判断をしなければならぬと申し上げたわけです。

**議長（見楚谷登志）** 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 6時51分**

**再開 午後 7時10分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**16番（林下孤芳議員）** 一般質問を行います。

国の追加経済対策に関して、市長の御見解をお伺いします。

このたびの追加経済対策は、借金をさらに増やしながらか、中央省庁の官僚組織の既得権益を拡大させ、天下り機関の仕事をつくるような愚策が散見され、全体としては評価できませんが、一方では従来の経済対策では見られなかった生活に密着した項目も多く盛り込まれ、その実現が期待されます。例えば地方独自の雇用対策に使える緊急雇用交付金の増額、介護職員の処遇改善に取り組む事業者の支援、高齢者や障害者の施設改修、保育所整備など子供関連施策の拡充、地域医療の再生など市民生活の安全・安心を守る事業も多くあります。しかし、国と地方の協議に時間を要しているのか、厳しい地方財政の中で懸案となっている事業が多く、経済対策の優先度は高くないと判断しているのか、まだ予算計上など地方の取組が進んでいないと言われておりますが、市長はその原因はどこにあると判断をされておりますか、御所見をお伺いいたします。

世界的な金融経済危機が続く中で、日本経済は株価の復調傾向や鉱工業生産をはじめとする幾つかの経済指数に改善が見られることから、日本経済は底を打ったとの見方が広がっております。一方の経済研究機関は、日本経済が底割れを起こす可能性も高いと指摘し、その要件として、雇用情勢を安定化させ、可処分所得のアップを政策的に実現しなければ、日本経済はさらに深刻なものになるとの懸念を示しています。従来型の公共事業の拡大や企業への支援策を重視するだけでは、新たな雇用は生まれず、これまでの経済対策では雇用の改善は全く成果を上げていないことは数値的に示されております。現在の雇用情勢は、バブル経済が破たんして以来の低水準となっており、求人者数は統計をとり始めた実に47年前の記録を更新していると言われております。厚生労働省も雇用情勢は一段と厳しい状況に下方修正しました。有効求人倍率は全国平均で0.52倍、道内で0.32倍、小樽管内では0.31倍となっております。経済の底割れを防ぐ意味からも、雇用対策は極めて優先度の高い緊急課題と思われま

また、40代や50代の失業者は極端に就職のチャンスが少なく、失業給付金が終了した時点で生活破壊に直結し、生活保護世帯が全国的に急増しています。今、生活保護世帯は戦後の混乱期に匹敵する水準となっております。私もこれまで、地方の実情に合わせた雇用対策や職業訓練の支援などを提案してき

ましたが、地方分権改革推進会議の委員でもある神奈川県のある町長は、「雇用対策は地方が増やしたいところに予算が使えず、自由な裁量で使えるお金があれば10倍の効果がある」とインタビューに答えております。市長はこのたびの追加経済対策についてどのような評価をされておられるのか、お伺いをいたします。

以上の視点で、市民生活に直結し、急を要すると思われる幾つかの課題について質問いたします。

まず、自殺対策についてお伺いいたします。

大変痛ましいことでありますけれども、近年みずから命を絶つ方が増加傾向にあり、自殺者数は全国で11年連続で3万人を超えており、平成20年は3万2,000人にも達しているとのことあります。これは交通事故の実に3倍以上の水準であります。最近、景気の悪化が原因と思われる30代、40代の自殺者が増加しているとも言われています。家族を支えるこうした世代の人たちを地域ぐるみで守るセーフティネットをつくるのが急がれます。

そこで、市長にお伺いします。

小樽市における自殺者の推移はどうなっているのか、全国や他の都市に比べてどのような水準にあるのか、市の自殺対策はどうなっているのか、御説明をお願いいたします。

また、追加経済対策に盛り込まれている自殺対策事業について、小樽市はこの財源を活用した対策事業の拡充についてどうお考えになっているのか、お伺いをいたします。

次に、雇用対策についてお伺いします。

介護職員の問題については、これまでも再三にわたって取り上げてきたところでありますが、全道の有効求人倍率が0.32倍のところ、社会福祉関連の有効求人倍率は1.38倍となっており、この職種はまだまだ労働力不足が生じている状況であります。その労働力不足の原因は待遇の悪さであり、この問題を解決すれば、大きな雇用対策になることは明らかであります。

4月から介護報酬を3パーセント引き上げましたが、労働者の待遇改善につながっていないとの指摘があります。政府はそうした現実を踏まえて、追加経済対策で処遇改善に取り組む事業者の支援を打ち出しているところであります。

そこでお伺いしますが、4月の介護報酬改定により小樽の介護施設職員の処遇改善が進んだのか、またその実態を把握しておられるのか、お伺いをいたします。

市長は、処遇改善を進めるためには、どんな施策が有効と考えているのか、所見を聞かせてください。

なお、国の経済対策が本市の施策に一刻も早く生かしていただけるよう、お願いをいたします。

次に、小樽の特色を生かした雇用対策についてお伺いをいたします。

私は、これまでも雇用対策は地方の創意工夫や地方の特色を生かした事業継続の支援、人材の育成と企業支援など、行政は必要な財政支援を画一的な雇用対策では効果が上がらないと指摘してきたところでございます。市長も小樽市の実情から同じような思いをされていると思いますが、小樽市にとってどの分野の仕事なら生活を支えていけるのかを考えて、雇用対策を進めることが重要と考えます。

全国で実施されている公共事業中心の雇用対策では、効果も一時的で、限定されると思います。私は昨年から経済常任委員会で、小樽市には有名なもち屋や和菓子屋や多くの水産加工品でも全国ブランドのしにせがあり、こうした小樽の味をスイーツブームや御当地グルメブームに乗って育てていくことが、地域の活性化と雇用を考える上で有効であると主張してきました。食品加工業などは比較的経営規模が小さく、資金的な余裕や人材を育てるゆとりがないケースが多いことから、惜しまれつつ廃業するケースが見られるところであります。

そこで、ふるさと雇用交付金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金に加え、中小企業への制度融資、

職業訓練施策などをフルに活用して、小樽の大切な味と雇用を長期的かつ安定的に守っていくための支援を実施すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、直轄事業負担金など国と地方の役割分担についてお伺いをいたします。

最近、国の直轄事業負担金制度の見直しを求める知事や市長の発言が注目を集めております。いわゆる公共事業としてと言われる国の道路工事や河川工事のうち、国の直轄事業では建設費の3分の1、維持管理費の約半分を地元自治体が負担しておりますが、その経費の内訳は極めて大ざっぱにしか示されておりません。報道によれば、国の出先機関の建替え経費や国の職員の給与まで含まれていることが明らかになり、霞ヶ関への不信感が強まっています。最近、北海道知事や札幌市長も直轄事業負担金の内訳を明確にするよう、国に対して対決姿勢を明確にしております。

そこで、お伺いいたします。

小樽市における直轄事業負担金は、現在、港湾事業にあります。市長は現在の直轄事業負担金が市民に説明できるだけの十分な透明性があるとお考えになっているのか、御見解をお示ください。

重要港湾2港を擁する小樽市長として、この際、直轄事業負担金制度の改革を国に強く求めるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、港湾事業に関する国との役割分担についてお伺いいたします。

私は一昨年の定例会で、改正ソーラス条約に基づく港湾整備事業について質問をし、港を取り囲むフェンスの維持費は市が負担するものであり、地方交付税で措置されているとの答弁をいただいたと記憶しております。しかし、ソーラス条約は国の責任において批准した条約であり、テロなどの国際的で国家的な危機から国民を守る役割は、本来外交や防衛に責任を持つ国の役割であると解されています。そうした役割分担論を無視し、港湾管理者である自治体に責任を押しつけることは、本来の役割分担を無視した暴論と言わざるを得ません。また、市民の税金で港をフェンスで覆い続けることの必要性と投資効果などは全く検証されないままに、国の都合で一方向的に事業を押しつけることは、今、指摘されているような問題と相通じるものがあるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、小樽市はこれまでソーラス条約に基づく港湾整備事業や維持管理費にどれだけの負担をしてきたのか、お示ください。

また、ソーラス条約に基づく事業は、国の責任において実施するよう申し入れる考えはないのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、港湾合同庁舎の建替え移転問題についてお伺いします。

私は、昨年の定例会で移転に伴う道路や周辺の整備事業について貴重な市税を使うのはいかがなものかとお伺いをいたしました。国の直轄事業負担金は比率も示されておりますが、国の庁舎整備まで負担が求められるとすれば、極めて問題があると言わざるを得ません。他の県でも直轄事業負担金に国の出先機関の移転費用が含まれていることが明らかになりましたが、小樽の合同庁舎や周辺整備事業でも同様の問題がないのか、お示ください。

次に、定住自立圏構想について伺います。

総務省は、昨年12月26日に地域力創造プランの一環として、定住自立圏構想を取りまとめ、その推進方について各地方公共団体に要請したと承知しております。推進要綱を見ますと、人口は平成17年度以降30年間で3大都市圏でも530万人減少し、地方圏は1,178万人の大幅な減少が見込まれ、過密なき過疎の時代が来ると予測されております。特に、少子高齢化はさらに深刻となり、年少人口は30年で40パーセントも減少し、高齢者の人口は45パーセント増加するとされております。

このような状況を踏まえ、地方圏においても人口の流出を食い止め、大都市の住民にもライフスタイ

ルに応じて居住の選択肢を提供し、地方への人の流れをつくり出すことがその趣旨とされております。小樽市の第6次総合計画でも相当厳しい推計をしておりますが、あらゆる研究機関のデータが人口の減少を予測しており、いかなる地域といえ、将来に備えた対策が求められるところであります。人口の急速な減少と超高齢化社会に対する対策は、小樽市にとっても必要不可欠なものと理解されます。

今回の定住自立圏構想は、これまでの政策を転換し、地方からの視点に改めた点では評価されます。これまでの市町村合併は合併特例債などをあめに、交付税の減額をむちに、半ば強引に合併を進め、10年余りで全国で約半数の市町村が減少しました。その結果、経費の削減効果があったとされる一方で、箱物などの投資により、財政がより悪化した自治体もあり、地域の衰退が加速し、住民の新たな不満となっていることも見逃すことのできない現実となっています。そうした意味で、この構想は各自自治体への主体性が守られることやデメリットの要素も少ないことから、取組によっては地方の再生に大きな成果が期待できると思われます。しかし、今回の定住自立圏構想はマスコミ報道が先行し、私たちも市長の決意や思いを直接伺うことがないままに今日を迎えたことは、大変残念に思います。

そこで、改めて市長の決意を伺いたいと思います。

中心市と周辺町村の役割分担として、中心市は大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種生活関連サービス機能など、生活に必要な都市機能に一定の集積があることが規定されていますが、小樽市は中心市としての都市機能の集積は十分であるとお考えになられているのか、市長の見解をお伺いいたします。

一方の周辺町村の役割として、環境、地域コミュニティ、食料生産などの役割が期待されております。また、長寿社会における高齢者の新しい生き方を提示することも大切な役割とされております。そうした意味で、周辺町村がみずからの意思で1対1の協定を締結し、その積み重ねによって形成される圏域とされていることから、圏域が形成されるには相当な時間と労力が伴うものと思われますが、市長は今日までの実績を踏まえ、北しりべし広域連合の各町村との協議を先行するものと思われますが、圏域はどの範囲を想定されているのか、お伺いいたします。

地域が連携し、それぞれの地域の特色や得意分野を生かし、経済を活性化し、雇用の場を広げることは、今すぐにでも取り組むべき課題であり、そうした取組こそが周辺町村との信頼の醸成に役立つものであると思ひます。小樽市は中心市としての機能と商業や観光で優位性はあるものの、農業や1次産業の分野は周辺町村が優位な分野であります。民間レベルでは、こうした特徴を生かして全日本司厨士協会小樽支部が毎年フードフェスティバルを開催し、後志の生鮮食材にこだわった一流シェフの料理は、専門家の間でも高い評価を受けていると伺っております。シェフの皆さんにより、それぞれのホテルやレストランで後志の生鮮食材を活用したメニューがつくられ、今、小樽の味として観光客や市民に提供されております。こうした取組がさらに拡大し、地域の統一ブランドとして付加価値を高めていくためにも、まだ行政の支援が必要と思ひます。また、東京都板橋区のハッピーロード大山商店街を視察したときには小樽の生鮮食品を求める声は多いが、業者が扱おうとしない。画一化された商品構成では続かないとの指摘がありました。ここでも地域連携によって販路を拡大するチャンスはまだあることを知らされました。定住自立圏構想は全国的にもまだ助走段階と言われておりますが、小樽市と周辺町村は全国に先駆けていく条件は整っていると思ひます。まず、働く場が確保されれば、人口の定着も可能ですし、地域再生のチャンスでもあると思ひます。

最後に、定住自立圏構想を今後進めるに当たって、市長の決意をお伺いし、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝磨市長登壇)

**市長(山田勝磨)** 林下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国の経済危機対策に関連して、地方の取組が進んでいないのではないかとことでありますけれども、このたびの経済危機対策を予算上担保するものとして、過日、過去最大規模の補正予算が成立いたしました。現時点においても、この対策に盛り込まれた制度の具体的内容が私ども地方団体に示されていないものもあり、地方における予算計上などの取組が進んでいない最大の要因であると考えております。

今月初めに開催されました全国市長会におきましても、国の経済危機対策を実効あるものにし、深刻化する経済状況を打破するためには、国と地方がより一層連携し、引き続き間髪を入れず、さらなる経済雇用対策を実施することが喫緊の課題となっているとして、21年度補正予算で措置されている経済危機対策を可及的速やかに実施するよう強く要望するとの決議をしたところであり、国や道は、より積極的に国の予算で計上された事業内容等についての確かな情報提供を行うとともに、速やかに事業の実施が可能となるよう、迅速な対応を行っていただきたいと考えております。

次に、このたびの国の経済危機対策に対する評価であります。4月10日に示されました今回の経済危機対策は、全国市長会を含む地方六団体が、去る4月8日に麻生総理大臣に対して行った「経済危機対策に関する緊急申し入れ」の中で強く求めた地域活性化・生活対策臨時交付金の大幅な拡充や、公共事業やその他の地方負担に対する財政措置、緊急雇用創出事業交付金の増額や交付要件の弾力化、雇用の維持・確保に対する支援策の充実・強化などについても、一定程度反映された中で取りまとめられたものと承知しております。雇用対策を中心に御意見もありましたが、引き続き国政の場においても十分に議論をしていただきたいと思いますし、いずれにいたしましても、景気の回復と雇用環境の改善のためには、何と申しましても経済活動の活性化が重要であると思われまますので、当面は今回の経済危機対策に盛り込まれた数多くの施策が切れ目なく着実に実施されていくことを強く願っているところであります。

次に、自殺対策についてのお尋ねでございますけれども、まず小樽市の自殺者数の推移であります。平成18年が24人、平成19年24人、平成20年34人となっております。一方、人口10万人当たりの自殺者数を全国平均、全道平均と比較いたしますと、平成19年は全国平均24.4人、全道平均26.3人に対し、小樽市は17.5人と低い水準でしたが、平成20年は全国平均24人、全道平均28人に対し、小樽は24.8人となり、全国平均と同じ水準となっております。

次に、小樽市における自殺対策の取組の現状でありますけれども、保健所において専任の精神保健福祉相談員と保健師が健康問題や人間関係等に起因するさまざまな悩みに対する「こころの健康相談」を行っております。また、企業向けの自殺予防リーフレットを作成し、市内企業に配布しているほか、市内の事業所等に出向いて、従業員を対象にしたメンタルヘルスセミナーを実施し、自殺の予防等についての啓発活動を行っております。このほか、平成20年度には市内の精神科医療機関や関係団体と連携して、「こころの健康」をテーマとした市民向け講演会を2回開催し、自殺の予防に向けた取組を進めてまいりました。

次に、国の追加経済対策の財源を活用した自殺対策の事業の拡充であります。今回の国の補正予算では、都道府県に今後3年間の自殺対策に係る地域自殺対策緊急強化基金を造成し、市町村等が実施する相談体制の整備や啓発事業などへの支援を行うこととしております。市といたしましては、先ほど答

弁しましたとおり、相談事業やリーフレットの作成、企業向けセミナー等の啓発事業を継続していく中で、国から示された事業メニューの具体化に向け、北海道と協議しながら、有効な自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についての御質問でありますけれども、初めに介護職員の処遇改善の実態把握であります。4月の介護報酬改定は、夜勤業務など負担の大きな業務に対する人員確保や介護従事者の専門性等に着目した評価などについて新たに介護報酬に加算を設けたもので、条件を満たす事業所では指定権者に対し届出が必要となります。したがって、すべての事業所が加算を受けられる対象ではありませんので、これにより各事業所が職員の処遇改善につなげたか、保険者としてすべてを把握するのは困難であります。なお、国では介護報酬の改定が処遇改善に反映されているか検証をする委員会を既に立ち上げており、今年の10月には施設や事業所に対し、介護処遇状況調査を実施する予定でありますので、その結果により把握できるものと考えております。

次に、介護職員の処遇改善を進めるに当たっての有効な施策でありますけれども、国では4月の介護報酬改定とは別に、補正予算で介護職員の賃金引上げを目的に、介護職員処遇改善交付金を創設し、本年10月から1人当たり月額1万5,000円の賃金引上げに相当する金額を助成することとしています。助成は道が基金を創設し、国保連を経由して交付するもので、事業者が道に承認申請を提出し、道から通知を受けた国保連が交付金を支払うこととなります。今後7月には介護事業者説明会を開催し、12月には最初の交付金が支払われる予定となっておりますので、このことにより処遇改善が一定程度進むものと考えております。

次に、小樽の特色を生かした雇用対策ということでもありますけれども、小樽には伝統的な産業として、食品製造業があり、中でも水産加工品や菓子類が特色のある産品として知られています。市といたしましては、これまでも地場産業の振興や発展を図るため、道内外の物産展等を通じ、地場産品のPRを進めるとともに、販路拡大に努めてきたところであります。この間、景気の低迷や後継者不足などにより、廃業せざるを得ない企業が出るなど、厳しい状況がありますが、いずれにいたしましても、雇用を維持する最大の方策は地場産業の活性化にあると考えておりますので、今後とも支援に努めてまいりたいと思っております。

また、国などの関係機関と連携するとともに、国の交付金をはじめとする諸施策のほか、本市の制度融資など活用できるものは十分に活用しながら、本市経済を支えている中小企業の経営の安定と雇用の確保に努めてまいります。

次に、国の直轄事業負担金についての御質問でありますけれども、港湾で行う工事は本来港湾管理者がみずから実施するものであります。国と港湾管理者の間で協議が調った場合において、直轄事業として実施されております。この際、港湾管理者は法律に定められた割合の額を直轄事業負担金として国から求められますが、提示を受けている内訳については、必ずしも十分な内容ではないと考えております。また、直轄事業負担金制度につきましては、さきの全国市長会議で制度の見直しについて決議をしたところでありますが、本市の厳しい財政状況も踏まえ、負担金軽減を含めた制度の見直しについて関係機関に要請してまいりたいと考えております。

次に、ソーラス条約に基づく事業でありますけれども、ソーラス施設につきましては、平成16年度補助事業により3億6,200万円で整備をし、維持管理費につきましては平成16年度から19年度までの4年間で約1億6,600万円となっております。また、ソーラス施設の維持・管理につきましては、外航船の接岸する岸壁での円滑で安全な利用を図るため、他の港湾施設と一体的な管理・運営が必要であることや、維持管理費についても地方交付税で措置されていることから、今後とも港湾管理者の責務として適切な

管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾合同庁舎の建替え移転費用についてでありますけれども、これらの費用につきましては、すべてが国費であり、直轄事業負担金は含まれておりません。また、周辺道路につきましては、当該道路は小樽市が管理している臨港道路であり、老朽化が進んでいることから、港湾合同庁舎移転に合わせて円滑な港湾関連車両交通や安全な歩行者動線を確保するため、補助事業により整備を進めているものであります。

次に、定住自立圏構想における中心市としての都市機能の集積の問題でありますけれども、小樽市は人口が5万人程度以上で昼夜間人口比率が1以上という中心市の要件を満たしており、総務省が選定した全国243の市の一つであることから、商業機能や中核的な医療機能、各種の生活関連サービスの提供機能など、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があるものと認識しております。

次に、定住自立圏の形成する圏域の範囲についてでありますけれども、圏域は一定の人口規模を有し、行政・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能を集積している市を中心市とし、中心市への通勤通学が10パーセント圏内など、生活経済面での密接な結びつきを踏まえて形成していくことが適当であると認識しております。小樽市といたしましては、北後志5町村とともに北しりべし廃棄物処理広域連合を組織し広域行政に取り組んでいることや教育、医療の分野においても結びつきが強いことから、現在、圏域形成の可能性として、北後志各町村と協議を進めているところであります。

次に、定住自立圏構想を進めるに当たっての決意ということでありますけれども、少子高齢化の進行や生産年齢人口減少による地域活力の低下など、地方を取り巻く情勢は極めて厳しい状況であります。一方、現状の厳しい財政状況の中では、すべての市町村が一定の行政サービスを維持することは困難であると考えられることから、自治体のみならず広域行政圏を形成し、中心市と周辺市町村との役割分担の下、連携、協力しながら、暮らしに必要な生活機能を確保し、活力ある安心した地域社会をつくっていくことが重要であると認識しているところであります。本市といたしましては、このような圏域形成を目指す中心市として、連携の意思を有する町村と共通課題の解決を図り、圏域全体の維持・発展に向けての協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 16番、林下孤芳議員。

**16番(林下孤芳議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

ただいま市長の御答弁を聞いておりまして、小樽市が取り組むべきことはほとんど頑張ってやっているというふうに、私も理解をいたしております。

しかし一方では、例えば雇用対策の関係で、市長もきつと目を通しておられると思いますけれども、政府の広報誌が新聞折り込みで入っております。この内容は、雇用対策が次々と拡充されているという内容でありまして、非常に中身の濃い、今すぐ取り組みれば物すごい効果が出るのではないかとような中身でありまして、私も期待して全部読みましたし、多分市民の皆さんもこの広報誌を読んで、これは本当に大変いいことだと、早く小樽市でも取り組んでくれないかなという内容になっております。そうした観点でいいますと、残念ながら、この広報誌にはいつから実施をするという中身はありません。したがって、市長が答弁されたように、国や道との協議が調わなければ、これも進まない話だというふうに理解をできるのでありますけれども、やはり一般の市民が見ますと、いつ小樽市は取り組むのか。もう取り組めるのではないかとというふうに理解をされる内容だというふうに私は思います。したがって、今、道議会でもこれらの予算について臨時会を開いて取り組むとかいろいろな情報が出ておりますけれども、今後の進め方について市長の考え方、方針があれば、説明していただきたいと思っております。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 今お話にありました政府の広報誌を見ていませんので、ちょっと内容はわかりませんが、先ほども申し上げましたとおり今回の補正予算で国のほうでは14兆円を超える大変大幅な金額が補正されましたけれども、内容がまだ全然示されていない部分があるのです。今日聞いた情報では、少しずつそれぞれの部署に連絡が来ているようです。今日も一部そういった情報が入ったということで、どういった事業を進めていくかということはこれから詰めていきますので、情報収集を早く済ませて、できるだけ早く、今度は多分本定例会で間に合うかどうかわかりませんが、至急そういった予算調整をしながら進めていきたいと、こういうふうに思います。

**議長（見楚谷登志）** 林下議員の会派代表質問を結びたいします。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 26番、大竹秀文議員。

（26番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

**26番（大竹秀文議員）** 一般質問をさせていただきます。

初めに、1次産業の振興と人口問題について質問いたします。

最初に、農業問題についてであります。

食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、10年が経過しようとしております。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興等が島国である日本の重要な課題とされております。小規模で傾斜地が多い小樽市の農家経営といえども、なくすることはできません。小樽市農業生産額は全市の総生産額の約0.1パーセントしかありませんが、時代の流れに対応して持続的な発展と同時に、農業振興を農家自身が確実に展望できる農業施策の転換とその明示が今求められております。農耕地の確保は、今後予想される世界の食料危機に対応する喫緊の重要課題ととらえることができます。人間の生命を持続させる根本原則は、水や食料の継続的な摂取以外にありません。昨年の第2回定例会でも質問し、御答弁いただきましたが、この間の世界情勢の変化や経済危機が叫ばれている現状を考えると、耕地面積や規模が小さい小樽市の農業といえども、食料生産をないがしろにすることはできません。

そこで、小樽市域における取組の重要性と具体的な施策についてお尋ねいたします。

まず、食の安全・安心への農家指導の施策が重要であり、日本の食料基地としての北海道のあるべき姿とその取組を明示していただき、それらに沿った都市近郊型で狭あいな農地経営を余儀なくされている小樽市農業だからこそできる、又はしなければならぬ手法と将来に向けた施策について具体的にお示しください。

また、それらの施策を農家に理解していただき、希望の持てる農業経営を継続させるためにも、「小樽市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を新しい視点で策定し、見直すべき時期に来ていると考えますが、その必要性を含めてお答え願います。

再三議会で御答弁されておりますが、小樽市の農業従事者は高齢化しているとの認識を持つ農政課として、農業後継者の育成と若年新規就農者への取組が必要課題と考えますが、現在の就農者との対話集会や北海道などの関係機関との連携をどのように実施してきたのか、小樽市農業の将来展望も含めて、具体的なお考えをお示しください。

近年、道内での若年新規就農者の傾向を見聞きするとき、地球環境、都市環境の悪化を心配し、自分

たちの家族の将来展望を見据え、都会を離れ、自然豊かな農村での子育てと生活基盤の両立を願う人口移動が目にとまります。これは祖先から何代にもわたり脈々と受け継いできた「自分生活」をこれからも継続でき、家族の育成を願う本能的選択とも考えられます。小樽市でも移住促進事業を推し進めております。これを実現するためには、小樽市の現状と将来のビジョン、受入れ態勢の確立と熱意を十分に伝えなければなりませんことと考えます。

そこで、小樽市の農業形態を考えると、逆の発想として狭あい農地であるがために、初期投資が少なく、小規模農家として新規就農しやすく、また市街地からも近いという利点があるように思われますが、移住促進や都市と農村の交流事業も含めた施策をどのように展開するおつもりか、御見解を求めます。

また、このような新規就農者の定着は、北海道の他地域の機械化された大農法と違い、人手を中心とする農家経営をしなければなりません。このような農家形態を考えると、若者をはじめ熟年者を含む新規就農者の定住は、小樽市の人口増加に寄与するとともに、その地域の農業環境の活性化が期待できると思いますが、御見解を求めます。

半面、農家経営を軌道に乗せるためには、多くの施策の転換が必要となります。それは、小規模であるとともに、農地によって作付できる農産物が限定されることもあります。都市計画では、市街化区域、市街化調整区域の網掛けの問題や、農産物の販売と流通の手法も課題となります。小規模経営のため、付加価値の高い生産品目の栽培と加工することによる特産品の開拓とブランド化などが今求められております。また、以前市内の農家で実際に栽培され、全国的にも評価されておりました冷涼地域であることを活用した全国の収穫時期を見据えた作付などがなされ、本州の市場で高い評価と高収益がもたらされておりました。これらは一朝一夕には実現できると思いませんが、取り組むに値する手法と思いますが、御見解を求めます。

次に、施策を転換するための組織・機構についてお尋ねいたします。

これからの農業経営は、今までのように農家個人の思わくで作付し、日の出から日没まで労働し、生産物の単価は市場や消費者任せでは、農家経営は成り立たなくなると思われます。

そこで、農家経営の必要条件として一般企業経営で当然取り入れられていると同じように、企画、営業、生産現場、流通、販売、加工、財産管理などが必要となります。そこで考えられるのが、農業法人の設立と運営であります。

そこで、お尋ねいたします。

農業法人には農業生産法人と一般農業法人がありますが、その違いはどのような点にありますか。

また、設立の要件とそのメリット・デメリットをお示しください。

また、北海道における農業法人を奨励する公的団体がありますが、その名称と活動内容、全国における活動実態についてお示しください。

以前、調査研究を行っていききたいとの議会での答弁をいただいておりますが、これらの団体との調査研究を小樽市として今までどのように取り組み、生かされてきたのか、あわせてお聞かせください。

小樽市でも以前、忍路地区で設立した農業法人がありましたが、破たんしてしまい、現在、建物だけが残っております。その農業法人の設立趣旨と概要、とんざした原因と反省点、そして農業の法人化をこれからの農業経営にどのように取り入れるのがよいと考えているのか、農家指導の方向性も含めて見解をお尋ねいたします。

農業者の高齢化に伴い、休耕地や耕作放棄地が増えているのが現状であります。国内の食料危機が心配される現在、将来の自給率を高める上でも、このまま放置しておくわけにはいきません。何とかして

将来の食料生産を確保するためには、これらの農地を活用する施策に早急に取り組まなければなりません。そのための手段として、新規就農者の確保や異業種からの農業参入、観光資源としての耕地の活用、農家を集約して法人化するなどが考えられますが、いずれにしても受入れ態勢が整わなければ参入しづらいのが現状であります。

そこで、市や農業協同組合主導により農地の借上げや買収による運用によって、農家資格を持たない者にも賃貸ができる手法があるように聞いております。農地法における官主体の農地運用では、民間運営と違い、特別な扱いを受けることができるようですが、それはどのようなことなのか、お示してください。

また、これらを道内で活用した事例があれば、お示ください。

営農地域は自然に恵まれ、都会の生活者にとっては魅力のある地域であります。自然に親しみたい、土に触れ、収穫の喜びを体験したいという市民が年ごとに増え、本市においても市民体験農園が毎年拡充されております。ほかにも農家経営の一環として取り入れているところもあります。こうした生産者と消費者の交流は、食の安全・安心や食育に貢献するだけでなく、健康面からも推奨されております。市内の農家からの提案ですが、もう高齢化して後継者の確保もままならない今、これからは先祖から引き継いできた農地だけが残り、休耕地が増え、地域が荒れ果ててしまうことを心配されておりました。そして、我々がまだ現役でいられるときであれば、初心者にも指導もできるし、お互い協働して活気ある地域づくりにも貢献できるのだが、何かいい方策がないものかということでした。その方は、自分の土地を活用した地域づくりを描き、「ふれあい悠久の里」と名づけておりました。今だからできる、今でなければできない、そのような時期に直面しているのが小樽市農業ではないでしょうか。都市近郊型であるこれからの小樽市農業は、これらのニーズも視野に入れ、農家経営を考えていく必要があると思いますが、御見解をお聞きいたします。

国も推奨しております施策の中に、グリーンツーリズムへの取組があります。これは観光産業とも連動いたします。観光都市宣言をしている小樽市としても、観光産業の多様化を考える上で一つの選択肢ととらえることができると考えますが、御所見を伺います。

農地法という厳しい法律があり、種々の制約があるのも事実ですが、国の政策転換がされている現在、どうしたら地域のために有意義なことができるのかを前向きに取り組むのが地方分権時代の自治体の責務と考えますが、御所見を伺います。

また、道内他都市で取り入れられているグリーンツーリズムについて小樽市農業への導入を考えると、どのような問題点があるのか、また、その解決策について農家経営の将来展望も含めてお伺いいたします。

次に、漁業問題についてお尋ねいたします。

本市における漁業形態は前浜漁業が中心で、零細漁業者が大勢を占めております。国も食料自給率の向上へ向け、漁業政策を大きく転換しようとしております。

そこで、まず小樽市の近海漁業者の現況を、売上高と市税収入を対比させ、その推移を漁業者数とともに、ここ12年間を3年ごとの時系列でお示ください。

小樽市財政も他の自治体と同様、ひっ迫しております。経費の削減も当然必要であります。税収増を図ることに向けた努力をすることも必要であります。これは市民との協働意識を共有しなければなし得ないことと考えます。これを漁業で考えると、漁獲量を増やし、安定操業による後継者の育成と新規就業ができる環境整備が必要となります。そのためには、ウニ、アワビなどが中心の漁業者にとって、昆布をはじめとする藻類の繁殖が必要不可欠の課題であります。そのための施策として、最近、海も農

業の畑と同様、栄養分の供給が必要不可欠であるとの観点から、北海道立中央水産試験場や北海道大学などでも実験に取り組んでおります。小樽市漁業協同組合も数年前から礼文塚で排出される人ぷん汚泥を海岸に沈め、窒素分の供給に努めておりますが、短期間での藻の回復は困難で、長期的な努力が必要であります。このような観点から、漁業者と共同で長期間にわたる前浜の環境整備に取り組む施策が必要と考えますが、その手法と時期をどのように考えているのか、お示しください。

桃内海岸での海藻の繁茂率が極端に減少しております。原因が確定しておりませんが、一つには流入する河川の栄養分に関係することが考えられます。漁業のために漁師が山に落葉広葉樹を植え、海を豊かにする試みと共通しているのではないのでしょうか。水清ければ魚すまずの例のように、BOD（生物化学的酸素要求量）の数値だけでは、海を豊かにするには不十分な現実が存在するように思われます。自然環境の循環にもっと気を配った施策をとる必要があると考えますが、御見解を求めます。

小樽市漁業の将来を展望するとき、若年就業者への取組が必要であり、国も推し進めようとしております。これは新規就業による漁業の活性化とともに、若年人口の市外流出を防ぐためにも貢献できると考えます。その対策として、現場の漁業者との直接対応を活発にする、そういう場づくりも一つの方法と考えますが、御見解を求めます。

この項の最後に、ニシン放流事業についてお伺いいたします。

今年のニシン漁は近年まれに見る豊漁でした。私が7歳の時に見た群来（くき）と言われる現象も、今年数か所で見られました。これは放流事業の成果だと漁業者をはじめ、市民も大喜びでした。

そこで、このニシン放流事業に向けての小樽市の取組について、他町村でのこの事業への年間拠出金額をあわせてお示しください。

最後に、小樽市建設部が管理してきたであろう道路についてお聞きいたします。

具体的には塩谷2丁目45番と46番にかかる道路橋についてお伺いいたします。

建築基準法では、昭和25年11月23日の適用時点において、既に存在していた道路は既存道路とされております。現在、建築指導課では既存道路としての位置づけがされております。この道路は塩谷村が小樽市に合併される以前から生活道路として利用されており、過去には2丁目46番の土地に、10数戸の市営住宅があり、民間の住宅も10数戸あり、生活道路としてこの道路が使用されておりました。現在、この土地には7戸の住宅が張りついており、住宅裏側の急傾斜地は北海道によって土砂災害警戒区域にも指定されております。橋の前後の道路は小樽市の所有地であり、この川を管理する北海道小樽土木現業所にお聞きしましたら、橋は道路の構造物であるということでした。塩谷川にかかるこの橋は、築50年以上が経過し、傷みが激しく、車両の通行が危険となり、現在、通行止めの措置が小樽市建設部において行われました。

そこで、この道路の管理者はだれなのか。道路が傷んだとき、だれの責任で補修するべきなのかをお伺いしたいと思います。

また、かけかえとなりますと多額の経費がかかりますが、補修という形で早急に対応できないものか、見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業問題についての御質問でありますけれども、まず北海道の農業のあるべき姿と取組についてであります。全国の食料自給率が40パーセント前後で推移する中で、北海道農業は200パーセントを維持しており、日本の食料供給基地としての役割を果たしています。このような状況において、北海道では本道の農業が将来にわたって持続的に発展していくため、「北海道農業・農村ビジョン21」を策定し、その将来像と取組の基本的な方向性を明らかにしております。その取組の基本方向は、食、環境、人、地域それぞれをはぐくむという視点で貫かれており、具体的な取組としてはクリーン農業の推進、担い手への農地利用集積の推進、学校教育や農業体験学習などを通じた農業・農村に対する理解の促進などが挙げられております。これらに沿った本市の農業施策についてであります。本市の農業は北海道農業の特徴である大規模農地を基盤とする営農とは異なり、ほとんどが1ヘクタール未満の小規模農地の営農であります。このことから、本市の農業を振興するに当たっては、農地を効率的に利用する施設栽培によって高収益型の農業を目指すとともに、大都市近郊の地理的な優位性を生かした新鮮で安全・安心の農産物を生産することや、市民農園の活用など、自然に親しみたいという都市住民のニーズにこたえていくことが重要なことと考えております。

次に、「小樽市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてであります。この構想は法に基づき北海道が基本指針を策定し、それに沿って市町村が策定したもので、地域の特性を考慮しながら、地域農業の将来展望と目標とすべき魅力ある経営体のイメージを明らかにしています。現行の構想は平成18年9月に策定したもので、その主な内容としては、農業所得や労働時間の水準を定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」、野菜専業、花き専業など四つの営農類型を例示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標などが盛り込まれております。計画期間はおおむね10年間で、その中間年である平成23年には、見直しを行うこととしておりますので、その時点で必要な点検を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業後継者の育成と若年新規就農者への取組であります。就農者との意見交換の場としては、必ずしも担い手対策に絞っておりませんが、年1回、小樽市の主催により北海道、農協、農業者の参加を得て、小樽市農政懇談会を開催しております。今後については、高齢化が進行する中で、農業規模の縮小や離農などによって耕作面積、農家戸数の減少が続くものと思われませんが、意欲のある農業者もおりますので、農協や農業委員会など関係機関と連携しながら、これらの方々への利用集積の促進を図るとともに、新規就農者の確保に努めることが必要であると考えております。

次に、本市の農業の利点を生かした移住促進であります。新規に就農するためには、30アール以上の農地の取得が条件となっていることから、農業を営むために小樽へ移住するという人がなかなかいないのが実態でありまして、これまで就農を目的とした具体的な移住相談はありません。新規就農に当たっては、土地の確保や新規就農に対する需要など課題も多くありますので、今後、就農を目的に移住を希望する方に対しては、農業協同組合や農業関係機関の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

また、都市と農村の交流事業につきましては、市民体験農園を通じて、自然との触合いや農業に対する理解を深めていただき、将来的には新規就農に結びつくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の定住に伴う人口増加などありますが、都市住民が新規就農者として農業地域に移住するに当たっては、ライフラインなどをはじめ、生活基盤の確保など多くの課題がありますが、仮に多数の人が定住した場合、コミュニティ機能の維持が図られるとともに、地域の活性化や雇用の創出につながるものとは考えております。

次に、付加価値の高い農産品や加工による特産品の開発であります。本市におきましては完熟直前

に収穫する朝もぎイチゴなどがあり、都市近郊の地の利を生かして高付加価値化を図り、市場でも高い評価を受けています。また、以前には秋どりイチゴとして収穫時期を遅らせて出荷した例もあると聞いておりますが、小規模農家が多い本市農業においては、付加価値の高い農産物を生産することは、農業経営の安定化に結びつくものと考えております。

また、農産物の加工については、設備や労働力の確保など課題も多く、個人の農家で取り組むことはなかなか難しいことから、後志管内で実践している農家はありませんが、特産品の開発につながる可能性のある取組の一つであると考えております。

次に、農業生産法人と一般農業法人の区分と設立要件等についてであります。農業生産法人は農地を必要として農地法上の規制を受ける法人で、農業形態として稲作、畑作、酪農があります。一般農業法人は、農地を必要としない法人で、養鶏、養豚などがあります。設立要件としては、農業生産法人、一般農業法人のいずれも組合の形態をとる場合には農業協同組合法による規定を、会社形態をとる場合には会社法による規定を、それぞれ満たす必要があります。特に、農業生産法人になるためには、農地法に規定された経営責任者要件などを満たすことが必要となります。

法人化のメリット・デメリットであります。メリットとしては新規就農者の受皿、農村社会の活性化、農業経営の円滑な継承等があり、デメリットとしては、管理コストの上昇、個人農家に優遇されている農地に関する税制の特例が適用されなくなる場合があることなどが挙げられます。

次に、農業法人の設立を支援する公的団体であります。農業生産法人の育成などを業務としている団体として、北海道農業会議があり、農業委員会等に関する法律に基づき、知事認可により都道府県ごとに設立されており、全国的組織として全国農業会議所があります。

農業会議の活動は、同法令で定められておまして、農地転用許可などについての行政庁の諮問事項を処理する業務や行政庁への建議、農地の売買価格などの調査、農業委員会に対する指導・助言などがあります。また、全国各地の農業会議の活動実態については、北海道農業会議と同様、法令に定められた業務を行っているものであります。

次に、小樽市と北海道農業会議とのかわりであり、同農業会議と連携しての調査研究を行ったことはありませんが、これまで農業生産法人の設立などについて専門的な知識が必要な場合に、農業者等に対して同農業会議を紹介したほか、農業委員会等に対して研修会を通じて、農業に関する情報の提供を受けております。

次に、忍路地区にありました農業法人についてであります。同農業法人に関する具体的な内容は承知していませんが、平成4年当時の新聞報道によりますと、平成2年2月に発起人を集め、北海道に届出を行ったものの、農業者の人数など設立に必要な要件が満たされず、法人設立が認められなかったという経過があります。その後、羊を飼育して有機農業をすると農業者に呼びかけ、発起人を全員交代して平成3年に改めて法人設立の申請をしましたが、再度認められず、北海道から解散を指示され、平成4年1月に解散したとのことであります。その後、建物については、平成5年に設立された別の農業法人に移転されましたが、当法人も営農実態がなく、平成13年に解散したと聞いております。農業経営の法人化については、道内で数多くの農業生産法人が農業経営を行っており、農業を支える中核的な担い手となっています。加工、販売など経営の多角化や後継者となる優秀な人材の確保などのためにも、これからは法人制度を生かした農業経営を実践することが大切なことであると考えております。しかしながら、法人化に当たっては、農業者みずから考え、なぜ法人化するのか、その意義や目的を明確にすること、将来的なビジョンや経営内容を見据えることなど、法人化によって何を変えられるのかという意識を置くことが重要であると言われております。

次に、地方公共団体等による農地の取得などについてであります。農地の取得は、近年、余暇を利用して農作物の栽培を楽しみたいという市民ニーズの高まりから、法に基づく特定農地貸付方式によって、地方公共団体や農業協同組合も開設主体として、所有権や使用収益権の取得が可能となったものであります。道内の代表的な活用事例としては、道内初の滞在型市民農園として開設されました岩見沢市の栗沢クラインガルテンがあります。

次に、都市住民のニーズを視野に入れた農家経営ということですが、都市近郊に位置する本市農業は新鮮な農産物の供給のほか、農業の営みを体験する場の提供など、都市住民のニーズに対する多面的な役割を担っていると考えておりました。現在、塩谷地区におたる自然の村市民体験農園があるほか、忍路や銭函地区にも日帰り型の市民農園が開設されています。市民農園については農業者と都市住民が利用契約を結ぶことによって農地の提供が可能となり、農業者の知識や遊休農地の活用などが図られるとともに、都市住民の期待にもこたえられるものと思われまますので、今後とも日帰り型市民農園の展開を進めてまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムへの取組であります。農林漁業体験やその地域の自然・文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむといったいわゆるグリーンツーリズムについては、観光客の来訪や滞在日数の拡大を図るための有効な取組の一つであると考えております。したがって、地域の活性化のために有意義なことを前向きに取り組むことは基本的には自治体の責務の一つと考えます。しかし、すべての事業を行政が主体的に行うものではなく、事業の内容に応じて地域の実情を勘案し、民間でできることは民間活力を導入することも重要なことと考えております。

また、農業地域のグリーンツーリズムが、観光振興の面や農業の地域活性化の面から効果があるものと考えておりますが、小樽市の場合、受け入れる側の農業地域において、農林業の体験施設や宿泊施設などの整備が不十分な状況にあります。加えて、農業者自身が農作業以外の経営に携わる余力がないことなどの課題もありまして、現状では滞在型都市住民を受け入れることは難しい状況にあると考えております。なお、都市と農村との交流においては、おたる自然の村が中心的な役割を担う施設でありますので、それを活用することによって、都市住民との交流を推進してまいりたいと考えております。

次に、漁業について御質問がございましたが、まず沿岸漁業者の現況であります。漁業者数と漁獲高の推移から申し上げますと、平成11年、234名、22億5,442万円、平成14年、217名、24億8,118万円、平成17年、206名、22億5,389万円、平成20年、196名、24億741万円となっております。なお、市税収入との対比につきましては、算出することが困難であります。

次に、前浜の環境整備の取組でありますけれども、近年、沿岸海域の岩礁域では、いそ焼けにより昆布等の海藻類が減少し、ウニ、アワビなど浅海資源に対し重大な影響を与えていることは認識しております。沿岸漁業の振興のためにも、藻場の造成は重要なこととらえておりました。今後、小樽市漁業協同組合とも十分協議しながら、第6次総合計画の前期5か年実施計画の中に具体的施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、自然の循環に配慮した施策についての見解であります。海は自然体系の一つに位置づけられておりました。そこで営まれる漁業は、自然環境の変化に大きく左右されるものと考えております。海は山林、河川と続く水の流れの中で最下流に位置しますが、上流部の山林が伐採されることなどにより、落ち葉のたい積による腐植土ができにくくなり、海藻類の生育に必要な鉄分等の栄養分の供給が不足し、浅海資源全体の減少につながっていくものと考えられます。したがって、漁場の環境やウニ、アワビ等の浅海資源を保護するためには、山、川、海といった一連の自然の循環メカニズムを十分に機能させることが重要なことであり、こうした視点を持って沿岸漁業の振興を図ることが大切であると考えて

おります。

次に、若年就業者への対応でありますけれども、将来にわたり持続的な漁業の振興を図るためには、新規就業者の参入など、新たな視点での活性化策が必要であると認識しております。

一方で、漁業を取り巻く環境も変化してきており、漁業者自身の意識の変革も必要でありますことから、市といたしましても、積極的に浜に出て漁業者との意見交換の場を設け、就業環境を含めた課題等について生の声を聞くなど、将来に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ニシンの放流事業であります。積丹から宗谷までの日本海北部地域のニシン資源量の増大策の一環として、平成20年1月に日本海北部ニシン栽培漁業推進委員会を13漁協18市町村が構成員となって設立をし、ニシン種苗の生産、放流を実施しているところであります。平成20年度の総事業費は2,653万円で、このうち小樽市漁業協同組合が172万円、小樽市が20万円をそれぞれ負担しているところであり、19万尾を祝津、塩谷、築港地区に放流しております。

他の町村についてであります。後志管内では余市郡漁業協同組合が44万円、余市町が10万円、それぞれ負担、同様に東しゃこたん漁業協同組合が232万円、積丹町が22万円をそれぞれ負担していると聞いております。

最後に、塩谷2丁目45番と46番にかかる橋についての御質問でありますけれども、初めに橋を含めた道路の管理者についてであります。この道路は従前、市営住宅の居住者や近隣住民が塩谷駅方面への連絡のため利用してきたと認識しております。道路敷地につきましては、旧市営住宅敷地、河川敷地、民有地と混在しており、原則的には河川敷地については北海道が、民有地については所有者が管理するものであり、住宅敷地内の道路については市が維持・管理を行ってまいりました。また、橋についてあります。その設置の際は河川管理者の許可が必要となることから、当該管理者である北海道に確認しましたが、占用の手続きはとられておらず、所管は不明とのことであり、特定することは困難であります。なお、昭和60年当時、市が橋の一部の補修をしたという経緯はあります。

次に、橋の補修についてであります。仮に市が手をつけるにしても、この橋は木造でありまして、老朽化により橋脚の腐食が著しく、補修での対応は難しいものと考えております。したがって、橋の通行止めにあわせて整備したう回路の改善について今後検討してまいります。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 26番、大竹秀文議員。

**26番(大竹秀文議員)** 何点が再質問させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、私は1年前に農業問題についてもいろいろ言っているのですけれども、なかなかそれが現実のものになってこないということがありまして、あえてまた質問したわけでございます。

先ほど言われた中で、農業者がやる余力がないようなことを申しておりましたが、加工とか何かの問題も含めて、そういうことに対して、こうしたらいいのではないかと指導していくのも行政の仕事だと思うのですけれども、その辺はいかが思いますか。

それとあと、細かいというか、細部にわたっての問題は、私も経済常任委員でございますので、経済常任委員会で聞きたいと思っておりますが、最後の項目の橋の件でございます。これについて私も聞く場所がないものですから、ここで聞いておきたいと思っております。

今の御答弁からいきますと、この橋について、橋は道路の構造物であるということ認識されているかどうかということです。これは小樽土木現業所としましても、自分のところにその所有権があるとか、小樽市の所有権があるとかないとかという話ではないのです。道路ということであるということ、あくまでも橋というのはその構造物であって、道路と一体をなしているものだということがこれは常識的

な考えだと思うのですが、そういうことでもってひとつ考えていただきたいと思います。それをどういうふうにするかということです。これは前後が小樽市の土地なのです。確かに河川敷地、それから三角形の小さい民有地はあります。そういう中で小樽市が、市道にしてみてもそうなのですから、民有地を使いながら雨水きょをつくっているところも、市内に何十か所もあると思うのです。だから、道路ではない、関係ないという話はしていないはずなのです。ここはどうも違うような気がします。

それと、この道路の管理者はだれなのかというのだけれども、橋だけ抜かしてしまっているわけです。土木現業所に聞きましたら、橋というのはあくまでも道路の構造物で、道道であれば北海道の管轄に橋がなるのです。市道であれば市の管轄になるのです。橋は橋という形で特別にあるものではないと、そう申されているのですけれども、今の御答弁は違うのではないですか。

それと、いずれにしても、これは50年以上も前からあって、これは民法上の問題もあるのですけれども、今、生活道路として使っているものを、役所といえどもそれをとめるということはできないというのが法の根本の根本ではないですか。橋だからどうのこうのということではなくて、道路なのです。それを今危険だからということとめていますが、それを通れるようにしなければならないのが管理者の責任でもあるし、あるいは民間がやるというものもあるかもしれません。ただ、この道路というのは、両サイドの道路が小樽市の所有地です。それにつながって、その橋も含めて道路という形で生活道路となっているものですから、その辺について再度お聞きしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 産業港湾部長。

**産業港湾部長（磯谷揚一）** 大竹議員の再質問にお答えいたします。

ニュアンスとしては、農業者のやる気がないというような感じの、ちょっとそういうお話だったと思うのですけれども、私どもは決して今の答弁の中で、市長からそういうふうにお答えしたというふうには思っておりませんし、担当の者はできる限り農家の皆さんの現場に伺っているいろいろな話を聞いておりますので、そのような姿勢でこれからもやっていきたいと思っております。したがってニュアンスの違いは若干あったかもしれませんが、そういうことで臨みたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 建設部長。

**建設部長（竹田文隆）** 大竹議員のほうから塩谷の道路、それから橋についての御質問の中で、橋は道路の構造物ではないのかということでございますけれども、基本的に橋は道路の構造物であると、こういう認識は持っております。

それから、第2点目として、その橋の部分の管轄について道路と一体であるので市の管轄ではないのかという御趣旨だというふうには思っておりますけれども、この部分については、道路は認定している市道ではございません。その中で、一方は市営住宅のもともとの管理をしている土地の部分、それから民有地があり、河川敷地があり、そして市道につながっているということでございます。そういったことから、それぞれの所有者がそれぞれ管理をすべきものと思っておりますので、今の部分で先ほど市長から申し上げましたとおり、橋についてはなかなか市のもの、あるいはだれのものという形で特定することができないということでございますので、市がその管理をするということにはならないというふうには思っております。

それから3番目、生活道路ということで、市が通行止めにしたということについては、とめることができないのではないかとということでございますけれども、現状を見ますと、橋脚の老朽化、それから一

部橋脚も壊れている。それから、けたの部分についても老朽化をしているということで、あくまでこれは緊急避難的に危険だということで通行止めの措置をとらせていただきました。これは所有関係がどうかということではなくて、危険ということを認識した市の責務として、やはり通行止めをせざるを得ないということとさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 26番、大竹秀文議員。

**26番(大竹秀文議員)** 今のは、だから見解の違いがあるかもしれませんが、小樽市としては橋と道路は別の問題であると、今、御答弁をいただきました。これは間違いありません。それで両サイドを市営住宅があったときに生活道路という形で使っていて、かつあそこを解体するときはその橋の上を歩いて市営住宅を解体しているのです。そこでもって、今、法的な問題もありますけれども、それは橋というのは別個でありますという、これは間違いありませんか。私は小樽土木現業所からも言われていますし、今までのいろいろな最高裁の判例もありますけれども、そういう中で道路というのは橋も含めて道路なのです。生活道路というのは道路なのです。それにあくまでも橋があるというだけなのです。だから、その生活者の不便になることをあえてするというのを行政にはできるのですか。行政というのは何なのです。市民の利便のために動くのが行政ではないのですか。自分の所有がどうのこうのという以前の話ではないのですか。その辺再度お願いいたします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 建設部長。

**建設部長(竹田文隆)** 最初に申し上げましたとおり、橋は道路の構造物であるということは共通の認識であるというふうに思っています。

それから、2番目の通行止めにしたという部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、非常に危険だという認識を我々は持ったという時点で、それは行政の責任として通行止めをせざるを得ないということとあって、あるいはその市営住宅があったときに道路を使っていたという部分はそれはあったのかもしれませんが、今まさに非常に危険だという中で通行止めをさせていただいたということでございます。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 26番、大竹秀文議員。

**26番(大竹秀文議員)** 今の御答弁につきまして、私の聞いている部分と答えている部分が違います。それで、道路というものについての認識を聞いておりますので、今、通行止めをしているということは危険ですから当然大事なことだと思いますから、そういうようなことはやってもらって当然いいのですけれども、本当の道路というものについての認識をしっかり持っていただきたいということを、議長のほうからその辺を言っていただきたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** それは私のほうからそういうふうにして理事者のほうにという話ではなくて、議事進行というのはあくまでも議長の考えはどうですかということなものですから、そういうことで御了解してください。

大竹議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子登壇)(拍手)

**8番（中島麗子議員）** 最後になりましたが、一般質問をします。

初めに、介護保険の問題です。

介護保険の施設サービスには、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設があります。昨年5月末で特別養護老人ホームの待機者は933人にもなり、施設の拡充は大きな課題です。ところが、政府は2012年までに介護療養病床13万床を全廃し、医療療養病床を25万床から15万床に減らし、合わせて全国で23万床を削減する計画です。昨年6月1日時点で市内の介護療養病床は677床、医療療養病床は343床で、市は政府の方針どおり3年間で介護療養病床が全廃になると見込んでいます。我が党にも昨年から病院から出ていくように言われ、動揺した市民から何件か相談が寄せられています。現在までの各医療機関の介護療養病床転換の状況と今後の動向について、また入所者の退所後の行き先もお聞かせください。

677床の療養病床の利用率はほぼ100パーセントです。今後の受皿についての見通しについて計画をお聞かせください。

病床廃止で多くは介護から医療への病床転換がされていますが、医療療養病床もまた削減対象です。削減数については小樽市の目標があるのか、病床転換で増床になったとき、どのように調整するのか、説明してください。

全国では病院を追い出されて行き場をなくした患者が急増し、介護難民と報じられる事態が起きています。小樽市で介護難民は出ていないのか、今後行き場のない患者が出ないよう対策を検討しているのか、お聞きします。

4月からスタートした新しい要介護認定制度について質問します。

今年3月の厚生常任委員会で、私は新しい認定システムでモデルケースの2割が介護度が軽度に判定される問題を取り上げました。その後、危ぐされたとおり、利用者の生活実態を反映しない軽度の認定が頻繁に出ることが、各地の実例からわかってきました。また、日本共産党の国会での質問で、厚生労働省が介護給付費を抑制し、国庫負担を削減するために全面的な制度改悪の検討をしていたことが内部文書で明らかになりました。これらの批判を受け、厚生労働省は、希望すれば従来の認定を継続できる経過措置を講じています。この件については、市内の各事業所のケアマネジャーから、「いつまでなのかはっきりしない」「この期間だけ対象にするのは不公平」「新制度では外に出られないような人も要支援になってしまう」と、新認定制度に対する御意見をお聞きしています。5月末までの新認定システムによる介護認定の件数と介護度、本人の希望による変更の実態についてお答えください。

システムの問題があるための経過措置なら、申請者全員の救済策が必要です。新規の申請者は対象外にするのはなぜでしょうか、説明してください。

利用する市民の立場からすれば、希望をとる理由がわかりません。認定審査会の決定した介護度と比べて、初めて従来の介護度との比較ができるわけです。認定結果は審査会の決定した介護度も含めて通知すべきではないでしょうか、御意見をお聞きします。

介護保険最後の質問は、障害者サービスとの関係です。全く目が見えない視力障害1級のKさんは、週6日13時間のヘルパーによる家事援助とガイドヘルパーなどを利用してひとり暮らしを続けてきた方です。5月6日に65歳になり、医療保険は後期高齢者医療制度に移行し、今まで利用してきた障害者支援サービスは、介護保険優先の法律のために介護サービスを利用することになりました。介護サービスを利用するためには、介護認定が必要です。認定結果は要支援2で、ヘルパーサービスは週1回、1万2,340円の定額制です。これまで週6回来ていたヘルパーが1回です。事業所にとっては定額制ですから、何回行っても同一料金です。今回、Kさんに対して要支援2で、週4回、4.5時間のヘルパー派遣のブラ

ンが立てられました。調理時間を大幅に減らし、弁当をとる日を増やし、目が見えないために口に入れてみないとわからない。掃除もしてもらう時間がないと困っています。しかし、障害者が介護認定を受けたとき、介護度が低いためにサービスが受けられなくなることを防ぐために、介護保険でカバーできない分は障害者支援サービスで補充できることがわかりました。このとき、Kさんがこれまで受けてきたサービスを参考にしながら、在宅生活支援の計画を立てるべきではありませんか。今回は認定に基づいた範囲の計画、この場合は要支援2の計画にしていますが、これでは従来の生活が成り立たず、厚生労働省の通知の趣旨が反映されないと考えます。市長の御見解をお伺いします。

障害福祉サービスを利用するときも障害程度区分を決めますが、利用者の意見を反映してサービスの支給量が決まり、介護保険のように認定度だけでサービス量が決まるわけではありません。なぜ65歳以上の障害者へのサービスを介護保険に切り替えるのでしょうか、お聞きします。

我が党は2月に介護保険10年目を迎えるに当たっての提言を発表し、1、保険料・利用料を減免して経済的な理由で介護を受けられない人をなくす。2、「介護取り上げ」「保険あって介護なし」の現状を正す。3、労働条件を改善して人材不足の解消を図るなどを提案しました。医療保険では医師が必要と考える治療を提供します。介護保険も生活の実態を知るケアマネジャーの判断で一人一人に必要なサービスを提供し、サービス量の抑制になる介護認定そのものをなくすことを提案しています。介護認定をなくす提案について、市長の御意見をぜひお聞かせください。

次に、生活保護の母子加算廃止について質問します。

ひとり親などの生活保護世帯に支給されていた母子加算が4月に全廃されました。貧困と格差が広がる中、生活保護世帯の子育て支援の切捨てが問題になり、母子加算復活を求める声広がっています。母子加算廃止は小泉構造改革に基づく社会保障費削減路線の下で、2005年度から16歳から18歳の子供のいる家庭の加算を廃止し、2007年度から今年4月にかけて15歳以下の母子加算をゼロにしました。小樽市の母子加算は2006年度2万1,640円、2007年度1万4,430円、2008年度7,210円、そして2009年度全廃です。政府は母子加算廃止にかわって、月に3万円以上働けば1万円を支給、職業訓練などを受ければ5,000円を支給する就労支援を打ち出しましたが、今年5月末、本市の生活保護母子世帯の稼働率は約53パーセントですから、就労支援費ももらえず、母子加算もなくなった世帯が半数ということです。母子加算を廃止された保護世帯は、「家賃、光熱水費、学校の費用を払うと、食費やお弁当のおかず代がやっとなです。どこまで生活を切り詰めればいいのか検討がつかない」「小学校の4年生から部活があり、教育費はかかる一方、服もどんどん小さくなる。学校や保育園でも友だちと同じものを用意してやれない。いじめに遭わないかと心配だ」と悲痛な声が上がっています。この切ない実態に対して、市長はどのように受け止めているのでしょうか。

母子加算廃止が適切と考えているのか、また就労支援策として効果が期待できるのか、お聞きします。

厚生労働省は母子加算を上乗せすると、生活保護を受けていない母子家庭の消費水準を上回ることを廃止の理由にしていますが、一般労働者世帯の収入の約4割弱という母子家庭と比較して廃止することは、貧困をさらに強めることになると考えます。市長の御見解をお聞かせください。

政府は14兆円もの2009年度補正予算に、ほぼ1年限りの子育て教育支援として3,652億円を盛り込みましたが、200億円でできる生活保護の母子加算の復活は行いませんでした。子育て支援というのなら、第一に母子加算を復活すべきではないでしょうか。

北海道東川町は、4月から母子及び高齢者等の生活保護世帯と住民税非課税で高校生がいるひとり親世帯に対して、月額8,000円の福祉給付金を支給しています。これは生活保護の母子加算が4月から全廃されることから、母親たちの要望を受けて町の単独事業として始めたものです。人口約7,800人の町で、

今年度の予算では55人分、528万円です。小樽市では2007年から2009年までの間に削減した母子加算額は約5,500万円、そのうち市の負担分は4分の1ですから、約1,380万円と推定されます。母子加算廃止による市の持ち出しの減額分で独自の支援策を検討することを提案いたします。

今回の母子加算廃止は、ぎりぎりの生活をしている母子家庭をさらに追い詰める、子育て支援に逆行するものです。6月4日、我が党と民主党、社民党、国民新党の野党4党は、母子加算を復活させる生活保護法改正案を衆議院に提出しましたが、審議入りの見通しが立たないため、6月16日、参議院に改めて法案を提出しました。世論を反映した政治的な対策が求められています。東川町の実例も参考にし、ぜひ小樽市独自の救済策を検討してください。野党4党の共同提案に対する意見も含めて、市長の御見解をお聞きます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護保険制度についての御質問でありますけれども、まず介護療養病床の転換の推進状況であります。平成20年6月1日現在、市内には介護療養病床を有する医療施設が10か所、677床ありましたが、20年度中に2か所、75床、21年4月に1か所、40床が転換され、合計115床の転換が終わっておりますので、現在、介護療養病床は562床となっております。

次に、今後の動向でありますけれども、昨年8月時点の意向調査では、介護療養型老人保健施設や従来型の老人保健施設などに転換すると報告がありましたので、平成23年度末までには計画どおり転換が図られるものと考えております。また、入所者の退所後の行き先につきましては、各医療施設が責任を持って対応することになっていることから、入所者の医療の必要度や家族の意向を取り入れながら、市内の他の医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホームやグループホームなどへ転院等が行われるものと考えております。

次に、介護療養病床の転換の受皿であります。小樽市の第4期介護保険事業計画においては、介護療養病床は平成24年3月末までに医療療養病床や老人保健施設等に転換することになっております。現在、562床の介護療養病床の転換先は、昨年8月に調査した療養病床転換意向調査によると、介護療養型老人保健施設に129床、老人保健施設に22床、医療療養病床に288床、調査時点で転換先が未定である病床が123床となっております。

次に、介護療養病床の転換による医療療養病床が増床になった場合の調整であります。平成20年2月策定の北海道地域ケア体制整備構想を基本とし、北海道が調整することになっております。

次に、小樽市では介護難民が出ていないかという御質問であります。転換を行う病院では、利用者やその家族の方々が不安を抱くことがないよう、意向を尊重し、受入先を探しているものであります。今後、行き場のない市民が発生しないよう、医療機関をはじめ北海道との密接な連携の下、必要な調整に努めてまいります。

次に、新認定システムによる介護認定等の御質問であります。4月からの更新申請件数は945件で、5月末までに486件が認定審査会により要介護度が決定いたしました。認定審査会による判定結果486件の内訳は、従来より軽度になったものが128件、従来より重度になったものが144件、従来と変わらないものが214件となっております。

次に、国の経過措置を適用し、本人の希望により要介護度を変更した者は123件であります。

次に、新規の申請者は国の経過措置の対象外にすることについてでありますけれども、今回の国の経過措置は、従前の方式による要介護認定結果と新しい方式による結果とを比較することにより、全体として大きく変化していないかを検証することが目的にありますので、新規申請は対象外となったものと思っております。

次に、要介護認定の決定通知は、国の経過措置と認定審査会の2次判定を含めて通知すべきとの御指摘でありますけれども、今回の国の経過措置により、要介護度の変更を申し出た者には、従前の要介護度に戻すことが可能となりました。このため、認定審査会では審査・判定した2次判定結果を再度従前の要介護度に変更し決定しておりますので、変更した場合はそれが認定審査会の判定結果となりまして、通知をしているところであります。

次に、65歳になって介護保険に移行した障害者の方が今まで受けていたサービスが受けられず、厚生労働省の通知が反映されていないとの御指摘でありますけれども、この事例につきましては、介護保険課と包括支援センターにおいて厚生労働省の通知に関する解釈に誤りがありまして、要支援2のケアプランで生活援助のサービスを制限して作成したことが原因でありまして、利用者の方には大変御迷惑をおかけしたものと思っております。その後、御指摘のとおり、この通知内容に当てはまる状況が推察されたことから、包括支援センターと介護保険課、地域福祉課がこの事例について協議し、改善を図ったところであります。今後、このような事例が発生することがないように、在宅介護サービス等を受けている方で、障害者施策から介護保険に移行する方々について介護認定からケアプランの内容などを注視し、個々の状況に合わせて対応していくことにいたしました。

次に、65歳以上の障害者へのサービスを介護保険に移行するのはなぜかということでありまして、障害者施策と介護保険とで共通する在宅介護サービス等の給付については、介護保険制度のスタート当初から介護保険が優先することと通知されております。

次に、要介護認定廃止についての考え方でありまして、このことは5月に東京で開催されました公開政策討論会「介護保険の未来を語る」の中でも提案され、他の出席者からもさまざまな御提言があったと伝えられております。高齢化が進展する中で介護保険制度を維持していくためには、さまざまな観点からの議論が必要であると考えております。

次に、生活保護についての御質問でありまして、初めに母子加算の廃止でありますけれども、家庭の状況によっては影響があるのではないかと思います。廃止そのものは国が決めたものでありまして、また現在訴訟中でありまして、私からのコメントは差し控させていただきます。

ひとり親就労促進費につきましては、就労可能な母子世帯の自立を促進するための施策でありますので、これは有効ではないかと考えております。

また、加算の廃止が貧困を強めるという御指摘でありますけれども、高校就学費用の給付を創設するなど、保護制度の枠組みが変わってきていることから、制度全体の中で判断されるべきものではないかというふうに考えております。

次に、生活保護世帯の子育て支援であります。国は平成21年度補正予算において、新たな取組として母子家庭ではなく、小学生から高校生までの子供のいる世帯に対し、学習支援費の給付を本年7月から実施することになりましたので、市独自の対策は考えておりません。

なお、野党4党の共同提案につきましては、承知しておりますが、国会の場において大いに議論いただきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

**8番（中島麗子議員）** 再質問を行います。

市長の御見解をお聞きしたいというところは、ほとんどお答えがいただけなかったように思います。

療養病床の問題なのですが、計画では平成23年度末までにきちんと対応できるはずだとおっしゃっていますけれども、実際に私たちのところにいろいろな相談が来ています。例えば市内で3年前に脳こうそくで倒られた方で、97歳の方がこの療養病床に入所していたのです。出ていくように言われて、どこに行こうかということで、家族もさんざん悩まれて、病院では寝たきりになるし、老人保健施設では6か月で出される。最終的に、いろいろ相談してグループホームに入所したけれども、今まで4万円で済んでいた支払が10万円になった。貯金がなくなるのが先なのか、命が尽きるのが先なのか、もうあと何年生きられるかわからないという高齢者が、居場所の問題でこういう困難に直面しています。今始まったばかりですから、これから677人の方々がどこに行けるのかということについては、大変不安を抱えるのは当然だと思います。私はこの政府の政策転換そのものが、受皿の提案もなしに廃止だけを定めるという点で極めて問題だと思いますが、決まったことだから仕方がないということでは済まされない深刻な社会問題になる可能性があるわけです。そういう点で、施設を提供したくても、小樽市は特別養護老人ホームはもう900人以上待っているのですから、ここには一人も入れないのです。今後の転換で本当に保障できるのかどうかという点で、極めて市民の不安は大きなものになると思います。この点については、今後本当にそういうことが起きないようにするための対策という点で、深刻に受け止めて対応していただきたいと思うのですが、そういう観点でお答えいただきたいと思います。

介護認定の問題では幾つかお聞きしたいのですけれども、1点だけに絞ります。

新しいシステムで介護認定の中身が決まったとき、本人の希望を聞いて、その希望を優先するので、その希望のとおり報告するということですね。しかし、利用している市民の皆さんは認定審査会で決まった認定結果と、自分が希望した今までどおりの認定結果がどういうふうになるかということは判断できないのです。それから、この方をずっと見ていて、ケアマネジャーが調節しているのですけれども、このケアマネジャーにもわからないのです。わかっているのは、小樽市の介護保険課だけです。これはあくまでも経過措置なのですから、今いつきの対応です。経過措置が終わったら、どんな形になるかはまだ決まっていないのです。従来どおりになるのか、新しい認定システムでやっていくということになるのか。そういうふうになったときに、新しい認定システムの認定度と自分の希望の認定度の違いが全然わからないで判断できるのですか。市民はその判断に参加しなくていいということになるのですよ。これは私、やはり情報の問題としては、厚生労働省がみずから経過措置をとって、検討し直すと言っているのですから、その中身をきちんと市民がわかるような状況にするのは当然だと思うのです。市民に通知をしないようにという通達があるのですか。だめだと言われているのですか。再度お聞きします。

もう一つは、東川町で行っている母子加算廃止に伴う町独自の支援策ですけれども、新たな小学生に対する支援費も入ってきているので、必要ないとおっしゃいますけれども、私も子供を3人育てて、中学校、高校、本当に部活動でお金がかかるときには、2人で働いて費用を出していても、すぐにお金を出すとは言えないような場面が何回もありました。小学校4年生から始まる部活動で、さまざまなお金がかかる。親ならだれでも経験していることだと思います。人並みにしてやりたいと思う気持ちも同じだと思います。そういうときに、2万円以上のお金が削られるのです。そういう生活をしている方々からのやはり切ない実態だと思うのです。小樽市は、障害者自立支援法の制定のために、市の負担分が2億円減りました。障害者の新たな負担が9,700万円も増えました。私たちはこの2億円を財源にして、市

独自の障害者支援をやるべきだと提案してまいりました。その結果、こども発達支援センターや地域活動支援センターで行われているデイサービスの利用料の減額や無料化が、本当にささやかでしたけれども、実現したのです。そういうことを考えれば、今回もまた生活保護世帯への子育て支援という意味で、検討すべきだと私は思いますし、そういう独自の判断ができる部分だと思うのです。ぜひそういう点で検討していただきたいと思いますが、再度お答えをいただいて、再々質問をしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私からお答えしたものの以外は医療保険部長から答弁させますけれども、初めの介護療養病床の転換の話ですが、これは私も非常に気をとめておりまして、状況をよく見ながらきちんと対応していきたいというふうにあります。

それから、東川町の福祉給付金ですが、東川町の財政状況はよくわかりませんが、裕福な町なのかというふうには思いますが、私どもとしてはなかなかすぐこういったものに取り組むという状況ではありませんので、御理解いただきたいというふうにあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 医療保険部長。

**医療保険部長（中村 浩）** 先ほどの要介護認定のシステムの問題ですけれども、この経過措置については、御存じのように、4月に今年度の認定期間が始まってからの経過措置なものですから、いろいろな部分で国からの通知が不備でございます。先ほど御指摘があったように、新しいシステムでの結果と従来の要介護度、このどちらが選ばれたのかわからないということで、今、各自治体の中でそれを両方通知することが可能かどうかということで、まず系統的にこれは今のところ不可能です。今、私どもが使っている要介護認定の結果通知のソフトでは不可能ですけれども、それを手書きで出す方法を考えている自治体がございます。それから、先ほどお話があったケアマネジャーが次のそのケアプランを立てるときに、どちらを使ったのかわからない。それが困るという御意見も当然ありますので、その部分を次のケアプランを立てるときにケアマネジャーにお伝えするという方法を考えているところもあります。ただ、今の介護保険法施行規則の上では、現在の経過措置を適用した後の希望調書をとった後の結果が介護認定審査会の結果ということになっているものですから、今の法をそのまま解釈して経過措置の適用をすると、システム上も規則上も今の最後の結果しか通知できないことになっています。これはやはりいろいろ問題があると思いますので、今、このシステムそのものの検証あるいは経過措置の後をどう適用するかということの検証・検討会が4月13日に既に立ち上がっておりますので、そして6月10日に既に私どもからもデータを送付しておりますので、その結果を見ながら、利用者の方々に不利益がないように考えてまいりたいと思っております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

**8番（中島麗子議員）** 今のお答えで、ぜひそういう計らいをできるように対応していただきたいと思います。これは利用している市民の皆さんの自分の介護認定がどうなるかという問題で、本人がよくその中身がわからないという状態にしておくことは非常に問題なのです。理解がどうされるかは別として、事実を知らせるという最低限のことはやるべきだと思います。今の御答弁では、システムは難しいとおっしゃっていますが、そういうことを検討し始めているということを知ったら、やはり同じような矛盾を感じている方々がいらっしゃるということですから、ぜひ改善あるいは知らせる方向を検討

討していただきたいと思います。

それと、東川町は財政が豊かだからやるわけではなくて、母子家庭の皆さんが必死で子育てしている状態に心を打たれた町長が、苦肉の策で生活保護を受ける方々でも何らかの形で支給できないかということ、非常に工夫して編み出された独自策だと私は聞いております。そういうことを小樽市長にもぜひ期待したいと思います。

さらに、療養病床の問題では、市長も問題が起きてくる心配をされているわけですから、全国ではこの慢性疾患あるいは長期の療養病床がどんどん減らされるということに対して、全国的な受皿の問題があるということが問題になっているのです。状況によってはこのような介護療養病床全廃に続いて、医療の療養病床の削減そのものも適切かどうかという見直しもしなければならないと思うのです。そういう点で、実情を反映して意見をぜひ届けてほしいということをお願いして、質問を終わります。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第3号、第7号及び第10号ないし第17号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、鈴木喜明議員、大橋一弘議員、菊地葉子議員、高橋克幸議員、濱本進議員、山口保議員、新谷とし議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号及び第19号は総務常任委員会に、議案第6号は厚生常任委員会に、議案第5号、第8号及び第9号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月18日から6月28日まで11日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 9時10分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議員 秋 元 智 憲

議員 鈴 木 喜 明

平成21年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成21年6月29日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	齊	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚		
教	育	長	菊		讓	病	院	局	長	並	木	昭	義
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁					
総	務	部	参	事	鈴	木	勇	三					
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一				
福	祉	部	長	長	川	修	三						
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳				
病	院	局	長	吉	川	勝	久						
病	院	局	長	吉	川	勝	久						
教	育	部	長	大	野	博	幸						
会	計	管	理	者	中	塚	茂						
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩			
副	市	長	山	田	厚								
病	院	局	長	並	木	昭	義						
総	務	部	長	山	崎	範	夫						
財	政	部	長	貞	原	正	夫						
医	療	保	険	部	長	中	村	浩					
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子					
建	設	部	長	竹	田	文	隆						
消	防	長	会	田	泰	規							
監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二					
監	事	務	局	長	宮	腰	裕	二					
総	務	部	長	貞	村	英	之						
企	画	政	策	室	長	貞	村	英	之				
財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹			

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、成田晃司議員を御指名いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 去る6月16日開催の本会議における平成会大橋議員の代表質問において、麻しんのアメリカ、韓国での発生状況について御質問があり、「WHOのデータによりますと、平成18年、日本での麻しんの発生数は520人だったのに対し、アメリカで45人、韓国では25人の発生となっております」と答弁いたしました。この答弁における日本での発生数520人につきましては、特定の病院において調査を行った定点調査の結果であります。アメリカ、韓国の発生数は全数報告の結果でありました。我が国においては、平成20年1月から各医療機関が発生数の全数を報告することとなり、その報告に基づく平成20年の発生数は1万1,005人となりますので、さきの答弁に補足をさせていただきたいと思っております。

**議長（見楚谷登志）** 日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**9番（高橋克幸議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

憲法改正の手續を定めた国民投票法の施行に向け、国民投票名簿システム構築経費が今回の補正予算に計上されているが、憲法第9条の改悪に反対する世論が高まっている中、このようになし崩し的に準備を進めることは到底容認できるものではなく、国から指示されたからといって機械的に行うべきではないと思うがどうか。

また、国はこのシステム開発に多額の事業費を投入しているが、100年に1度の不況と言われ、多くの市民が日々の生活にも苦勞している今、こうした無駄遣いはやめて生活弱者への支援策に充てるほうがよほど有意義であると思うがどうか。

「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業は、このたびの定額給付金の支給にあわせて商店街などが行う消費を喚起する事業に対し市が助成を行うもので、今回の補正予算も合わせると総額2,200万円ほどになる見込みと聞く。同事業の補助率は9割と高く、他業種の事業と比べて恵まれていると考える向きもあることから、この施策の効果を十分検証し、その結果を市民に周知してほしいと思うがどうか。

また、道内の大半の市町村では、地域内の店舗で利用できるプレミアム商品券の発行に対して助成を行っており、本市が同様の取組を選択しなかったのはなぜか。

市営最上B住宅について、解体費が補正予算に計上されているが、同住宅は将来的に廃止の予定であるため、入居者の募集を停止しているものの、現在も12棟のうち5棟で11世帯が居住している中、あいっている棟を解体するというものである。このようなやり方はこれまでも例がなく、国の補正予算を活用するためだとしても、あたかも退去を迫っているように感じられ、入居者に対する配慮が欠けているの

ではないのか。

また、市内には廃止を予定している住宅が数多くあり、廃止を進めるに当たり退去を求める場合には、近隣に受皿となる施設が必要である。中でも桂岡住宅については、周辺に入居可能な公営住宅が不足していることから、廃止方針が示されている錢函の雇用促進住宅を市が取得し、活用することを検討してはどうか。

自治基本条例については、現在、庁内で行っている研究会で基本的な考え方をまとめ、年内を目途に有識者と市民から成る懇話会を立ち上げ、本格的な議論をスタートするとのことである。この条例は、自治体としての憲法ともいうべきものであるが、市民には条例の必要性やその役割などについての理解が進んでいない現状にあるため、制定に当たっては、市民と行政、議会が共通の認識を持つことが重要である。本市と同様に取組中の函館市においては、提言書の提出に至るまでに40回にわたる検討委員会を開催したほか、ワークショップやフォーラムを通じ、市民の意見も取り入れるなど、多くの議論を重ねたと聞かすが、本市でも、きめ細やかに条例の必要性やあり方などについて説明をし、進めてほしいと思うがどうか。

自治基本条例の制定について、他の自治体では、特定のテーマに対し、市民が直接、行政に意思を表明できる住民投票制度を規定している例がある。本市も行政運営に対する参加と協働を促すためにも、この制度について研究し、年内に立ち上げる懇話会において、条例に盛り込む方向で議論を進めてほしいと思うがどうか。

また、市が行う行政サービスにおいて、業務によって町会やボランティアなどの民間団体に任せたいほうがより効果的な分野もあると思うが、この機会にそうした仕事のすみ分けについて協議をしていく考えはないか。

北海道新幹線の札幌延伸について、地元負担額や新駅周辺整備に係る事業費などがわからず、財政難である本市にとって新幹線が本当に必要なかどうかを判断し得る情報が不足しているが、一体いつ明らかになるのか。

実施計画の認可には、沿線自治体の同意が必要となるが、後志の自治体では、並行在来線の存続を強く求める決意を表明している町も出てきている。並行在来線については、認可後に設置される対策協議会で議論されるとのことであるが、鉄道は沿線住民の生活を守る交通手段であり、札幌 - 小樽間の存続が楽観視されているからといって、この協議を遅らせることのないよう、後志・小樽期成会の会長として、沿線自治体と早急に話し合う必要があるのではないか。

本年5月に民間事業者による錢函地区への風力発電所の立地計画が示されたが、現在、計画は具体的にどこまで進んでいるのか。

建設予定地には砂丘が広がり、良好な湿原が残る自然環境豊かな地域であり、事業者は自然保護団体への説明を行うほか、必要に応じて市民に対しても説明会を開催するとしているが、環境の悪化を危くする他の市民団体が説明を希望する場合、個別に対応はしてもらえるのか。

また、建設予定地周辺は、以前から大型ごみの不法投棄が横行し、環境の悪化が指摘されている。この際、不法投棄された廃棄物を一掃し、建設予定地周辺の環境改善を図ることで、なお一層、市の環境に対する積極的な取組をアピールすることができるのではないか。

学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）では、小学校の望ましい学級規模は12学級以上とし、高島・手宮地区ブロックの望ましい規模から見た小学校の数は2校としているが、一方で同ブロックにおける平成26年度の総児童数は562人と推計しており、既に市教委の目指す学級編制は不可能となっている。このことから、現在行っている素案の説明会では、みずからの方針に固執した話をするのではな

く、地区ブロックによってはこの前提が成り立たない場合があることを認め、実態に即した説明をしていくべきではないのか。

学校規模・配置の適正化に当たっては、数合わせで通学区域を決めるようなことは許されず、子供たちにとってよりよい教育環境が与えられることを第一に、地域住民、保護者と協議を重ね、基本計画の策定に当たっては、その意見を十分に反映してほしいと思うがどうか。

学校評価ガイドラインについて、これは既に各都道府県や政令指定都市が個別に策定していた学校評価の指針や手引等の中から、多くの地域で共通する考え方や実践可能な事例を選び出し、それを目安とすることで、全国的に一定の教育水準を保障することを目的に示されたものである。これに基づき設定した目標に対する自己評価と学校関係者の評価を学校設置者である市教委に報告することで、設置者は必要な人事・予算上の支援を行うこととされている。こうしたことから、予算編成権のある市は、国の指針を踏まえて、教育予算に対し、十分な配慮をしてほしいと思うがどうか。

これらの評価結果については保護者や地域関係者への公表が必要であり、ホームページの活用が有効と考えられるが、本市においてはふだんの更新ですら滞っている学校が多く見られることから、市教委は技術的支援を行うとともに、評価結果の報告に向け指導を徹底してほしいと思うがどうか。

シルバー人材センターは、高齢者の雇用の機会を確保するとともに社会参加を通して生きがいを発見することなどを目的とし、本市においても500名を超える登録者がいるが、女性の割合は25パーセント程度にとどまっている。これは女性が必要とされる分野が、育児や家事援助等少ないことにも原因があると思われることから、さらに女性が働く場を広げていくために市は、新たな分野への事業拡大に向けた提案をしていく考えはないのか。

また、市民の中には同センターの存在は知っていても、ホームページがないなど、周知不足から具体的な業務内容を知らない人も多いと考えられる。「高齢者の雇用促進」は市の施策とも合致していることから、側面からの支援策として、市としても利用増に向け、PRに協力してほしいと思うがどうか。

本市での宿泊者数は減少傾向にあるが、東南アジアからの宿泊者は依然として多く、今後、さらに増やしていくためには、夜の魅力をアピールすることが大切である。北海道三大夜景と呼ばれる天狗山からの夜景は、ミシュランの一つ星の評価を得るなど、本市の貴重な観光資源であるため、ロープウエーやレストランを経営する中央バス観光商事やホテルと連携を図り、天狗山の夜景ツアーを商品化することを考えてはいないのか。

天狗山山頂には自家用車でも行くことができるため、観光客に限らず、市民にもぜひ一度見ていただき、小樽の新たな魅力を感じてほしいと願うものだが、天狗山自体で観光客や市民の受け入れ態勢が完備されているとは言えない。特に山頂駐車場は整備がされていないことから、市は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用してハード面の整備を行い、訪れる人たちの利便性を図る必要があるのではないのか。

おたる水族館は築後30年以上が経過し、老朽化が著しいため、職員による新館基本構想委員会を設置し、現在地での建替えを検討しているとのことである。ここは小樽観光の中心的施設の一つであり、さらなる集客が図られるよう、市は筆頭株主という立場からも、今後の施設のあり方について積極的に意見を述べていく必要があると思うがどうか。

小樽港では、改正ソーラス条約に基づく港湾保安対策として港湾の広い範囲が制限区域に定められたことで、ふ頭に設置したフェンスにより、港に長く親しんできた市民を締め出す結果となっている。市は現状の外国船入港隻数であれば、区域を見直す考えはないというが、今後は大幅に減少する可能性もあり得るため、そうした場合には親水空間としての港の役割を踏まえ、制限区域を縮小し、市民に開放

していく考えはないのか。

なお、フェンスなどを撤去する場合には、国から設置費用に係る補助金の返還を求められることも考えられるが、制限区域は港湾管理者である市が定めて国の承認を得たものであることから、市の意向によって変更することは可能なのか。

国は、がん検診の受診率向上を図るため、本年度の新経済対策の一つに、女性特有の乳がんと子宮けいがんの対策を位置づけ、無料でがん検診が受診できるクーポン券の配布を決定した。今後、クーポン券の配布に伴い、受診対象者が検診機関に殺到し、混乱も予想されることから、実施に当たっては、事前に検診機関と十分な協議を行う必要があるのではないか。

また、検診は基本的に市内での受診機関を想定しており、居住区域外での検診については、各市町村の判断にゆだねられているとのことだが、受診者に不利益が生じないように、市外の検診機関等との調整を図ってほしいと思うがどうか。

乳がんと子宮けいがんは、早期発見で完治する可能性が高いことが知られており、一日も早い受診が望まれることから、クーポン券の早期配布に向けた事業費については、既定予算を充てることはできないのか。

市立病院の統合新築については、秋にまとまる再編・ネットワーク化協議会の結論や、財政健全化計画、病院改革プランの達成度合いを見て判断するとのことである。しかし、このまま結論を先延ばしにしているのは、新病院を待ち望んでいる医師のさらなる退職を招く懸念があることから、財政的な条件はクリアすることを前提として、建設場所や規模・機能などの検討に着手し、早急に新病院のビジョンを示すべきと思うがどうか。

新病院建設場所について、現在地での建替えが最適と病院事業管理者が市長へ提言したことを契機に、改めて市民の関心が高まっている。そもそも建設場所は、前回の適正配置計画の時点で、量徳小学校跡地を第1候補としながら、それを隠し通し、計画を白紙撤回した後、築港地区への決定を表明した際に、その理由を問われ、「量徳小学校関係者が学校を残せと主張したから築港になった」との発言が意見の対立を生んだ原因であるため、まずは、この経緯を明らかにした上で要因を取り除くという市の姿勢が重要であると思うがどうか。

また、当時からここを第1候補に考えていたというが、以前に旧住吉中学校敷地に量徳小学校を移転新築し、その後に病院を建設すべきという提案には耳もかさず、跡地の売却を決定している。これは、当時、築港ありきで物事を考えていたあかしではないのか。

今後は、市と教育委員会が一体となり、情報を共有し説明することが市民合意につながると思われるが、直面している量徳小学校での地域説明会ではどのような説明をするつもりなのか。

国道5号の忍路地区で発生した土砂の崩落事故を受けて、防災の観点から新たにトンネルを設け、蘭島・桃内間の国道を現在の海岸沿いから山側に振り替える新ルートを整備する計画が示されている。これにより忍路地区の住民はバス停が遠くなり、不便を強いられることになるが、この問題の解決策をバス事業者だけに求めても難しいことから、行政としての対応が必要なのではないか。

こうしたケースでは、国の支援策などを活用して、コミュニティバスやデマンドバスを導入するといった事例もあることから、地域の公共交通の確保に向けてどのような手法があるのか模索し、早期に住民との協議を進めてほしいと思うがどうか。

小樽築港駅に直結するマリンロードについては、供用開始から10年が経過し、部分的な傷みが出ていることに加え、2か月に1度の頻度でしか清掃を行っていないため、綿ぼこりがたまったり、汚れがこびりついているといった目に余る状態となっている。これから夏のイベントで観光客が増加する時期で

もあり、同駅は小樽駅と並ぶ本市の玄関口なので、小樽のイメージをよくするためにも大規模な清掃を行ってほしいと思うがどうか。

塩谷2丁目45番と46番にかかる木橋は、古くから地域住民の生活に必要な施設として重要な橋であるが、現在、老朽化が著しく倒壊の危険があるため、通行止めの状況が続いており、地域では非常に不便を強いられている。この木橋は市の所管ではなく、市が全面的に改修することは難しいとしながらも、過去においては、市費で修繕を行った経緯があり、その当時から橋の公共性は認識していたと考えられる。市は、行政の最も重要な役割の一つである「市民生活の利便性の確保」を図る意味から、今後の橋の整備等について、地域住民と十分協議の上、かけ替えも視野に前向きな対応をしてほしいと思うがどうか。

まちづくり資金基金に対する寄附について、今後さらに寄附しやすい環境づくりを進めるため、インターネットによりクレジットカードを利用して行えるよう、所管である建設部がカード会社等と協議中と聞く。このシステムは将来的に水道料金や市税、国民健康保険料などにも拡大する可能性が大きいと思われるので、対応については、各部局を統括する総務部で一元化すべきではないのか。

また、新たなシステムの導入に当たっては、寄附者の利便性を考え、寄附行為に伴う税控除に必要な書類をウェブ上で入手できるような方法もあわせて考えてほしいと思うがどうか。

市は、文学館・美術館の再整備にあわせ、隣接する旧手宮線と一体的に公園を設け、観光の拠点とする方針を打ち出している。これをもう一步進め、政策として沿線の老朽化した家屋の改修を促し、旧手宮線沿線と調和のとれたまち並みとなるように景観誘導を図るべきではないか。

いくら建物所有者に景観に配慮した建物となるよう訴えても、建替え等の資金がなければ困難である。しかし、現在の財政状況では、市が助成することは難しいと考えられるため、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金の充当事業として寄附を募り、これを財源とし、周辺の建物の改修に対する助成制度の創設を検討してほしいと思うがどうか。

また、今後、旧手宮線の整備を進める際には、すべてを行政が行うのではなく、まくら木の敷設など軽易な作業については、市民ボランティアを募り、敷設した方の氏名をまくらぎに刻印するといった小樽独自の取組をすべきである。このような話題性のある取組を体験型観光の商品として開発し、小樽ファンを増やすための観光戦略の一つとして打ち出すことも必要ではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第1号平成21年度小樽市一般会計補正予算は否決を主張し、討論を行います。

5月末に発表された4月の完全失業率は5.0パーセントと、2003年11月以来の5パーセント台となり、完全失業者数は346万人、前年同月比71万人増、正社員有効求人倍率は前年同月比半減の0.27倍など、雇用状況の厳しさが表れています。

政府は、こうした事態を受け、2008年度・2009年度補正予算で雇用対策を打ち出し、万全を期すとし

てきましたが、失業者が次々生み出される土台となる労働者派遣法の抜本的改正などの規制強化に真正面から取り組むことなしに、対処法だけに負われているのは問題です。

巨額の税金や借金を財源に総額14兆円を投じての第1次補正予算は、大企業には公共事業など大盤振る舞いの一方、国民には1回限りのばらまき、ツケは消費税の増税で国民に押しつけるもので、大変な問題をはらんでいます。しかし、一部地方公共団体への配慮分として盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金を財源に事業化され、今定例会に提案された補正予算には、学校耐震診断事業などが盛り込まれました。雇用の創出、地域経済の活性化に確実な波及効果につながることを期待します。

一方、補正予算には、国民投票名簿システム構築経費も盛り込まれています。2010年5月の国民投票法の施行に向けたなりふり構わずの整備づくりが進められています。御承知のように改憲手続法は、どんなに投票率が低くても国民投票が成立し、有権者の2割台、1割台の賛成でも改憲案が通る仕組みとなっていたり、公務員、教職員の国民投票運動を不当に制限し、改憲案の広報や広告が改憲を進める立場の人たちに有利なものであるなど、重大な問題を持ったまま強行された欠陥法です。日本国憲法第9条を守ろうとした運動は、国内、職場、地域に広がった九条の会のみならず世界に広まっています。

「ご存知ですか？平成22年5月18日から憲法改正国民投票法が施行されます」これは総務省が500万部作成した広報誌の表紙に書かれたものです。「こうした問いかけをしなければならぬほど同法の認知度は低い」このようにマスコミに言われるほど、国民は憲法改正を望んではいません。小樽市の予算措置がたとえ少額とはいえ、こうした改憲整備のための予算を認めることはできないことを申し述べ、討論いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第4号は、株式等の譲渡益・配当に対する優遇税制の3年間延長を柱とする地方税法の一部改正に伴い提案されたものだが、この制度の恩恵を受けるのは株取引で大もうけする少数の大資産家のみであり、大部分の市民にとっては、全く無縁の金持ち優遇制度と言わざるを得ないと思うがどうか。

国は、この優遇税制により減収となる市税収入の一部を交付税により措置するとしているが、結局、交付税の財源を赤字国債に頼らざるを得ず、制度導入のため、財政負担を先送りし、場当たりの財源

手当を行う国の姿勢は問題と思うがどうか。

地域における真の景気対策とは、優遇税制による株式等の取引促進ではなく、個人所得を増やすことにより、地域の中でお金が循環するような政策であるべきではないか。

さきに発表された公立高等学校配置計画案では、25年度以降、職業学科の配置のあり方などについて検討が必要との見通しが示された。道教委は、「今後、地域で議論をした結果を踏まえ判断する」としており、これを受け市教委も、関係公立高校と意見交換の場を設定するため、協議に入るとのことであるが、意見交換に当たっては、職業学科のあり方だけを取り上げるのではなく、これまで道教委が行ってきた学区編成や間口削減についても検証し、将来、小樽が目指すべき高校教育のあり方も含めて議論する総合的な意見交換の場としてはどうか。

現在、市は、災害時に要援護者の避難支援を目的とした避難支援プランの作成のため、個別調査に着手しており、年内にも一人一人の状況に合わせたプランを作成するとしている。この個別調査は、民生委員の協力を得ているとはいえ、要援護者の身体状況や病状等の個人情報を聴取することから、これまで訪問先においてトラブルなどはなかったのか。

また、災害時には自主的な防災活動が有効であるため、将来的には各地域に自主防災組織の結成を促し、行政との連携による要援護者対策を目指すことは考えているのか。

全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力や学習状況を的確に把握し、今後の指導等に役立てることを目的に行う、いわゆる学習到達度調査であり、本来、順位づけを目的とした相対評価ではないにもかかわらず、報道機関が独自に都道府県別の正答率を基に順位づけをし、各紙で大きく取り上げられている。このように調査の意図、目的と異なった取上げ方をされていることについて、市教委はどのように考えているか。

市教委は、調査結果を分析し、今後の教育指導や学習の改善に役立てるとしているが、学力は一朝一夕に身につくものではなく、まず基礎・基本の習得が第一である。そのためには、学校における通常の学習だけではなく、学習機会を増やす一助として、放課後や長期休業期間における学習サポートが有効と思うがどうか。

全国学力・学習状況調査の結果、北海道は正答率で2年連続下位に位置しており、本市も同様の水準にあることから、これを改善するため市教委は、学力の向上策について、どのように取り組んできたのか。

学力は、学校における学習だけでなく、家庭における予習・復習など家庭学習の習慣づけも大切であり、そのためには学校と家庭が一体となって取り組む必要があると思うがどうか。

市教委は、平成20年度から特別支援教育のモデル事業として、小学校5校に特別教育支援員と介護員を1名ずつ配置している。しかし、わずか10名の職員だけで本当に障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができていないのか疑問であり、実態は不足しているのではないか。

事業開始から1年が経過した中で20年度の事業の効果や実態を検証し、今後に向けた職員配置のあり方などを検討するというが、ぜひ現場の声や保護者の要請に沿った事業展開と職員配置を心がけてほしいと思うがどうか。

市教委は、総合計画の基本計画におけるアーティスト・バンク登録件数の目標値を、年々減少する傾向になると想定し算出しているが、減少傾向になることがわかっているのであれば、何らかの取組を検討すべきではないか。

今後は、伝統文化の継承など、直接市民が文化芸術に触れるような施策を行うことにより理解が広がり、その具体的な成果が登録数に表れてくると考えられるので、市教委は、より積極的な文化芸術の振

興に努めるべきと思うがどうか。

入学式・卒業式においてステージを使わず、体育館の床面で教員と児童生徒が同じ目線で行うフラット形式により、実施している学校は市内に何校あるのか。

入学式・卒業式は、学習指導要領に基づく特別活動の一環として、厳粛な儀式的行事と位置づけられていることからしても、なぜステージを使用せず式典を行っているのか理解できない。市教委は、学校行事のあり方について、これまでも学習指導要領を踏まえ指導してきたというが、学校現場では相変わらずフラット形式による式典が通例となっている学校が見受けられることから、市教委は改めて指導を徹底すべきではないか。

教育や教員の政治的中立性については、教育基本法や教育公務員特例法で規定されており、政治的行為の制限規定が厳格に定められているにもかかわらず、さる日教組の会合で国会議員が「日教組は、政権交代にも手をかす、政治から教育を変えていく」とあいさつし、教育の政治的中立性に真っ向から反対するかの発言をしたことが話題となったが、これについて教育長はどのような見解を持っているか。

言うまでもなく教育現場に政治が介入することは許されないものであり、間もなく行われるであろう衆議院選挙を控え、市教委においても適切な指導に努めるべきではないか。などであります。

なお、閉会中の5月8日に開催されました当委員会におきまして、学校耐震診断結果について、公立学校施設の「耐震改修状況調査」について、石狩湾新港管理組合の協議案件等について、定額給付金等の申請及び給付状況について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第19号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第4号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号及び第1146号ないし第1152号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第4号小樽市税条例等の一部を改正する条例案は否決、議案第19号小樽市非核港湾条例案は可決、今定例会に新たに付託となった陳情、継続審査中の陳情については願意妥当、採択を主張して討論を行います。

議案第4号です。地方税法の改正に基づく市税条例の改正です。

問題なのは、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が3年間延長されるというものです。小泉内閣時代の2003年から5年間の時限措置として導入され、大資産家優遇との批判を受け、2009年1月からは配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10パーセントの軽減税率とし、2011年1月1日からは20パーセントの本則に戻すとしていたものです。2004年から5年間、小樽市税における影響額総額は1億1,700万円です。後年、交付税で措置されるとはいいますが、国税の歳入でも影響を受けるわけです。

国税庁の申告所得税標本調査によると、国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10名、その所得の6分の5が上場株式などの配当・譲渡益と推定されています。試算すると1人当たり15億4,000万円、地

方税分は3億1,000万円が減税されることになるといいます。厳しい雇用状況、国民生活実態の折、大資産家優遇はやめて、本則に戻し、税収を生活支援に回すべきです。

議案第19号は、小樽市非核港湾条例案です。

オバマ大統領がブラハでの演説で「核兵器のない世界を目指す」と訴えるなど、核廃絶を目指す新たな流れが世界に生まれています。核兵器禁止条約の締結を呼びかける世界の有識者が「グローバルゼロ」キャンペーンを立ち上げるなど、「核兵器のない世界」を共通テーマにさまざまな取組が生まれています。

その一つに、日本とオーストラリア政府のイニシアチブで立ち上げられ、有識者による「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」があります。オーストラリアのギャレス・エバンス元外相と日本の川口順子元外相が共同議長を務め、今年末をめどに来年のNPT再検討会議への提言をまとめます。

こうした中、去る5月25日、北朝鮮が核実験を強行、核兵器ゼロを目指す国際社会に対する重大な挑戦であることはもちろんですが、核兵器が抑止力にならないことを改めて証明したものでした。この問題では、国連や各国が冷静な対応を呼びかける中、与党議員や閣僚から軍事的制裁や核武装論まで飛び出した日本政府の姿勢や脅威をあおるメディアのあり方は異常でした。国会が全会一致で採択した核廃絶決議の実行が今こそ求められます。こうした流れは、「核兵器のない世界」を運動のスローガンから国際政治のテーマへと押し上げてきた被爆者の声と行動があります。被爆者と連帯してきた日本と世界の運動であり、小樽市の非核港湾条例案の制定も、こうした流れに呼応するものとして、ぜひ実現を呼びかけるものです。

陳情です。

市営プールの建設を求める陳情は、署名がさらに積み上げられ、1万筆を超えました。総合計画に建設が盛り込まれたことから、早期に実施計画が策定されることが望まれています。財政健全化を計画どおりに進めながらも、リハビリのため、また、市民の健康増進など、こうした市民の強い要望にはしっかりとこたえていくべきです。

所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情です。

家族従業者の働き分は必要経費に認めること。世界においては当たり前となっているこの考え方については、3月24日、参議院の財政金融委員会で日本共産党の大門実紀史議員に対し、与謝野馨財務・金融・経済財政政策担当相が「研究してみる」と答えました。意見書を提出している自治体も次々生まれています。時代に即した税のあり方のためにも採択を主張するものです。

他の陳情についても願意は妥当、採択を主張して、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

**17番（斎藤博行議員）** 民主党・市民連合を代表して、議案第19号小樽市非核港湾条例案に対し、賛成の立場で可決の討論を行います。

日米安保をめぐる密約や密約文書に関する報道が相次いでいます。その一つに沖縄密約情報公開事件があります。これは沖縄返還に伴う諸経費を日本国が負担したことになるにもかかわらず、表面上はアメリカが支払ったとする内容の財政負担に関する密約であります。日本政府は一貫してこれを否定していますが、今日的に言いますと、アメリカの情報公開法により、その文書の存在が明らかになっております。また、当時の日本国の外務省アメリカ局長も合意文書の存在を認める発言を琉球朝日放送、北海道新聞、朝日新聞の取材で行うに至っています。2008年9月2日に開始された、いわゆる密約文書

の情報公開を求める裁判において、外務省は、当該する文書を保有していないために不開示、開示することができないと答えております。

非核三原則に関しても、「米国からの事前協議がないから核の持込みはない」との答弁が繰り返されてまいりました。この問題についても、最近、外務省幹部がその当時の外務大臣や総理大臣を選んで事の本質を話していた、つまり閣僚を外務省が選んで密約の存在を報告していたことが明らかになりました。このことは、今後、国会の中でも解明されていくと思いますが、もし仮に真実であるとしたならば、政府、閣僚、国会も外務官僚に相手にされていなかった、だまされていた、そのようなことになりかねない、国際上も重要な問題になるだろうと思います。

私たち地方議会、地方自治体は、外交や国防に関する真実が国会対策や世論対策の中でねじ曲げられているような国の中で、市民の安心・安全を守っていかなければならない責務があります。防衛・外交は国の専権事項だという考えでは、こうした事実を明らかにしない政府を相手にしては守ることができません。

議案第19号小樽市非核港湾条例案は、憲法、地方自治法、港湾法、そして核兵器廃絶平和都市宣言を行った小樽市民の総意を基にして、小樽の港の平和を守ろうとする条例であります。改めて議員各位の御理解をお願い申し上げまして討論を終えます。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 平成会を代表して、議案第19号小樽市非核港湾条例案につきまして継続審査を主張し、討論を行います。

この条例案につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決されました場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第19号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と採択に意見が分かれておりますので、まず継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第4号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号及び第1146号ないし第1152号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

**5番（大橋一弘議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

管内の有効求人倍率は0.31倍と非常に厳しい状況にある中、今回、市は独自の雇用対策事業を予算計上しているが、現状を救済するにはほど遠い内容であると思うがどうか。

さらなる雇用創出事業は明らかに必要であり、また、今年度の地方交付税には別枠として2億7,800万円の「地域雇用創出推進費」が加算される見込みであることから、これを財源に早急に実施すべきではないのか。

市は、近年の交付税額が国の一方的な算定により大きく削減されることを警戒し、実際の措置状況を確認してから事業化するとしているが、仮に加算されなかった場合には、全国市長会などを通じて、国に強く改善を求めるべきと思うがどうか。

本市では、東京都板橋区にあるハッピーロード大山商店街の「とれたて村」にアンテナショップを出店し、地場産品を販売しているが、店では小樽のスイーツを扱いたい意向があるものの、実現していない。これは、人気の生菓子は賞味期限が短く、また少数単位での出荷をしていないためとのことであるが、そうした課題の解消に向けた手法を検討してほしいと思うがどうか。

このアンテナショップは、市の補助を受けて物産協会が実施しており、会員の商品しか取り扱っていない現状だが、会員以外で参入を希望している業者もいるため、「小樽ブランド」を広めていく観点から、枠組みにとらわれないよう改善はできないのか。

また、この商店街にはイベント広場があるが、さらなる販路拡大を目指し、ここで数日にわたり小樽の観光物産キャンペーンを打つことを検討してはどうか。

来月、札幌で開催される北海道観光振興フォーラムは、中国市場をターゲットとしたもので、中国各地域の行政や大手旅行代理店の幹部など多数が参加すると聞く。7月には中国人向け個人観光ビザの発給が開始されることもあり、本市にとっても非常にタイムリーで有益なフォーラムになると思うが、知

らない人も多いことから、観光協会や関係業者にも周知し、参加を促すべきではないか。

市としては、ぜひ市長を先頭に参加し、このチャンスを今後の観光客誘致に生かせるよう、交流を深めるとともに情報収集に努めてほしいと思うがどうか。

小樽観光にとって、滞在型観光の推進が課題となっているが、即効性のある施策は見当たらないのが現状である。他都市では、市外から参加者を募り、宿泊を促す取組をする大会主催者に対し補助を行っているという事例もあることから、財源的な面も含め、長期的な視野に立ち、研究をしてほしいと思うがどうか。

また、滞在時間の延長は、飲食店など市内における消費の増につながるが、公共交通機関の最終便が早いことが課題になっている。その対策として午後11時から午前2時までの間、一定間隔で札幌に向かう乗り合いタクシーを運行することなどを、タクシー事業者に提案してはどうか。

また、こうした動きが発端となって最終便の時間が延びることも期待できるのではないか。

農地法の改正により、企業が農業に新規参入しやすくなるとのことだが、これまでも道内では食品製造業やスーパーなど、既に141法人が参入しており、農業、加工、販売を一体的に経営するという例もある。このことにより雇用の創出も期待できると思うが、市は、こうした企業の誘致を行う考えはあるか。

また、国は、2011年度をめどに耕作放棄地をゼロにするという方針を打ち出し、今度の法改正でも利用促進を掲げている。本市においても積極的に国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を利用するなど、再活用に向けた検討を進めてほしいと思うがどうか。

フェリー航路利用促進実証運航費補助金について、これは新潟・舞鶴と小樽を結ぶフェリーの本州側からの乗船客に、船内やターミナルで利用できる買物券を支給することで、利用減や原油の高騰に悩むフェリー会社の支援と観光客誘致を目的に行うものと聞く。この事業は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用していることから、他都市でも同様の取組を行う可能性があるため、特に競合している苫小牧港などの動向を十分把握し、先手を打って事業の宣伝をすべきと思うがどうか。

小樽港からの中古車輸出は、1月中旬にロシア側の輸入関税が引き上げられたことにより、今年に入って9割減という事態になっている。こうした状況を踏まえ市は、対ロシア貿易について今後の見通しをどのように考えているのか。

ロシア船の入港隻数の減少は港湾関係業界へ与える影響も大きいと懸念されており、これを補うためにも、最近注目されている北方型住宅の建設資材の取扱いについての働きかけを含め、港湾の利用促進策を講じる必要があるのではないか。

本市は小樽港と石狩湾新港の二つの重要港湾を抱え、両港は互いに機能分担を図ることで共存共栄していく考えと聞くが、現状はどのようなすみ分けがなされているのか。

石狩湾新港の貨物量は増加し、整備が着々と進められている反面、小樽港の衰退を懸念する声は多い。そうした中、平成19年に策定された小樽港将来ビジョンでは、小樽港の振興策や新たな活用方策について三つの目標を掲げ、それぞれの施策を示していることから、それらの取組に鋭意努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1110号ないし第1114号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について、採択を求める討論を行います。

小樽市生活環境部生活安全課の生活必需品小売価格調査による灯油価格は、今年6月時点で1リットル当たり平均59.95円、昨年同時期の異常な価格高騰に比べれば47.8パーセント値下がりしましたが、対前月比3.6パーセント上がっています。同様に、レギュラーガソリン小売価格は1リットル120円で、昨年度同時期に比べ29.6パーセント値下がりしていますが、1月の101.82円から毎月上昇しており、せっかく下がった価格に喜んだのもつかの間という状況です。軽油についても、最悪時160円が110円ほどに下がったものの、高どまりで推移しています。

国際指標となる米国産WTI原油の先物価格は6月1日時点で1バレル68.58ドルですが、アサヒ・コムの報道では、天坊昭彦石油連盟会長は「このままいくと夏までに1バレル100ドルを超えるのではないかと懸念を示し、この原因については「各国政府の財政出動や低金利で資金がだぶつき、資金が原油取引に流れ込んでいるため」と分析しています。また、原油レポートKlug(クルーク)は、「原油相場は大幅上昇、来年にかけ上昇基調」と報道しています。

生活安全課調査の生活必需品のプロパンガスは、対前年比0.1パーセント上昇、野菜は最大41.4パーセント、米は対前年比6.8パーセントの上昇、肉、魚の一部、しょうゆ、みその加工食品も同様に上昇し、市民の暮らしも食堂、また運送業などの営業も依然として圧迫されています。

小樽商工会議所が行っている平成20年度第4四半期の小樽市経済動向調査結果でも、全業種の業況で悪化と回答したのは57.1パーセント、売上げ減少は59.6パーセント、採算悪化は60.3パーセントで、前期の調査よりも悪化しています。来期の見通しも前期調査より若干よいものの、楽観を許さない状況です。こういう中で原油価格の上昇は、またまた市民や中小零細企業に打撃を与えるのは必至です。

陳情は、灯油価格引下げのため、販売業者に対して助成と指導を行うように求めています。投機マネーによる昨年の異常な灯油価格高騰がまた起きることが懸念される中、願意は極めて妥当です。市民生活と営業と経営を守っていくために、他会派の皆さんもぜひ陳情を採択されるようお願いをして、討論を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第6号について、実態に即した病床数への変更のため、市立小樽病院は518床から223床へ、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターは352床から222床へ、両病院合計で425床の削減をするものである。これは、公立病院改革ガイドラインで義務づけられている病床利用率70パーセント以上を達成するためであり、一定の理解はするが、医療センターでは年に数回、満床のため救急が受け入れられなかったケースがあることを把握しているのか。

また、同センターは、第2次医療圏である小樽・後志地域の中で、脳神経外科と心臓血管外科をあわせ持つ病院として重要な役割を担っていることや、専門性の高さから市民の期待や需要が大きいことを考慮した上で決定したのか。

陳情第1153号について、国が4月に生活保護の母子加算を廃止し、新たにひとり親就労促進費を創設したが、ひとり親の就労割合が52.7パーセントにとどまっているため、約半数は新制度の対象とならない世帯となっている。平成16年と20年の支給額をモデルケースで比較した場合、母子世帯は2万2,000円減、一般世帯は8,000円減と母子家庭の減額幅が大きくなっており、母子加算廃止の影響は明らかだと考えるが、市の見解はどうか。

また、日本弁護士連合会からも母子加算復活の会長声明が出されており、母子家庭の生活を安定させるためにも、市は、生活実態をきちんと把握した上で、国に対して厳しい現状を訴え、復活を強く要求すべきではないか。

本市における家庭ごみの収集量はここ数年減少傾向にあり、環境施策の面としては好ましい反面、ごみ処理手数料も比例して減少している。ごみ処理施設は一般的に一定量処理することを見込んで建設されており、本市が構成員となっている北しりべし廃棄物処理広域連合のクリーンセンターでは、現在の稼働率は80パーセント程度で適切な状態とのことであるが、収集量の減少がそのまま続くと、ランニングコストはさほど変わらないと思われるため、各自治体の負担が増えることになるのではないかと。

今後、施設を効率的に運営していくためには、北しりべし廃棄物処理広域連合6市町村以外から排出される家庭ごみの受入れも検討していくべきと思うがどうか。

北海道洞爺湖サミットを契機に、その開催日である7月7日を「クールアース・デー」と位置づけ、一斉消灯などを通じ、温室効果ガス削減に対する理解を深める取組が始まった。昨年は決定から実施日までの日数が少なかったこともあり、周知等に苦慮したようであるが、今年はどうような取組を考えているのか。

4月から変更となった新介護認定システムでは、全体像の判断から介護に要する時間へと認定方法が変更になり、以前から危ぐしていたとおり軽度判定されるケースが出てきている。5月末現在486件のうち128件、26パーセントが従来より軽度判定されている状況であり、本人の希望により旧制度の認定とする経過措置を適用したものが101件あるとのことだが、このように介護認定審査会の結果が反映されないような制度には問題があるのではないかと。

また、現在の認定通知は結果のみが記載されているが、現状を把握するためにも経過措置適用者については、その旨を記す必要があると思うがどうか。

今後は、この認定システムの矛盾を検証し、問題点を洗い出した上で、いったん旧制度に戻すよう国に強く求めるべきではないかと。

介護保険制度における問題として、介護職員の待遇改善が話題になっているが、介護サービスのあり方についての議論は少ない。例えば、地域密着型サービス事業者の選定に当たっては、「サービスの質を向上させる目標・方針」等20項目の採点及びヒアリング審査の結果を基にしているが、点数の差はサービスの違いにつながる可能性はあるのか。

市は、利用者の視点から、事業者への指導や育成に力を入れてほしいと思うがどうか。

国のがん対策推進基本計画の目標の一つとして、がん検診の受診率を5年以内に50パーセント以上とすることが掲げられているが、本市の受診率は胃がんが10.1パーセント、肺がんが13.7パーセントと極めて低い状態となっており、この要因についてはどのように考えているのか。

検診よりも医療機関での診断を望むケースが多いため、率だけで実態は判断できないとのことだが、がんの治療において重視すべき点は早期発見、早期治療であることから、自覚症状のない人への周知により、受診率を上げることは重要だと考えるがどうか。

また、乳がんの手術を受けた人は手術の傷跡が気になり、温泉などに行きづらいとの声が多く、そのため傷跡を覆う入浴着が開発されているが、着衣のまま入浴することに対する衛生面の誤解から断られることもあると聞く。この問題については、市内42か所の施設にパンフレットを配布したとのことだが、意識の定着が進んでいるか継続的に調査すべきと考えるがどうか。

北海道にはキタキツネが多く生息しており、市内のゴルフ場や朝里ダムの湖畔で見かけることも多いが、その半数にはエキノコックスが寄生していると言われている。近年は発症例がないようであるが、かつては水源汚染もあった問題であるので、エキノコックスの危険性について、市民はもとより観光客にもわかるようにパンフレットや看板などで周知を図るべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1116号、第1117号及び第1153号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号ないし第252号、第1003号及び第1145号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第250号ないし第252号、第1003号及び第1145号について採択の討論を行います。

陳情第250号は、障害者用駐車場の専用利用を高めるだけでなく、高齢者やけが人、妊産婦など社会的弱者も対象にするパーキング・パーミット制度の実施を求めるものです。市が許可証を発行して受入れを承諾した施設と行政が契約を結ぶ制度です。

陳情第251号は、難病や重度障害者の地域生活支援事業の改善要求です。障害者の強い要望で平成13年度から開始された小樽市リフトカー運行事業の利用時間や申込期限の変更に対して、変更以前に戻すよう求めるもので、市は陳情提出の翌年平成20年4月から要望の一部を取り入れて改善を図っています。障害者施策充実のため、いずれも陳情趣旨を尊重し、採択を求めます。

陳情第252号は、マンションの屋上に携帯電話基地局の鉄塔建設の中止を市から要請するよう求める陳情です。携帯電話の機能開発が進む中、アンテナ用の鉄塔建設が増加しています。小樽市生活環境部では、建設による放送電波受信障害の防止に関する要綱を設置し、周辺住民とのトラブルを防ぐために誓約書の提出をはじめ、住民説明会の内容を市に報告させています。対象はテレビやラジオなどの放送電波ですが、現在、電磁波の健康被害も問題視される中、携帯電話のアンテナについても同様の対応が必要ではないでしょうか。陳情は、自治体として住民の不安に配慮し、業者に働きかけてほしいとするものです。

陳情第1003号は、朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置を求めるものです。この地域の小学校は後志で一番児童数が多いのに児童館もなく、住民が利用できる公的施設が不足しており、昭和59年12月以来、現在まで継続して住民から出されている要望です。いずれも住民生活の中から出されているものであり、市としてもこたえていくべきと考えます。

陳情第1145号は、市内女性団体の国内研修事業を市の財政的な理由で今年度から廃止することに対して継続を求める陳情です。平成3年度から長年にわたり研修に参加し、市政に積極的に参加してきた団体に一方的に廃止を告げることは問題です。今後のあり方を検討するにしても、団体との話し合いの上検討すべきではなかったでしょうか。市民と協働のまちづくりを進めていくためにも、陳情趣旨を認め、採択すべきと考えます。

本委員会には、陳情第253号生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について、陳情第258号生活保護基準の引下げ反対要請方についてが提出されており、今定例会には陳情第1153号生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書提出方についてが新たに出され、いずれも全会一致で採択されております。

6月25日、参議院厚生労働委員会では、日本共産党、民主党、社民党、国民新党が提出した母子加算復活法案が可決されています。自民党、公明党は審議に出席せず、採決も欠席しました。衆議院で多数を占める与党は、法案審議をしない方針で、成立の見通しは立っていません。

しかし、不況などで生活保護を受ける母子家庭は年々増えており、2008年度は9万3,409世帯と2004年度より5,391世帯も増えています。4月1日で母子加算廃止世帯は全国で約10万世帯、厚生労働省はかわりに就労促進費を設けたといいますが、病気や障害、育児などで就労できず、全国では4万3,700世帯が支給ゼロになります。

小樽市でも母子世帯の半数が未就労です。厚生労働省の調査では、2006年の母子世帯の平均所得は211万円、全世帯の563万円の半額以下です。子育て支援といいながら、最低生活基準で生活する生活保護の母子世帯の生活費を削減することは、子供の貧困が社会問題になっている今日、貧困の固定化になると復活を求める世論が高まっています。

北海道の東川町では、今年4月から母子及び高齢者の生活保護世帯と住民税非課税で高校生がいるひとり親世帯に対して、町単独事業として月額8,000円の福祉給付金の支給を開始しています。自治体独自の支援事業も始まっているのです。

6月23日、与謝野馨財務・金融・経済財政政策担当相は、社会保障の自然増を毎年2,200億円抑制する歳出削減方針について、2010年度予算編成に当たり削減しないと発言しています。実質的な小泉構造改革路線の転換です。2,200億円削減に基づいて進められてきた社会保障費削減の一つである生活保護母子加算廃止も見直して復活するのは当然ではないでしょうか。自民党、公明党の皆さんには、継続審査ではなく採択されるよう強く訴えます。

この際、本委員会の委員長報告に対する討論について一言意見を述べたいと思います。私は、毎回、

厚生常任委員会の結果に対して、我が党として一致しない理由を明らかにして討論してきました。しかし、委員会で全会一致で採択された陳情が本会議では継続審査に決定されることが続いています。委員会の決定と本会議の決定が違うことはあり得るのですが、委員長報告に異議申立てや反対意見もなく委員会の決定が否定されることは納得できません。委員会の決定に対する会派の意見を述べて態度表明することは、議会運営上当然ではないでしょうか。例えば本年3月13日の厚生常任委員会では、陳情第247号、第253号、第258号、第1116号及び第1117号は、自民党、公明党は継続審査を主張しましたが、可否同数で委員長裁決となり、継続審査が否決された時点で両党は棄権の態度をとり、全会一致で採択となりました。ところが、本会議の委員長報告に対しては継続審査を否決されて棄権の態度をとった両会派から、何の主張もないまま議長はいきなり継続審査の主張から採決を行いました。議会運営委員会で議事運営については確認されており、議会関係者ならわかるかもしれませんが、本会議だけ傍聴している市民にとってはさっぱりわかりません。主権者である市民にわかるような議会運営がされるべきです。そのためには、委員長報告と違う意見については本会議で明らかにして採決に入るべきではないでしょうか。自民党と公明党には討論することを求め、市民にとって議会運営上わかりやすくするよう改善を求めます。

以上、議員各位の御賛同を求めて討論を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1116号、第1117号及び第1153号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第252号、第1003号及び第1145号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第9号は市営住宅の家賃滞納世帯へ住宅の明渡しと家賃の支払を求める訴えの提起であるが、市の説明では入居者の生活実態が見えてこない。市は相手側に「誠意がない」として訴訟もやむなしと判断したとのことだが、市民を相手取り、強制力を持った措置をとる際は、誠意うんぬんではなく、その悪質性を問題にするものとするため、相手側の暮らしぶりなどを調査し、滞納に至ったやむを得ない事情の有無を把握して、解決策を探っていくべきではないのか。

今年度から施行している耐震改修促進計画に基づき、市では戸建て住宅の無料耐震診断を始めたが、診断の結果危険だと判断された場合、費用を含め、解決策を提供できる体制は整っているのか。

また、いわゆる200年住宅と言われる長期優良住宅の申請について、今後の見通しはどうか。この住宅は建築コストが障壁となるが、平成27年度までに市内の耐震化率を9割にすることとあわせてPRしてほしいと思うがどうか。

旧板谷邸隣接地のマンション建設問題に代表されるように、市民、事業者、行政の景観に対する考え方は、当然食い違う部分があり、景観計画の基本目標にある、三者一体となったまちづくりというのは難しいものと感じられるが、市は計画施行からこれまで、どのような取組を行ってきたのか。

指定歴史的建造物の外観補修には、市から一部助成金が出るものの、維持・管理にかかる負担が大きいため、取り壊したいと考えている所有者もいる。一方で、北海道開拓の村に移築され、保存されている旧小樽新聞社の事例もあるが、このように取り壊さずに移築するにはどれくらいの費用がかかるのか。

また、所有者が移築を前提として市に建物の寄贈を申し出た場合、市として受皿となる用地を準備する考えはあるのか。

今後は、一度取り壊すもとに戻せない歴史的建造物や、重要眺望地点の維持・保全についての議論を深め、小樽らしい景観を長く後世に残すよう努めてほしいと思うがどうか。

JR小樽駅の利用者は、本市を訪れる多くの観光客を含め、年間約320万人に上っているが、数年前にエスカレーターは設置されたものの、エレベーターがなく、必ずしも高齢者や障害者に優しい環境にはなっていない。通常、交通施設のバリアフリー化に係る事業費は、3分の1が自治体の負担になるとのことだが、地域活性化臨時交付金を活用することで、本市財政に負担をかけずに事業の導入が可能であることから、今後、多くの市民、観光客が乗降する小樽駅舎のバリアフリー化事業を申請し、だれもが利用しやすい施設の実現に向け、取り組んでほしいと思うがどうか。

全国的に歩道橋の撤去に向けた取組が進んでいる中、大阪府では、通学路の指定区域でないことなど、設定した条件に合致し、地元住民の同意が得られたものについて撤去を進めているとのことである。高齢化が進む本市においても、歩道橋に不便を感じている人は少なくないが、これまで中央通歩道橋以外は撤去が進んでいない。市としては、道路横断時の安全確保の課題があり、すぐには撤去できないというが、できない理由ばかりを並べるのではなく、実際の利用状況や他都市における手法も調査し、一定

の基準をつくるなど、撤去に向け、具体的な条件整備を積極的に進めてほしいと思うがどうか。

開発行為区域内の道路は、市に帰属することになっているが、帰属されずにそのまま不動産業者に転売され、住民が買取りを求められたり、通行禁止にされたりと、大変不便を強いられる事例がある。市は開発行為許可申請の協議の際、市道認定基準を踏まえて、道路が市に帰属するかしないかの確認をするとのことだが、開発指導要綱にはそのような規定はない。市民が住宅用地を購入する場合、道路の帰属まで把握していないことも考えられるため、購入後の道路敷地のトラブルを防止し、市民が不利益をこうむることのないように、開発行為区域内の道路については、すべて市に帰属させるべきであり、そのための検討、研究を進めるよう求めるがどうか。

築港駅周辺地区の再開発地区計画は、新市立病院建設を前提として平成18年に変更されたが、仮に新病院を現病院周辺に建設することになった場合、用途変更はどのように行うのか。土地所有者の利益のためにも迅速な対応を望むがどうか。

量徳小学校と現病院の土地を利用して、一方を病院、もう一方を駐車場として整備した場合、間にあまる市道大通線上に空中通路をつくることも想定されるが、法令上、設置は可能か。

市道住吉線と市道大通線の交差点は、上り坂の終点になっている上に、交差部分がずれており、非常に見通しが悪くなっている。当該道路は都市計画道路とのことだが、改修して見通しを改善することはできないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第9号並びに陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号につきましては、採決の結果、賛成多数により議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決しました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第9号については否決を、そして今回提出された陳情第1154号及び継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号及び第1143号については、いずれも願意妥当につき、採択を求めて討論いたします。

まず、議案第9号訴えの提起についてであります。以下の理由から賛成できません。

一つは、訴えの相手側、債務者世帯の生活状況についてであります。家族構成は、本人58歳及び子供1人21歳の母子家庭、この世帯の年収は滞納期間別に見れば、平成17年度は未申告にて不明、18年度は本人が約113万円、息子が約61万円で、合わせて約174万円。19年度は、本人が約95万円、息子が約55万円、合わせて約150万円であります。20年度においては、本人が約92万円、息子が約142万円で、合計約234万円であります。ちなみに市民税は、19年度までは非課税世帯でありました。この親子世帯にとって生計を維持する上では、いかにも少ない年収であります。家賃の減免あるいは徴収猶予に該当する特別の事情はなかったのか。財産の有無はどうか。負債を抱えてはいなかったのか。再三にわたる催告など、担当者の御苦勞を多としながらも、誠意がないということをもって悪質な滞納、つまり訴えの提起に該当する案件であると言えるのかどうか。これが市長の提案説明、委員会における審査・審議においても詳細は不明であります。この親子の顔が見えてきません。

二つ目は、この一つ目に重なりますが、行政側が市民に対して強制処分の措置を講じようとするとき、

なおさらしっかりと生活実態を把握する、現況に即した措置でなければなりません。本件について所管の説明によれば、簡易裁判所に対する支払督促の申立てが本年3月30日、これが相手側に送達されたのは4月4日、そして相手側からの異議の申立ては、4月20日にされたそうであります。申立ての内容は、月々3万円の分割納入の申出、お願いだったそうであります。しかし、この支払督促命令の場合、異議の申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定により訴訟に移行するからとし、市は相手側と面談はあろうか、連絡さえしていません。面談することにより生活状況が見えてくる。事によっては支払命令の取下げが可能だったのかもしれませんが。

三つ目は、滞納家賃に対する疑義であります。滞納家賃は44か月分84万7,200円、月々おおむね1万6,400円から1万6,300円。ところが、平成18年4月分から9月分までの6か月間は月額3万7,700円と、約2.3倍にはね上がっています。理由は、公営住宅法第16条による収入申告がないことによるものとの説明でした。確かに同法第16条は、未申告の場合は近傍同種の住宅の家賃とする、このように規定しています。同年10月13日に本人から収入申告があり、10月分からは1万6,400円に戻っています。この第16条においては、収入申告がない場合は、同法第34条の収入状況の報告の請求を行えとも規定しています。第34条後段では、どのように規定しているか。入居者から収入申告がない場合は、雇主その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類の閲覧、記録を求めることができる、このようにされているではありませんか。平成18年度の家賃決定において、この第34条後段規定に基づく適切な処理がされたのかどうか。この点において大変大きな疑義が生じます。

四つ目です。支払督促の申立てにおける滞納家賃額の内訳に対する疑義が生じます。簡易裁判所に対する申立ては、3月30日と説明されました。ところが、その翌日、つまり3月31日ですが、本人の預金口座から本年3月分の家賃1万6,300円が引き落とされています。とすれば、裁判所に対する滞納家賃額、請求債権額は、この3月分を除いた84万7,200円だと説明されておりましたけれども、実は86万3,500円で申立てがされていたのではないのでしょうか。実に当たり前の疑問であります。申立ての却下を規定した民事訴訟法第385条第1項では、請求の一部につき支払督促を発することができない場合におけるその一部についても同様とする、つまり却下するとあります。

五つ目であります。本件に類する事案に対する我が党の基本的立場についてであります。悪質、反社会的な事案は別として、我が党は行政の側が市民を訴えることには賛成できません。私自身、長く北海道職員として税務の現場に身を置いてきました。御承知のとおり、税における強制処分には自力執行権が付与され、文字どおり強権的な処分を執行する現場であります。私がこの小樽に転勤してきたのは、昭和50年代半ばが過ぎていた昭和57年のときであります。記憶に間違いがなければ、その前後、現山田市長は市役所内で納税課長を務めておられたのではなかったでしょうか。税の仕事にかかわる者にとって最適の参考書であった我妻栄編の「国税徴収法精解」は、市長も何度となく目を通されたはずで、その我妻先生は、「真にやむを得ない場合の最後の手段。慎重の上にも慎重を期すること」などとした上、「よく切れるやいばを持つ者が自制することは、すこぶる困難だ」。「本書」つまり国税徴収法精解ですが、「これを戒めるために役に立つことを希望する」このように述べておられました。今、改めてその言葉の重さを考えています。

次に、本定例会に提出されている陳情及び継続審査中の案件についてであります。

陳情第1154号朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方については、御承知の方も多いように、同趣旨の陳情は前期に市議会に提出され、継続審査、審議未了、廃案となったものであります。実に継続審査の多い議会であります。本件陳情には、朝里が丘町内会、朝里川温泉町内会、身体障がい者療護施設あさりファミリア、豊倉小学校PTA、この4団体が今回は名を連ねて

います。陳情の趣旨は、昨冬だけでも7件を超えるスリップ事故が発生するという事故多発道路であること、冬期間の児童の安全確保、マンション、福祉施設、一般住居の住民にとって安全・安心の道路を願うものであります。建設常任委員会における現地調査においても、立ち会われた関係者が口々にその願いを訴えておられました。願意はまさに切実にして妥当、採択を求めます。

継続審査中の案件についての態度は、これまでも繰り返し願意妥当である旨主張してきました。改めて採択を求めるものであります。市当局も、議会も、こうした市民の期待にこたえるよう重ねて訴え、私の討論を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第9号並びに陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

**19番(佐々木勝利議員)** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)の地域説明会は、非常に参加者が少ないまま、既に半数以上の会場を終えているが、この状況について市教委はどう考えているのか。

また、昨年の当特別委員会において、今後の再編計画の対象となる就学前児童の保護者が、説明会に出席しやすくなるよう、託児スペースの設置を指摘したにもかかわらず、これまで実現に至っていない。説明会は7月22日まで続くが、こうした配慮に欠ける点が参加の少ない理由とも思われるため、現時点までの問題点を洗い出し、早急に対策を講じる必要があるのではないのか。

市教委は再編成を行うに当たっての考え方として、少人数学級への取組を掲げ、30人程度の学級を想定した配置を行うとの説明を繰り返すが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、1学級は40人と定められており、あたかも小樽だけが法律の枠を超えて30人学級になるといった誤解を与えるような説明は不適切ではないのか。

また、北海道の少人数学級実践研究事業を導入したとしても、基準となる児童・生徒数は35人である上に、少数のモデル校にしか適用されないものであり、すべての学校が対象となるかのような、都合のよい説明をする市教委の姿勢は問題と思うがどうか。

学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)に示されている学校再編の考え方には、少人数教育への取組として、北海道が行っている少人数学級実践研究事業に該当する条件を満たす学校を増やすことや、ティーム・ティーチングの充実拡大を掲げているが、これらについてはどの程度実現できる見通しなの

か。

適正配置による環境の変化が学力の低下につながることを懸念している保護者も多いことから、これらの事業を積極的に導入するなど、教育環境の充実を図り、その心配を払しょくすることが大切と思うがどうか。

来年度から、市内を六つのブロックに分け、それぞれ再編成に向けた協議を行うとのことだが、場合によっては他ブロックの学校のほうが近くなるというケースなども考えられることから、隣接するブロックとの調整については、柔軟に対応していく必要があると思うがどうか。

また、再編成の結果、居住地によっては、新たに指定された学校よりも、バスなど交通機関を利用して校区外へ通学したほうが通学時間が短縮されるなど、合理的なケースも想定されるが、その場合、個々の事情を勘案し、いわゆる特認として校区外通学を認める考えなのか。

素案では、15年後には20の小中学校が廃校となると見込んでいる。こうした廃校を有効利用している実例としては、広島県神石高原町にある小畠総合福祉施設があるが、そこは校舎をそのまま生かして、地域住民のニーズに応じながら、スペースを順次利用し、段階的に託児施設から高齢者支援施設までを整備している。ここは高齢者と子供を対象とした施設のため、世代間の交流が生まれており、高齢化が進んでいる本市においても、この事例に倣い研究してはどうか。

廃校後の跡利用については、市民の関心も高いため、市は、多くの活用例を情報提供し、地域住民の意見・要望に十分に耳を傾け、検討してほしいと思うがどうか。

廃校となった小学校を改修して、新たな中学校として再利用することも考えているというが、これは新築よりはるかに安価で整備ができることに加え、児童・生徒が現在の学校に通いながら、受皿となる新校舎の準備ができるというメリットがあると思われることから、再編が実施される際には、積極的にこの方法を取り入れてほしいと思うがどうか。

また、他の自治体では、廃校となった校舎を道外の企業に売却している事例もあるが、新たな企業が参入することは、まちの活性化にもつながるため、本市においても法人、個人を問わず多くの方々が入札に参加できるよう、ネットオークションによる売却も視野に入れて検討してみてもどうか。

小中学校の耐震化については、既に5校の実施設計に入っているほか、新たに2校の診断を行うこととなっている。しかし、以前に行った耐震化優先度調査では、これらの学校より順位の高いところもあるが、そうした学校の取扱いについては、どのように考えているのか。

また、現在、着手している7校については、適正配置計画との兼ね合いから、耐震化を終えてからの廃校は考えにくいことから、存続する可能性が高いと受け止めてよいのか。

就学援助は、経済的に困窮している家庭に対し、子供が通学する上で必要な学用品費などの援助を行う制度であり、前年の収入をベースに認定を行っているとのことである。しかし、昨今の景気悪化に伴うリストラや収入の激減により、教育費の負担が厳しくなっている家庭も多いことから、前年ではなく、本年分の収入見込みにより、年度途中でも申請することは可能なのか。

また、この制度のお知らせは、毎年配布しているとのことだが、わかりづらいとの声が多く、受給対象でありながら、申請していない人も見受けられる。今後は、表現やレイアウトを見直すとともに、さらなる周知を図り、制度が活用されるよう努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方については願意妥当、採択を求める討論を行います。

今定例会での日本共産党の質疑で明らかとなりましたが、教育委員会の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)のとおり事を進め、高島・手宮地区で小学校5校を2校に削減したとしても2校のうち1校は1学年2学級が確保されない。つまり、教育委員会のいう小学校であれば11学級以下の小規模校としてのスタートとなります。小規模校をなくすとして始めたこの適正化基本計画で、小規模校が初めから存在するとなれば、豊倉小学校、北手宮小学校、忍路中央小学校、張碓小学校などの関係者が学校の存続を求めていることに対して、教育委員会が小規模校だからという理由で否定している根拠がなくなります。この基本的弱点を内包していること自体、この計画は再検討しなければならない性質のものです。このことは今定例会で新たに明らかになったことです。みずからの計画で小規模校をつくるのですから、豊倉小学校をつぶす根拠はありません。議会としても陳情を採択し、教育委員会に再考を促すことが必要です。また、豊倉小学校をはじめ存続の要望が出ている学校については、再検討することが必要です。

この際、教育委員会の進めている学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)の持つ次の問題点について指摘いたします。

各学校などで現在行われている地域説明会で、1学級30人程度の学級で編制すると望ましい学校規模は、ここの地区では小学校は何校になる、中学校は何校になると説明しています。その際、1学級30人程度というのは、公募で選ばれた市民も参加した小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会から、一定の理想的な人数との答申をいただいているのを参考にしたと説明しています。しかし、在り方検討委員会の答申では、学級規模については何とっているか。40人という現行の法令上の上限はあるが、現状の30人前後を維持することが望ましく、学校配置の検討の際には、結果としてこの程度の学級規模が実現できるような努力と工夫、配慮も必要であると述べているだけで、あくまでも希望にすぎません。

御承知のように、学級編制の基準は法令で40人を上限と定めていることと、北海道が行っている少人数学級実践研究事業での35人学級があるだけです。それにもかかわらず、教育委員会の学級人数に関する説明は、この二つの学級編制の決まりにもかかわらず、何か30人程度の学級がこの学校編成で必ず実現できるかのような期待を抱かせるもので、無責任きわまりないものです。

現在、小学校1学級の児童数の平均は26.9人、中学校の平均生徒数は30.4人とのことです。これを学校再編計画で小学校27校を13校に、中学校14校を8校に削減することですから、小中学校とも統合された学校では、1学級の平均児童・生徒数は現在より多くなることは避けられません。にもかかわらず、1学級30人程度という表現で、特別委員会でのその上限、下限を聞いても説明しようともいたしません。説明したけれども、漠然としているとみずから認めています。30人学級ではなく、30人程度の学級編制と言っているのは、統合した際に1学級の人数が増えて約束が違くなったときの逃げ道をつくっているのではないかと思われません。

既に6月28日まで29回の説明が行われていますが、この説明会に参加された方々へ誤解を与えているのですから、誤解を解く適切な対応と、これから7月22日までの説明会で誤解を与え期待を抱かせるような説明を行わないよう要求し、討論といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

**24番(成田晃司議員)** 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

病院事業管理者は市長に対し、新病院の建設場所は量徳小学校と現在地が最適であるとの提言を行ったが、これは再編・ネットワーク化協議会に参加されていた医療関係者の総意と考えてよいのか。

この提言に関する量徳小学校関係者や住民への説明のため、現在開催中の学校適正配置に関する説明会に病院局職員も出席し、オール小樽で対応する姿勢は評価できる。しかし、再編計画に関する協議は、来年度以降であるが、その前に、適正配置計画との兼ね合いから、市長は病院建設予定地に関する判断を迫られることが考えられ、その場合には、地域住民や学校関係者の理解を得るめどについて、どのように考えているか。

また、今後、建設場所について市民の合意を形成するために、どのような段取りを考えているのか。

市は、新病院建設地の問題について、学校適正配置に関する説明会の終了後に、改めて地域に対し、説明の場を持つことを検討していると聞くと、当時、第1候補としていた量徳小学校と現在地を断念し、既に築港地区で計画を進めているという経過もあることから、きちんとしたスタンスを持たなければ、再び住民との意見の食い違いが生まれるのではないかと懸念している。

同校と現在地が候補地になり得る位置づけに再浮上したという考え方を明確にし、地域住民と話し合ってもらいたいと思うがどうか。

また、これに関する市の方針を固めた段階で、議会に対しても報告してもらいたいと思うがどうか。

新病院の建設場所について、病院事業管理者からの提言を受け、市長は「重く受け止める」と答えているが、建設予定地の選択肢は二者択一になったと理解してよいのか。

そうとさえないまでも、そこに向かう入り口には入ったと考えられないか。

また、新病院建設に向けた作業を再開する時期については、財政状況をにらみながらというが、平成20年度決算見込みで赤字額を圧縮していることや交付税の動向などを踏まえれば、完全な黒字になってからというのではなく、判断すべき時期が迫っていると思われる。新病院は市長公約でもあるため、ぜひ今年か来年には判断を示してほしいと思うがどうか。

平成15年に策定された新市立病院基本構想は、その後、国が示した公立病院改革ガイドラインといった外的要素の変化により、見直しが必要と思われる。市長も新しい病院のビジョンを示すとしているが、これは構想の見直しを想定したものではないのか。

新病院建設に向けた事業の再開には、再編・ネットワーク化協議会の結論を待つ必要はあるものの、基本設計自体は建設場所と規模・機能が固まれば可能と思うが、これに着手するための条件をどう考えているのか。

市立病院で働く医師をつなぎとめ、公的病院の役割を果たしていくためにも、統合新築に向けた作業を少しでも前倒しで行ってもらいたいと思うがどうか。

新市立病院の基本設計業務については、新病院建設計画の凍結に伴い、委託契約を解除しているが、今後、基本設計業務を再開する場合には、また当時の委託業者と契約しなければならないという契約上の拘束はあるのか。

市立病院改革プランでは、新たに就任した病院事業管理者の経営方針を的確に反映するため、経営企画部門を設置し、経営戦略会議において主要課題への対応を検討するとしているが、現在までの取組状況はどうか。

また、管理者は着任早々、新病院の必要性を表明しているが、現在、市民の間にその機運が高まっているとは言いがたい。実現に向けて今後、市民を巻き込んだ議論に発展させることが必要と思うが、管理者の視点から市民に望むことは何か。

市立病院改革プランの収支計画では、呼吸器科の医師2人を確保することを前提にしているが、いまだに補充できていないため、今年度の計画達成が危ぶまれる。4月に病院事業管理者が就任し、大学へ要請するなどの努力をしていると聞くが、見通しはどうか。

市は、これまで病院事業への財政的な支援は、財政健全化計画の範囲内で行う考えを示しているが、こうした厳しい経営状況を考慮して、さらなる支援をする考えはあるのか。

自治体病院は全国的に赤字経営が多いが、これは診療報酬の引下げをはじめとする国の医療政策に原因がある。自治体病院は不採算医療も担うなど、市民の医療を守る責務があることから、国に改善を求めていくべきではないのか。

再編・ネットワーク化協議会は、このたび病院事業管理者を委員長に迎え、市立病院と公的3病院で診療科のすみ分けについて話し合いがされていると聞くが、具体的にはどのような分担を考えているのか。

市内の医師でも、各病院が持つ診療の専門性を十分把握しているとは言いがたく、ましてや市民にはわからないため、患者が札幌の病院へ流れることにつながっていると聞く。地域の中で3次救急を除くあらゆる疾患を担うことは、市民の安心・安全の面だけではなく、診療報酬の確保にもつながることから、こうした課題を解決できるよう、協議会で十分議論を尽くしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情はいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第20号及び第21号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第20号監査委員の選任につきましては、平成21年6月29日をもって退職の承認をいたしました久末恵子氏の後任者として前田清貴氏を選任するものであります。

議案第21号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松田一郎氏、市川圭子氏、島常雄氏の任期が平成21年9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、議案第20号監査委員の選任に不同意の討論を行います。

2年前の4月に行われた市議会議員の選挙では、有権者の判断で小樽市議会の各会派の構成は、自民党は10議席、公明党、日本共産党は5議席、民主党・市民連合は4議席、平成会は選出された議員の話し合いで3議席、無所属が1議席と決まりました。その後、無所属の議員が自民党議員会の所属となったことは御承知のとおりです。

我が党は民主的議会運営を保障するため、有権者が判断した市議会の各会派の議席数に応じた議会人事の公平な配分を求めてきました。この点に照らして、平成11年から小樽市議会でも議席に応じた比例配分が実施されてきましたが、議長、副議長、監査委員の三役については現在も与党が独占し、比例配分になっていません。小樽市議会の議会人事のアンフェアな点の一つです。

さらに改善を要する点として、各種委員の割り振りで後志教育研修センター組合議会の議員、石狩西部広域水道企業団議会の議員、保健所運営協議会委員各1名は、議長、副議長、厚生常任委員長の、いわゆる充て職という理由で比例配分の対象になっていません。これも充て職の正当な根拠、各党間で合意した上で比例配分の対象にすべきことを我が党は主張しています。

与党の皆さんは、市長を支える与党として三役を任せてくれ、2年前の平成19年の選挙後の議会人事の構成で決まっていたことから、今回の監査委員の選任についても自民党の中の入替えだから自民党から選出する、こういう主張をされています。議会は主権者たる市民のものであり、それぞれの議員に負託された有権者の声を市政に反映させることが本来の役割です。議会では、野党はもとより与党も市長の行政をチェックするのが本来の使命であり、三役をすべて与党が独占し市長を支えるということでは、本来のチェック機能を弱めることになるので我が党は2年前に指摘をしておきました。これが絵にかいたように突如として今定例会に突きつけられたのは、市立小樽病院建設場所問題です。

今定例会での大きな焦点の一つとなったのは、市立病院建設場所問題で、築港ではなく小樽病院敷地と量徳小学校敷地が最適との並木病院事業管理者の提言を受けて、市長もそのことを重く受け止め、慎重に検討すると今定例会で表明したことでした。統一地方選挙後の2年だけを見ても、市長の大方針の転換を余儀なくされています。この問題での議会のかかわりを見ても、日本共産党以外の会派が市長の方針どおり市立病院建設場所を築港地区と強行してきた、これが議会のチェックとして正しい判断であったのか。議会の他の会派の皆さんも問われていることであります。市長を与党で支えたとした病院建設地問題での判断が間違っていたことを有権者の前に明らかにしたのではないのでしょうか。

この問題では、共産党と与党、事の経緯に照らしてどちらが本当の意味で市長を支える立場であったかは明らかであります。与党は逆のことをやったのではないですか。市長も人の子ですから間違えることはあるのです。これを与党も含めてチェックするのが議会の役目なのです。いろいろやじを飛ばしているようですが、悔しかったら討論してください。

私は、予算特別委員会の最終日に、この問題で質問させていただきました。今回の議論となった並木病院事業管理者の提言での市立病院建設地と、平成14年の第2回定例会で我が党の代表質問で古沢議員が提案した建設地は一致しているのです。仮に2年前、我が党が副議長に選出されていたならば、副議

長として見楚谷議長に、築港地区を前提とした市立病院の基本設計は無駄な予算の使い方になるから、市長に予算の撤回をしようではないかと進言していたはずですが、恐らく賢明な議長は、この進言に耳を傾け、市民から無駄な予算の支出だと裁判までかけられる恥ずかしいことは防げた可能性があります。また、監査委員となっていたならば、監査報告書等で指摘をしていたはずですが。

我が党として、市立病建設地問題では、議会で幾度となく中心部である現在地での建設を求めてきました。この場でそのときの議事録を一々引き合いに出して築港地区を推進した議員の皆さんを批判することはここではしません。人間だれしも誤りは避けられないからです。しかし、なぜこんな誤りが生まれたのか、その原因を見極め、二度とこのような誤りを繰り返さないことが肝心です。

しかるに、議会選出監査委員の問題で、市長を与党で支えるという既に破たんした2年前の理由を前提に自民党の枠内での入替えだからというのでは、反省の気持ちがないと判断せざるを得ません。こういうことでは、また誤りを繰り返し、市長の提案事項をチェックする議会としての機能を発揮できないのではないかと強く懸念するものです。我が党は議会人事の民主化と公正を求める立場から、この議案に同意できないことを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

議案第20号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、前田清貴議員の退席を求めます。

（25番 前田清貴議員退席）

**議長（見楚谷登志）** これより、議案第20号について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

**議長（見楚谷登志）** ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

**議長（見楚谷登志）** 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

**議長（見楚谷登志）** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第20号について同意することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

**事務局次長（佐藤正樹）** 1番秋元智恵議員、2番千葉美幸議員、3番鈴木喜明議員、4番吹田友三郎議員、5番大橋一弘議員、6番成田祐樹議員、7番菊地葉子議員、8番中島麗子議員、9番高橋克幸議員、10番斉藤陽一良議員、11番佐野治男議員、12番山田雅敏議員、13番佐藤禎洋議員、14番濱本進議員、15番井川浩子議員、16番林下孤芳議員、17番斎藤博行議員、18番山口保議員、19番佐々木勝利議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番横田久俊議員、24番成田晃司議員、26番大竹秀文議員、28番久末恵子議員。

**議長（見楚谷登志）** 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、鈴木喜明議員、菊地葉子議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

**議長(見楚谷登志)** 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票

そのうち有効投票 24票

無効投票 2票

有効投票中

賛成 19票

反対 5票

以上であります。

よって、議案第20号は原案どおり同意と決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(25番 前田清貴議員着席)

**議長(見楚谷登志)** 次に、議案第21号について採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「石狩湾新港管理組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては議長において指名いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、石狩湾新港管理組合議会議員に横田久俊議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま石狩湾新港管理組合議会議員に当選されました横田久俊議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「小樽農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された小樽市農業委員会委員の新谷とし議員及び横田久俊議員が、来る7月31日をもって辞任することに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽農業委員会委員に秋元智憲議員、大竹秀文議員を推薦いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「意見書案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第13号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号の提案説明を行います。

第1号及び第2号は、我が党提案のものです。

意見書案第1号は、消費税増税計画を撤回し、税制の転換を求めるものです。

消費税が導入されて今年で20年、税収は213兆円に達しています。政府は、1989年、消費税導入の際も、1997年、3パーセントから5パーセントに増税した際も、そして今回の2011年からの増税計画でも、社会保障のためと説明しています。しかし、サラリーマンの医療費の窓口負担、老人医療の窓口負担の引上げ、国民年金保険料の毎年の引上げ、厚生年金支給開始年齢の引上げ、さらに昨年4月には多くの国民の反対を押し切り、世界に例のない後期高齢者医療制度を強行するなど、社会保障は連続改悪され、消費税は社会保障のためでなかったことは明らかです。

国民に負担を求める一方、法人3税の減収は182兆円に達し、財界、大企業に対する減税や輸出戻し税など消費税の大幅な還付も行われています。

麻生内閣は、消費税増税と法人実効税率の10パーセント引下げをとという日本経団連の要求に対し、新年度税制関連法の附則に消費税増税と法人税減税を盛り込んでこたえようとしています。消費税は実質負担率で算出すると、例えば年収200万円の低所得者は1,500万円の高所得者の2倍の負担率になるという逆進性を持ち、社会保障には最もふさわしくない税制と言われています。

今さまざまな国民負担増がかぶせられているときに増税することは、1997年の増税時に経験したように、さらなる暮らしを圧迫するもので一層の景気後退を招くのは必至です。よって、今回の消費税増税計画を撤回し、社会保障の財源は、行き過ぎた大企業・大資産家向けの減税を是正するとともに、軍事費などの無駄を削るなど、歳出のやりくりで生み出すことを求めるものです。

意見書案第2号は、国保料(税)の引下げと国保制度の再建に関するものです。

現在、多くの自治体の国保料は、年収200万円台で年額30万円、40万円と負担能力を超える額になっています。国保料の滞納は全国的に453万世帯、加入世帯の2割以上に達し、滞納を理由に保険証を取り上げられた人が病院にかかれず重症化、死亡する事件が相次ぎ、大きな社会問題となっています。高すぎる国保料を引き下げ、事実上の国民皆保険制度の破たんというべき事態にある国保制度の再建は、待ったなしの課題です。こうした事態を招いた大もとは、歴代政府の社会保障切捨て政策にあり、1984年の国民健康保険法改悪以来、国庫負担率を削減し続け、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は大きく削減されています。

一方、同時期の1人当たりの国保料は2倍以上になり、国庫負担の削減と表裏一体で保険料の引上げが進んだのです。この間、構造改革による市場化、規制緩和で自営業者や農林漁業者が経営難に見舞われたこと、大企業による非正規労働者の大量解雇などで国保加入者が大幅に増えたことなどで、国保加入者の貧困化が進み、国保財政が悪化する悪循環を拡大してきました。

よって、高すぎる国保料を引き下げ、国保制度を再建するために、削減された国の社会保障制度予算

を復活することとあわせて、国庫負担を計画的に1984年以前の水準に戻すこと、低所得者への減額免除制度を拡充し、保険料算定方式も見直して所得に応じた国保料に改善すること、生活困窮者からの保険証取上げは直ちに中止することを求めるものです。

意見書案第3号は、4月実施の見直し要介護認定制度の撤回を求めるものです。

4月から実施した要介護認定制度の見直しが給付費を削減するためだったことが明らかになり、厚生労働省も申請者が希望すれば従来どおりの介護を認める経過措置をとらざるを得なくなっています。これは認定制度見直しに道理のないことを認めるものであり、新認定制度は撤回する以外にはありません。

新認定制度の変更では、コンピュータによる1次判定で調査項目を減らし、要介護1と要支援2を振り分ける判定をコンピュータに任せ、調査員のテキストも改訂しました。厚生労働省は、その理由を地域ごとのばらつきをなくするためとしています。厚生労働省の内部資料で「介護報酬改定のためには、さらなる財源確保策が必要」としており、そこでは認定の適正化を財源確保のための給付費縮減メニューに並べていたのです。さらに、1次判定で介護の必要なしとされた人が認定審査会の2次判定で重度に変更される割合を10パーセント減らすだけで約84億円、認定の適正化など介護給付の適正化をすれば200億円から300億円縮減できると具体的に書かれ、要支援2と要介護1の割合を5対5から7対3に軽度を増やす方法も明記されています。資料に書かれていたことが4月から実行され、実態とかい離している認定が大きな問題となっています。

よって、給付費削減ねらいの要介護認定制度の変更は撤回すること。この背景にある社会保障予算の削減路線を転換し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できる制度へ抜本的に改正することを求めるものです。

皆さんの御賛同をお願いして、意見書案の提案説明を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して意見書案第1号ないし第3号について討論します。

意見書案第1号は、消費税増税計画を撤回し、税制の転換を求める要望です。

内閣府は、2008年度の国民生活選好度調査を6月19日に発表しています。この調査は、国民生活の多様な分野において人々の意識を調べるもので、3年ごとに行っています。「暮らしよい方向に向かっているか」との問いに対して「全くそうではない」と回答した人の割合は、1978年の調査開始以来最多の40.5パーセントで、前回調査よりも16.1ポイント増えました。「老後に明るい見通しを持っているか」の質問には、「全くそうではない」と回答した人の割合は42.7パーセントで、前回調査より4.1ポイント増加し、これもまた調査開始以来最多でした。国民の暮らしに対する不安が強まっています。

このような中で、自民党、公明党は、今国会で2011年度までに消費税増税の法案を成立させると明記した法律を強行しました。与党は、消費税増税は社会保障の機能強化のためだと言っています。しかし、毎年社会保障の自然増分2,200億円を削減し続けていること自体、社会保障を悪化させてきたことは明白です。本当に社会保障のためなら来年度予算には盛り込まないというだけではなく、この削減をやめることをしっかりと方針に明記すべきであり、消費税増税の口実にすぎません。何よりも逆進性が強い消費税の増税は、構造改革で最も国に痛めつけられてきた若者、高齢者、ひとり親家庭などに重い負担を強いることとなります。財源を生み出すためには、株取引や配当への課税強化、行き過ぎた大企業減税をただすなど、所得再配分を図る社会保障にふさわしい方法を検討すべきです。

具体的な例を紹介します。消費税には輸出戻し税制度があり、巨大輸出企業が自動車やテレビを外国に輸出した場合、外国の客から日本の消費税をもらえないという理由で消費税分を還元する仕組みがあります。例えばトヨタ自動車の場合、最近1年間の売上高12兆792億円のうち70.6パーセントに当たる8兆5,294億円が輸出販売ですが、仕入れなどに入っているとされる消費税分年間約3,219億円が税務署から戻ってきます。全国で524ある税務署のうち赤字の税務署は9か所で、いずれも輸出大企業の本社所在地です。そもそも巨大輸出企業は、仕入れ先や下請に対して価格決定権を持っており、単価をたたくことができます。みずからは税務署に払わず、下請に押しつけた消費税分を払ったものとして仮定して企業に還付するのは、税制を利用した輸出補助金制度でしかありません。平成20年度の予算書によれば、トヨタなどの巨大企業に対する還付税金は全企業では4兆円で、消費税収入13兆3,387億円の3割に相当します。消費税の約3割を還付しているわけです。輸出戻し税制度を廃止すれば4兆円の税収が直ちに確保されます。このような大企業への優遇税制の根本的な見直しをして、庶民大増税はやめるべきです。

意見書案第2号は、国保料(税)の引下げと国保制度の再建に関する意見書です。

国保料が高すぎて負担能力を超える保険料が払いきれない世帯が急増し、国民皆保険制度が崩壊しつつあります。この背景には、歴代政府の社会保障切捨て政策があります。とりわけ小泉内閣が発足して以来、社会保障関係費抑制路線が始まり、初めて予算編成した2002年度は3,000億円、その後、毎年高齢化の進展などで自然に増加する分2,200億円を削減し続けてきました。抑制額の累計は2009年度予算まで含めると1兆8,400億円、この間生活保護の老人加算や母子加算が廃止になり、障害者自立支援法により障害者の自己負担増、サラリーマン本人と家族の医療費窓口負担3割導入、昨年からは75歳以上の後期高齢者医療制度開始と次々に改悪が進められてきました。

抑制路線への批判の高まりの下、与謝野馨財務・金融・経済財政担当相は「10年度予算では社会保障の自然増をそのまま認める」と表明しましたが、骨太の方針2009そのものを変える姿勢はありません。社会保障抑制路線をやめ、国保の国庫負担分を1984年以前の水準に計画的に戻すべきです。

次に、低所得者への減額免除制度の拡充です。国民健康保険の患者の窓口負担3割分については、災害や失業などで支払が困難な人に対し、患者負担の減免制度を市町村が独自につくることができると法律で決まっています。しかし、2006年度時点で1,818自治体のうち制度があるのは1,003自治体です。自治体の半数近くに制度がない背景には、各自治体の厳しい財政状況があり、減免制度に踏み出せない実態があります。とりわけ災害などの事情がなくても低所得者の医療を受ける権利保障のため、減免制度は重要です。厚生労働省も特別調整交付金を利用して負担分の一部政府負担を検討する方向で統一した運用基準を示し、モデル事業を実施する方向です。

また、小樽市の国保料の減免制度利用者は2008年度143件ですが、所得減による対象者はゼロです。本定例会の厚生常任委員会の質疑で明らかになりましたが、本市の減額免除制度の基準が生活保護基準を取り入れておらず、前年からの所得減4割を対象にするなど、他都市3割に比べて厳しい内容になっています。窓口負担や保険料など、国の責任でセーフティネットとして機能できるような整備が急がれます。小樽市国保特別会計の2008年度決算見込みでは5億8,000万円の黒字見込みとなり、我が党は国保料引下げを強く求めました。その結果、小樽市は、2009年度の当初国保料を見直し、1人年間1,500円の引下げを図りました。国保料は国の指針に基づいて決定しているといいますが、算定方式そのものを見直して、所得に応じた保険料に改善すべきです。

国民健康保険の保険証を取り上げられ、資格証明書を交付された人の受診抑制が広がっていることが全国保険医団体連合会の調査でわかりました。調査は、一般被保険者と資格証明書の交付を受けた人の100人当たりの年間受診率を比較したもので、45都道府県が回答した2007年度では、一般被保険者の受診

率794.9に対して資格証明書の人14.8と53分の1にとどまっています。調査を始めた2003年度から見ると、一般被保険者の受診率が年々上がっているのに対し資格証明書を交付された人の受診率は下がっており、格差が広がる傾向が見られます。昨年秋、親が国保料を払えないために保険証を取り上げられている子供が全国で3万3,000人もいることが大問題になりました。世論の批判が高まり、今年4月から中学生以下の子供たちには短期保険証が発行されるようになりました。小樽市は、我が党の質問にこたえて、市長の判断で今年1月から3か月早く短期保険証を発行したことは皆さん御承知のとおりです。その後、厚生労働省は、資格証明書発行世帯に対して医療を必要として窓口で申出があったときは市町村の判断で短期保険証を交付することができるかと各自治体に通知していますが、周知徹底がされていません。保険料を払うお金がない低所得者は医療を受けられなくてやむなしという実態です。生活困窮者からの保険証取上げは直ちにやめ、社会保障制度としての国民健康保険制度を再建することが重要です。

意見書案第3号は、4月から始まった要介護認定制度の撤回を求めるものです。

4月からスタートした新しい要介護認定制度の下で、危ぐされたとおり利用者の生活実態を反映しない軽度の認定が頻繁に出ています。小樽市でも新制度の認定結果では、486件中128件、26パーセントが軽度になっています。

ある認定審査員は、新制度では2次判定を行う審査会の権限が縮小され、1次判定の変更に厳しい制限が課されたので修正しきれないと言います。

初めて介護認定を受けたAさんは、歩行が困難で車いすを使っています。昨年ポータブルトイレに移ろうとして転倒し、こ関節を骨折し、立ち上がることも難しくなりました。それなのに認定結果は要支援2でした。詳しく見ると、ベッドから車いすに移る移乗が、介助されていない「自立」になっています。同居する家族は、Aさんが心配でホイッスルを持たせ、呼ばれたら支えるようにしています。なぜ介助をしているのに自立なのか。新制度では、利用者の状態を判断する認定項目は全部で74項目ありますが、そのうち移乗などの16項目は、介助の必要性から判断せず、実際に行われている介助で判断します。介助されたりされなかったりするときは、より頻回に見られる状況で判断します。Aさんの場合は、転倒の危険がある、車いすへの移乗は介助が必要ですが、より回数の多いトイレへの移乗は介助が行われていないから自立にされました。Aさんは自立とされた移乗が見守りに1段階上がるだけで、判定は要支援2から要介護2に上がり、1か月に利用できるサービス限度額は約9万円も違います。

厚生労働省は、新制度への批判を受け、希望すれば従来の認定を継続できるように経過措置を講じました。しかし、新規の申請者は全く救われない上に、新制度検討会が終われば経過措置は打ち切りです。根本的な見直しができる保証はありません。しかも、小樽を含めて多くの自治体では、従来どおりの認定を選んだ利用者に、新制度による認定結果が通知されていません。利用者には情報を知らせて新制度の検証をするべきです。介護認定によるサービス抑制はやめてケアマネジャーの研修を充実させ、現場をよく知る専門家に必要なサービスの判断をさせていくことが本当ではないでしょうか。背景にある社会保障の抑制をやめ、だれもが安心して地域で住み続けられるよう介護保険制度の充実が求められます。

以上、全会派の皆さんの御賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時30分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 成 田 晃 司

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成 2 1 年小樽市議会第 2 回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成２１年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

消費税増税計画を撤回し、税制の転換を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し

政府は1989年消費税の導入の際も、1997年の3パーセントから5パーセントへの増税に際しても、そして今回の2011年からの増税計画でも、消費税は社会保障の財源確保のためと言います。しかし、消費税導入以来の20年間、サラリーマンの医療費の窓口負担は1割から3割に、国民年金の保険料は月額7,700円から1万4,660円に、厚生年金の支給開始年齢は60歳から65歳に、老人医療の外来の窓口負担は月800円が毎回1割又は3割負担となり、昨年4月には年齢で差別医療を押し付ける後期高齢者医療制度まで強行しました。消費税が社会保障のためなどでなかったことは明白です。

実際に消費税は、1989年の導入以来2008年度までの税収が213兆円に上る一方、法人3税の減収総額は182兆円に達し、国民が払った消費税のほとんどが、財界・大企業・大資産家の減税財源に消えたのです。

日本経団連は、消費税増税と法人実効税率の10パーセント引下げの要求を掲げ、麻生内閣は新年度税制関連法の附則に消費税増税と法人税減税の計画を盛り込んで、財界の要求にこたえようとしています。

もともと消費税は、低所得者には負担が重く、大資産家には軽いという性質(逆進性)を持っています。まさに暮らし破壊、福祉破壊の税制であり、社会保障にもっともふさわしくない税制といわれています。

よって、政府に、以下のことを要望するものです。

記

- 1 今回の消費税増税計画を撤回すること。
- 2 社会保障の財源確保のためには、行き過ぎた大企業・大資産家向けの減税を是正するとともに、軍事費などの無駄を削るなど歳出のやりくりで生み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国保料（税）の引下げと国保制度の再建に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

今、多くの自治体の国保料（税）は、年収200万円台で年額30万円、40万円もの負担を強いられるなど、住民の負担能力をはるかに超える額となり、国保料（税）の滞納が、全国的に453万世帯（北海道は20万世帯）、加入世帯の2割（北海道は22.6パーセント）以上に達しています。滞納を理由に保険証を取り上げられた人が、病院にかかれず重症化・死亡する事件も各地で続発しています。高すぎる国保料（税）の引下げと、事実上国民皆保険制度の破たんというべき事態にある国保制度の再建は待たなしの国民的課題です。

こうした事態を招いた大本は、歴代政府の社会保障切捨て政治です。加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、低所得者が多く加入する国保は、国の適切な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。

ところが、歴代政府は、1984年の国保法改悪で、国保への国庫負担率を、医療費の45パーセントから38.5パーセントに削減し、その後も事務費や保険料軽減措置などへの国の財政支出を廃止・削減してきました。

その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出は、49.8パーセント（1984年度）から30.4パーセント（2005年度）に減っています。同時期に、一人当たりの国保料（税）は、3万9,000円から8万円へ、2倍以上となりました。国庫負担の削減と表裏一体で国保料（税）の高騰が進んだのです。

また、この間、大企業の雇用破壊により、失業者や非正規労働者が大量に国保に加入しています。「構造改革」による市場化・規制緩和は、自営業者や農林漁業者の経営難も加速しました。国庫負担の削減による財政悪化と国保加入者の「貧困化」があいまって、国保料（税）が高騰し、滞納者が増え、国保財政が悪化する悪循環を拡大してきたのです。

よって、政府と国会におかれては、以下の緊急対策を講じるよう要望します。

記

- 1 高すぎる国保料（税）を引き下げ、国保制度を再建するために、「構造改革」によって削減された国の社会保障予算を復活すること。あわせて国庫負担を計画的に1984年以前の水準に戻し、だれもが払える国保料（税）に改めること。
- 2 低所得者への減額・免除制度を拡充し、保険料算定方式も見直して、所得に応じた国保料（税）に改善すること。
- 3 生活困窮者からの保険証取上げは、直ちに中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

4 月実施の見直し要介護認定制度の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員  
同  
同

成 田 祐 樹  
斎 藤 博 行  
新 谷 と し

厚生労働省が国民の強い反対を押し切って4月から実施した要介護認定制度の見直しが、介護保険の給付費を削減するためだったことが明らかになり、厚生労働省も、申請者が希望すれば従来どおりの介護を認める経過措置を言い出しています。これは、認定制度見直しに道理がないことを認めるものであり、見直しを「見直す」だけでなく、破たんした4期計画の新認定制度は撤回する以外にありません。

4月からの認定制度の変更では、コンピュータによる一次判定での調査項目を減らし、「要介護1」と「要支援2」を振り分ける判定をコンピュータに任せ、調査員のテキストも改定しました。例えば、「座位の保持」は、これまで、いすやベッドに足を下げて「10分程度」座れるのが目安だったのに、どんな姿勢でも「1分程度」座れば「できる」に分類されることとなります。

なぜ変更するのかについて、厚生労働省は、地域ごとの「ばらつき」をなくすため、介護給付費の削減の意図はないということでした。しかし、厚生労働省の内部資料で、「介護報酬の改定」のためには「更なる財源確保策が必要」としており、そこでは「認定の適正化」を財源確保のための給付費「縮減」メニューに並べていたのです。さらに内部資料は、一次判定で介護の必要なしとされた人が、認定審査会の二次判定で重度に変更される割合を10パーセント減らすだけで約84億円、「認定の適正化」など「介護給付の適正化」をすれば200億円から300億円縮減できると具体的に書いているのです。「要支援2」と「要介護1」の割合を5対5から7対3に軽度を増やす方法も明記しているのです。

厚生労働省は、この内部資料について「実現可能性を問わず」検討しただけだと言い訳をしていますが、実際に資料に書かれていたことが4月から実行されているのであり、国の言い逃れは通用しません。

よって、政府において、緊急に以下の措置を取るよう要望します。

記

- 1 給付費削減がねらいの要介護認定制度の変更は、介護保険をますます使いにくくするだけであり、撤回すること。
- 2 この背景にある社会保障予算の削減路線を転換し、コンピュータ認定ではなく現場の専門家の判断で必要な介護を提供できる制度へ抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	吹	田	友	三郎
	同	中	島	麗	子
	同	濱	本		進
	同	斎	藤	博	行

昨今、深刻な医師・看護師不足問題により、病院・診療所の閉鎖、診療科の閉鎖、病床数の削減が相次いでいます。

自治体病院は、へき地医療、救命救急医療、地域災害医療など、住民の命と健康を守る地域医療の中核を担っておりますが、医師・看護師不足に加え、地方財政の悪化と、本年度より全面施行される財政健全化法によって、赤字の病院経営から撤退し、又は経営規模を縮小する自治体が全国的に広がっています。

そもそも自治体病院の運営が困難に陥っている原因は、国の政策がもたらした医師・看護師不足、診療報酬の削減、地方交付税の削減等による自治体財政の悪化にあります。

こうした中、今日、人々を震かんさせている新型インフルエンザ対策でも、自治体病院がその大きな役割を担っていることはいうまでもありません。

今こそ、住民の命と暮らしを守る自治体病院の役割を評価し、診療報酬の引上げ、医師・看護師の増員、地方交付税の増額等、地域医療の中核的存在である自治体病院の安定的運営のための支援を強化することが重要です。

よって、政府において、地域医療確保と自治体病院充実のための財政支援の予算を大幅に増額されるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	鈴	木	喜	明
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

今、我が国は格差社会が進み、低賃金により働いても生活苦から逃れられない労働者層が増加しています。正社員から非正社員へと雇用が移り、今や労働人口の38パーセント弱が非正規労働者といわれ、1,000万人強が年収200万円以下での生活を余儀なくされています。

昨年度の中央最低賃金審議会では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での合意を受け、「生活保護との基準との整合性」「高卒初任給との均衡」を勘案し、賃金の底上げに向けて努力するという政労使合意がなされました。同時に、最低賃金法改正によって、地域最低賃金を「任意的設定」から「必要的設定」に位置づけを強め、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めることとなりました。最低賃金法違反に対しては、不払に係る罰則額の上限を50万円に引き上げ、「適用除外」とされた職種は「減額」に変更するなど大幅に見直されました。

その結果、昨年度の地域最低賃金は、全国平均で16円、北海道で13円の引上げとなり、全国平均で703円、北海道は667円となりました。しかし、法定労働時間満度に働いても北海道の場合は月額11万6,000円弱、年額でも139万円程度にしかならず、連合調査による「最低限の生活を保障水準（リビング・ウェイジ）」として示された「時間給840円、月額14万6,000円」とはほど遠いものとなっています。

地域最低賃金の大幅な引上げにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題です。特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体底上げは重要な課題です。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、少なくとも札幌市の生活保護基準と同額レベルなど、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏
	同	佐々木 勝 利

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びです。

しかし、核兵器はいまだに世界に約 2 万 1 千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていません。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有 5 か国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験をした北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年にかかれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請します。

記

- 1 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、全世界の核兵器廃絶に向けて取り組むこと。
- 2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3 核兵器の廃絶に向けて政府は核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保・拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方を縛る制度ではありません。既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が1/2から1/3に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。

また、就学援助受給家庭の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあり、就学援助制度・奨学金の充実が喫緊の課題です。

子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危ぐされ、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となって現れてはいけません。教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

- 1 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現とゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上 地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

地方分権改革に当たり地域経済等に配慮を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	斉藤	陽一良
	同	佐々木	勝利
	同	久末	恵子

政府は昨年12月12日の閣議において、地方分権改革に関し、地方分権改革推進委員会が提出した第2次勧告の内容通り決定しました。

その内容は、国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政・経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、今日の危機的雇用・経済情勢を考えると、国及び地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が地域経済には必要不可欠であり、その組織体制の維持強化を図るべきです。

地方分権改革は、本来、地域住民にとって重要であり、また、国と自治体との間で見直すべきものがあるとしたら、その整理は必要です。そして、地方分権を進めるに当たっては第1に「地方分権の理念」の明確化、第2に理念に基づく「国と地方の役割」の明確化が必要です。

具体的な視点として、住民生活の安定と向上が図られることを前提に、国民の安全と安心の公共サービスの確立、内需拡大のための地方経済の発展、地方のセーフティネットの確立、地域における雇用の維持・創出という観点が必要であり、何より「地方の目線」に基づく検討が必要です。また、国土の均衡ある発展、食の安定供給、産業振興などをはじめ公共サービスの質的・量的な低下を来さないことが重要といえます。

以上の観点から、地方分権改革の検討に当たっては下記の事項について取り組むことを要請します。

記

- 1 安全安心の公共サービスの質的・量的低下を招かないこと。
- 2 地方のセーフティネットの確立を図ること。
- 3 地方経済の発展に寄与すること。そのため、国の直轄事業を維持し、国の機関は維持すること。
- 4 事務・権限と財源を含めて制度設計を行うこと。
- 5 雇用の安定・創出に関する機関等を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	成 田 晃 司

政府管掌健康保険は、国が保険者として運営してきましたが、健康保険法改正により全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に移行し、昨年10月より国から切り離した公法人の管掌する健康保険制度に改められました。

制度の移行に伴い、全国一律の8.2パーセントであった保険料率は、今年9月より地域の医療費に応じて都道府県単位ごとに設定することになっていますが、厚生労働省の当初試算では、北海道が8.75パーセント、一番低い長野県では7.68パーセントとなることが明らかにされました。

こうした格差を是正するため、引上げ幅、引下げ幅を1/10に圧縮する激変緩和措置を取るとされていますが、北海道においては、今後も保険料率の上昇が危ぐされるところです。

また、協会けんぽ財源（都道府県支部所要保険料）は、年齢構成及び総報酬額（所得水準）により医療費や保険料収入に格差が生じることから、財源を全国調整することになっており、相互扶助という医療保険の趣旨を踏まえ、被保険者の責によらない医療サービスの偏在、供給体制、社会的要因及び自然的要因なども加味した制度とすべきです。

よって、政府及び北海道においては、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 協会けんぽの財源となる都道府県支部所要保険料の全国調整機能については、年齢構成及び所得水準（支部総報酬額）に加え、医療サービスの偏在など被保険者の責任によらない要因も加味した制度とすること。
- 2 地域医療の充実を図るとともに、北海道医療計画及び北海道医療費適正化計画を見直すなど、北海道が抱える医療課題を解決するために必要な努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

経済・雇用危機から雇用を守る対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

経済危機を背景に雇用の状況が一段と深刻化しています。厚生労働省の5月1日の発表(4月17日現在)でも、昨年10月から6月までに企業の雇い止めで失職が見込まれる非正規雇用の労働者数は20万7,381人に達し、3月の調査時から1万2,320人増となっています。このうち派遣が13万2,458人で63.9パーセントを占め、契約(期間工など)が4万4,250人、請負が1万6,189人となっています。派遣のうち、中途解除が5万9,875人とおよそ半数を占めており、違法解雇が横行する実態を改めて示しています。また、3月の有効求人倍率も前月比0.07ポイント悪化し、0.52倍(北海道は0.38倍)となっています。同日総務省が発表した3月の完全失業率も前月比0.4パーセント上昇し4.8パーセントとなり、完全失業者数は335万人で前年同月比67万人増、増加幅は過去最大となっています。

雇用を維持し、働く機会を保障することは文字通り急務中の急務です。政府も雇用保険の失業給付の改善など、「セーフティネット(安全網)」の改善に取り組んでいます。しかし、余裕のある企業までが非正規や正規の労働者を解雇し、失業者を増やしているのをそのままにしては、安定した雇用を実現することはできません。雇用を守る対策が必要です。

よって、政府と国会に、以下の抜本対策を緊急に実施するよう求めます。

記

- 1 輸出や生産が落ち込んだといっても余裕のある企業については、内部留保などを活用し、雇用を守るよう指導すること。
- 2 失業しても雇用保険の失業給付を受け取れるのが2割しかないといった異常状態を緊急に改善すること。最後の「命綱」となる生活保護制度を改善すること。働きたい人が仕事に就けるよう就労支援の対策を強めること。
- 3 労働者派遣法「改正」案は、登録型派遣を残しているなど不十分であり、改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏
	同	佐々木 勝 利

親の経済事情の悪化や困難で学費が払えず高校を卒業できない、あるいは入学できないといったことが大きな社会問題になっています。3月にはNHKテレビも「クローズアップ現代」で「貧しくて学べない」を特集しました。そこに登場した生徒は、新学期の授業料の目途が立たず、今の公的制度では救えないというものでした。

こうした事例は、この10年、貧困と格差の広がりに加え、昨年来の経済危機による収入減や「派遣切り」などで事態は一気に深刻化しています。私立高校の授業料滞納者はこの9か月間で3倍、約2万5,000人にも達しています。

憲法は「等しく教育を受ける権利」（第26条）を保障し、教育基本法は「経済的地位」による「教育上（の）差別」を禁じています（第4条）。高校進学率は97パーセントを超えており、卒業は就職にとって事実上不可欠の条件となっています。家庭の経済的事情で退学する若者を出さないことは社会の使命であり政治の責任です。

政府も国会での質問に対して「何としても避けなければならない」「最大限努力する」（河村官房長官）と答弁しています。

よって、国及び北海道が、以下の緊急対策を講じるよう要望します。

記

- 1 学費滞納を理由にした退学や除籍を回避するため、延納などの手を尽くすこと。
- 2 高校生救済のための無利子奨学金制度を拡充すること。
- 3 公立高校授業料の減免措置制度の拡充を行うこと。
- 4 通学費補助制度の創設や奨学金制度の拡充、外国籍の生徒への支援など実態に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

景気悪化の直撃から学生を救う緊急対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	齊 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	古 沢 勝 則
	同	久 末 恵 子

昨年来の景気の急激な悪化の下で、経済的理由による大学の入学辞退や退学・休学が急増し、大学教育に深刻な影響が生まれています。

こうした中で、新たに学生への緊急支援策を講じる大学が広がっています。アンケートに回答を寄せた175大学のうち35校（うち私立大学が26校）が学費を減免したり、給付制奨学金を支給するなどの制度を拡充したという調査もあります。2年連続で学費を見直し、30万円近く値下げするなど、学生全体を対象に負担軽減に踏み出した私立大学もあります。しかし、これらの大学の新たな支援策は身銭を切ったのものであり、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすにはおのずから限界があります。

他方、学生支援機構は奨学金の返済滞納者のブラックリスト化を進め、それに同意しない学生には奨学金を打ち切るという対応を取っています。このため多くの学生が不安にかられ、それを理由に進学を断念する事態も生じています。

よって、国、関係機関に、以下の緊急対策を求めます。

記

- 1 学生支援機構が進めるブラックリスト化など奨学金の強引な回収強化策は中止し、現行の奨学金返済の猶予制度を、厳しい雇用情勢を考慮して弾力的に運用するとともに、無利子奨学金の採用枠を拡充すること。
- 2 国立大学・高専への運営費交付金を増額し、学費減免枠を広げること。私立大学の学費負担軽減策に対して、経常費補助とは別枠で、緊急補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	鈴	木	喜	明
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

現下の厳しい雇用状況の中、求職や各種助成金の申請、職業訓練の申込みなどで、地域のハローワークの窓口は、大変な混雑を呈しており、中には窓口で 3 時間、4 時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られます。

また、休日・夜間の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実態も見られます。

こうした状況に対応するため、今般の「経済危機対策」においてハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実・強化することが決定されています。

については、下記の点に配慮の上、機能強化を図るよう強く要請します。

記

- 1 ハローワークの職員や、相談員の増員に当たっては、単に窓口業務が集中する都市部に重点配分するだけでなく、地方のハローワークの業務の実態に応じて、適切な配分を行うこと。  
また、雇用調整助成金の窓口相談に当たっては、つなぎ融資の制度などについても、適切な情報提供を行うよう努めること。
- 2 地域の実情に応じて、夜間、休日の窓口業務の開庁を行うなど機能強化を図ること。
- 3 ジョブカードの推進に当たる職業訓練情報等連携推進員については、ジョブカフェなどへの重点配分を行い、若者、学生などの就職相談機能を強化すること。
- 4 雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化するとともに、アウトリーチの相談体制や、必要に応じて社会保険労務士の活用を図るなどきめ細かな体制整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 6 月 29 日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

# 平成21年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成21年6月10日～平成21年6月29日(20日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会			本 会 議		
				付 託 年月日	付 託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
1	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
2	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
3	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
4	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H21.6.10	市長	H21.6.17	総務	H21.6.23	可決	H21.6.29	可決
5	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H21.6.10	市長	H21.6.17	建設	H21.6.23	可決	H21.6.29	可決
6	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H21.6.10	市長	H21.6.17	厚生	H21.6.23	可決	H21.6.29	可決
7	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
8	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H21.6.10	市長	H21.6.17	建設	H21.6.23	可決	H21.6.29	可決
9	訴えの提起について	H21.6.10	市長	H21.6.17	建設	H21.6.23	可決	H21.6.29	可決
10	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
11	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
12	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
13	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
14	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
15	平成21年度小樽市病院事業会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
16	平成21年度小樽市水道事業会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
17	平成21年度小樽市下水道事業会計補正予算	H21.6.10	市長	H21.6.17	予算	H21.6.22	可決	H21.6.29	可決
18	工事請負契約について	H21.6.10	市長					H21.6.16	可決
19	小樽市非核港湾条例案	H21.6.10	議員	H21.6.17	総務	H21.6.23	否決	H21.6.29	否決
20	小樽市監査委員の選任について	H21.6.29	市長					H21.6.29	同意
21	人権擁護委員候補者の推薦について	H21.6.29	市長					H21.6.29	同意
意見書 第1号	消費税増税計画を撤回し、税制の転換を求める要望意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	否決
意見書 第2号	国保料(税)の引下げと国保制度の再建に関する意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	否決
意見書 第3号	4月実施の見直し要介護認定制度の撤回を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	否決
意見書 第4号	地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第5号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第6号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第7号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保・拡充を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第8号	地方分権改革に当たり地域経済等に配慮を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第9号	全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第10号	経済・雇用危機から雇用を守る対策の強化を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書 第11号	学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第12号	景気悪化の直撃から学生を救う緊急 対策を求める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
意見書案 第13号	ハローワーク機能の抜本的強化を求 める意見書(案)	H21.6.29	議員					H21.6.29	可決
その他会議 に付した事 件	石狩湾新港管理組合議会議員の選挙							H21.6.29	当選
	小樽市農業委員会委員の推薦							H21.6.29	推薦 決定
	経済の活性化について(経済常任委 員会所管事項)				経 済	H21.6.23	継続 審査	H21.6.29	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事項)				厚 生	H21.6.23	継続 審査	H21.6.29	継続 審査

# 陳情議決結果表

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出日 年月日	委員会		本会議	
			議決日 年月日	結果	議決日 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.6.4	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出日 年月日	委員会		本会議	
			議決日 年月日	結果	議決日 年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1153	生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書提出方について	H21.6.15	H21.6.23	採択	H21.6.29	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21.6.15	H21.6.23	継続審査	H21.6.29	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H21.6.24	継続審査	H21.6.29	継続審査

市立病院調査特別委員会  
陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5 ~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H21.6.25	継続審査	H21.6.29	継続審査
187 ~ 219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H21.6.25	継続審査	H21.6.29	継続審査
220 ~ 243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H21.6.25	継続審査	H21.6.29	継続審査
248 、 249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H21.6.25	継続審査	H21.6.29	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H21.6.25	継続審査	H21.6.29	継続審査